鳥栖市史　目次

I　概　説……一
II　地　誌……九
1　自然環境……九
(1)　地形と地質……九
(2)　気候と災害……一六
a　四季の変化と生活……一六
b　水害と干害……一八
2　諸地域……二四
(1)　筑後川流域の集落……二九
a　水屋集落……二九
b　開発と治水……二四
c　洪水との戦い……三一
d　条里集落……三五
(2)　洪積層台地の集落……三九
(3)　扇状地の集落……四一
a　神辺扇状地の集落……四一
b　養父扇状地の集落……四三
(4)　谷底平野の山村生活（大木川上流の河内町）……四五
a　河内町の集落……四五
b　土地利用……四六
c　挙家離村（向都離村）……五〇

〈表紙題字　平川朴山〉

3　交通の要地としての鳥栖市……五四
a　交通幹線の東漸と分岐点の南進……五五
b　道路交通と企業の立地……五六
Ⅲ　原始時代……六一
1　先土器時代……六一
2　縄文時代……六三
(1)　縄文時代の生活と文化……六三
3　弥生時代……六九
(1)　弥生時代の文化と社会……六九
(2)　大陸との通交……七三
(3)　小国家の分立……七三
(4)　弥生時代の鳥栖地方……七五
a　高原川水系の遺跡……七五
b　秋光川水系の遺跡……七六
c　山下川水系の遺跡……七六
d　本川川水系の遺跡……七七
e　その他の河川水系の遺跡……七八
f　永吉低段丘遺跡……七八
g　曽根崎低段丘遺跡……七八
h　鳥栖低段丘遺跡……七九
Ⅳ　古代……八五
1　古代国家の形成……八五
(1)　大和朝廷の成立……八五
(2)　国土の統一……八六
(3)　大和政権と鳥栖地方……八七
a　大和政権の伸長……八七
b　大和政権への対応……八八
c　県主と国造……九二
(4)　大陸との交渉……九四
a　朝鮮半島への侵出……九四
b　倭五王……九四
c　漢部郷の造兵所……九五
(5)　古墳時代の文化……九五
a　古墳の築造……九六
b　古墳文化……九六
c　住居と集落……一〇二
d　用具……一〇三
e　交通……一〇四
f　祭祀……一〇五
2　古代国家の発展……一一〇
(1)　古代国家の動揺……一一〇
a　内政外交の動揺……一一〇
b　磐井の反乱……一一一
c　任那の滅亡……一一一
(2)　大化の改新……一一三
a　仏教の伝来……一一三
b　聖徳太子の政治……一一三
c　大化の新政……一一三
d　大宰府と基肄城……一一三
(3)　律令国家の確立……一一七
a　近江の都……一一七
b　壬申の乱……一一八
c　大宝律令……一一八
(3)　律令制下の鳥栖地方……一一九
a　肥前国……一一九
b　鳥栖地方の郡と郷……一二〇
c　鳥栖地方の条里制……一二三
d　軍備……一二四
e　産業と文化……一二六

3 古代国家の衰微……一三〇
(1) 荘園の発達……一三〇
a 荘園の発生……一三〇
(2) 地方政治の乱れ……一三三
a 平安時代の肥前国の政情……一三三
c 武家社会への胎動……一三三
(3) 神社と仏教文化……一三六
a 神社……一三六
b 鳥栖地方の荘園……一三一
b 農民の困窮……一三三
b 仏教文化……一三七
V 中世……一四三
1 鎌倉幕府の成立……一四三
(1) 鳥栖地方の地頭御家人……一四三
a 曽祢崎氏……一四四
(2) 地頭御家人の生活——藤木氏の娘とその継母……一四一
2 荘園制の展開……一四四
3 鳥栖地方御家人の動向……一五八
(1) 元寇……一五八
a 鳥栖地方御家人の出陣……一五八
c 岩門合戦と鳥栖地方の御家人……一六三
(2) 神領興行法の施行……一六六
a 神領興行法……一六六
b 綾部氏……一四九
b 元寇の恩賞……一六一
b 千栗八幡宮と御家人国分季高……一六七
c 宇佐八幡宮と御家人大河幸蓮……一六六
(3) 鎮西探題と土々呂木氏……一六六
4 鳥栖地方の南北朝合戦……一七三
(1) 南北朝争乱の幕あけ……一七三
(3) 小領主の闘争……一七三
5 南北朝の進展と幕府統治……一八二
(1) 鳥栖地方の政治的地位……一八二
a 南朝と鳥栖地方……一八二
b 鎮西管領の施政……一八三
(2) 観応政変と鳥栖地方……一八四
(3) 荘園制の動揺……一八九
(4) 征西府の全盛と九州探題今川了俊……一九二
6 戦乱の時代……一九九
(1) 戦乱を追って……一九九
(2) 合戦と恩賞……一七七
(3) 龍造寺氏の台頭……二〇三
(4) 鳥栖地方と筑紫氏……二〇一
(5) 豊臣秀吉の全国統一……二〇八
(4) 荘園制の崩壊……二〇四
VI 田代領の政治と経済（前期）……二一五
1 戦国期の田代地域……二一五
2 田代地域の太閤検地……二二五
3 対馬藩田代領の成立……二二七

4 田代領の慶長検地……二一三
5 柳川事件と園部村所属の変遷……二一九
6 田代代官制の改革と所領構造……二三六
(1) 田代代官制の整備……二三六　(2) 田代領の支配機構……二四〇
(3) 地方三役・町役人の様相……二四四
7 対馬藩の寛文改革と田代領……二四八
(1) 対馬藩の寛文改革……二四八
(2) 肥前田代領の改革……二五一
a 寛文延宝期における貢租量……二五一
8 延宝、天和期の貢租制度……二六九
(1) 郷村の貢租……二六九　(2) 田代町・瓜生野町の状況と町方の貢租……二七六
9 定免制の実施……二八一
(1) 定免制の確立過程……二八一　(2) 定免制の内容……二九〇
10 元禄期田代領と本藩との財政上の関係……二九四
11 園部村、再び対馬藩領となる……二九八
12 享保初期における田代領……三〇一
(1) 法令、年貢、人口など……三〇一　b 宗門改のこと……三〇一
a 公儀法度の取扱い……三〇一　c 領内法度の取扱い……三〇三
d 所領規模……三〇三
e 田畠屋敷の石盛……三〇四
g 商売免札と諸営業……三〇六　i 町方の機能……三〇九
k 田畠質入れの進行……三一三
(2) 郷村の状況……三一五
13 田代領における享保期の改革……三一九
(1) 借銀借米の進行……三一九　(2) 改革の実施……三二七
(3) 大庄屋・庄屋の入札……三三八　(4) 用銀に関する改革……三三六
(5) 借銀借米の相対化……三三九　(6) 改正に対する農民の要求……三四二
f 運上銀……三〇五　h 人口構成……三〇七　j 牛馬頭数……三一一
l 農作物の種類……三一四

Ⅶ 田代領の政治と経済（後期）……三四九

1 畠田、隠田畠の取締り……三四九
(1) 畠田の取締り……三四九　(2) 隠田畠の摘発……三五四
2 延享・宝暦期における領民の困窮化……三五九
(1) 延享一揆……三五九　(2) 郷村衰微の進行……三六六
(3) 町方衰微の状態……三六八　(4) 人口変動……三七三
(5) 奉公人の増加……三七六
3 宝暦期における領政改革……三八〇
(1) 大庄屋、庄屋の総辞職願い……三八〇　(2) 改革の開始……三八二
(3) 奉公人の統制……三八五　(4) 郷村改革……三八八

(5) 庄屋給改正……三九二
4 宝暦末・天明期の郷村の状況と諸改革……三九八
(1) 郷村の状況……三九八
(2) 安永期における改革……四一六
(3) 天明期の改革……四二三
a 改革の基調……四二三
(4) 奉公人の賃金統制……四三一
5 寛政期の貢租制度と郷村……四三九
(1) 徴租法の改正……四三九
(3) 借銀借米の統制……四四四
6 藩札の発行と田代用達商人……四五七
(1) 田代領の用達商人……四五七
7 皿山仕法と日田商人……四六九
(1) 文政騒動……四七三
(3) 産物主法方の設置と反対一揆……四八七
(5) ロシャの対馬侵略への対応……四九八
(6) 徴税法の改革……三九三
b 郷村町方に関する改革……四三五
(5) 天明期の皿山仕法計画……四三三
(2) 郷村、町方の状況……四四四
(4) 未納差延米の強制徴収……四五一
(2) 藩札の発行……四六一
(2) 田代銀会所・生蠟会所と日田商人……四七九
(4) 幕末期における田代領の地主制……四九一
Ⅷ 田代領の文化と売薬……五〇二
1 田代領の文化……五〇二
(1) 田代の俳壇……五〇四
2 藩校東明館……五一二
3 田代の藩学と広瀬淡窓……五一四
4 田代領における売薬業……五一八
(1) 売薬渡世の発覚……五一八
(2) 売薬業の成立・定着……五二三
Ⅸ 佐賀藩領の通史……五三五
1 佐賀藩の成立と轟木御番所……五三五
2 開発の進展と農村支配体制……五三五
3 農民生活の窮乏と享保飢饉……五四九
4 中期における藩制の展開……五六四
5 天保改革と鳥栖地方……五八七
Ⅹ 鳥栖地方の明治維新……六〇五
1 新しい地方行政の実施……六〇五
(1) 廃藩置県と戸籍編成……六〇五
(3) 佐賀の乱と鳥栖地方……六一四
2 地租改正と三新法……六一九
(2) 過渡期の大区・小区制……六一〇
(2) 三新法の地方自治……六二三

3 国民教育の発足……六三一
(1) 学校教育の成立……六三一
(2) 初等教育普及の実態……六三八
XI 明治前期の農村と農業……六四七
1 明治初年の農業の状態……六四七
(1) 上ノ村と下ノ村……六四七
(2) 農家と耕地……六五三
(3) 役畜と農具……六五五
(4) 農業生産の概況……六五七
2 勧業談話会（農談会）と農事試験……六六一
3 明治前期の農業の発展……六六九
(1) 作物表と収穫量の増加……六六九
(2) 小松農談会……六七三
勧農に関する俗謡・天気予知の俗諺……六七九
XII 明治前期の製蠟業と売薬業……六八三
1 櫨栽培と製蠟事業……六八三
(1) 明治前期の製蠟業……六八三
(2) 櫨栽培と櫨実の生産……六八九
2 明治維新と売薬業の急展開……六九五
3 売薬業の試練と停滞……七〇四
XIII 鉄道開通と鳥栖町の成立……七一五
1 鳥栖・田代駅の開設過程……七一三
2 鉄道開通による産業上の影響……七三七
3 水田農業の発展……七四四
(1) 明治後期―大正期の農業……七四四
(2) 水田造成と水害防止……七四九
(3) 産米改良と寄生地主……七五四
(4) 農具・肥料の発達……七五六
XIV 明治国家の確立と鳥栖地域……七六三
1 明治国家と「市制町村制」……七六三
2 寄生地主制の確立……七七一
3 鳥栖地方五カ村の発足……七七六
4 明治中期の村財政……七八三
5 国民教育の展開……七九一
6 明治後期の村財政……七九九
XV 地場産業と巨大資本の進出……八〇七

1 製蠟事業および櫨栽培の推移……八〇七
(1) 製蠟事業の推移……八〇七
(3) 製蠟事業の衰退……八一八
2 売薬業の再編……八一三
3 片倉製糸の進出……八三一
4 日清製粉の進出……八三九
XVI 大正期における発展の諸相……八四七
1 大正デモクラシーの息吹き……八四七
2 農業団体の発足と拡充……八五五
3 中等教育・公民教育の発達……八六一
4 鳥栖町の発展と郡制廃止……八七〇
XVII 寄生地主制の動揺——基山小作争議の顚末——……八七九
1 背景・小作農家の農業と生活……八七九
2 発端・農民組合の結成……八八六
(2) 櫨栽培の変遷……八一五
3 展開・小作争議の経過……八八四
4 結果・調停成立と一部の脱落……九一〇
XVIII 恐慌・戦時下の鳥栖地方……九一九
1 農業恐慌と自力更生運動……九一九
2 戦争の暗雲とインフレ景気……九二六
3 戦時下の産業と生活……九三五
(1) 深刻化する戦時統制……九三五
(2) 売薬業における統制……九三九
(3) 農業における統制……九四二
(4) 国民生活の荒廃……九四八
XIX 鳥栖市の成立と発展……九五九
1 鳥栖市の誕生……九五九
(1) 戦後の民主主義的諸改革……九五九
(2) 鳥栖市の成立過程……九七三
a 五ヵ町村合併の経過……九七三
b 各町村の動向……九七六
2 鳥栖市政の発展……九八四
(1) 新市発展の基礎づくり—第一期市政—……九八四

(2) 工業化への前進―第二期・第三期海口市政―……九九一
a 鳥栖市建設十ヵ年計画……九九一
b 工場誘致のブーム……九九九
c 工場誘致のブーム……九九九
(3) 調整期を迎えた工業化政策……一〇〇八
a 長期財政計画の設定……一〇〇八
b 民生福祉面の強化……一〇一三
c 都市計画事業の推進……一〇一三
d 安原市長の退陣……一〇一五
(4) 総合計画への道……一〇一八

XX 鳥栖市発展の現状と課題……一〇二九

1 農業発展の諸問題……一〇二九
(1) 農地改革と農業展開の諸条件……一〇二九
(2) 農地の変化……一〇三〇
(3) 農機具の発展……一〇三四
(4) 農業生産の動向……一〇三七
(5) 農家の変貌……一〇四一

2 商工業の発展と課題……一〇四八
(1) 部門別工業発展の様相……一〇四八
(2) 在来企業と誘致企業……一〇五三
(3) 商業発展の特徴……一〇五四
(4) 商工業発展の課題……一〇五八

3 結び・「みどりの産業都市」……一〇六三

あとがき……一一七五

鳥栖市史年表(慶応二年まで)……一一七九

〃 〃 (明治以降)……一一二一

序に代えて

鳥栖市史の刊行は、昭和二十九年市制施行以来の懸案でしたが、同四十二年十月編さんに着手され、市民の皆さんをはじめ内外関係者の熱心なご尽力によってここにようやく本編の上梓に至りました。誠にご同慶にたえません。

その内容も、資料編四巻・研究編四巻と、今回完結をみた本編通史一巻におよび、全編を通じてご執筆いただいた諸先生は、いずれも斯界の権威十四氏にのぼり、その成果の豊かさと共に、聊か私共の自負するところであります。

関係各位のなみなみならぬご努力と、市民皆さんのご協力に厚くお礼を申し上げます。これらの歴史をひもとくとき、今日を築きあげた先人たちの知恵と労苦に啓示されることが多く、歴史は常に己の足下につながっていることに思いを新たにさせられます。

かけがえのない郷土の文化遺産を守りはぐくむことはもちろん、よりよい町づくりのための座右の書として本書を活かし、さらに精進したいと念ずるものであります。

昭和四十八年六月

鳥栖市長　原　忠實

にふえている。同様なことは基里村においてもみられ、昭和元年（一九二六）で小麦作付は七八㍍におよんでいる。

以上のようにみると、機械製粉においてはそれまで水車製粉―素麺業が一定の発達をとげていた地域の実状に対応する形態で大規模製粉工場の建設がなされたのであって、この点、養蚕製糸部門が独占資本の進出とともに蚕種製造・特約取引によって養蚕業における拡大が行なわれたのと対照的である。前者では機械製粉は、まず水車製粉との競争という形をとった。これは鳥栖で最初に大規模機械製粉工場を設立したのが、地域の実業家であったことにもうかがわれよう。しかしながら大正後半期が独占資本の確立期であったために、製粉業における独占資本の地域経済への進出と制覇の過程のなかで、製粉部門においても合併が行なわれ、地域経済を独占資本が支配する体制がすすんでいる。

注（1）（2）「田代村勧業統計書」明治三十五年
（2）「佐賀県統計書」明治三十五年
（4）以下主に酒井福松、村川嘉一「佐賀県の事業と人物」による。
（5）以下主に「日清製粉株式会社史」による。
（6）「日本農業基礎統計」二二七ページ。

XVI 大正期における発展の諸相

1　大正デモクラシーの息吹き

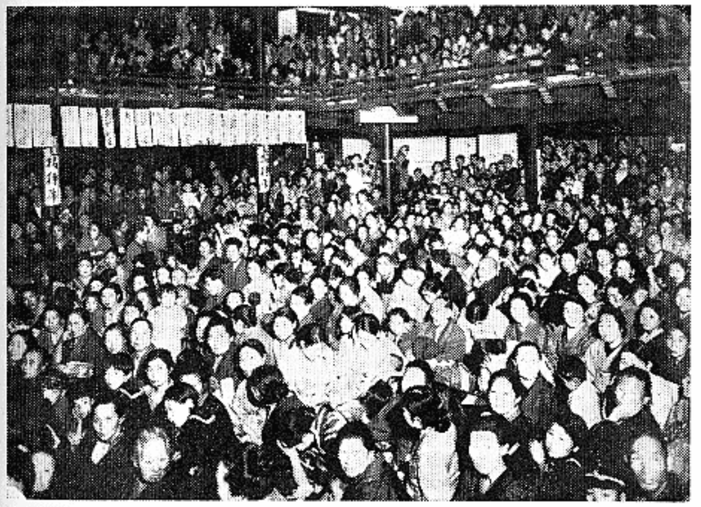
日露戦争が終わると、近代国家への仲間入りをするためにひたすら富国強兵へと駆け足をしてきた国民が、ようやく一息入れて個人を意識するようになってきた。一つは文学・思想・演劇等の分野において「自由」という問題が前面にあらわれてきた。他は政治経済の分野で権力や財力に対する抵抗、労働者の生活を擁護する運動など、「人権」への目ざめである。鳥栖地方でも郡役所その他の地方的小官衙が次第にふえ、片倉製糸はじめ近代的工場、会社、銀行などが設けられてきて、次第にホワイトカラーやブルーカラーが増加しつつあった。

そのような風潮の中で、佐賀県では明治四十三年（一九一〇）に電気業界の大きな発展があった。すなわち、それまで神埼郡広滝に水力発電所を設けていた広滝水力電気株式会社が、佐賀郡川上川に大規模な発電所を設けて九州電気株式会社と合併し、福岡市周辺にも電力を供給するようになった（九州電燈鉄道株式会社と改称）。鳥栖町に初めて電燈がついたのは、広滝水力時代の可能性もあるが、或る程度の普及をみせたのはこの福岡市への送電が始まってからのことであると思われる。

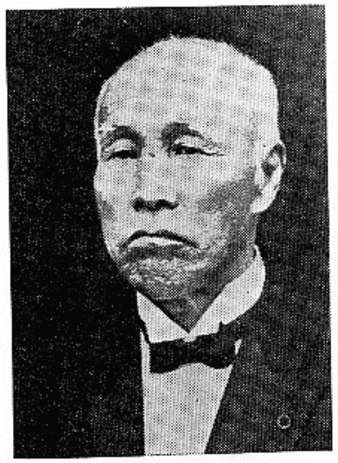
この電力はいうまでもなく、精米、製粉をはじめ製糸・織物・鉄工など工業用の動力を革新することでもあり、同時に夜学会や演芸会などの夜の集会を容易ならしめ、やがては活動写真の上映をもたらすことになった。そのような文化の灯は大正を画期として鳥栖地方でも大きく前進したのである。

その一つの象徴ともいうべきものが、大正三、四年のころに創設された大衆娯楽機関としての鳥栖座であろう。建物そのものは柳河から移築したといわれるが、ここが芝居狂言、講談、浪花節、活動写真の中枢となり、また後に述べる大正デモクラシーの政談演説会、あるいは昭和初期の農民大会場ともなったのである。明治末期に従来の祭文語りの調子に琵琶や浄瑠璃の節をとり入れた桃中軒雲右衛門や吉田奈良丸の浪花節は、大正期になると木村重友・天中軒雲月などの新調子を生んでひとつの絶頂期に達した。その主題は「赤穂義士銘々伝」「乃木大将」「清水次郎長」等々、忠君愛国でなければ義理人情の世界にとどまっていた。しかし「カチューシャの唄」が「船頭小唄」になり「籠の鳥」となっていったように、昭和になると寿々木米若の「佐渡情話」に代表される恋愛ものが新しく登場してくる。鳥栖座はそのような渦の中心となっていた。

他方、社会・政治の分野では大正に入ると早々から護憲運動、すなわち憲政擁護の民衆の要求が日々高まっていった。それは当時の政局は世に「桂園時代」と称せられる時期であって、元老山県有朋をバックとする桂太郎・西園寺公望によって代表される元老閥族の支配下にあり、政友会・同志会などという政党はあっても、これらの元老の推挙する首相の下で右往左往するにすぎなかった。しかも政治上の最大課題は日露戦争後における軍備大拡充か国民負担の軽減かという問題であり、ようやく国民教育の普及した民衆の大きな関心をひいていた。しかるに政局は元老の蔭の声によって左右されて、加うるにシーメンス事件などという国際的大汚職が起り、東京や大阪では民衆の騒擾はほとんど絶え間なくおこっていたといってよい。



写真XVI—1　昭和10年ごろの鳥栖劇場内部
（高尾保巳氏蔵）



写真XVI—2
大隈重信
（「大隈侯論集」から）

このような時期に登場してきたのが大隈重信であった（大正三年四月十六日内閣組織）。当時、彼は野に在ったとはいえ、早稲田の私邸には内外の政客が出入して、隠然たる勢力を有していた。それというのも彼は明治十四年（一八八一）薩長藩閥の勢力から参議の座を追われて以来、福沢諭吉とともに一貫して民権の伸長に努めてきたからである。その後、明治二十二年招かれて外相として不平等条約改正の衝にあたって右翼壮士に襲われて隻脚を失い、さらに三十一年には板垣退助と改進党を結成して、短命ではあったが最初の政党内閣を組織した経験があり、民衆の声望、期待が集っていたからである。(1)

彼は周知のように佐賀城内出身の高級士族であり、鳥栖地方とは直接の縁故はないようであるが、北茂安村中野には彼の旧配分地があり、同所の村民とはきわめて篤い交りをもっていたことが知られている。少し時代はさかのぼるが、『藤木小学校沿革史』には「明治二十九年（一八九六）四月二十五日大隈伯帰省ニ付送迎（私用）」と記されている。また翌五月十二日にはその帰京に際しては、「生徒ハ学校ノ命令ナキニモ係ハラズ多数集会ニ居リシカバ、大隈ヨリ校名ヲ問ハレ精、麓其他へ為慰労十円ヅツヲ下賜セラレタリ」とも見える。郷土との情誼はきわめて篤かったと思われる。

大正に入って全国的に悽惨な騒動をまきおこした護憲運動の高

揚に窮した元老閥族が最後に考えたのは、大隈の声望を利用して護憲運動を外らそうとすることであった。いわば彼らにとっては毒（民衆の偶像）をもって毒（民衆運動）を制すことをねらったものである。

大隈の声望は幸か不幸か、よくこの期待にこたえて、組閣後の総選挙では大隈の提携する同志会は圧倒的な勝利を収めた。のみならずその後勃発した第一次世界大戦は長い間懸案であった軍備大拡充案をたいした抵抗もなくて成立させた。こうして大隈の声望を逆用され、かつ世界情勢の急変によって、さしもの盛り上った護憲運動も急速に退潮するのである。

わが国で、完全な意味の政党政治が実現するのは、周知のように大隈・寺内両内閣を経たのち原敬によってである（大正七年九月）。しかし原敬は護憲運動からさらに発展した普選運動（直接国税三円以上などの制限選挙ではなく、二〇歳以上の男子にすべて選挙権を与えるところの普通選挙制度案）にはあくまで頑強に反対した。そのため原敬が暗殺に倒れ、次の政友会総裁高橋是清が内閣を総辞職した（大正十一年六月）後は加藤友三郎、山本権兵衛、清浦奎吾などの元老系の内閣がつづき、その間にふたたび広汎な第二次護憲運動が展開されて、ようやく大隈の遺鉢を継いだ加藤高明内閣によって普通選挙法が成立した。大正十四年（一九二五）三月二十九日である。ただしこの場合も枢密院の修正によって年齢は三〇歳以上となり、その他種々の制限がつけ加えられたのではあるが。

このようにして、期待よりも削られた形ではあったが、長い間一般民衆から待望されていた普通選挙法が成立し、わが国も近代国家としての内容を充実したわけであるが、注意すべきことはそれよりすでに一〇日早く、「治安維持法」が成立していた。これは「国体ヲ変革シ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテコレニ加入シタル者」をはじめとして、その未遂、その目的の実行のための協議、煽動、金品の援助等々を罰するものであって、後年、労働運動はもとより思想取締等あらゆる弾圧のための根拠となったものである。一般民衆は選挙権

と引きかえにこの高価な弾圧法をうけ入れねばならなかった。

そして元老政治にとっては大正の始めからこの種の法律を必要とするような事態が次第に激化してきたことは事実である。明治四十三年の幸徳秋水の「大逆事件」をはじめ、大正元年には後年「労働総同盟」に発展して、わが国の労働運動の主流となる鈴木文治らの「友愛会」が結成された。東京帝国大学教授吉野作造の指導する「新人会」は、デモクラシーの皷吹であったが、その仲間から続々と労働運動、社会運動の闘士が巣立っていった。そしてあたかも大正七年の夏に全国を席巻した米騒動、ロシヤ革命に刺戟されて各地に頻発する労働争議、ようやく発展し始めた米作生産力の担い手として農民が全国的に波及させ始めた小作争議等々、世界大戦の好況と戦後の反動、加うるに関東大震災のショック等の動揺の中で、資本主義経済の矛盾はようやく広汎に且つ深刻になりつつあったのである。(2)

このようなはげしい社会問題の展開に対し、鳥栖地方も決して無風帯ではあり得なかった。米騒動は筑豊炭田、三池炭田、杵島・唐津炭田をも巻きこみ、中には軍隊が出動し坑夫の暴動を鎮圧することもあったが、それらを結ぶ三角地帯の鳥栖では台風の眼のように外形的には波乱はないようであった。しかしその内部では将来の農民運動の闘士たちが育ちつつあった。

後に鳥栖基山小作大争議のリーダーとして、さらに日本農民組合福佐連合会の委員長として闘争の一生を送る重松愛三郎は、この年に早稲田大学を卒業して労働運動を志すが、まず当時の普選獲得運動に身を投じる。たまたま大正九年の総選挙では神埼郡出身の憲政会・加藤十四郎候補の応援をしてまわった。その後輩である石田樹心、伊東光次、海口守三等も鳥栖座の演説弁士として参加していた。(3)

同年には北九州八幡製鉄所では『熔鉱爐の火は消えたり』という大ストライキが起こったが、鳥栖では伊東らが操業間もない片倉製糸の女工に、何回もビラをまいたけれども動かすことはできなかったという。当時の女工の多くは

鹿児島・宮崎方面の前借もちであって、その共鳴を得ることは容易ではなかった。

ところで大正期における民衆生活への文明の滲透を、乗物の発達を通じてうかがうのは最も適切であろう。産業経済の発達が交通運輸手段の改良によって促進されるのはもとより、今日のように電波が利用されることのない当時にあっては、電信を別とすれば情報は直接に交通手段によって運ばれる外はなかった。しかも電信は一般民衆にとっては高価で利用しがたいものであった。

当時は明治四十二年に初めて輸入された自動車がようやく実用化の段階に入り、乗合自動車や貨物自動車が地方へ広がっていく過程であったし、自転車は国産化の段階に入って、まだ庶民の足とまではいかなくとも急速な普及をみせつつあったのである。

その状態を大正後期の鳥栖町についてみれば表XVI—1のとおりである。すなわち、大正十一年から十四年までの四年間に増減傾向のいちじるしいのは、第一に自転車の急増であり、十一年を一〇〇として十四年は一四六となっている。十三年末の総戸数は一、七二一戸であるから実に三戸に一台以上の普及であり、鳥栖町では町民の足となりつつあることが分る。これに対して人力車は四年間に一九台から（人力車は明治十四年の資料では、轟木宿、轟木村、真木村、真木村、鳥栖村の合計で五九台であった）八台となり半減以下である。その対照が自動車で、自家用として二



写真XVI—3　自転車が普及したころの記念写真
（中島芳太郎氏蔵）

表XVI—1
大正後期における交通運輸手段の動向（鳥栖町）

	大11 正年	大12 正年	大13 正年	大14 正年
荷馬車	72	81	90	88
積荷車	489	506	555	537
人力車	19	16	12	8
自転車	478	562	643	698
自動自転車	—	—	3	5
営業自動車				3
自家用自動車				2
貨物自動車				3

注　鳥栖商工会「鳥栖商工案内」9頁。
ただし自動車は同書別項より引用（14年現在台数）

台、営業自動車（タクシー）が三台となっている。バス路線は鳥栖・久留米間、鳥栖・佐賀間、鳥栖・甘木間である。甘木までは大正七年に鳥栖を基点とする中央軌道が設立され、当時は甘木・小郡間は開通していたので、バスはこれに接続したものである。このように大正後期は大衆的交通機関の登場により人力車は急速に減少を始めた。

他方、貨物輸送については鉄道輸送の増加は別として、ここでも新旧運輸機関の交代現象がみられる。すなわち、大正十三年までは荷馬車、積荷車ともに顕著な増加をしめしているが、十四年にいたって両者とも反転減少している。貨物自動車が三台出現しているが、前二者の減少を直ちにすべてこの三台で代替しているとはみるべきではなく、表にはあらわれないがリヤカーの出現をも考慮しなくてはならないであろう。

田代町の昭和十年前後の状況では、タクシー二、トラック二、オートバイ二に対し人力車四、荷車一七二、荷馬車二三であって、自転車は五六五を数える(4)。昭和七年の総戸数八一五戸であるから自転車は〇・七戸に一台の割で、すでに町民の足となっているに対し、人力車は過去の物となりつつあることがわかる。

大正期における交通運輸手段の動向は、ラジオ放送の開始（大正十三年三月一日東京放送局）をあげなくてはならない。九州では昭和三年六月十六日熊本放送局の開設をもって一般的に聴取されたと考えられるが、個人的には東京・大阪の放送を聴取することが可能である。『佐賀市史』によれば、同市での最初の聴取は

大正十四年八月六日に行なわれたことは分るが、それ以上のことは不明であるという。(5) ところが鳥栖ではこれより前、同年六月十七日に笠井定雄がアンテナを据えつけ、ラジオは日本無線電機会社の「スーパーヒトロードイン」で大阪放送を試聴した。これを傍聴した佐賀新聞記者によれば、「丁度活動盛りの昼間なので各地から発送さるる無線電波が最も激しく交錯するので囂々たる雑音である」が、午後三時のニュースでは当時上海でおこっていた紡績ストの暴動情勢などを聞いている。そして「要するにラジオを聴くなんてチト古臭いやうであるが、鳥栖の如き田舎町としては新事実である」と憎まれ口で結んでいる。(6) もし佐賀市で古臭いならば同地で発行される新聞に電波の様子や放送の内容まで報道する筈はない。そして佐賀市で聴けるならば、わざわざ鳥栖まで出かけて試聴するわけもない。そこで現在のところ、佐賀県で最初にラジオを聞いたのは鳥栖の笠井定雄であると推定してよいであろう。鳥栖はこのように佐賀ン町よりも幾分新しいところがあったと思われる。デモクラシー運動においてもまた然りである。

注（1）（2）中央公論社『日本の歴史』二三巻（大正デモクラシー）
（3）伊東光次『風雪』
（4）前掲『田代を語る』二二一頁
（5）『佐賀市史』下巻　三三四頁
（6）佐賀新聞（大正十四年六月十九日）

2　農業団体の発足と拡充

明治三十年代になると政府の農業政策には寄生地主の利益を基調とする方向がはっきりとうち出され、そのためには農業改良・開発を目的とする法律と農業団体を育成する法律とが相次いで制定、施行されることとなった。前者に関するものが、耕地整理法・国有林野法・肥料取締法あるいは府県農事試験場国庫補助法（いずれも明治三十二年）などであり、後者に関するものが農会法および産業組合（農業協同組合の前身）法である。

佐賀県では、これより前、明治二十八年（一八九五）三月に独自で農会設置準則を定め、村・郡・県の三段階にわたる系統農会の形式をとっていた。しかし、実際に結成されたのは翌二十九年二月、県農会が会員二七名で設立された。会長は養父郡出身の柳主一であった。(1) そしてつづいて結成された各郡農会の中でも三養基郡農会は三十一年五月に十項目にわたる農事改良の方針を決定したりしている。政府の農会法はこれらのいわば任意的な勧農組織を法律で権威づけを行ない、同時にその統制の下にくみ入れたのである。

農会法および次に述べる産業組合法はいずれも寄生地主的土壌の上に、直接には生産者である中小農を対象として制定されたものである。三養基郡の場合は前に明らかにしたように、土地の大所有と零細ないし無所有との対比が鋭かった。とくにXIV章で田代村の数字をあげてしめしたように、明治後期においても自作地よりも小作地が増加する傾向があった。それは生産者である中小農の層が相対的に薄いことを意味している。寄生地主は、その所有地の条件を

よくするための治水や水利、土地改良には関心をもつが、実践的な農事改良には曽っての手作り地主のような関心をすでに失っている。その肩代りをするように組織化されたのが系統農会である。

また、寄生地主制の下で常に没落の危険にさらされている中小農層に対する経済的支柱となるために設立されたのが産業組合である。これら二種の団体の設立当初は、当時の農村社会の実情に応じて一般的には地主層が一時指導者となるが、やがて発展する米作技術の担い手である中堅・篤農層が実質上の指導権を握るようになる。しかしながら、三養基郡における土地所有関係の不均衡は、これらの中堅・篤農層が弱いわけであって、それだけに大正中期のはげしい階級対立、すなわち小作争議の基礎的条件が早くからできていたと考えられる。

そのような特殊性はあるが、以下三養基郡における産業組合の拡充発展をみていこう。

明治三十三年三月、産業組合法が公布されて以来全国各地に産業組合の設立が進む。佐賀県でも、三十四年の二月は既に佐賀郡高木瀬村に信用組合が設立されたと伝えられている。当時の産業組合は、生産・販売・購買および信用事業を行ない、その事業によって組合の名称としていたが、三十九年四月の法改正までは、信用事業のみは他の事業との兼営を認め



写真XVI—4
三養基郡農会（左端）と蔬菜即売市場（この右手奥が郡役所、後の鳥栖町役場）　—鳥栖町三十周年アルバムから—

られていなかった。産業組合の設立が急速に進み出したのは、この法改正後、ことに佐賀県では四十一年二月大日本産業組合中央会が佐賀市で開催した産業組合講習会以後のことである。(2) 県内には明治年間一四五の組合が設立をみているが、三養基郡には、その中の一〇組合が設立されたに過ぎない。しかもそのうち三組合は北茂安村のもので、ことにこの地域では、明治四十二年設立の無限責任蠟木信用購買販売組合および鳥栖町の無限責任三養基信用購買販売組合の四組合に過ぎない。このなかで、最後の三養基信用購買販売組合は、四十三年設立の無限責任蔵上信用購買販売組合（麓村山浦）信用購買販売組合および鳥栖町の無限責任三養基信用購買販売組合の四組合に過ぎ四十四年設立の原古賀、その範囲は郡全体に及び組合員二一名の織物業者の組合で、直接農業に関係するものではないが、借入金二万八千円、貸付金四千九百円、販売物品高約七千円で、県内および長崎県下の七五の産業組合ならびに福岡・熊本・長崎・広島・佐賀・大阪の一府五県六四商店と直接取引をなすという。(3) 当時では規模のとくに大きい組合であった。他はいずれも部落組合で、大正元年の組合概況および事業成績を蠟木組合および蔵上組合について(4)みれば次のようである。

○蠟木信用購買販売組合成績

イ財務状況

組合員数五〇人、出資口数一五三、出資金七六五円、貯金四七八円、貸付金一、一四〇円、預金八七円、什器六円、藤表三〇円、売掛代金三六円、未収入利息一〇五円、現金一二円、購買品（木炭）売却高一〇二円

ロ事業状況

貸付は農家肥料代、商業資金薬元金返済一三件あり。貸付金の回収少なきは春来米価高く夏季に至りて未曽有の暴騰をなし、従って諸物価も騰貴したるを以て小農者は大打撃を受けたり又米作も意外の減収にて売るに持米なく加ふるに前年来の余弊を受け償還の余力なきに依る。貯金は明治四十四年度の配当金を其儘貯金となし之を基礎として各自貯金を奨励したれば毎月定日又は時々に貯金することとなり金額の増加と共に相応の事務あり、購買は前年度持越の木炭を扱ひしのみ

○蔵上信用購買販売組合成績

イ財務状況

組合員数七八人、出資一二口、出資金一、二二〇円、貯金一、九二〇円、予約貯金二四円、借入金一、〇〇〇円、準備金一一六円、剰余金一八四円。貸付金三、一一三円、預金一、二〇四円、什器八円、購買現金六円、販売未収入六円、未収入利息二一円、現金一〇五円、販売品（叺・小縄等）五七円、購買品（肥料・食塩）売却高二、七五四円。

ロ剰余金処分

総益金二四三円[ママ]、総損金一五九円[ママ]、差引余剰一八四円、この内一七四円を準備金に積立て、一〇円を組合長慰労金とす。

ハ事業状況

貸付金は前年度より増加せしも大部分は山林及田畑買収資金にして旧債償還の如きは極めて少額なり併し本年度農事不況の為め幾分増加の模様あり、貯金は少額貯金は増加したりと雖も一部土地買収の為め多額の払戻しをなし随って前年度より総額を減ぜり、購買品は重なる日用品のみなり、販売品は前年度より叺製造を企画し、組合員の副業として大に奨励したるも何分不慣の事業にして成績不良なるは誠に遺憾なり、次年度に於ては多数製産者に対し幾分の資金を与え奨励する計画なり。

この二つの組合の報告書が示すように、当時の組合は極めて零細で、その事業も甚だ小規模である。ことに貯金が少額で、貸付金の方が貯金に比して多い。これはこの地域の組合に限ったことでなく、県下全般あるいは全国的な傾向で、当時産業組合を借金組合と呼んでいたほどである。また、この地域にかぎらず、ほとんどの組合が零細で、部落区域で組織されたものが多く、相互の信頼というよりも、むしろ組合長と組合員との信頼関係で成り立ったものが多い。だから組合長は資産を持つ地主で、組合長の自宅を事務所とし、別に事務員を置かず、組合長自から無報酬で事務に当たるものが多かった。なかには夜間のみ開業するものもあり、また組合長またはその家族が組合員の家を戸別訪問して貯金を集める場合もあったようである。(5)

この地域は、とくに部落組合の設立が少なかったことは前に指摘したが、その理由は大地主への土地所有の集中が甚だしく、従って、藩政時代の庄屋の信望と権威を引きつぐような、部落の中心的存在としての中小地主の残存が少なかったためであろう。

大正から昭和初期にかけて、地域内の各町村にも、県の指導方針に従って、町村一円を区域とする産業組合が次々と設立される。部落組合はこの過程で解散または町村組合に統合される。ただ、大正九年一月に設立された神辺信用購買販売組合のみ（有限責任）は後まで残ることになる。

大正初期から中期にかけての第一次世界大戦による景気とそれにつづく不況のため、組合のなかには経営に破綻を来すものも現われる。ことに、隣郡三瀬産業組合の破産は、県下の産業組合に大きな衝撃を与えた。組合が無限責任組合であったために、組合員のなかにも多くの破産者を出したほどである。そのためもあって、大正中期以後の産業組合は、いずれも有限責任に組織を変更する。地域内の組合はほとんど有限責任組織として設立されたもので、優秀組合とされたほどのものはなかったが、さほど経営不振のものもなかった。

大正の末期から昭和の初期にかけて、組合の貯金は全般的に急増し、借金組合は貯金組合へ転換する。それとともに高額貯金者である寄生地主の産業組合に対する支配力は次第に強化される。(6)

次に農事改良組合については、郡農会が明治四十三年に制定した「農事改良組合設置奨励規程」(7)にもとづいて設置されるものであるが、明治末年には鳥栖町の今泉、麓村の蔵上、旭村の江島などに設立されている。このなかで蔵上農事改良



写真XVI—5
鳥栖町信用組合
（鳥栖町三十周年アルバム）

組合は七八戸の組合員で、塩水選（米麦種）・共同苗代・稲採種田（二反歩）・病害虫駆除・種苗・肥料の共同購入・緑肥栽培・稲の正条植・堆肥の共同製造などを行なっている。ことに共同購入は、組合設立の四十四年五月から同年十二月までに、鯡粕（にしんかす）一一、三五四斤、大豆粕二二二玉、人造肥料五六俵、塵芥灰一六俵、紫雲英（れんげ）六石七斗六升などである。このうち、鯡粕は同年度郡農会共同購入量の全量、大豆粕は三八㌫、紫雲英は八八㌫を占めており、蔵上部落の先進性を知ることができる。町村農会はいうまでもなく、郡農会の事業までが、このような二、三の先進的部落改良組合を足場に成立っていたものであることがうかがわれる。このような事情から、前述のように系統農会では大正年間に入るとともに農事実行組合規約準則を設けて、県内全部落にこれが組織普及を図ることになる。

注（1）久保山千里『佐賀県農業団体発達史』一〇頁
（2）同　『同』五六頁
（3）佐賀新聞（大正二年五月十三日）
（4）同　（同年六月十七日および八月六日）
（5）久保山千里『佐賀県農業団体史』五七頁
（6）前掲『団体発達史』六六頁
（7）佐賀新聞（明治四十四年十二月十日）

3　中等教育・公民教育の発達

資本主義経済が発展するにつれて、産業技術や商取引についての知識が必要になってくるので、そのような素養のある人材が要求されてくる。世界大戦の影響で急激な経済発展をとげたわが国でも、大正期には各地で高等専門教育・大学教育の機関が設置されたが、同時にまた大日本帝国臣民の中堅として公民ないし皇民教育も深められていった。

鳥栖地方におけるこの過程をうかがうと、四年制の尋常小学校の課程修了者がさらに四年制の高等小学校に進学するコースはすでに早く設けられていたが、義務制ではなかったために高等小学校への進学率は決して高いものではなかった。例えば明治三十四年（一九〇一）轟木尋常小学校の卒業生は八九人（男五〇人、女三九人）であったが、高等科進学者は五五人（男四一人、女一四人）で、進学率は六七㌫、女子では三二㌫にすぎなかった。(1)

これに対し政府は前記の社会的要求に応えるため、明治四十年（一八八六）、義務教育を二年延長して尋常小学校を六年制とし、それに二年制の高等科を設置することにした。鳥栖地方ではそれまで高等小学校は轟木、旭、麓の三村組合立の精高（しらげ）等小学校、田代、基里、基山の三村組合立の田代高等小学校の二校が設置されていたが、右の改正に伴ない明治四十三年以後、それぞれ各村に尋常高等小学校がおかれるようになった。

大正に入ると、鳥栖・田代駅を中心とする交通機関の発達、片倉製糸を頂点とする商工業の発達に対応し、小学校卒業者に対して一定の補習教育と簡単な職業教育を施す時代的要求が高まってきた。とくにこの地方では各町村の尋

常小学校に高等科が併設されて以来、各校ではそれぞれ何らかの程度において実業に関する補習教育が行なわれていた。とはいえ、今日においてこれを正確に知ることは困難である。

しかし当時の実業補習教育は実業補習教育規程に基づいて実施せられているとはいえ、農村の実態に対応してなるべく簡易を旨とし、厳密な法制的基準によらず、自由寛容にまかせていた。それは一面からいえば当然の、無理のない方針であったが、他面では急速な産業経済の発展にそぐわない事情もでてきたのである。そこで政府は、大正六年（一九一七）、臨時教育会議を設置してこの問題を審議させていたが、大正九年、その答申に基づいて実業補習学校規程に改正を加え、教科目・授業時間・修限年限についてかなり統一的な基準をしめすと同時に、女子教育および公民教育に対する規程をも定めたのである。これはこの改正が産業経済発達への対応とともに、デモクラシー思想の尊重ともみられるであろう。

大正十四、五年のころ、佐賀県教育会が調査した鳥栖地方五町村の実業補習学校の状況は表XVI—2のとおりである。設立年月をみると、鳥栖が最も早く、旭、麓がこれに次ぐ。改正は大正九年の実施であるから、鳥栖、旭は旧規程によって設立されたものと思われる。大正八年五月に設立された鳥栖実業補習学校は表においては農業補習学校と称されており、調査時点までに新規程に基づく改正がなされたものであろう。

いずれにせよ、修業年数や修学月数（夜間のみ。昼間の授業は各校とも行なわれていない）、あるいはまた毎週の授業時間もおそらく区々（まちまち）であったことが分る。教育はすべて小学校教員の兼務であり、専任は一人もいな

生徒数	教員（兼）	職業科目	就学歩合	出席歩合
			%	%
?	7	農業	93.72	60.14
120	6	〃	60.61	96.37
129	8	〃	31.58	70.70
109	7	〃	91.38	43.04
90	5	〃	100.00	72.67
75(17)	4(1)	工業	100.00	100.00

15年6月となっているので，14年度とみなす

表XVI—2　鳥栖地方の実業補習学校状況

	設立年月	修業年限 前	修業年限 後	夜間月数	学校経費	校長	学級数
	年 月			月	円		
田代実業補習学校	11. 8	3	2	4	274	飛松　季善	4
基里実業補習学校	11. 3	2	3	5	175	岡村　利	2
鳥栖農業　〃	8. 5	2	2	8	313	山田　秀作	6
麓　農業　〃	9. 1	2	2	5	195	辻　長太	4
旭　農業　〃	8.12	2	2	6	339	森永東三郎	2
日の本工業　〃	11. 5	2	2	11	1,000	長谷部真里	1(1)

注　佐賀県教育会『佐賀県教育五拾年史』下編後27頁。
括孤内は女子。この調査時点は明記してないが，同年史序文の日付は大正

べきであろう。

い。就学歩合や出席歩合の数値については計算方法も不明であるが、要するにきわめてまちまちであったのである。これはもちろん改正規程によるものであるから、それ以前においてはいっそう不統一であった筈である。しかしそれだけに農村の実情に応じた運営がなされていたとも考えられる。表の最下欄の日ノ本工業補習学校とは鳥栖町の日の本石鹸製造所の設けた私立の学校である。同製造所は模範工場の名が高く(2)、まだ公立校も実施していない女子教育をもとりあげていることに注意すべきであろう。

その当時、高等科卒業児童がどのような方向に進んでいたかを、田代町についてみると表XVI—3のとおりである（昭和二—七年）。すなわち、昭和二年から六年間の実績では（表は男子のみと推定される。原資料別項によれば女子の高等科進学はまだ少い）、二三五人の卒業生の

表XVI—3　高等科卒業児童就職方向調（昭和2—7年）

	農業	売薬	商店	大工官左	見習	工場	其他	学校	合計
人数	60	49	54	10	14	13	18	17	235
割合(%)	25	21	23	4	6	5	8	7	100

注　松尾禎作「田代を語る」220頁。
見習は床屋，畳屋，自動車等。其他は郵便局，駅，等。

うち、農業に従事しているのはすでに二五㌫にすぎない。売薬と商店に就職しているのが共に二〇㌫を越え、合計で四三㌫と半数近くなっている。売薬従事者が多いのは恐らく田代町の特徴をなすものであろう。これに対して工場に就職しているものはわずか五㌫にとどまっているのは、当時の田代町経済の段階をしめしているわけである。しかしこのような事実から高等科卒業生に対する実業補習教育の必要性の高まりを理解することができよう。

大正五年八月十一日には鳥栖町で小学校卒業者で徴兵検査までの男子を対象として青年団が結成された。わが国の農村では古くから若者宿、若連中等の組織があり、旧村（大字）ないし部落単位で青年相互の自治の下に、夜学、夜業その他の共同の仕事を通じて身心の訓練が行なわれてきた。たとえば麓地区旧平田村では天満神社の鳥居の前に二つの記念碑がある。大きいのはX章にしめした有馬庄兵衛の頌徳碑であるが、小さいのはそれより古く明治二十九年に建てたもので苔むしてようやく「教道記念碑」とよめる。これは明治二十三年頃から同地の青年が毎月一回本願寺系統の僧侶を呼んで講話を聞き、その他諸行事のために共同開墾をして水田合計約一反七畝を開き共同で稲作を営んだ。この共有田は農地改革まで存続していたといわれる。(3)このような積極的なものは少いとしても、共同で縄ないや炭焼きをしたりして修養娯楽の資を作り、成人への相互教育をしていたことは全国でほとんど共通である。



写真XVI—7
原　精一郎
（青木弘一氏蔵）



写真XVI—6
平田天満宮境内の教道紀念碑



写真XVI—8
処女会（女子青年団）の生け花のお稽古

ところがその反面では、「其中には風教上幾多の弊習あるもの勘からざりき」という状態もあったという理由で、佐賀県では明治三十九年各村長・小学校長に対し、これら青年に対し風儀の矯正・智徳の啓発を図ることをとくに要請し、そのために各地で夜学会、青年会などの任意組織が続々と生れ、鳥栖地方でも緒方一郎、原精一郎、篠原牧太（田代）、天本保（基里）、下村雅忠（轟木）等の先覚者の指導が知られており、(4)また前記の補習教育が小学校で行なわれるとところもあった。

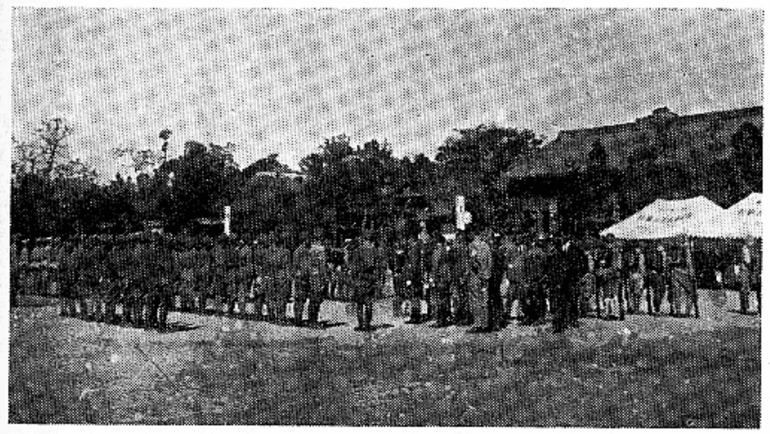
ところで、前記の、大正五年に鳥栖町で結成された青年団というのは、その二年前の一九一五年にドイツに留学していた陸軍省軍事課長田中義一がその国の軍事的中央集権的青年組織をみて刺戟され、これを規範として構想、内務省文部省に働きかけて実施せしめたもので、甚だしく軍事的色彩の強いものであった。すなわち、団員は徴兵適齢期までの者とし、団は自治団体ではなく修養団体・被指導団体であって、在郷軍人会に直結させる（在郷軍人会はその五年前、明治四十三年に予備、後備の軍人で組織され発足していた）、というのであった。したがってその志向するところ忠君愛国、義勇奉公にあったことはいうまでもない。(5)

この青年団に関する内務・文部両省の通達は大正五年九月に各地方長官あてに出されているから、同年八月に結団した鳥栖町の場合はこれを先取りして発足したことになる。このような経緯であったから青

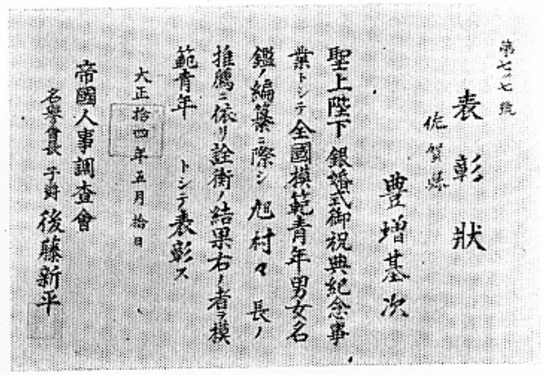
年団は続々と全国各地で結成され、多くの場合、小学校の区域を単位とし小学校長が団長となっている。これに準じて女子青年団（あるいは処女会）も組織されていった。

しかしこの軍国主義的青年団は世界大戦後の軍縮の声に押されて、軍部の勢力が政界から一時後退した時期に、その性格が改められた。すなわち大正十年一月、内務・文部両省の訓令で、青年団は自主的な親睦、修養、社会奉仕の団体として性格づけられ、団員の年齢も二五歳までに引き上げられ、建前としては団長も団員の選挙によるというように改められた。そして弁論部、競技部、産業部などの活動が盛んとなり、都市の文化を農村へ吸収する青年本来の機能を果すようになった。女子青年団もこれに準じて、行儀作法から生け花その他の教養の機会が多くなった。

とはいえ、軍部が青少年を把握する努力をあきらめたわけではない。大正十五年（一九二六）には青年団とは別に、青少年の軍事訓練機関として青年訓練所が各町村に設けられ、中等以上の学校に進学しない青年に軍事訓練を施すことになった。これは青年訓練所令に基づくもので、この訓練を受けた者は現役入営の際、在営期間二年を一年半とする恩典をうけた。いうまでもなく中等学校以上に現役将校を配属した措置に対応するものであった。



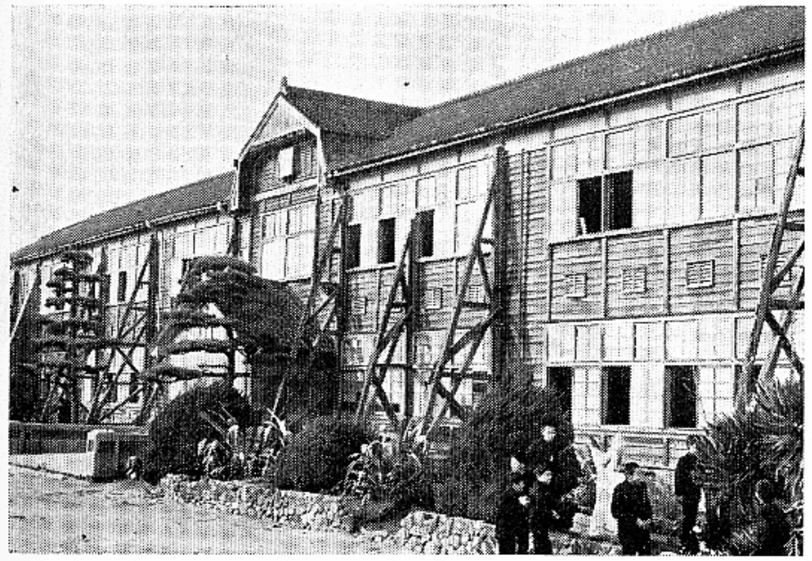
写真XVI—9
青少年の軍事訓練（昭和14年・旭小学校で）　—旭小学校蔵—


第七七號
表彰狀
佐賀縣
豐增基次
聖上陛下銀婚式御祝典紀念事業トシテ全國模範青年男女名鑑ノ編纂ニ際シ旭村々長ノ推薦ニ依リ詮衡ノ結果右ノ者模範青年トシテ表彰ス
大正拾四年五月拾日
帝國人事調査會
名譽會長 子爵 後藤新平

写真XVI—10　「模範青年」の表彰状

佐賀県では実業補習学校を青年訓練所に充当することにし、同時にそれに対して公民学校と称することにした。いいかえれば実業補習学校でそれに該当する軍事訓練がなされたのである。このことは当時、実業補習学校がほとんどの町村に開設せられ、就学率もかなり高かったことを意味するであろう。今、鳥栖農業補習学校についていえば、十五年七月に青年訓練所充当鳥栖公民学校と改称、翌昭和二年商業科を廃止、同四年度より農業専科教員二名をおき小学校の高等科を全廃して生徒は公民学校に収容して、同六年には大字藤木字西裏一〇七番地に独立校舎を新築した。このように名実とも青年教育機関として独立したのは佐賀県で最初であった。(6) 昭和十年六月より青年学校令に基づき鳥栖町立高等実業青年学校となり内容も充実された。すなわち男女とも一部（定日制）、二部（通日制）に分かれ、それぞれが普通科、本科、研究科より成り、普通科はそれまでの高等小学校の課程に相当するのであろう。本科は農業科、商業科に薬業科が加えられているところに鳥栖的特徴がうかがわれる。女子には裁縫、生花、手芸、家事家政、男子には剣道の外軍事教練が課せられていることはいうまでもない。

女子の中等教育に関して女学校設立を古くから鳥栖町の八坂甚八が尽力していた。すなわち明治三十九年、女子が中等教育をうけるためには久留米、佐賀あるいは福岡まで行かざるを得ず、希望者の十分の一もその志を達し得ない状態を嘆いて、彼は「私費を投じて鳥栖技芸伝習館を設立し爾後毎年約三百五十円の維持費を支出経営し来りしが、(7) 尚完全を望むには進んで公立にするに如かずと全部を鳥栖町に提供して」鳥栖町立鳥栖女学校の成立を見るに至った。



写真XVI—11　県内で初めて独立の青年教育機関となった鳥栖公民学校のちの高等実業青年学校(現鳥栖中学校南校舎)



写真XVI—12　鳥栖町立女学校の卒業式（大正3年3月）

なお維持費を毎年二七〇円寄附していたが、当時准教員の俸給は約四円であり軽少でない寄附であった。（鳥栖高等学校『創立四〇周年記念誌』二頁）。しかしこの学校の経営は、円滑にいかず大正三年には廃校となってしまった。そして多年の地域有志の努力によって昭和二年（一九二七）に至り、組合立鳥栖高等女学校が新しく設立された。これは同四年県立に移管され、四年制の佐賀県立鳥栖高等女学校となり、県東部の女子教育機関としての地歩を確立した。移管当時、一学年松組・竹組の編成で生徒数の定員一〇〇名であった。

注
(1) 前掲『轟木尋常小学校沿革史』
(2) 前掲『鳥栖商工案内』二七頁
(3) 筆者現地調査（楠田弘次氏談）
(4) 鳥栖市史資料シリーズ3「人物録」
(5) 井上清編『大正期の政治と社会』三七六頁
(6) 前掲『鳥栖町案内』八五頁。
(7) 佐賀学教育会『佐賀県教育五十年史』下編一六二頁

4　鳥栖町の発展と郡役所廃止

すでに述べたように明治四十年に町制を布いて以来、鳥栖町は行政・産業・交通・文化の中心として急速な発展をとげてきた。とくに第一次大戦を契機とする日本経済ないし北九州経済の発展がこれに拍車をかけたことはいうまでもない。そこで、わが国で最初に行なわれた大正九年（一九二〇）の国勢調査の結果にもとづき、当時の鳥栖町勢をうかがってみる。

まず、総人口においては鳥栖町は九、三六五人であって、佐賀県内では第一位の佐賀市（三三、五二三人）から数えて第九位である。しかし第二位の相知村をはじめ、唐津町・村を除く外はほとんど当時の石炭景気で栄えた人口急増の町村である。その意味では、石炭景気に左右される不安定さをもっていたのに対し、鳥栖町は町自体の中に発展のエネルギーをもった将来性をそなえていた。

表XVI—3
主要市町村の人口（大正9年）

佐賀市	33,523
相知村	23,881
北方村	18,087
北波多村	17,318
厳木村	14,861
唐津町	13,144
唐津村	10,317
北多久村	9,463
鳥栖町	9,363

注　国勢調査による。

そのことを有業人口の構成によって明らかにしよう。表XVI—4は原調査では有業人口は本業者と補助者（本業ナキ従属者及家事使用人）に区別されているが、単純のために本業者のみをかかげている。したがって補助者の多い農業人口などは過少な数字となっている。しかし独立した有業世帯という

う意味ではむしろ正確に近いと思われる。また、本表では県平均、代表的な佐賀市の外は、鳥栖町と人口の匹敵する唐津、大町、高木瀬の三町村と、町周辺の三養基郡諸村を抽出したものである。

表XVI—4で明らかなことは鳥栖町の特徴の第一は工業人口の多いことで男女合計では佐賀市に次ぎ、唐津鉄工所などのある唐津町より多い。しかも女子が圧倒的に多いことが第二の特徴である。第三の特徴はいうまでもなく交通業人口の多いことで県下最高であるといってよい。佐賀市よりも多いのである。また商業人口も佐賀市、唐津町にはおよばないが、大町村などよりはほとんど倍である。同表によってこれを構成比でみると、以上の指摘が強化されてあらわれている。とくに農業人口の低位は注目される。このように大正期は鳥栖町の発展がすべり出した時期であった。（高木瀬村でとくに公務自由業が多いのは当時連隊が所在していた特殊事情によるものと思われる）。

ところで、すでに述べたように普選運動の結果、大正十四年三月二十九日衆議院議員選挙法の制定に伴い、当然に府県会議員および市町村会議員の選挙法にも影響がおよび、その他の関連事項をも含めて大正十五年（一九二六）六月二十四日の府県制、市町村制の改正公布となった。この市町村制では、従来のそれとくらべると、主に次の諸点が改正されていた。

選挙権では、市町村公民はすべて選挙権を持つようになり、従来あった納税上の制限がなくなった。また公民たる要件も著しく緩和され、日本国民の国籍をもち、二五歳以上の男子でその市町村に二年以上住民であった者はすべて公民となった。旧市町村制法では、独立の生計をもち、二年以上その市町村の直接市町村税を納めていた者を公民とする要件があったが、これがなくなった。また被選挙権においても、市町村公民が被選挙権をもつようになった。

選挙制度では従来市会では三級制、町村会では二級制の区別があったが、この等級制が廃されすべて平等一次選挙で行なわれることとなった。

町村の産業別人口　（大正9年）

公務自由業	その他有業者	家事使用人	無職業	農業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公務自由業	その他有業者	家事使用人	無職業
人	人	人	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
11,492	2,110	70	4,905	46.2	3.1	10.3	15.6	9.8	5.5	5.9	1.1	0.04	2.5
3,936	1,083	137	4,293	65.0	0.1	7.3	9.2	10.0	0.9	3.1	0.8	0.1	3.3
1,125	348	19	1,636	2.2	0.2	0.4	33.2	26.3	6.4	11.3	3.5	0.2	16.4
391	87	13	1,156	4.6	0.09	—	17.3	27.9	1.7	11.5	2.6	0.4	34.0
1,795	19	—	24	18.0	0.08	0.08	6.1	2.3	2.0	69.8	0.7	—	0.9
16	1	—	24	63.7	—	—	14.8	10.6	1.4	3.7	0.2	—	5.5
139	28	2	23	25.7	—	0.3	23.4	11.7	31.9	5.0	1.0	0.07	0.8
58	37	2	28	31.6	—	—	52.4	9.5	1.3	2.4	1.5	0.08	1.2
57	5	—	26	74.8	—	0.2	11.0	6.1	2.4	3.5	0.3	—	1.6
25	7	—	15	89.1	—	0.2	3.4	3.8	0.15	1.8	0.5	—	1.1
60	12	1	30	51.0	0.07	0.2	21.8	10.0	8.4	4.9	1.0	0.07	2.4
15	14	8	22	77.6	—	—	9.7	5.8	0.3	1.7	1.5	0.9	2.4
51	17	—	21	63.7	0.09	0.3	12.1	6.5	9.6	4.4	1.5	—	1.8
32	14	—	32	79.0	—	—	5.6	6.9	0.5	3.3	1.4	—	3.3
43	8	—	13	81.0	—	0.3	5.8	1.6	4.8	4.3	0.8	—	1.3
13	6	1	5	93.1	—	0.1	2.0	1.4	0.2	1.6	0.7	0.1	0.6
61	7	—	21	67.7	0.3	0.1	9.8	7.4	4.9	6.7	0.8	—	2.3
21	22	1	20	80.5	—	—	8.6	2.7	0.2	2.6	2.7	0.12	2.5
374	140	6	148	3.5	2.2	1.3	40.7	25.5	9.4	9.8	3.7	0.15	3.9
216	44	7	286	6.6	0.6	0.16	14.3	28.7	3.3	18.1	3.7	0.6	24.0
48	5	—	35	20.0	0.1	51.2	17.6	6.2	1.7	1.7	0.17	—	1.2
27	7	1	11	40.6	—	38.8	5.3	11.4	1.0	1.7	0.4	0.06	0.7

つぎに市町村の機関をみれば、旧町村制では町村会議長はすべて町村長が兼ねることになっていたが、改正法では町村長が町村会議会の議長であることを基本としながらも、特に事情のある場合には、町村会の選挙によって議長を選ぶことができるようになった。

町村長の選任では、従来は町村会で選挙し、そこで選ばれた町村長候補者が県知事の認可によって初めて町村長に就任できるという仕組であったが、改正法では、県知事の承認は必要としなくなった。

町村長と町村会との関係では、町村会の議決に対して町村長は、それが町村の公益を犯し、町村財政に大きな支障をきたすと認めたときは、監督官庁の指示をうけて、町村会に再審議することを求め、それでも前回の議決が改められない時は、町村長は

表XVI—4　県内主要市

		総数	農業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業
		人	人	人	人	人	人	人
佐賀県	男	196,349	90,660	6,095	20,241	30,721	19,216	10,839
	女	128,693	83,684	183	9,391	11,832	12,954	1,200
佐賀市	男	9,975	217	17	37	3,309	2,626	641
	女	3,399	156	3	—	587	947	59
高木瀬村	男	2,573	464	2	2	157	58	52
	女	433	276	—	—	64	46	6
鳥栖町	男	2,758	710	—	9	644	324	879
	女	2,421	766	—	—	1,269	230	31
基山村	男	1,634	1,223	—	4	180	99	40
	女	1,377	1,227	—	3	46	52	2
田代村	男	1,233	630	1	3	269	123	104
	女	908	705	—	—	88	53	3
基里村	男	1,154	735	1	4	140	75	110
	女	974	769	—	—	55	67	5
麓村	男	998	809	—	3	58	16	48
	女	831	774	—	1	17	12	2
旭村	男	916	620	3	1	90	68	45
	女	806	649	—	—	69	22	2
唐津町	男	3,830	135	85	48	1,558	975	361
	女	1,192	79	7	2	170	342	39
大町村	男	2,870	575	3	1,470	505	179	50
	女	1,574	639	—	611	84	179	15

郡長の処分命令によって議決を実行しないことが出来たが、改正法では、これを県知事の処分によるものとした。

大正十五年（一九二一）に改正された市町村制は、三年後昭和四年（一九二九）には更に地方団体の自治権を強める方向で再び改められた。前回の改正の主な面が選挙権などについての人権に関するものであったのに対して、昭和四年（一九二九）の地方制度の改正は、自治体の権限に関係するものが中心であった。

なお、これより前、大正十年四月には郡制廃止が決定し、十二年四月一日から実施されていた。そもそも、わが国においては郡という行政区画は古くからあったが、実質的な地方自治団体であったわけではない。郡会は存在していたが、その自治活動はきわめて制限的なものにすぎず、交通通

信の発達に伴って存在意義が問われるようになっていた。もっとも郡制廃止といっても、それは地方自治団体としての郡が消滅（郡会・郡参事会廃止）したのであって、県庁の下部行政区域としての郡（郡長・郡役所）はなお存続していたのである。

ところが大正十五年若槻内閣により前記の府県制改正にともない郡長以下の官吏が廃止され、行政機関としての郡役所も同年七月一日より廃止されることになった。すなわち、前の郡制廃止により行政区域として残っていた郡はこの郡役所の廃止によって単なる地理的名称となったのである。廃止の趣旨は経費節減、国民負担の軽減、行政事務の簡素化、敏活化、町村自治の伸長等であるが、官庁としての郡役所が廃止されることは、多数の官吏の陶汰にもつながるので地方では大きな問題となった。（以上自治制に関しては亀卦川浩『地方自治小史』による）。

この問題は、佐賀県でもしばしば県会や新聞でとり上げられているが、十五年三月二十七日の佐賀新聞はこれを伝えている中で、「郡吏員の数は一郡平均約六十名なので、県下八郡約四百数十名が廃官のやむなきに至る。政府はこれに対し相当の救済策を講ずるといっているが、それも有能の士にかぎられるというので郡長クラスに例せば、高文パスの事務官級は三養基郡長谷原儀一、佐賀郡長和田吉太郎の両名に過ぎず、其他は給仕県属からコツコツと鍛えてきた者で今日の整理にあうのは大正政界の一悲劇」（要旨）と評している。

廃止にあたっての人員整理は、内務省等政府職員、県職員、市町村吏員等に吸収され、正味は数十名にすぎなかった。それはいずれにしても右の新聞記事の郡長資格者から推して三養基郡は佐賀郡と並ぶ雄郡もしくは難郡であったことが分る。なお廃止された郡役所の建物は、民間へ払下げや廃棄などはなさず、町村役場、郡農会、産業組合など公共的団体への利用を原則とするとされていた。三養基郡役所の建物にも鳥栖町役場（のちの旧市庁舎）が移転したことは周知のとおりである。

図XVI・1は大正末年における鳥栖町市街略図をしめしたものであるが、今日の鳥栖市中心街と対照して興味深い。同時に当時の鳥栖町の市街の概観を想像することができよう。

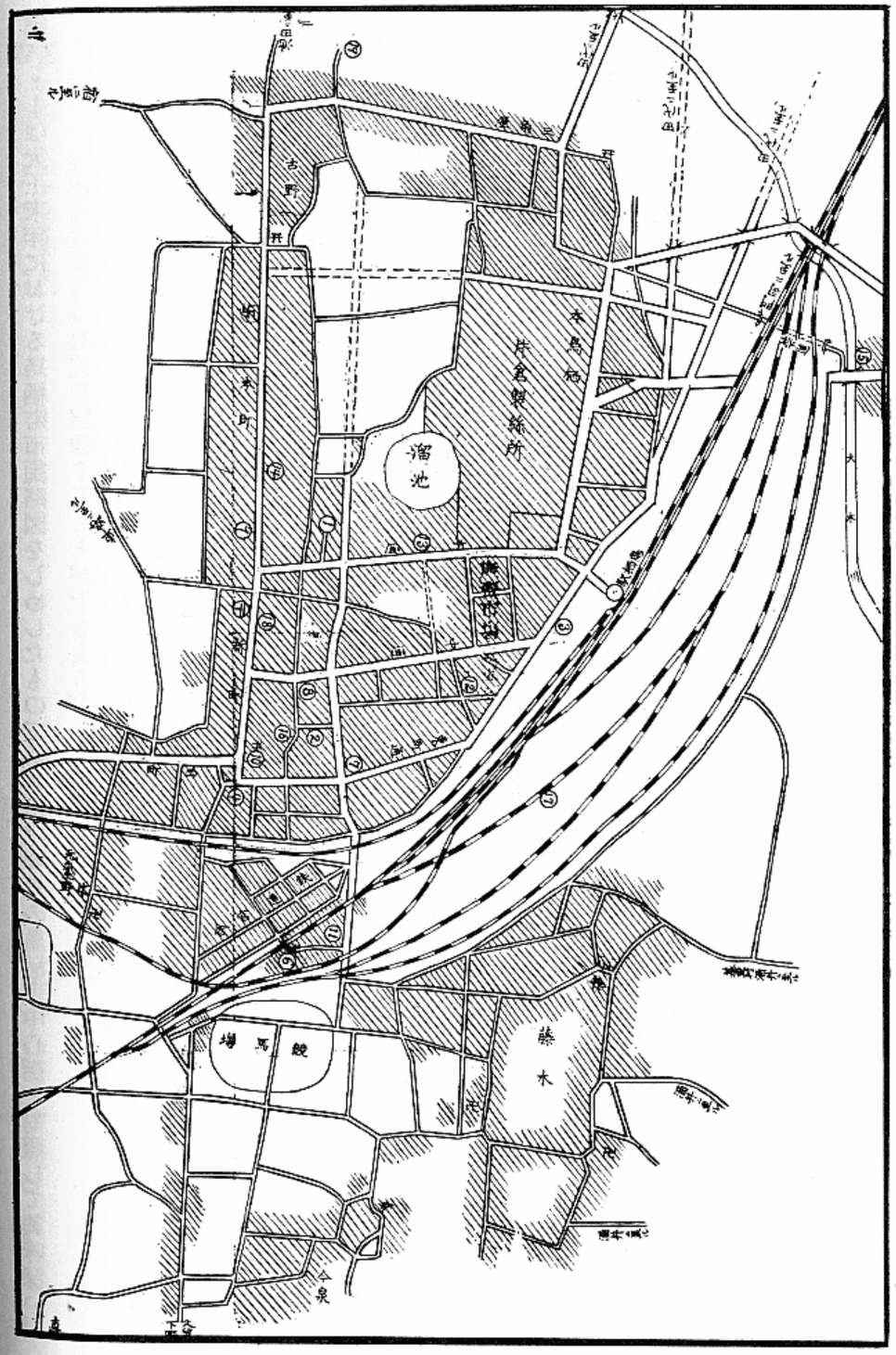
まず市街の西南部に大きく目立つのは鳥栖駅と線路群を含む鉄道ブロックであり、その中には保線事務所③（以下地図上の丸ナムバーをしめす）と、機関庫⑰があり、さらに鉄道官舎が大きな部分を占めている。市街の中心部は当時は新町・本町線から中通、東町通にかけてであって、この細長い長方形の地域に、郡役所①、鳥栖町役場⑧、登記所②、警察署④、郵便局〒などの官公衙、八坂銀行⑩、神埼実業銀行支店⑨、松田銀行支店⑱、百六銀行支店⑦、鳥栖製剤合資会社⑭、魚市場⑯などの金融産業機関が集中している。この地域をややはなれて九州製薬合資会社⑬があり、さらに広大な敷地を構えて片倉製糸所が注目される。北部の線路を地下道でくぐった大木川畔には日清製粉ＫＫ⑮があり、反対側の南部には鉄道官舎の傍に日の本石鹸ＫＫ⑪と乾繭場⑥があり、いずれも鳥栖町産業活動の第一線的地位を占めている。片倉製糸所と本通をへだてて廉売市場のブロックがみえる。今日のいわゆるマーケットであって、新しい商店街の萌芽であろう。このブロックの南に当時の鳥栖地方住民の娯楽や文化のセンターであった鳥栖座⑫が位置している。

以上が人口九千（大正九年）の鳥栖町市街の概観であり、個々の建造物や設備の多くは『鳥栖商工案内』に写真が収められているし、本書でも主要なものは関係章節において引用している。

XVII 寄生地主制の動揺

——田代・基山小作争議の顚末——

図XVI—1　大正末年の鳥栖町市街略図　（鳥栖商工案内から）



1　背景・小作農家の農業と生活

すでにしばしば指摘したように、三養基郡の中でも旧田代領の農村では、土地所有の不均衡が甚だしく、小作農、零細農が県内でもとくにおびただしく堆積していた。そのことは小作料をはじめ、各種の小作条件を苛酷なものとし、さらには身分制度にまで影響を与えていた。ところが、大正期に入ると全国的に金肥増投を中心とする水田農業の発達は、次第に耕作者の実力を高め、地主制への矛盾を自覚させるようになった。さらに、世界大戦後のデモクラシー思想の滲透は、都市の労働争議から次第に農村をまきこみ、全国各地で小作争議が頻発するようになった。

一方、寄生地主はそのような小作農の実力の高揚の結果である産米増収に対しては、従来のように小作料の増徴をなすことは到底できなかった。しかも農村への貨幣経済の滲透は地主経済にも出費を強制することとなり、加うるに戦後における米価の低迷はいっそう地主経済を苦しくし、昭和初年の農業恐慌はもっぱら小作米の販売に依存する地主経済に決定的な打撃を加えることになる。

こうして一般に大正中期以来、わが国の寄生地主制はその歴史的存在意義を失ない、やがては農地改革を必然とする衰退過程をたどるのであるが、鳥栖・田代を中心とする旧田代領農村では、前述のように地主的矛盾が広汎かつ深刻であったために、大正も末になると世に「基山小作争議」と呼ばれて、新潟県伏石村、熊本県郡築村と並んで三大小作争議の一に数えられる事件が巻き起こった。この争議の関係土地は、三養基郡東部のほとんど全域に分布するが、

その中心地は基山村であったので右のように呼ばれるのである。ただし主な関係地主は、多く田代村（当時）に居住し、農民組合のリーダーは主として鳥栖町に住んでいたという三大争議の一にふさわしい広い舞台であった。

したがって、この地域の寄生地主制の動揺していく状態は、統計その他の資料で跡づけるよりも、むしろこの大争議の顚末をたどることによって、より明らかにすることができると思われる。

ところで、小作争議が始まる大正十年代のこの地域における小作農の農業と生活をうかがうことにする。その農家一戸平均耕地がどの程度のものであったかを正確に知ることは困難であるが、かりに昭和五年の県統計によってみれば表XVII・1のとおりになる。

すなわち、水田面積は鳥栖町を除けば、いずれも一㌶以下で、全区域平均八八㌃に過ぎず、畑地を入れても一㌶を僅かに越すに過ぎない。地域的には比較的山麓方面が狭く、平坦地域が広い。そのことは、田代・麓がとくに狭いことでも判るが、その広狭の差は極めて僅少である。

これは全農家の平均耕地反別である。とくに、小作農家の平均耕作反別はこれよりも、もっと狭いとみるのが至当であろうと思われる。当時、この地域の基里村の農民組合が作成した小作地一〇㌃当たりの収支決算表は表XVII・2にしめすとおりである。

表において本田支出の中に「小作企業資本利子」が加算されているのは、当時としてはむしろ異例であったろう。これを加えたとはいえ、小作料三俵半（一俵三斗四升）を納める

表XVII—1　農家一戸当たり田畑面積（単位 ヘクタール）

	鳥　栖	田　代	基　里	麓	旭	平　均
水　田	1.13	0.76	0.83	0.80	0.98	0.88
畑	0.19	0.22	0.18	0.18	0.20	0.19
計	1,32	0.98	1.01	0.98	1.18	1.07

と収支差引して二九円余の赤字となる。当時の県当局や地主の間ではこの経費が過大に見積られているという見方をしていた。しかし総合的に検討すると決してそうではない。というのは、モデル農家は家族経営であるから、もろもろの手間代は実際は自家労賃として所得になるのであるが、その評価基準が当時の農業日雇賃金に準じているとみられるからである。すなわち、大正七年三月七日付佐賀新聞によると、大工賃金（普通）一円、左官一円一〇銭、瓦葺一円四〇銭に対し、農業日雇は男子五五銭、女子三五銭となっている。したがって手間代を所得と考えても右のように大工・左官の半分の賃金であり、しかも、これを基準としても赤字という計算になっている。この赤字をで生活するには、実質的には小作人の労働報酬は右の日雇賃金よりさらにはるかに切り下げねばならないのである。

さらにこの赤字が過大でないという理由は、三俵半とみつもられている小作料は収量二石五升に対し低すぎる。後にみるように当時の上中下田別収量と小作料の関係では（八八五頁）、二石五升の収量は中田に属すとみてよく、その場合の小作料は一石二斗であってもおかしくはないのである。したがって以上の収支計算において支出を過大とみるのはあたらないと思われる。

そこで当時の小作農は平均的面積を耕作する者でも飯米として残る米は少く、麦との混食によらなければ自家の食糧にも足りなかったのであるから、米価が騰貴しても売る米など一粒もないのが普通であった。それのみか、いわゆる五反百姓（五〇㌃以下の小作人）では、端境期には高い利子で地主から飯米を借り受けたほどである。したがって、自給経済を分解され、次第に現金支出の比重を増して行く小作農民の生活はますます窮迫に陥り、多くの小作農はもとより、一般農家のなかにも、その子弟が主として農家の下男、下女などの年季奉公（当時は「お奉公」という言葉が使われていた）のほか、男子は鉄道の臨時職員、売薬業の売子、未婚の女子は久留米のしまや足袋—後アサヒ足袋（現日本ゴムKK）、つちや足袋（現月星化成KK）の両工場の女工に就職するものが増していた。ただ、地元の片倉製糸工

表XVII—2 小作農の水稲10アール当たり収支計算（大正7年）

支出			
苗代田ノ部	円 銭	本田ノ部	円 銭
籾種	80	畦削畦草切	50
塩水選手間代	6	荒起塊返代カキ	6. 00
荒起及畦ノ裏表切り	17.5	肥料代**	11. 00
苗代踏	25	飼葉大豆種（4升）	1. 00
肥料（元肥追肥）	40	肥料飼葉植手間代	40
施肥手間代（2回）	6	施肥手間代	60
施灰費（焼肥）	3	畦ヌリ、マガ草ヒロゲ	10
種マキ手間代	10	苗取ヨリ田植	4. 00
小鳥蛙ノ番（10日）	20	田ノ草取（5回）	6. 00
水引手間（50日）	50	枯茎枯穂ヒエ切手間	1. 00
掃除手間代	15	稲刈賃	2. 00
螟虫駆除手間代	5	稲仕舞賃	1. 00
苗代仕舞手間代	17	稲取入費	2. 00
苗代年貢	*40	稲扱籾フルイ、唐箕サビ	3. 50
		籾干手間代	1. 00
		籾スリ賃	1. 60
		ワラ仕舞手間代	50
		年貢米（3俵半）	41. 65
		年貢米運搬手間代	70
		除虫油及手間代	65
		田ノ見巡費	90
		水引米（1升）	35
		区役費	30
		旱魃水路費（3回）	1. 00
小計	3.52	小計	81. 80

損料ノ部	円 銭	収入ノ部	円 銭
鎌・鍬	13	収穫玄米（2石4升）	71. 40
鋤先・馬鍬	15	ワラ代	3. 60
唐箕・箕笠	15	砕米（3升）	50
荷ナイショーケ・フゴ	10		
ショーケ・ムシロ	55		
土臼・稲扱器	70		
田植縄・肥タゴ	10		
荷車ノ使イベリ	20		
農舎納舎消却費	50		
万石，千石，籾フルイ	15		
小作企業資本利子	10. 57		
小計	13. 30	合計	75. 50
支出合計	104. 75	差引損失	29. 07

注 津田正夫氏所蔵（小作争議関係資料）ただし郷土史料シリーズ No. 6 より再引。
合計，小計ともに一致しないが，再引資料に従っておく。
* 単位は「厘」となっている「銭」の誤りか。
** 豆粕燐酸馬肥ワラ

場には一千名以上の女工がいたにかかわらず、そのほとんどは鹿児島県および宮崎県の子女で、地域の子女はほとんどみられなかった。このほか農家の世帯主（当時戸主）自身、兼業を営むものが甚だ多く筆者の調査によると、田代、麓および基里の三村で次のように多数の種類と人員の兼業をみている。(1)

大工五〇戸、木挽（こびき）一七戸、石工二七戸、左官一五戸、屋根葺三一戸、水車（米の精白、精米小売仲買との兼業もある）五七戸、牛馬商一七戸、売薬業四八戸

以上が主要なものであるが、このほか桶屋（一一戸）、畳職・紺屋（各六戸）、竹細工職（七戸）、野鍛冶（五戸）、鞍作り（三戸）、素麺（そうめん）作り（八戸）、久留米絣賃織（七戸）その他唐臼作り、犁（すき）台作り、叺（かます）織りなど、農閑期に兼業を営む農家は総計約三百戸に達している。このほか、江島地域を除く旭村で四二戸の兼業農家があり、昭和五年の県統計書によると、鳥栖町を含むこの地区全体では五二八戸の兼業農家を数えている。これは全農家の約二〇㌫に当たり県の一七㌫よりも高い。

これらの兼業は地域によって特色をもっている。例えば水車は、沼川・安良川・大木川などの上流の川筋に多く、立石（二〇戸）、山浦（一一戸）、牛原（一二戸）、神辺（七戸）などに集中していたことはもちろんだが、大工は神辺（八戸）、山浦・宿（各六戸）、立石・下野（各五戸）などに多く、石工は牛原（一〇戸）、萱方（五戸）、屋根葺は山浦（九戸）、宿（五戸）、下野（六戸）、売薬業は田代（二〇戸）、永吉（一〇戸）というように兼業にも或る種の地域性がみられた。

また副業としては、片倉製糸工場の鳥栖進出および櫨蠟（はぜろう）の衰退の影響を受けて大正の中期頃から養蚕が普及を始めるが、それは主として自作農階層の農家で、しかもこの地域では極めて小規模（桑園一〇㌃以内）のものが多く、事業的養蚕家（養蚕業を主とする農家）の出現は見られなかったようである。

前表でみた収穫米二石余というのは、基里村の中でも酒井東・西などの平坦部落では平年作のことで、この地域の

ような常習水害地では、むしろ水害時の収穫が平年作とみられていたようである。

水害のない年は農作で三石を越すほどの収穫もみられたが、そのような収穫は三年に一回もあればよいとされていた。一般的にはこの収支決算表の収穫玄米量および支出中の小作料の関係は、おおよそ妥当な数字であったかと思われる。馬渡正人氏によれば(2)小作争議発生当時の収穫高および小作料は下表の通りである。

大戦景気の影響によって前述するように農家の自給経済は分解し、現金の必要が増大するに従って、小貧農、ことに、小作農の中には借金が増すものが多く、それを踏み倒して夜逃げするものも現われた。それは頼母子講の保証などの関係で連鎖的に倒産者を出し、炭坑へ出稼ぐものが多かったので、「炭坑逃げ」という言葉が流行したほどである。この頃、小作人の子弟が、地主によってどのような眼でみられていたかを現わす挿話がある。或る老農は筆者に若い頃の思い出を次のように語った。

『わしが村の祭のとき、奉公先から麻裏草履（ぞうり）ば履いて帰っとったりゃ、地主の旦那さんから見付かっち、「小作人の子供ンくせしとって、何ンちゅぜいたくばしとるか」ちゅうて、ちご（はらわた）ん出るごつおごられたつば、今でん忘れまっせん。』

小作農は単に生活が苦しく不安定であっただけでなく、このように身分的な観念の下に人間的にも圧迫されていたのである。

表XⅦ－3

小作争議発生当時の収穫高・小作料

	収穫高	小作料
	石 斗 升	石 斗 升
上田	2.7.1	1.8.7
中田	2.2.1	1.3.6
下田	1.7	1.0.2
平均	2.2.1	1.4.1

注 (1) 筆者が鳥栖基山農協に委嘱して聴取調査を行なったもの。

(2) 馬渡正人、鳥栖地方の農民運動史（鳥栖市史編さん委員会郷土史料シリーズ6）

2　発端・農民組合の結成

前項で述べたように、大正七年の米騒動を契機として全国各地に小作争議が発生する。しかもその争議の中には、経済的には耕作権、政治的には人間の権利に対する要求が顕著な傾向として現われ始める。さらに、それまでの小作争議は、抗争のための一時的な結びつきとしての「小作人共同」で闘われたのであるが、このころからは永続的な小作人組合として組織化され、ことに埼玉県と京都府には、既に大正八年に小作人組合連合会が誕生していた。

大正十一年（一九二二）四月、賀川豊彦、杉山元治郎を中心として西日本、福島、新潟などより六八名の代表が神戸市キリスト教青年会館に参集して日本農民組合を創立する。この当初に創設された日本農民組合はキリスト教思想を以て貫かれた甚だ協調的なものであった。

十一月には日本共産党系の農民組合として日農関東同盟が誕生、日本農民組合と合併する。そのために、日本農民組合は著しく戦闘的・革命的な組織に成長する。

このような情勢のなかで、大正十三年二月、早稲田大学に学び、後の労農党首大山郁夫教授の影響を強烈に受けた轟木の地主（三十町以上所有）伊東光次は、自ら述べる処によると「職業的社会運動家を決意して」郷里へ帰った。帰郷後ただちに、彼は、早稲田大学の先輩で、かつての早稲田騒動の際の学生側〝七勇士の一人〟であった重松愛三郎を麓村原古賀の実家にたずねてしばしば懇談を重ねた。その重松愛三郎に農民運動にのり出す決意をさせたのは大山

郁夫教授の著書「政治の社会的基礎」であった。重松は伊東の紹介で日本農民組合九州連合会長高崎正戸（福岡県宗像郡）を知り農民運動に接近する。

あたかもその頃、基山町園部を中心に農民組合組織を画策中であった埋金竹一郎等は福岡市外（当時）箱崎の日農九州連合会本部に高崎会長を訪ねて重松の存在を知り、十月初めに重松と会って、彼を中心に農民組合の組織に乗り出すことになる。「これから愈々重松愛三郎の八面六臂（びひ）の大活躍がはじまる」のである。

大正十三年（一九二四）十月九日、基山村園部の三ケ敷部落を皮切りに、同村の秋光、千塔、小倉、白坂、基里村酒井、鳥栖町高田の各部落のほか田代村、麓村などでも連日連夜の座談会・宣伝演説会が開かれる。重松愛三郎を中心に、九州連合会の高崎会長以下四名、かねてから石田樹心、埋金竹一郎等によって啓発されていた基山町の二十歳前後の丸山常次、天野総助、鳥越郷助、井上良造等の青年も、



写真ⅩⅦ—1　農民組合結成当時の重松愛三郎氏（後列中央）と石田樹心（その右）伊東光次（前列右から2人目）鳥居重樹（前列左端）—伊東光次氏蔵—

この宣伝活動には加わっている。

ことに、重松愛三郎は、夜間の座談会につづいて、昼間は各村内を歩き回り、田畑で作業中の農家には演説口調で呼びかけ、作業休息中のものには近づいて話をしかけるなど、まさに「八面六臂」の宣伝活動を行なっている。その宣伝の趣旨は、小作人が作った米は本来小作人自身のものであるが、それを地主に横取りされていること、地主の取り分は小作人が田を作るに要した費用（労賃を含む）と小作人の食糧をさし引いた残りで充分であること、それを主張し実現するために小作人は組合を作って団結しなければならないことなどであったといわれる。

このような宣伝によって、収穫期を前に、農民達は各部落ごとに続々と農民組合を組織してこれに加盟する。それはまさに燎原の火のように燃え広がって行った。それは、重松をはじめ日農九州連合会その他の青年達の宣伝によったことは勿論であるが、前に述べたように、この地域の農家の小作階級としての成長がそれを受け入れしめたことはいうまでもない。宣伝は単なる火付けの役割を果したに過ぎないともいよう。だが、前にも述べたように、この地域の小作農の階級としての成長は永い伝統を持つ一面、それは近代的自由思想や近代産業労働者の階級意識に触発されて成長したものではなかった。宗教的なあきらめのなかで、絶望的な生活の窮乏にあえぎながらも、何時かは彼等のために救いの手をさしのべてくれるもののある日を待ち望んでいたのである。その頃の浪曲語りや芝居のなかで、この地域の小作人が聞き伝え、あるいは実際にその芝居や浪曲を見聞きして、最もその心をゆすぶったのは下総の国佐倉郷の義民惣五郎の物語りであった。世なおし大明神佐倉惣五郎は彼等の守護神であった。ことに当時の家父長制家族制度のもとで最も底辺に置かれていた主婦達は、その再来を待ち望んでいたことであろう。

「談論風発当たるべからずで、内容は兎も角すっかり煙にまかれてしまった。夕食時になると、大きな声で二人前持って来いと女中にどなっているので、筆者にでも出してくれるのかと思うと、そうでなく自分で食べるのだった」と

「列伝」の筆者がその初対面の印象を述べている。義民気取りで無作法かつ傍若無人の好漢重松愛三郎の姿は、彼等農民にとって、まさしく惣五郎の再来とも見えたであろう。彼はいかなる権力にも臆することのない傲慢のなかに敵方も憎みきれぬ人なつこさを持っていた。

それにしても、組合結成の速さはまさに驚くばかりである。座談会を始めて僅か二週間、十月二十三日には九州連合会の高崎会長を始め遠く鹿児島県や熊本県郡築からも農民運動の闘士を迎えて、鳥栖劇場で日本農民組合三養基郡（支部）連合会の創立大会を開き、即座に連合会を結成している。しかも会するもの一千余名の盛会であったと伝えられる。役員としては、会長に重松愛三郎、副会長（主事）は石田樹心、会計に基山村の埋金竹一郎、本部常任に基里村の福田健造および麓村の吉田藤三が就任する。ただ会の内容については、この役員選出のほかは、綱領、宣言、決議などについての記録は残っていない。もとより綱領、宣言などについては、日農の支部連合会として結成されたもので、当然日農の綱領をそのまま守るのであるが、少なくとも何等かの決議がなさるべきであった。恐らく、地主に対する小作料永久三割減の要求とこれが貫徹のための（要求貫徹までの）小作料納入の保留（いわゆる不納同盟）という戦術については何等かの形で組合員の意志統一が図られたもの



写真XVII—2
電柱に日本農民組合の旗章を形どり組合員に
演説する高崎正戸（福岡県、福岡県の百年より引用）

と思われる。大会はおそらく各地から駆けつけた農民運動の闘士や地元の組織者達の祝辞、または激励や意見発表の形式をとった弁論大会に終ったもののようである。それも地元の組織者はもとより高崎九州連合会長を始め農民運動の闘士と称する人達も、実際闘争の経験に乏しく、日本農民組合という一つの組織のなかにありながら、理論的にも思想的にも何等統一されたものを持たなかった。日本農民組合そのものが、その後、各地での闘争戦術を通じ、あるいは政党支持をめぐって動揺し、幾度かの分裂再編を繰返すのである。三養基郡連合会そのものも、九州連合会の高崎会長に対抗して九州本部を名乗っていくほどである。従って弁論大会としてみても一つの階級的理念によって貫かれたものではなかったようである。当時の農民大会の檄文には次のようなものがある。

聴ケ!!大講演会
来レ!!全九州ノ小作人
十二月二十日正午　木山座
貧乏人ハ絞リ取ラル、絞リ取ラルルガ故ニ益々貧乏スル。何故絞リ取ラレ何故貧乏スルカ?　貧乏人ノ社会的地位如何?　貧乏人ノ権利果シテ如何?　小作人、借地借家人ハ果シテ如何ナル権利ヲ有スルカ?地主家主ノ権利果シテドンナモノカ?
弁士　主事　石田樹心　　会長　重松愛三郎　　総本部弁護士法学士　小岩井　浄
時代ニ目ザメ、自己ノ生活ノ安定ト充実ヲ希フ者、社会国家ノ安定ト充実ヲ希フ者、忠君愛国ニモユル帝国臣民ハ来レ、横暴ノ地主モ聞ケ、ソシテ国家社会ヲ正視セヨ!!而シテ相愛扶助挙国一致皇国ノ安泰ヲ計レ!!
主催　大日本農民組合九州中央本部
三養基郡連合会

これでは「農民運動物語」の筆者が評するように「まるで右翼暴力団のビラ」とも見誤まられかねまい。「燃ゆるような反逆心と共に、一方こんな低俗な理念の底流があった」とその筆者は指摘している。ことに十四年二月に一時帰郷した伊東光次は、農民組合弁護のため来訪中の小岩井浄とともに、「大日本の大は帝国主義を意味する」というので大日本農民組合の看板を下すよう重松会長にすすめたが、四月頃まで下さなかったという。

また「九州農民運動家列伝」には次の一節がある。

大正十三年の年の暮（?）重松君から金が足りないから金を送れ、そして早く帰ってこいと再三手紙がきた。運動に資金不如意は常識である。私は大に同情してオーバーも靴も買はないでうちからそのために送ってもらった八十円を重松君に送った。そして大正十四年二月はじめ帰郷した。事務所にあやしげな女が出入りしていたことは前に書いた通りである。驚いたことに、よく聞いて見ると私が送った金はみんな一・二の幹部が、久留米の色街で使ってしまったというのだ。おまけに私がロシヤ語をやっているので、私をウラジオストックにやってボルセビーキから運動資金を貰いにやる計画だったというのだから呆れかえってしまった。当時の重松君が明治維新の志士気取になるのはまだしも、当時その道に一番古い先達武田万兵衛のダラシなさには憤慨せざるを得なかった。

筆者は伊東光次である。これほどダラシない連合会の執行部ではあったが、それは闘争の実践を通じて鍛えられ、脱落者を出す一面、組合員および組合そのものとともに成長して行くのである。当時の連合会の執行部は三十一歳の重松会長を頭に、ほとんど二十歳代の若者達であった。

設立当時の連合会幹部はこのように未熟なものではあったが、この会の結成は、関係地主を震憾させ周章狼狽させたことはいうまでもない。昨日まで飼猫のように従順であった小作人は一夜にして、先祖伝来の財産の一部をかすめ取ろうとする凶悪な強盗に化した。ことに、朝夕来訪して家事などの面倒までみてくれた「出入り」と称する近所の小作人にも背を向けられ、地主によっては、部落中仇敵のなかに孤立させられるものもあった。当時の地主にとって

ドイツの劇詩人シルレルの「鉄鎖を断ち切る奴隷の前に自由人よ、戦慄する勿れ」と歌った章句は、彼等のために用意された警句とも受けとられたであろう。この大会に結集した小作人の小作料永久三割減額の要求は、県内および福岡県の近接する郡村の地主達へも大きな衝撃を与えずにはおかなかった。

この連合会に加盟し、結集した日農支部は次の通りである。(1)

鳥栖町　高田・本鳥栖・古野　組合員総数約百二十人
田代村　河内・平原・萱方・古賀　組合員総数約四十人
基里村　酒井東・酒井西・幡崎・水屋・姫方・飯田　組合員総数約二百三十人
麓　村　牛原・宿・原古賀・山浦　組合員総数約百五十人
基山村　園部（小松を除く第一区第二区）・小松・木山口・秋光・千塔・向平原・小倉・白坂（白土?）、城戸　組合員総数約四百五十人
上峰村　船石・堤・鳥越　組合員総数約三十人

このなかで、旧佐賀藩に属するものは上峰村および麓村の原古賀・山浦の両部落のみで他は総て旧田代領域のものである。組合員数は、現鳥栖市域で約五百人、四百五十人は基山町域のものである。この後展開される小作争議の中心が基山町にあって、この争議が基山争議と呼ばれたゆえんであろう。基山町域では、当時七区中、区内で地主と個別に減額協定をなした二区を除き、その他の区には全部組合が結成された。同村の中でも、園部、小倉および宮浦の中の第三区（東村）などでは、田代村地主の所有農地が多く、それらの地主は居住が離れているために直接の友好が少なく、ほとんどやかしろ（差配）を通じて小作料の収納その他小作契約についての折衝なども行なわれていた。そのためか、地もとでは、田代の地主の所有田の小作料は一般に高いといわれていた。筆者の調査によっても一〇㌫（台

帳面）当たり二石にもおよぶものがあった。ことに園部では、田代地主の所有地の中、争議当時地主組合に加入した九人の地主の持分のみでも四五㌫におよんでいる。これは、当時の園部の水田面積の約三〇㌫を占めている。

注（1）馬渡正人「鳥栖地方の農民運動史」（前掲）
以上特記しないものは、伊東光次「農民運動物語」、同「九州農民運動家列伝」による。両者は福岡市西堅粕一の五風雪新聞社発行の『風雪』第四〇号―昭和四十三年三月―以降約四〇回にわたり連載されたもの。

3　展開・小作争議の経過

大正十三年十月、鳥栖劇場において結成された日本農民組合三養基郡連合会は、ただちに加入組合員に対して、小作米の納入を留保するよう指令するとともに、関係地主に対し、「大日本農民組合九州本部長三養基郡連合会長重松愛三郎」の名を以て次のような小作米の減額要求書を発送した。(1)

拝啓陳者
寒気愈々相加わりましたが御一家様益々御繁栄□□と慶賀至極に存じます（二字不詳）。扨て此度当組合の決議に依りアナタの御所有に係はる何某部落の田（畑・宅地）の小作米永久参割減（備考――）〜要求に決定致しましたが従来の御親誼と平素のアナタの御寛大なる御精神に訴へ何卒小作人の窮状御憫察給はりて社会国家のタメ平和に解決する様呉々も御譲歩下され度伏して願ひあげ奉ります実は一々拝趨の上親しく懇願奉る可筈でありますが御承知の如く多忙至極に有之甚だ失礼とは存じますが書翰を以て訴へ度く何卒御寛恕下さい
就いては甚だ勝手至極乍ら当組合の都合有之且つは小作米の時季も切迫致し居りますれば何卒　月　日迄に諾否御返事下され度く若しも同日迄に御返答無之際は御承諾の御事と憚り乍ら認めます重ねて申すまでもありませんが組合運動は国際労働条約に於いて自由の保証有之事は既にアナタの御承知の事と存じます

大正十三年十一月　日

敬白

右文中の（備考）欄には、旱魃田小作料一年全免・俵米廃止などの要求が挿入されることとなっていた。

この要求状を突きつけられた地主の間では、すでに農民組合創立当時から、地主組合結成の準備が進められていたが、「個々の感情或は利害関係の摩擦」から全地域には実現をみず、ただ田代の地主組合のみが年内に結成されていた。田代の地主組合では、この要求状に対し左の回答文を出している。(2)

拝啓益々御多祥邦家ノ為メ慶賀此事ニ奉存候然ルニ去ル本月二十三日付御芳書ヲ以テ御申越シニ相成候小作米永久三割減及本年度旱田小作米全免ノ御要求ニ付テハ地主トシテ収支ノ計算上到底忍ブ能ハサル処ニ有之候ノミナラス現下斯ノ如キ軽減ヲ要求セサル可カラサル必要ニ迫マラレタルモノトモ認メ難ク候ニ付折角ノ申出ニ候ヘ共遺憾ナカラ貴意ニ応スル事能ハズ候
右及御回答候也

大正十三年十二月　日

同時に一方個々の小作人に対しては左記のような「小作地賃貸借解約申入書」を内容証明郵便を以て発送する。(3)

是迄貴殿ト締結致居候左記ノ土地ニ係ル小作賃貸借契約ニハ其期間ヲ定メザリシ処拙者ニ於テ都合有之候ニ付民法第六百十七条ニ依り茲ニ右小作地賃貸借ノ解約ヲ申入候也

大正十三年十二月　日

賃貸人　何　某

賃借人　何　某宛

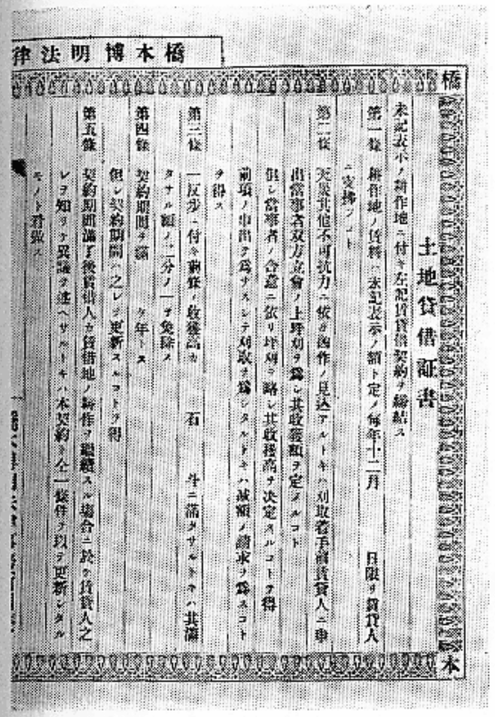
土地ノ表示

三養基郡　村大字　字　番地

一、田　反　畝　歩
一、　反　畝　歩

この小作地賃貸解約申入書は、どの範囲に発送されたかは明らかでないが、これとは別に地主四十一名が、同じく内容証明郵便をもって、田代、基山両村および鳥栖町の一部小作人一一三名に対し、期限付小作米請求書を通達した上、十二月六、七両日に亘って、十三年度小作米の代価として動産仮差押の処分を強行する。と同時に、その早朝、重松会長以下組合連合会本部要員など組合幹部十数名が検束される。この検束は、この農民組合連合会に対する官憲の、治安警察法にもとづく最初の干渉である。もとより地主側の要請にもとづいて、仮差押処分に対する妨害を排除する目的で行なわれたものと思われる。

地主側のこのような対抗措置は、たまたま大阪より帰来した弁護士橋本博明の争議体験を聴き、同人を顧問として決定した合法的手段といわれる。農民組合が、小作米納期を前に結成を終わり、その小作料納入を留保するという有利な戦術をもって地主に挑戦したことは、地主側のこのような強硬な対応を呼びおこしたともいえよう。しかも組合の立上がりがドラマチックであっただけに、地主の対応が激しいのは当然であっただろう。だが、田代地主のこうした官憲の力を背景とする強気な対抗策は、その結果として、若い志士気取りの組合幹部を益々いきり立たせ、その官憲の弾圧に屈せず勇敢に立向かう幹部達の姿が、しいたげられた農民の信頼をますますたかめ、組合の結束を強めることとなったようである。


橋本博明法律

土地貸借証書

未記表示ノ新作地ニ付キ左記貸借契約ヲ締結ス

第一條　新作地ノ賃料ハ未記表示ノ額ト定ノ毎年十二月　日限リ貸賃人ニ交拂フコト

第二條　天災其他不可抗力ニ依ル凶作ノ見込アルトキハ刈取着手前貸賃人ニ申出當事者双方立會ノ上時刻ヲ錄シ其收穫額ヲ定メルコト

但シ當事者ノ一方立會ニ欲リ時刻ヲ錄シ其收穫額ヲ定メルコトヲ得

前項ノ申出ヲ爲サズシテ刈取ヲ爲シタルトキハ減額ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第三條　一反歩ニ付キ納額ノ收穫高ノ　割ニ當ルモノヲ以テ其當タナル組ノ二分ノ一ヲ免除ス

第四條　契約期間ヲ滿　ケ年トス

但シ契約期間ノ之レヲ更新スルコトヲ得

第五條　契約期間滿了後貸借地ノ耕作ヲ繼續スル場合ニ於ケル貸賃人之レヨリ知ラス異論ヲ述ヘサルヘキハ本契約ノ全一條件ヲ以テ更新シタルモノト看做ス

写真XVI—3
土地貸借証書、様式の一部

農民組合連合会は、翌十四年に入るとともに一月早々、さきの地主の回答文に対し、重ねて要求を繰返し、次の文書を発送する。(4)

御返事正に拝誦仕りました。御文面に依れば断然御拒絶の趣誠に遺憾至極に存じます。一切の事情総ての時勢は改めて申すまでもなくアナタの御承知の御事であります。要するにアナタが御譲歩下さらば多数小作人の生活の安定と充実とを来します。即ち夫れが国家の繁栄と社会の幸福をモタらす所以だと存じます。故にアナタにも種々の御事情も有之ませうが何卒アナタの御人格と御徳望とに訴へて更らに御配慮給はり良くマげて御譲歩願上げ奉ります。顧みますれば国をアゲて内憂外患の際特にアナタの御考慮を煩はしたいと存じます。

このような文書による交渉は、次の地主側からの意志表明によって断ち切られたもののようである。この手紙は田代村の地主津田正夫個人から連合会長に宛てたものであるが、同時に地主組合の態度として受けとれるもので、内容証明郵便を以て回答されている。(5)

拝啓陳者小作米軽減には従来貴組合よりの交渉に対し関係の有無不明に候も相当敬意を表し其都度回答罷在候処過日酒井部落に関するものの如き其後直に小作人より取消申込来り事実の真相了解し難く近頃以て不信の至り国際条約迄云謂せらるゝ識者の態度として誠に遺憾に存じ従来真面目に考え候事今更馬鹿々々しく相覚候然るに昨日又々幡崎部落拙者関係小作人小作米に付御申入相成候も前述の事由に依り回答の限りに非ずと存候間然様御承知被下度尚今後も当事者の代理権を確認すべき御立証無之限り此種の御照会には一切回答不仕従て御指示の期限経過候も承諾の意思表示にては勿論無之候事予め表明致候先は御答等得貴意候也

大正十四年一月

大日本農民組合三養基郡連合会長

重松愛三郎殿

敬白

農民組合連合会長名

田代村田代　津田正夫

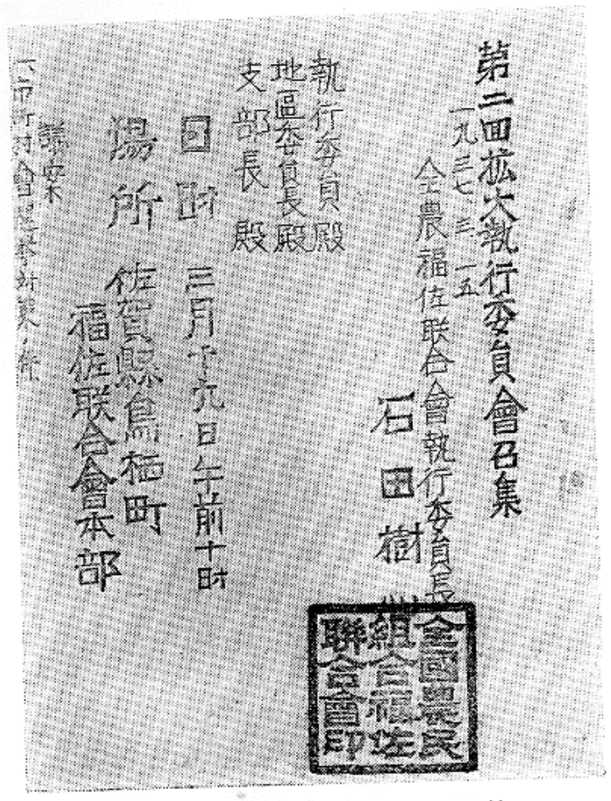
もとより、このような文書の交換は、いわば両者の間の陽動作戦ともいうべきものであって、十三年十二月中に地主側から提起された小作米仮差押処分によって、闘争の核心は法廷闘争に移りつつあった。農民組合側もこれに応戦するための準備を進めるため、本部からの顧問弁護士の派遣を求め、十四年に入ってから間もなく、後には左翼系農民運動の闘士として著名となった小岩井浄が、法廷闘争支援のために乗り込み、前に述べた組合のビラでも明らかなように、連合会幹部等とともに各地の講演会にも出席して組合員の啓蒙に努めている。法廷における小岩井浄の理論整然として相手を圧倒する弁論と滞在中における厳しいその生活態度は、組合幹部ことに青年達の間に思想的影響を与えたようである。それは後述する福佐連合会の左翼的基盤を確立した理論的武装を助長したものといえよう。組合ではこのほか、法廷闘争に備えるため、本部要員として福岡県連より大坪国雄を訴訟部員に迎え、さらに二月に東京から帰郷した伊東光次、三月の県議選（後述）に来援した日本労働総同盟九州連合会主事の鳥居重樹等を本部員に加えて、青年・婦人・組織・争議の各部を整備して宣伝教育活動をさらに強化することとなる。

他方地主側でも、橋本博明弁護士の指導によって、小作米請求・土地返還の訴訟を起こすとともに、関係各町村別に地主組合を組織し、四月にはその連盟を結成する。ただ、この地主組合からは鳥栖町真木の大地主八坂一家が脱落している。「当時県内一の大地主八坂甚八に対し地主組合連盟会長となることを再三懇請したが、政治的理由や田代地主との対立その他の関係から拒絶されてしまった。それで八坂一家及びその一統は遂に地主組合に加盟しなかった」と「農民運動物語」は述べている。

農民組合側は、小作米分納という武器を堅持しながらも、小作米を共同販売するなどの挑発的行為をも敢てなしている。一方、政治的進出を図るため三月十九日に行なわれた県会議員選挙には、基山村園部の一小作農民寺崎種右衛門を候補者に立てて戦い、最下位当選者の得票一、四四四票に対し九〇一票を獲得し、さらに四月末から五月初旬に

かけて行なわれた町村会議員の選挙には十七名の候補者を立てて、基山村では定員の過半数を占むる六名、基里村で四名、田代村二名、鳥栖町三名、麓村一名、上峰村一名都合十六名（落選は麓村の候補者一名のみ）の町村会議員を獲得した。また示威運動としては、四月九日、日本農民組合の創立を記念する農民デーに、検束を免れた約三百名の組合員が基里・田代・鳥栖の各町村を示威行進し、最後に鳥栖警察署になだれ込んで、強硬談判の末検束幹部を奪還する。当日は、基里村曽根崎にあった片倉製糸会社の運動場に集合して示威行進に移る予定であったが、警察当局がこれを禁止し、重松会長以下多くの幹部を事前に検束したのであるが、そのことが逆に示威運動の気勢をあげたのであろう。

このような農民組合の勢力伸長と、一方二月に提起した小作料不納による経済的逼迫によって、地主側は次第にあせりの色をみせ始める。国粋会と称する当時の右翼団体の顧問を橋本博明が兼ねていたので、国粋会員と称する力士くずれの肥大漢や弁護士の書生などを個々の組合員の所にやって、これを威嚇し、あるいは「一時減の二割位ならまけてやると懐柔」あるいは「勝手に立入禁止の札を耕地に立て」るなどの行為にでている。ことに五月下旬には、地主組合の組合員が多数弁護士を同道、県庁に知事を訪ねて地主の窮状を訴え、その解決方を陳情する。


第二回拡大執行委員會召集
一九三七、三、一五
全農福佐聯合會執行委員長
石田樹
執行委員殿
地區委員長殿
支部長殿
日時　三月十九日午前十時
場所　佐賀縣鳥栖町
福佐聯合會本部
諒安ト
（市町村會議事堂ヲ借用ノ事）
全國農民組合福佐聯合會印

日農福佐聯合会の委員会召集状
（伊東光次氏蔵）

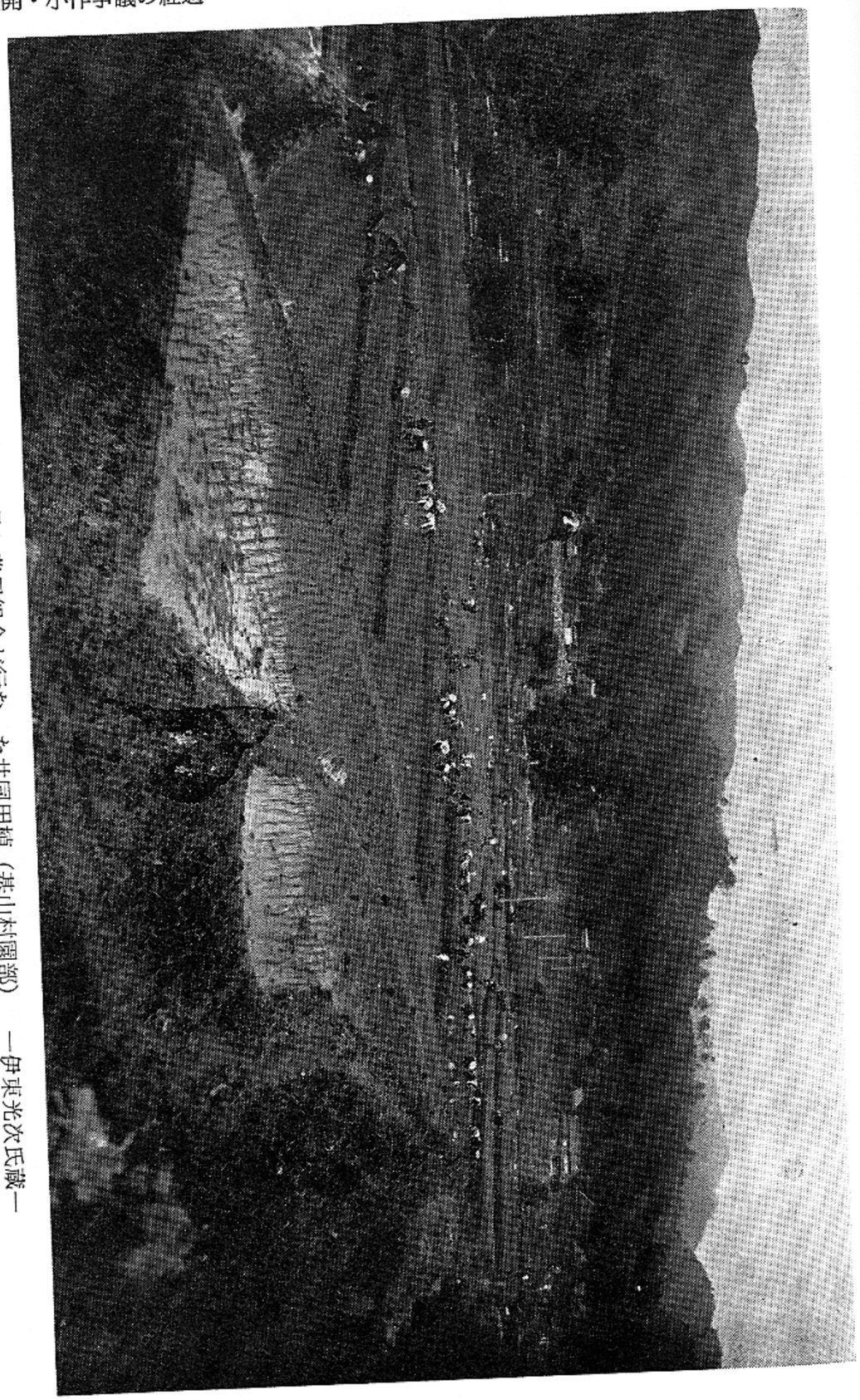
一方、二月に提起された小作米請求ならびに土地返還訴訟は、小作法未成立の状況にあって、賃貸借と永小作権の相互の主張が争点となって、いたずらに証拠調べに延引して、田植期に至るもなお結末をみない有様であった。このような裁判の進行にごうを煮やした地主側は、六月二十日基山村第一区一〇㍍、第二区一八㍍（以上園部）、第五区（小倉）四㍍、基里村幡崎二㍍、田代町河内萱方で計約一㍍計三五㍍の土地立入禁止の仮処分を申請する。この仮処分の申請は、小作米未納のため生活に窮した地主が自作を決意して行なったものであろうが、この仮処分申請の情報は、農民組合側に一つの衝撃を与えたようである。すなわち、立入禁止の仮処分が田植時に行なわれることになれば組合員の動揺は避け難いとみた連合会では緊急理事会（当時は執行委員会を理事会と呼んだという）を開いて次のような対策を決定した。

(一) 共同麦刈、共同田鋤、共同田植を敢行すること。
(二) 地主側の土地仮処分申請と共に直に異議申立をなすこと。
(三) 開廷の場合、裁判所に大動員をかけること。
(四) 即決の場合は牛馬や大衆動員によって力づくでも立入禁止の札を立てさせぬこと。
(五) 結束をかためるための座談会の開催。

この決議にもとづいて、六月八日組合に対し、次のような指令が出される。

(イ) 事件が起った場合、直に本部に通報すること。
(ロ) 麦取入の作業をなすこと。
(ハ) 共同田鋤、共同田植は必ず実行のこと。

麦刈はほとんど時期が過ぎていたが、共同田植は基山各支部、基里村酒井西・酒井東・幡崎・水屋・鳥栖町高田の各部落で行なわれる。共同田植は赤色の組合旗を立て、赤襷・赤鉢巻で参加人員一千余人（馬三百頭）で三週間にわた



写真XVII—5　大正14年7月、農民組合が行なった共同田植（基山村園部）　—伊東光次氏蔵—

って示威的に行なわれた。また田植には福岡県山門郡東山村から十数名の応援隊がかけつけて組合員の士気を鼓舞したという。この共同田植は、組合員の結束を堅めることに大いに貢献したようである。

地主によって申請された立入禁止の仮処分に対し、裁判所は事態の悪化を恐れて、慣例による即決を避け、三回にわたる公判を開くことになる。この公判の開始を前に、県では事態を重大とみて調停に乗り出している。すなわち、前任地熊本県時代郡築争議の解決に当たった経験をもつ土居警察部長が調停に乗り出し、地主側を説得して調停案を作成し、これを時の郡長を通じて農民組合側に手交した。地主組合では次のような宣伝文を農民組合員に配布して農民組合側の切くずしにつとめる。これは地主組合の数多い宣伝文の一つである。

目醒めよ小作人兄弟よ

……彼等はその標語と反対に、争議を解決する意志は毛頭ない。只農民組合は彼等小作人の暴動化を待つのみと言明す……負けることを知りながら弁護士を紹介し、永続しないことを知りながら共同耕作をさせる。この巧妙な手段を以て小作人をだまして争議を永びかせる。争議継続中は飯の喰いはずしはない。……馬鹿らしいのは小作人だ。吾等が汗と油で得た僅な金をまき上げて或は久留米市に娼妓を買い或は組合本部二階で芸妓をあげる……彼等は我等の生血を吸うて尚あき足らず我等の骨の髄までしゃぶる悪魔である。オー恐しい我等兄弟よ醒めよ。奮然立って左記事項を断行せん

決　議

一、早急に争議を解決する為め協力一致悪魔の甘言を排す

二、争議調停者に佐賀県警察部長を推薦す

いずれは官憲の調停案だとたかをくくっていた農民組合幹部は、谷原郡長より手交された調停案をみていささか狼狽したようである。それは、一石五斗三升から八斗五升の程度に当時としては相当大幅な減額であった。「農民運動物語」によると「重松会長はじめ本部としては組合の動揺を惧れて、強いて基山村支部を説得して之を拒否すること

に決定し、六月二十五日の第一回公判当日、その旨警察部長に答申書を出した」と述べている。この調停が不調に終わったというので、つづいて佐久間裁判長が自ら調停に乗り出し、七月二十八日三養基郡役所に出張して農民幹部と折衝したが、調停案に対し、とくに基山支部からの反対があってものにならなかった。この調停は唯一回だけで不調となったので、土居警察部長は前回の調停が終結していないという見解から再び調停に乗り出す。土居部長というのは柔道四段で二十貫（七五㌔）ほどの巨漢であったが、農民組合幹部からみれば「敵視するには余りに善良で、この大問題を事前に解決するためには、どんな努力も隠忍もいとわない誠意を持つた人」であった。この調停に対し農民組合側は成立の期待を寄せていたようだが、今度は地主側が拒否したため八月初め遂に不調に終わることとなった。調停の不調にともない、裁判所は八月十四日第三回目の公判で、遂に前述する三五㌃の土地に対する立入禁止の仮処分を決定し、小作人によって田植が行なわれたそれらの水田は現状のまま地主の管理に移される。八月二十一・二日の処分執行に当たっては、裁判所は小作人の行動を憂慮して、警官の人垣を作って万一に備えたが農民組合側は直ちに控訴し、現場では予測に反して極めて静粛な態度を見せた。

この間、鳥栖町高田部落では、ほとんど小作人側の要求に近い、小作料の一律永久二割七分五厘減、ならびに灌漑費（前項で述べたように大正十一年以来小作人が要求していた）の地主負担の条件で、八月二十一日争議の解決をみる。この農民組合側の勝利的解決を眼前にみた八坂一家では、地主組合に未加入のまま孤立的立場にあったあせりもあって、争議の解決をいそぎ、その所有地のうち紛争中の五七㌃の耕地について、小作料の一割六分減額の条件で、九月九日夜、急速な和解成立をみた。この解決は地主組合を出し抜いたもので、地主組合連盟にとっては全く「寝耳に水」として受けとられたようである。

このように争議が長びき、一方では益々その尖鋭化、他方では脱落的解決というような事態ともなれば、農民組合・地主組合の双方にあせりの色がみえ始める。八月初め、事態を憂慮した郡役所および郡長会が「農家諸君に告ぐ」

と題する声明書を配布して、地主・小作双方に反省を求めるという一幕もあったが、ことに立入禁止仮処分の執行に憤慨した農民組合は、これに抗議するために小学児童の盟休という政治的色彩を帯びた闘争に入る。基山小学校児童中二四三名、基里小学校児童中一八一名の各小作人子弟は九月一日の新学期初頭より盟休に入った。

九月七日、日農三養基郡連合会は鳥栖市で、第二回大会を開く。この大会では立入禁止処分反対のほか、産米検査撤廃など十二件および三養基郡連合会を佐賀県連合会に改組することなどを決議する。一方、小学児童の盟休は九日に至って県当局からの勧告によって大部分が登校をはじめる。ただ基山村園部では小原公会堂、基里村酒井では天満神社に寺子屋式の農民学校を開設していたが、当局の父兄説得と首謀者の検挙によって十五日以後同盟休校は打切られる。基山の園部部落では、消防組を農民組合員のみで組織する。区長を組合員のなかから選出する。村税を収めない。冠婚葬祭の部落共同を農民組合員のみの組合で行なうなどを申し合わせる。かくして地主・小作間の対立は日常生活にまでおよぶことになる。地主の間では、このような情勢のなかで、組合の切りくずしに出るものが多くなり、ことに八月末の土居警察部長の転任は、農民組合が抱いた同部長の仲介による和解成立の期待に暗い影を投げる。土居部長は転任に際し、農民組合幹部一同を当時久留米市一流の料亭萃香園に招いて、農民組合が部長に寄せた信頼に対し感謝の意を表し、調停の不成功を詫びたといわれる。その部長の転任が与えた農民組合幹部への打撃は推察されよう。農民組合は仮処分に対する異議申立てについて、佐賀地方裁判所に対し、小作調停法による調停を申請する。当時の新聞報道によると、県当局はこのような情勢をみて解決近しとみていたようである。

これより前、農民組合連合会は同盟休校煽動事件取調中の一警察官の失言をとりあげて、鳥栖劇場および佐賀市公会堂で演説会を開いて地主の横暴や警察官の弾圧を攻撃するという挿話があった。これは組合幹部の争議解決の行詰まりに対するあせりともみられるし、あるいはエネルギー発散のためのレクリエーションともみられる。警察では署長

はじめ十数名の制服・私服の警官を場内に張り込ませるという物々しい警戒ぶりで、弁論の中止、それに対する抗議、検束、乱闘（火鉢が投げられる、座蒲団が飛ぶ、検束、警官を投げ飛ばす）という騒ぎで、「聴衆が喜ぶこと限りない。芝居より面白いということで入場料が十銭から二十銭になっても、その後農民組合の演説会といえばワンサと入った。」

ところで、再び収穫期に入るに先立ち、地主の側から未納小作料徴収のための稲立毛差押の申請が出され、仮差押処分の決定にともない、十月十四日から十六日まで基山村各部落、基里村の幡崎、田代村の萱方、平原など約一〇〇紗の水田について仮差押処分が執行された。ことに基山村園部では田代村の地主など三十一名の債権者によって八九名の小作人の稲立毛が差押えられることになる。処分の執行は十五、六日、物々しい警戒裡に行なわれる。立会った本部主事の石田樹心が押問答の末、園部駐在所に検束されるという事件が起こった。このことを伝え聞いて激昂した組合員百余名が、手に刈鎌を持って駐在所を包囲し、石田主事は釈放される。当時の佐賀新聞の報道によるとこの不穏な雲行きをみた県では、佐賀署から十数名の警官を応援のため現場に急行させ、当初予定していた一部小作人の家財の差押えは石田主事の反対申入れがあったためこれを中止したが、ほとんど全小作地の立毛仮差押えを受けた基山村園部の小作人、およびこれを支援する組合員数百名が大挙してその不法をなじった。県警察部は組合員の解散を命じ、警官隊の人垣の中に立毛差押えを強行する。

小作調停法による調停申請にもかかわらず、地主側の要求をいれて、前回のような調停をまたず一方的に仮処分の執行に踏切った裁判所およびとくにこれを支援する県警察部に対しての不信感から、農民組合員ことにその青年部のなかには、直接地主に対してその不当を糾弾するほかはないという切迫した空気が生まれるのは当然といえよう。十八日、立毛差押処分に対する対策協議のため召集された農民組合青年部長会は、日中の集合が農繁期のため不可能だというので、執行部が提案したデモ行進による訴えを否決して、同夜、次の要領によって主要な地主との直接交渉をなすことを決定し、直ちに青年部員に通達する。

一、集合場所　基山村長野一庵山御野立所
一、集合時間　午後七時
一、交渉相手地主
（田代村主要地主）

交渉相手を各々四人選んで、それぞれ本部員が一人ずつつく。

一、本隊は田代八坂神社に待機して、代表との間に連絡員を置き、交渉のいかんによってデモをかける。
一、全員の行動は一切本部員の指示によって整然となすこと、杖としての竹木携帯は自由であるが、本部員が捨てろと命令したときは直ちに捨てること。

さて、その夜約三百名の青年部員、一般組合員が定刻頃迄に参集、ラッパを吹き立て、全員駆け足で田代へ向かい、当初地主組合長の家へ向かったが留守であることが判ったため次の地主宅に殺到する。青年部員は本部の統制に従わず喊声を挙げ投石をなすものが現われる。交渉は捗があかず、加えて警官隊急派の報に再度決行を打合せ解散して、それぞれの帰路につく。警察では暴動と見て十数人の警官が現場に急行したが、農民の姿はすでに見えなかった。

ところで、基山に帰る一隊約六〇名は同十時半ごろ基山村小倉の地主方に押しかけ、喊声を挙げ投石・破壊などの暴行を働いて引揚げる。このような騒ぎがあったその夜半、基山村園部の一地主の家が、後に判明したところでは同夜集合した青年部員のうち、ひそかに集団から抜け出した三人のものの共同謀議による放火のため、焼失するという事件が発生する。県警察部では、直ちに七十余名の警官を現地に派遣して物々しい警戒体制をしき、検事局（今の検察庁）では検事を特派して放火騒擾容疑者の検挙に乗り出し、三〇〇名におよぶ容疑者取調べの上、放火犯人、行動隊指揮者など三二名が佐賀刑務所に収容起訴される。



三養基の小作争議
控訴判決言渡し
原審より輕くなつた

佐賀縣三養基郡で小作農民が小作料の減免を要求するべく十二年秋以来日本農民三養基郡連合會本部を組織し地主に対し小作料減額を開始し更に小作料不納同盟を起したので地主側でも之に対抗し地主組合聯合を組織し小作人全部を驅逐して鮮人勞働者を入作せしむる事を決議し翌十四年八月小作田明渡の假處分を行ひ越えて同年十月上旬に至り立毛及有體動産の假差押へを行つたので小作人は生活の脅威であるとし爭議は益〻惡化し遂に農民百數十名は同月十八日大擧して大地主古賀安一、田正夫其他を襲撃し亂暴狼藉を働き遂に暴動化せしめた事件は同縣より二名に對しては四月裁判所で控訴判決言渡しがあつた。

▲石丸捨心、伊藤光次に對し一年六月宛（原審一年）
▲平野長次郎、大石利四郎、天野久兵衛、坂口勘助、佐々木幸助、金大吉、利太郎、吉田藤二、藤田喜郎に各八月宛（原審各一年）
▲松田良吉、佐々小三郎、丸庄助、原倉吉、岩田德平、時田市、佐々木又造、天野助、佐々木正見、川口音吉、石丸清一、坂口久吉、石丸清一、坂口久吉、石丸清一、坂口久

を放ち燃え上るのを見て喊声をあげ引揚げ更に数百名の小作人は之に付和雷同して園部小倉田代村一円の地主宅を片端しから包囲して瓦石を投じ、戸障子を滅茶々々に破壊し右幸太郎方が炎々として猛火に包まれて居るにも拘らず、之を傍観し燃ゆるがままに委せ……」と、まるで小作人が全面的に暴動化したような報道をしている。これは地元の佐賀新聞の慎重な態度に対し、当時のジャーナリズムの農民運動に対する一般的見解を物語るものだろう。

しかし、これに対して騒擾事件として取調べた裁判所の予審決定理由書は、この事件の概要を次のように述べている。予審決定理由書というのは、戦後の起訴状に近いものであるが、裁判所自身の見解であるから判決に影響するところが大である。

（前略）次イデ十月収穫期ニ至リ稲立毛及有体動産ノ仮差押ヲ為シタルヨリ、小作人ハ忽チ其生活ヲ脅威セラレ地主ニ対スル悪感ハ悲憤ト化シ、疾ク人心動乱シテ不穏ノ形勢ヲ呈スルニ至レリ、然ルニ前叙仮差押ノ終了ト共ニ同月十八日警察官ノ警戒緩解セルヲ期トシ、同連合会本部ニ於テ同夜多衆ノ青年地主ヲ襲撃シテ之ヲ脅迫シ小作米ノ軽減ヲ強要スルニ如カズトノ謀議成リ、其飛報各部落ニ到ルヤ同連合会所属青年部員等ハ軽装シ大半杖様ノ竹木ヲ携帯シテ同夜八時過同郡基山村長原（ママ）一庵山御野立所趾ニ参集シ、其数約二百ヲ算シ同九時頃組合旗ヲ翻シ気勢ヲ揚ゲテ同郡田代村大字田代方面ニ進発シ国道筋ヲ直下、田代ノ北方鉄道踏切付近ヨリ嘯叭ヲ吹立テ喊声ヲ揚ゲテ猛然同所ニ進入シ、地主古賀保一、津田正夫両家ニ順次殺到シ門扉墻壁格子等ヲ乱打怒号シ或ハ投石シテ之ヲ毀壊シ且威嚇的言辞ヲ連呼シテ喧噪ヲ恣ニシ小作米ノ軽減ヲ強要シテ退去シ、熱狂セル群衆ノ一部ハ同夜十時半頃更ニ同郡基山村大字小倉地主井上清方ヲ襲撃シ前同様ノ暴動強要ニ出デ十一時頃漸ク解散シタルモノナリ、而シテ本件被告二十九名ハ前記騒擾ニ加担シ左記犯行ニ出タルモノトス（5）（後略）

すなわち、騒擾事件は三人の放火事件とは直接の関連ないものとして取扱っている。

この放火、騒擾事件を契機として、争議は一応調停による急速な解決をみるのである。（6）

注（1）（2）（3）津田正夫家所蔵文書
（4）佐賀新聞社『佐賀新聞七十五年史』
（5）福岡日日新聞記事による。
（6）佐賀新聞（大正十五年一月三十日）
以上の外は前掲伊東光次「農民運動物語」「九州農民運動家列伝」による。

4 結果・調停成立と一部の脱落

前述するように基山村における放火事件は、これに関連をもつ、いわゆる騒擾事件の指揮に当たった農民組合県連合会本部幹部の大量検挙となり、且つ地主・小作人双方に恐怖的衝撃を与える。ここで裁判所は、さきに農民組合側より申請していた小作調停法にもとづく調停を急速に進めることになる。その結果は、その後僅か二十日足らずの短期間に全部の調停が成立する。その経過および結果については、調停成立後の十一月十日佐久間調停主任（佐賀地方裁判所長）が顚末書の発表を行なっているので、つぎに掲げるその顚末書によって概略を知ることができる。この調停は「佐賀県農地改革史」が指摘するように、「驚愕した小作人、恐怖した地主の両者共早期解決を要望」したために成立したものである。しかもその調停成立は、連日連夜の折衝で疲れ果てた小作農側が徹夜の末、夜明け頃になって根負けした形で成立したのだともいわれる。だが、いずれにせよ、農民組合側が当初に掲げた永久三割減の要求はもとより、途中の経過から見ても、この調停は明らかに農民組合側の敗北に終っている。この敗北の契機を作ったものは放火というテロ行為であることは明らかである。昨今、ジャーナリズム、ことにテレビ番組のなかに、この放火事件を英雄的行為として再現し、放火犯人を農民運動の功労者であるかの如き報道が行なわれている。新左翼と称しテロ行為を是認する一部偏向的風潮によるものと思われるが、このような歴史的事実の誤った評価は、史実そのものの わい曲につながるものであるから、とくに指摘しておきたい。

佐久間調停主任の発表した小作調停顚末書は次のとおりである。但し、顚末書の後半は調停法の主旨説明を主とするものであるからこれを省略し、主として調停の経過とその結果に関する前半のみを掲げることとする。

当裁判所に対し県下三養基郡基山を中心とする小作争議に付き其小作人中三百二十五名より地主八十八名を相手として小作調停申立てあり当裁判所は小作調停法に則り私が調停主任判事として先月（十月）十五日より之が調停に着手し本月七日を以て右全部の調停解決を告げたるが之れ畢竟地主小作人各自が互譲の精神を以て能く我々調停者の懇談を受け容れられたる結果に由るものと深く信じて疑はず然らば右争議が如何様に解決せられたるやに付きては何分地主小作人右の如く多数なる上争議田地も約三百余町歩の広汎に渉り各田地の事情も夫れ〳〵異なり居る関係上解決の内容一様ならず今其大体を一言すれば先づ小作米減額を為す必要ありと認めたるものは個々の田地若くは其部落特殊の事情を斟酌し少なきは五六分より多きは一割五六分位の範囲に於て減額するを原則とせり尤も例外としてその範囲外のものあるは勿論なるが然し従来の小作料が他に比し余程高率なりと思考せらるる田地に付ても私は地主の立場を考慮し急遽に多額の小作米減額を為すを不可なりとの見地より一時小作人等が高唱せし如き三割内外の減額は之を避けたり之に反し小作料を減額するの必要なしと認めしものについては毫も軽減せざりしもの勘からず他に従来より少しく小作料を引上げしもの僅かに一件ありしのみ而して小作料を定むる方法に関しては各田地の等級を標準として其率を定めたるものと個々の田地の模範を調査し小作料を確定せしものとあり

田地返還は極めて難解なりし結果已むなく或者は或条件のもとに小作田地の全部又は一部分を地主に返還せしめ或者は小作料を従然通りとなし田地取上げを地主に思ひ止まらしめたり

次に此際裁判所は如何なる手続の下に右調停を試みたるやに関し其大略を述べんに裁判所は右小作調停申立を受理したる後調停法の規定に従ひ予て当裁判所長より選任しありたる調停委員中より調停主任判事に於て適当なる調停委員二名若しくは三名を指定し之等の委員と調停主任判事とを以て調停委員会なるものを組織し期日を定めて同委員会を開きその開会日に争議の当事者又は其総代を呼出し調停主任判事主宰の下に同委員会に於て調停万般の事を協定処理するのである委員会には当裁判所書記の立会を要する事は勿論なるが小作官も出席する事が出来るのである其他の者は主任判事の許可なければ出席傍聴共に許されない尚右調停委員会

は適当なる場所に於て開き得る事と為り居り今回は主として各関係村役場の一室を借受けたり右調停委員には田代村方面に於ては古賀早太郎、有馬吐水、長豹吉の三氏基里村方面は有馬、長両氏麓村方面は楢崎儀一郎、松隈徳太郎の二氏基山方面は小森初蔵、久保山善映、村山里吉の三氏上峯方面は福島又一、堤栄作の二氏を指定し各調停委員共熱誠なる尽力を致されたのである尚下村小作官補が常に出席せられ有益なる意見の発表及報告を寄せられたる事並に基山村争議に付き当裁判所の嘱託により三養基郡長が和解に多大なる努力をされた事は大に感謝し居る次第なり(1)

争議は一応このような結末で落着した。当時の佐賀新聞は「県当局は小作人のこんばいをまつて全部の解決を断定したが、一度目覚めた人間の尊厳性ははたして一時の圧迫をもつて永遠の解決が出来るであろうか」と評している。小作調停による解決は、あくまでも当事者間の同意にもとづくものであるから、もとより勝負があるわけはない。だが、前述するように、この調停案の小作側による受諾は明らかに農民組合側の敗北であるとみなければならぬ。それは小作人にとって、当初に土居警察部長によって示され、農民組合側の拒否によって成立をみなかった調停案よりも遙かに不利な調停条件の受諾だからである。

この前後は、農民組合佐賀県連合会にとって、まさに正念場ともいうべき時機であった。会の中心である石田樹心・伊東光次・大坪国雄の三幹部をはじめ、青年活動家など二十九人の闘士が検挙され、連合会の一切の業務は重松愛三郎会長の双肩にかかることとなった。この幹部不在の時機こそ地主および官憲にとって、農民組合断圧の好機であったであろう。このような農民組合陣営の混乱、全住民に与えた放火事件の衝撃を巧みに利用した裁判所は、前述するような小作人の要求を全く無視するような調停を強行する一方、放火騒擾事件の公判を急速に進め、放火事件に対する細迫兼光弁護士（後の労農党書記長）の弁護、騒擾事件に関する小岩井浄・吉田賢一・佐賀の地元の松下宏など各弁護士の有力熱烈なる弁護にもかかわらず、ことに放火事件に関する一般住民の感情を利用して、翌十五年二月二十

三日、放火犯人のうち二人に懲役十年、他の一人に同八年の刑を決定したことはともかくとして、騒擾罪に問われた二九人のうち、石田・伊東・大坪の三幹部に懲役二年、一二人に同一年、残り一四人には同六箇月の判決が言渡される。(2) 放火犯人は直ちに服罪するが、二九人の騒擾罪被告は直ちに控訴手続を取る。

だが、小作農側に余りにも不利な条件による調停の強行は、農民組合を崩壊せしめ得なかったのみか、処によっては地主、小作間の対立を益々深め、かつ、時の連合会長重松愛三郎を三年後の福佐連合会長にまで育て上げる結果となったようである。小作人の対地主感情は調停によって和解しないのみか、その不満・怨恨は益々増大し、十五年には農民組合婦人部が結成されて、婦人が農民のメーデーに参加し、デモの先頭に立つほどの闘志を燃やすことになる。そのため対立は日常生活にまでおよび、とくに基山村第二区（園部上村）の土地引上げ（一八鈔）にともなう、小作人の地主への怨恨憎悪は、同地区の放火事件による地主側の農民組合への恐怖嫌悪と相まって頂点に達し、消防組・青年団・冠婚葬祭など社会生活の分裂はもとより、日常生活は完全に断絶して、農会や区の公役・事務などは機能を停止したといわれている。

だが、この基山村第二区の日常生活での対立抗争は、双方の神経をすりへらし、時日の経過とともに、そのような状態の継続は、双方にとって次第に堪え難い生活への重圧となったようである。このような情勢をみて、村長および調停委員等は再調停に乗り出し、争議発生以来三年有半の歳月を経た昭和三年五月、調停が再成立し、両者代表の間で次の覚書が作成される。この調停内容は、次に示す通り取上げられた土地のうちわずか三・五鈔の土地が小作地としてもとの小作人に出されるのみで、過酷な小作条件などは少しも変わっていないのみか、「耕作弊習ヲ改メ……小作争議前の耕作慣行ト為スコト」というのである。もとより治安維持法の成立など益々強化される弾圧のもとでの小作人の完全敗北とみるべきだろう。

第二区小作調停覚書(3)

第一条　現行耕作弊習ヲ改メ大正十三年度ニ惹起セシ小作争議前ノ耕作慣行ト為スコト

第二条　地主ニ於テ自作ノ必要アル場合ハ予告後壱ケ年ノ期間ヲ経テ耕作人ハ其耕作地ヲ返戻スルコト

第三条　家政整理ノ必要上耕地売却ノ場合ハ当該耕作年度ノ終リニ於テ賃借人ハ其耕作地ノ返戻ヲナスコト但シ売却ノ場合ハ先ツ其耕作人ニ買取リヲ交渉スルコト

第四条　賃料米ハ大正十四年佐久間調停官ニヨリ決定セシ調停率ヲ以テ永続スヘキコト

第五条　天災其他不可抗力ニ依リ凶作ノ見込ミアル時ハ刈取着手前賃貸人ニ申出テ当事者双方立会ノ上坪刈ヲ為シ其ノ収獲額ヲ定ムルコト

（但書省略）

第六条　将来耕作ニ付スル場合ハ其地主ニ於テ賃借人ヲ指名シ得ルコト

但シ今明年度ニ限リ仲介者ハ双方ノ意見ヲ尊重シテ審議協定ニ努ムルコト

第七条　耕作地ハ其新旧ヲ問ハス其地主ノ承認ヲ経スシテ転貸シ得サル事若シ自由ニ転貸シタル場合ハ直ニ耕地ヲ引上クル事ニ異議ナキコト

第八条　新ニ耕作ニ付スル場合ハ裁判所調停官ヲ介在加入セシメ之ヲ調停法ニ付シ双方穏健ヲ旨トシ無謀ナル言動ヲ為ササルコト

第九条　爾今賃借人ハ不納同盟ニ加入シ又ハ之ト同視スヘキ行為ヲ以テ地主ト対抗疎隔シ賃料米不納ヲ招来スル時ハ地主ハ不納耕作地全部ヲ直ニ引上クルコト

第十条　地主ハ本年度ニ於テ耕作地一町三反也明年度ニ於テ一町二反也ヲ耕作ニ付スルコト

但筆数ノ関係上多少異動スルコトアルベシ

第十一条　這般ノ調停成立ト同時ニ現時ノ地主農民双方ノ組合ヲ解体シ爾来相互ノ融和ヲ図リ農村部落ノ振興ヲ期スヘク毎年二回区内ノ大懇和会ヲ催スコト更ニ必要ニ応シ各部落ニ自治懇談会ヲ開キ緊要ニ応シ各部落ニ自治懇談会ヲ開キ緊要ナル問題ヲ解決シ再ヒ相互ノ反目争闘ニ陥ラサル様之カ実行ニ努ムルコト

第十二条　本書ニ基キ小作調停法ニ依リ調停成立ノ暁ト雖本書ハ関係付則トシテ有効タルコト

今般基山村長崔田松之助基山村小作調停委員小森初蔵同久保山善映同松隈来造同藤田伊之吉五名ノ仲裁ニ依リ労資協調主義ニ則リ共存共栄ノ精神ニ基キ本和解ヲ為シタリ依テ本覚書四通ヲ作製シ地主側代表並ニ小作側代表及ヒ仲裁人署名捺印シ基山村長、地主側、小作側仲裁側各々壱通ヲ保管スルモノナリ

昭和三年五月二十三日

地主代表五名、小作人代表二名

基山村長、調停委員四名　署名



写真XⅦ—7

晩年の重松愛三郎氏—中央—（昭和33年1月）

—伊東光次氏蔵—

追加覚書

昭和三年六月十三日第二区小作側ヨリ提出シタル日本農民組合佐賀県連合会三養基郡支部（福佐連合会本部？）宛ノ寺崎種右エ門西依虎次郎外七十八名ノ脱会届八通ヲ基山村小作調停委員長基山村長崔田松之助向フ壱ケ年以内保管スルモノトス

昭和三年六月十三日

地主代表五名　小作人代表二名

其他前同署名

この覚書をみて判るように、調停の内容は基本的には従来の小作契約にみるような地主の権利を再確認することが主で、そこに地主側の僅かな恩恵的譲歩が示されているに過ぎないのである。この調停成立によって、この地域の農民組合運動に最初の灯をともした第二区の農民組合、常に争議の先頭に立って地域の全組合を鼓舞した第二区農民組

合はここに解散して連合会から脱落することとなった。

この脱落は地元に幾人かの中小地主を抱えた第二区（旧園部上村）でのことであるが、地元に地主が少なく純小作人の多い第一区（旧園部下村）では農民組合員の結束はなおつづく。

出獄した幹部達を迎えた農民組合連合会は昭和三年にはかねて日農の分裂の余波をうけていた福岡県農民組合連合会と合併して福佐連合会に発展、鳥栖に本部を置き、重松愛三郎がその会長となる。

注（1）福岡日々新聞記事による。

（2）この控訴結果については本書九〇七頁、写真6を参照。

（3）津田正夫家所蔵文書

XVIII 恐慌・戦時下の鳥栖地方

1　農業恐慌と自力更生運動

第一次大戦後の不況と関東大震災によって甚大な打撃をうけたわが国経済は、昭和になると早くも同二年（一九二七）四月には台湾銀行の休業を発端として深刻な金融恐慌におち入り、全国で銀行の取付さわぎがおこり、これに対してモラトリアム（支払猶予）が実施されるなどの混乱におち入るのである。ところが、経済が農業に依存する佐賀県では、それよりさらに早く大正十五年（一九二六）に神埼実業銀行が全国にさきがけて休業に入り倒産においこまれる。

政府は、これ以前から、弱小銀行の整理統合による金融業再編の意図を示し、その指導に当たっていたが、このような金融界の動揺を通じて、この地域の地主銀行も、さきに述べたように整理統合の段階に入る。すなわち、田代の松田銀行は昭和二年博多銀行へ、鳥栖の八坂銀行は翌三年大阪の山口銀行へ、それぞれ吸収合併される。(1) このような地主銀行の破産・整理・統合を契機に、関係中小地主の没落・破産が多くみられた。

このような状勢に決定的打撃を与えたものは、昭和四年末、アメリカ・ウォール街に端を発した世界恐慌の波である。表Ⅷ—X—1にみるように、佐賀県の米価は昭和五年には大正十四年当時の四七・一㌫、翌六年には実に四三・三㌫にまで低落する。ために地主の小作料販売収入は半分以下に激減するのである。また、昭和六年の小麦価格の下落はさらに甚だしく僅かに四一㌫にまで低落、さらに繭の価格にいたっては、昭和五年三四・三㌫、六年には三〇㌫という

まさにつるべ落しの暴落である。漸く緒についたばかりのこの地域の養蚕業は絶望的な打撃を受けたことはいうまでもない。だが、この地域の烏栖に工場を持つ片倉製糸は、この工場を拠点として、三養基郡農会を通じて、県下の養蚕農家を特約組合に組織し、その組織を通じて、養蚕農家をむしろ自家の企業に従属させるとともに養蚕業に挺入れを行なったことは前述のとおりである。

ところで農業恐慌当時のこの地方の農家が主として利用した二つの金融機関――産業組合と頼母子講――について、農家経済の一端をうかがってみよう（表XVIII―2参照）。この資料となった『基養誌』（県立図書館蔵）は、昭和六年当時、三養基郡東部六カ村の小学校教員が調査編さんしたものである。

すなわち、産業組合は麓を除いて村一円を区域とする組合が既に誕生していた。ただ、田代の場合は神辺産業組合で、その範囲は神辺、萱方などに限られていたようである。表でみるように、基里産業組合で僅かに貯金が貸付金を越えているほかは、烏栖産業組合がほとんど貯金・貸付金同額で、外の二組合は貯金が貸付金の二割程度にしか達せず、当時なお「借金組合」の名を脱し得ない状態であった。(2)

表XVIII―1　昭和初期、佐賀県における米・小麦・繭の価格動向

	米1石	小麦1石	上繭1貫	指数		
				米	小麦	上繭
	円 銭	円 銭	円 銭			
大正14年	33.69	18.18	11.07	100.0	100.0	100.0
昭和元年	31.56	16.85	8.03	85.1	92.7	72.5
昭和2年	37.72	16.48	5.92	74.8	90.6	53.5
昭和3年	26.38	15.87	6.88	71.1	87.3	62.1
昭和4年	26.13	14.55	7.44	70.5	80.0	67.2
昭和5年	17.45	12.23	3.80	47.1	67.3	34.3
昭和6年	16.06	7.46	3.32	43.3	41.0	30.0
昭和7年	20.48	9.51	4.09	55.2	52.3	36.9
昭和8年	20.40	13.57	5.57	55.0	71.0	50.3

注　佐賀県農業史　524，525頁より引用。
（原資料は佐賀県統計書）

なお頼母子講というのは、借金整理・家普請・田普請（耕地整理）・事業開始などのためにまとまった金額の資金を必要とする者がいた場合、この者が「講元」または「親」となって仲間を誘って発起する一種の講で、明治初期から大正・昭和初期にかけて一般に行なわれた庶民金融の方法であった。一〇〇円以上一、〇〇〇円以上などという金額は一回に集金する金額で、すなわち講仲間の人数に掛金の額を乗じたものである。毎月、年四回など回数、一回掛金額などまちまちで、最初は請元が受領し、請元は毎回掛金に利息を付けて返済する。次回からは普通落札の方法で順次受領し、請元同様普通利息を付して返済する。請元は落札を免れるので、昼食などの振舞をなすことになっていたようである。掛金は落札したものについては一定しているが、未落札のものは次第に減額されて行くことになる。すなわち、一つの講仲間が貸主と借主の両者で構成されることになるのである。

表XVIII―2でみるように、講の数は田代・烏栖・基里・麓・旭の順で、ことに五、〇〇〇円以上の金額の高い講は烏栖町に限られている。この表でみても、前表同様、麓および旭地区の職業分化――農村自給体制の分解――が他地区に比しはるかに遅れている

表XVIII―2　恐慌当時の金融事情（農家を中心とする）

	烏栖	田代	基里	麓	旭	計
	円	円	円		円	円
産業組合貯金	89,006	14,325	163,124	—	27,080	293,535
同　貸付金	88,810	67,673	147,589	—	152,608	456,680
頼母子講数	組	組	組	組	組	組
100円以上	10	16	18	18	4	66
500円以上	12	22	12	6	2	54
1,000円以上	18	8	8	3	6	43
5,000円以上	3	—	—	—	—	3
10,000円以上	2	—	—	—	—	2
計	45組	46組	38組	27組	12組	168組

注　基養誌による，頼母子講100円以上に1口宛分配金100円以上の意。
（昭和5年現在）

ことが明らかであろう。

農村恐慌の打撃は、全般的に分解の進んだ鳥栖・田代および基里の一部地区ほど甚だしかったもののようであるが、ことに米価下落の影響は地主層の没落を促進し、とくに旧田代宿在住の完全寄生大地主層に、大きな動揺を与えたようである。

もとより、農業恐慌の農家への打撃はこの地方の地主層にとどまらず、全国的なものであって、ことに東北地方では悲惨な子女の身売りなど窮乏はその極に達する状態であった。ここで、茨城県・山梨県などの農村における愛郷熱・自臣主義などの天皇中心的農本主義が前面に押し出され、このような思想を背景に、昭和七年五月十五日、青年将校による五・一五事件と呼ばれるテロ事件が発生し、これを契機に、政党政治が後退して、軍・官僚が政治の表面に躍り出ることになり、独占資本は直接軍・官僚と結んで挙国一致内閣を組織、ファシズムへの道を進むことになる。この挙国一致内閣は組閣後間もない六月の時局匡救国会につづいて、八月にはいわゆる「救農国会」を招集、次のような諸政策を決定する。

一　時局匡救土木事業の実施
二　農山漁村経済更生運動の開始
三　農村負債整理組合法の施行
四　産業組合拡充五箇年計画の推進
五　米穀統制法の制定
六　小麦増殖五箇年計画の樹立実行

このなかで、土木事業のうち農林省関係では開墾、用排水改良、暗渠排水などの事業で、ことに用排水改良事業は

二〇〇㌶以上の工事は府県営を以て行なわれることになった。これが最も大規模な事業で、その他は小規模、すなわち、開墾は一五㌶ほど、暗渠排水は約一㌶平均となっている。この地域で実施された事業としては、さきに述べた旭村(3)排水幹線改良工事がこの匡救事業によって行なわれている。その概要を「佐賀県干拓史」は次のように述べている。

本計画地ハ佐賀県ノ東端三養基郡旭村ノ大部分ニシテ沼川下流両岸ニ隣接スル集団地五一四町余歩ノ地域ナリ
（中略）従来本地区内七八六町余歩ノ悪水ハ樋管ニ依リ沼川及古川樋門ニヨリ筑後川ニ排除セラレツヽアルモ一度豪雨到レバ筑後川ノ水位上昇シ古川樋門ハ忽チ閉鎖シ古川ハ勿論沼川ノ水位上昇シ地区内ノ排水不能トナリ筑後川ノ減水セザル間ハ如何ニスルモ沼川ノ減水ハ勿論地区内ノ排水ハ困難ニシテ湛水数日ニ及ビ稲作ノ被害甚大ナリ。故ニ此ノ被害除去ノ対策トシテ沼川東岸筑後川沿ヒノ箇所ニ二〇〇馬力及一五〇馬力ノ二台ノ揚水機ヲ設置シ「ポンプ」ニ依リ直接筑後川ニ排除シ本地区ノ水害ヲ防除セムトスルモノニシテ事業費総額一五五、〇〇〇円ヲ以テ自昭和十二年度至昭和十四年度三カ年継続トシテ施行スルコトトナレリ。

之ガ財源ハ国庫補助金七七、五〇〇円、地元寄付金五四、二五〇円、県費負担二三、二五〇円ナリ。

この事業によって、鹿児島本線以西の旭地区が常習水害から免れることとなったことは既に述べたとおりである。これは新しい事業ではないが、昭和十年六月二十七日から三十日まで続いた豪雨のため、柚比の神山堤の堤防が決潰、一三㌶余におよぶ耕地が土砂に埋没あるいは水路破損などによって荒廃する。このために、翌十一年二月末以来三万五千円の経費を以て溜池および関係耕地の復旧が行なわれる。溜池関係耕地以外で、堤防決潰の被害を蒙った耕地の復旧はこれよりさき一月末から一万七、五七五円の経費を以て工事が行なわれる。

なお小開墾・湿田排水などでは、とくに、鳥栖地区で約六㌶の水田造成、麓地区で水田約六㌶、畑五㌶の造成が行なわれている。

第二の、農山漁村経済更生運動については、この地域ではとくに特色ある事業は行なわれていない。その時代的性格と一般的経過については「佐賀県農業史」がこれを詳述しているのでここでは省略する。(4) 第三の、農村負債整理組合法の施行、第四の、産業組合拡充五箇年計画の推進についても同様である。ただ、第四の産業組合拡充運動については、その全町村への設立普及、一市町村一組合への統合、全農家の組合加入などの県の方針によって、麓村にも組合が設立される。なお、部落の実態とよく結びつき極めて積極的な事業運営に当たっており、そのため県下でも最後まで部落組合として残っていた神辺産業組合も、県の強硬方針に押し切られて、設立がおそく事業運営も当時甚だ不活潑であった田代産業組合と昭和十三年には遂に合併し、この地域でも、県の目標とする一町村一組合が実現し、ほとんどの農家がこれに加入することになる。

第六の小麦増殖五箇年計画は、当時外国からの小麦、ことに米国産小麦の輸入が増したため、国がとくに力点を置いたもので、奨励の結果この地域でも作付けが昭和七年の一、七四二㌶から十四年の一、九二九㌶へと増加する。

経済更生運動は原則として支出の節減をはかり、肥料・農具などもなるべく自給させる方針で進められたが、国内産硫安の出廻りなどもあって、人造肥料（化学肥料）の使用は全般的に急増し、ことに農事試験場の土壌分析の結果にもとづく各町村別の肥料配合箋の作成によって、産業組合の配合肥料の施用が増すことになる。農具についても、動力揚水機、動力脱穀機など動力農具が漸く普及を始め、犁（すき）についても改良犁に代わって日の本号および基山村中牟田鉄工場の栄城号が普及する。

このほか、農林省では経済更生の一端として副業奨励を強化する。副業として奨励するもののなかには、竹細工、藁細工などの農産加工のほか、果樹・野菜・花卉（き）などの園芸が含まれていた。小作争議の拠点となった基山村では、梨・柿・密柑などの果樹栽培が普及し始め、ことに柿（富有種）は、九州では当時極く小規模ながら唯一の産地であった。なお野菜についても早生（促成）白菜・抑制かぼちゃなどその他花卉の栽培なども行なわれ、ことに早生白菜は、博多名物のかしわの水炊きに使用する秋口の野菜として重宝され、しかも阿蘇の高冷地産の白菜が出廻る十月下旬前に出荷を終わるという特殊技術による栽培が行なわれた。このように基山村の農業はこの農業恐慌期を通じて商業的農業への意欲を見せ始めているが、鳥栖市域内では、田代地区で萱方の一部に梨栽培、太田のぶどう栽培、基里地区の幡崎部落で野菜の集団栽培が芽生え始めたのみで、全域的に目に見えるほどの展開はなかったもののようである。

注（1）佐賀県『佐賀県農業史』
（2）佐賀市農協中央会『佐賀県農業団体史』
（3）佐賀県耕地協会『佐賀県干拓史』
（4）佐賀県『佐賀県農業史』（五四四―五五〇）

2　戦争の暗雲とインフレ景気

農業恐慌が深刻の度を加えつつある昭和六年（一九三一）秋には、わが国民を戦争に駆り立てる強い契機となった満州事変がぼっ発した。これは後に判明したところでは関東軍（満州に駐屯していた軍隊）の一部将校の謀略によって、奉天郊外の柳条溝で鉄道を爆破し、それを当時の「支那軍」の行為であるとしてその兵営を攻撃してこれを占領し、さらに各地に攻勢を展開して戦争状態になったという事件である。

これは政府の不拡大方針によって戦闘そのものは鎮静したが、翌年一月には戦火は上海に移り、東北ではそのどさくさまぎれに満州国（かいらい政権）の建設が行なわれた。このような措置は相手方の抗日運動を刺戟するのは当然で、火は火を呼び日本軍の攻撃は外蒙古熱河からついに北支におよびとどまるところを知らなかった。

一方、世界の輿論はこのような日本の行動を認める筈はなく、翌八年三月には日本はついに国際連盟を脱退し、同十一月には日独伊防共協定を結び戦争への決定的選択をしたのであった。大陸での戦闘は中国人民の抵抗にあって、年をこえてますます拡大の一途をたどり、十四年には、ナチスドイツのポーランド侵入、第二次大戦の開幕と前後して、大陸揚子江の中部武漢三鎮や南は広東、海南島にまで進出し、「戦勝」につぐ「戦勝」であったが、実態はぬきさしならぬ泥沼に陥いっていた。

ところで国内の政治情勢は右のような関東軍を尖兵とする軍部の独走に対し、議会主義の立場からの抵抗があるのは当然であるが、五・一五事件（一九三二）から二・二六事件（一九三六）にいたる一部青年将校あるいは右翼テロの直接行動（浜口首相、井上準之助、団琢磨等の暗殺）によって次第に息をひそめるようになった。そればかりではなく、政党自体の中から政権欲に駆られて軍部の意を迎え、自ら議会政治を崩壊に導く行動に出た者も少なくなかった。そして軍部の中でも、将来への展望も政策もない単純にして無責任な青年将校の現状打破の行動が二・二六事件によって大きく挫折すると、「統制派」と称せられるグループが指導権を握る。これは大日本帝国の「安全」のためには、世界資源の再分割・国家総力戦を展望としているので、初期のテロリストの目標とした「腐敗」財閥と手を握ることとなった。なぜならその経済力を待たねば軍備の充実ができない。財閥も巨大な軍事予算によってさらに利潤を豊かにすることができるという補合関係によるのである。このようにして産軍の提携は緊密の度を加え、ここにファシズムの様相を濃くしていくのである。(1)



写真XVIII—1
“千人針”をぬう女学生
（鳥栖高等学校図書館蔵）

ということは、民主主義への圧迫が強くなっていくことに外ならない。すでに社会主義者に対しては三・一五（昭和三年）、四・一六（昭和四年）とよばれる大量検挙事件がおこっていたが、それは当然に無産運動、農民運動に対しても弾圧が加えられることになった。前章に述べた鳥栖基山地方の小作争議はいちおう鎮静したようであったが、決して消滅したわけではなく、いろいろな形でくすぶりつづけていた。すなわち、

一、昭和二年のメーデーには基山および基里で婦人部員を先頭に約五〇〇名の組合員が示威運動をなし、五間道路

の大木川橋畔で、これを阻止せんとする警官隊との間で乱闘となる。

二、昭和三年八月、鳥栖劇場における日本農民組合福佐連合会大会で、立入禁止・立毛差押反対、消費組合運動促進など九件の決議をなす。

三、昭和四年三月、佐賀県会議員選挙に重松愛三郎を立候補させて闘う。得票二五六八票、次点で落選。

四、昭和四年四月十六日（四・一六）連合会本部員総検挙され、伊東勝次等収監される。

五、昭和四年十一月、組合幹部の石田・鳥居外二名上京して労農党結成（第二次）に参加。

六、昭和四年十二月二十六日、第二回福佐連合会大会。土地引上げ反対運動、消費組合連合会組織など九件を決議する。

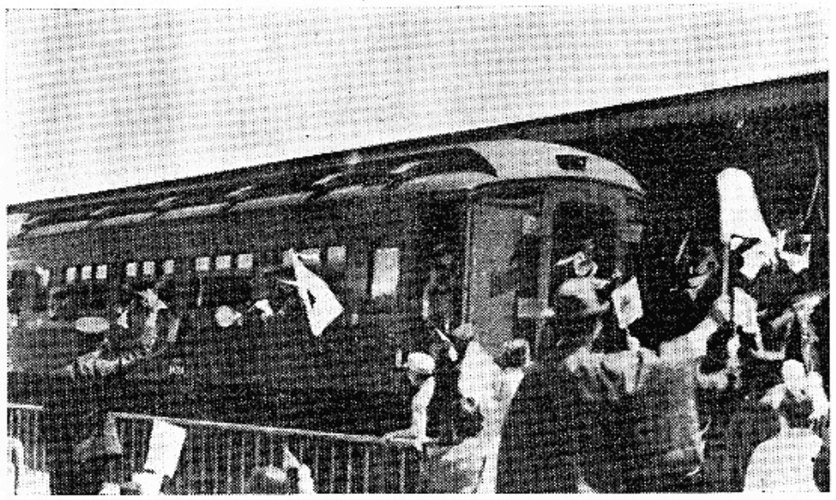
七、昭和五年総選挙に、佐賀県第一区より重松会長を労農党公認候補として立候補させる（落選）。

八、昭和五年六月、福佐連合会本部員総検挙され九月十四日まで拘留される。

九、昭和五年十月二十三日、第三回福佐連合会大会。小作米不納運動、土地引上立入禁止・立毛差押反対、農会廃止、帝国主義戦争反対など十三件を決議。

一〇、昭和六年七月、本部事務所の家賃支払いならびに立退請求訴訟事件結審のため、借家名義人の伊東光次宅の動産差押・競売となったが、組合員約二百名を動員して競売不能となる。革命歌を高唱したというので警官隊との間に乱闘がはじまり、重松会長はじめ数名が検束される。激昂した組合員は、鳥栖警察署を襲撃、一時これを占拠したが、検束者奪還に失敗、遂に十二名が検束起訴される。

一一、昭和六年十二月二十日、第四回福佐連合会大会。産米検査反対、小作米減免運動、農会廃止運動、無産者診療所設置などを決議。(2)



写真XVIII—2　鳥栖駅で出征兵士を送る人々
（鳥栖高等学校図書館蔵）

このような険しい情勢のなかで、わが国の経済は恐慌脱出策としての円切下げが成功して輸出が増進し、満州事変・満州国建設などの大陸進出が国際的危機を深めているにもかかわらず、経済的には景気を刺戟して農業もようやく「自力更生」の歩みを始めようとしていた。とくに佐賀平野では米作農業のいちじるしい発展があった。

昭和十一年二月十一日にはこのような好況にささえられて、売薬の町田代に町制が布かれた。

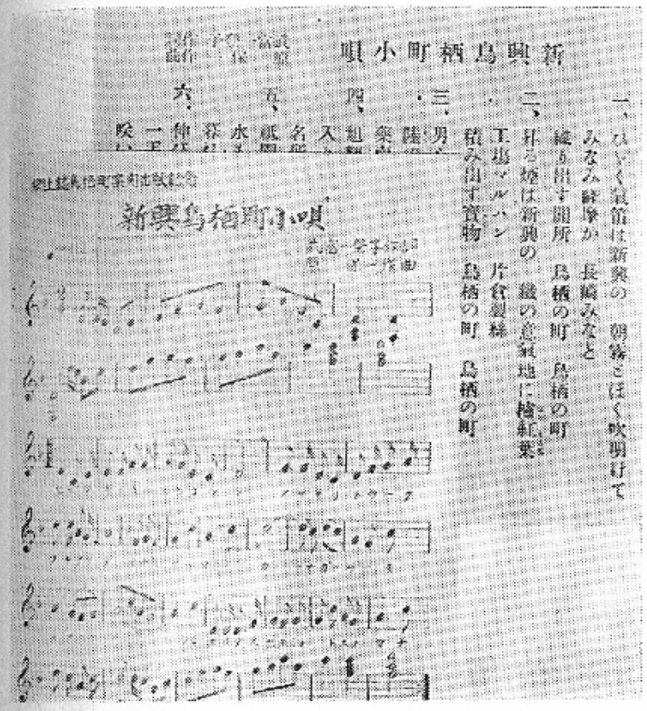
二月十一日、梅かほる今日のよき日、奇応丸の田代村に町制施行の喜び、本日から本村に町制を施行せらる。

田代町上町古賀小太郎（八六歳）は日記にこう誌している。当時の（昭和十年）人口五、〇〇〇人、初代町長毛利鷹之助、町の予算は経常費三万九千四百余円であり、(3)先輩の鳥栖町は人口一二、九七五人、予算一〇万三千百余円（昭和十年）であった。(4)そして注意すべきは、田代町では昭和十年にすでに「田代村大字田代及基里村ノ西北部ハ相互ニ密接ナル関係ヲ有シ漸次一団ノ市街地ヲ形成セントスル趨勢ニ在」るので、鳥栖の都市計画にあたってはこれらの地区を包含すべきであるという議が行なわれている。(5)

その鳥栖町は同年六月に町制施行二〇周年を迎えた。次にかかげる

のはこれを祝して作られた「新興鳥栖町小唄」である。(6) 昭和初年の恐慌不況の中で、暗い退廃的なメロデーが「歌謡曲」としてレコードやラジオで流されていた。一方、「東京行進曲」をはじめ「道頓堀行進曲」「祇園小唄」「佐賀小唄」などと各地でそれぞれの名所・名物を織りこんだ新曲がレコード文化の波にのって生まれていたが、「鳥栖町小唄」もその一つであり、まさに新興の意気にあふれているといってよい。

だが、それらの景気も実は軍事景気がインフレに転化しつつあることを示すもので、日本経済は危険な泥沼にはまりこみつつあった。長期化し、拡大の一途をたどる戦争は、国際的不信感のただなかで、いっそう軍備の充実を要求する。しかしわが国の貧弱な資源、おくれた重化学工業の生産力は、とうていこれに充分こたえることはできない。そこでここに新しく「経済統制」が進められるようになった。すなわち、軍事費を賄うために赤字公債が増発され、これを各種の名目で国民に割当てて消化し、あるいは愛国心に訴えた各種の献金や貯蓄を強制し、他方軍事産業に資金を注ぐために「臨時資金調整法」、軍事資材およびこれに関連する資材の流通を統制するため「輸出入品等臨時措置法」などが続々と国民経済を束縛することになり、「生産力拡充」「準戦時統制経済」が前面に出てきた。その反面はいわゆる中小企業への集中合併が始まった。



写真XⅧ—3　新興鳥栖町小唄



写真XⅧ—4
おこづかいも「愛国貯金箱」へ
（鳥栖高等学校図書館蔵）



写真XⅧ—5
戦時中発行された債券
（朝日長弥氏蔵）

鳥栖地方ではすでに述べた地元銀行の合併もそれであるが、油脂への吸収合併がある。マルハン石鹸は、明治四十三年（一九一〇）交通の要地を利用して鳥栖で創業したものである。（創業者　中村半吾）、以来「マルハン石鹸」という名声を得、また前述のように工員のため私立の公民学校を設けるなど模範工場の名が高く「鳥栖町小唄」にも謳いこまれる程であったが、「輸出入品等臨時措置法」によって南方産の原料油脂の配当が窮屈になると、結局大手の日本油脂に併呑されざるを得なかったのである。そして技術者や工員は妻子と分れて大阪の工場へ吸収されていき、建物は笠井産業に譲渡され、やがて海軍省所管軍需品の倉庫となった。(7)

また資材が欠乏すると、銅像や寺鐘が「応召」し、婦人の金指輪や細工物まで「献納」させられた。

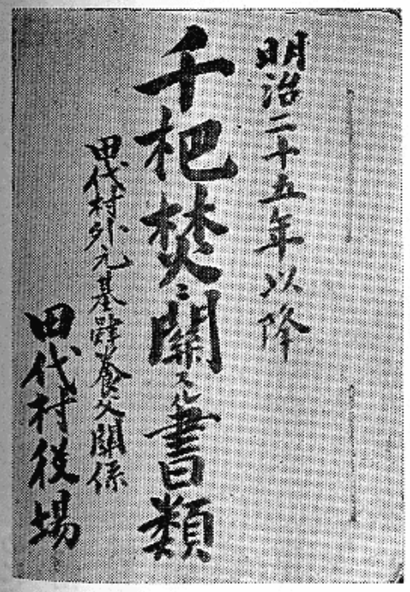
資金や物資の面と並んで「産業戦士」（技術者・工員）の養成も急務であった。鳥栖には昭和十四年にその目的のた



写真XⅧ—6　鳥栖工業学校建設の整地作業をする鳥栖高女生
（鳥栖高等学校図書館蔵）

めに県立鳥栖工業学校が設置された。すでに平和産業には資材や建設労力の配当が乏しくなっており、その建設用地の整地には先輩である鳥栖高等女学校の生徒たちが動員されて作業に従事する程であった。

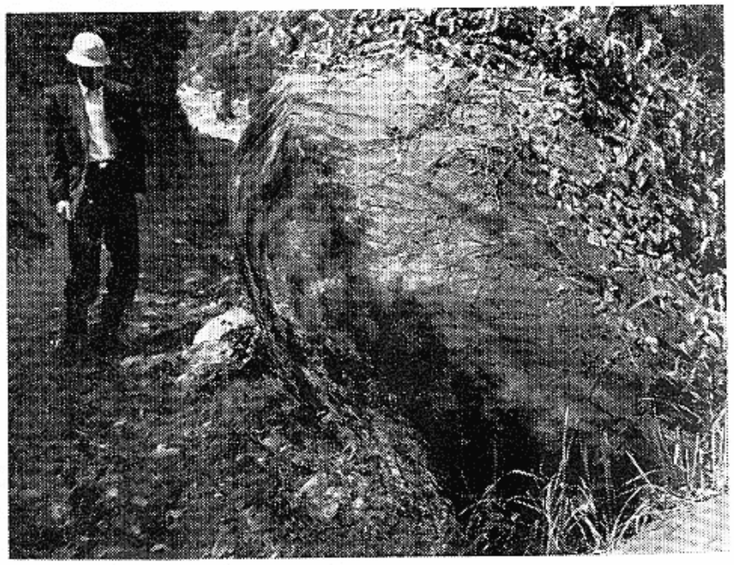
昭和十四年には大きな災害が西日本一帯を訪れた。すなわち佐賀地方における同年六月七月の雨量は二二〇㍉で平年の六一一㍉に対し、わずかに三〇㍉にすぎなかった上、梅雨期は期間短く雨量も少なく、七月に入ってからは旱天持続し折角田植ができた田も枯れていく状態であった。鳥栖町での雨量観測の実績でも平年比において五月三〇㍉、六月六〇㍉、七月二四㍉、八月二四㍉にとどまり、その植付不能面積一一三町、渇水面積一、六五六町、そのうち七割減収面積二〇六町、五割減収面積四五五町、三割減収面積四八〇町、三割未満減収面積五三五町で、(8)当時の三養基郡水田面積の大部分が旱害にかか



写真XⅧ—7
雨乞いに関する書類

るという惨状を呈した。各地で多くの雨乞い祈願がなされ、鳥栖地方でも河内町貝方の牛石と呼ばれる奇岩に酒を注いで雨乞いをする行事や九千部山の千把焚き等が行なわれたが無駄であった。この旱魃は西日本のみならず、当時わが国の穀倉であった南朝鮮をも襲い、かつなおいっそう激甚な被害を与えたので、わが国の食糧事情はこれを契機として決定的に悪化するのである。この食糧事情の激変がわが国の戦時経済の大きな泣きどころになった。不義の戦争に対して神風は逆に吹いたのである。

ところで、鳥栖地方の筑後川沿岸地帯においては周知のように宮入貝を中間宿主とする日本住血吸虫のもたらす風土病があり、多年沿岸の住民を悩ませていた。この日本住血吸虫は糞便に混じって虫卵を外界に出し、これは水中で孵化して中間宿主である宮入貝に侵入し、さらに分裂をとげてセルカリアに転生する。これが貝を出て水中を遊泳して人間その他の哺乳動物に経皮的に侵入する。したがって田植または田の草取りの時期、子供にとっては水すされた人間は成人・児童を問わず肝臓をはじめ内臓諸器官を侵し、甚だしいのは死に至るのである。これは当時、兵士の要員を徴募するのに最大の努力をはらっていた軍部にとっても大きな難敵であって、検便の結果その虫卵が出ると「徴兵逃れの特効病」ともいわれたものであった。



写真XⅧ—8　雨乞い石のひとつ「牛石」

しかしそれとは別に、この病気が住民一般にとっての大きな脅威であることはいうまでもないから、この地域における保健関係者によって地味でささやかではあるが、この寄生虫の生態や住民の罹病状況についての調査がつづけられていた。(9) それは大正二年（一九一三）宮入慶三郎博士による日本住血吸虫中間宿主の発見をうけついだもので、戦時における人心の荒廃・人命軽視の風潮のなかで特記すべきである。

注（1）以上は主として、中央公論社版『日本の歴史』第二四巻による。
（2）以上は「全農福佐連合会小史」（前掲『風雪』所収）による。
（3）田代村村会議事録（昭和十一年）
（4）『鳥栖町案内』
（5）田代村村会議事録（昭和十一年）
（6）『鳥栖町案内』
（7）元日本油脂ＫＫ社員篠原米一郎氏談。
（8）佐賀県農林部『佐賀県災異誌』下巻　二〇〇頁
（9）片淵秀雄『佐賀県の日本住血吸虫病研究史』（昭和三十年）
同　『佐賀県の日本住血吸虫病撲滅について』（昭和三十四年）

3　戦時下の産業と生活

(1)　深刻化する戦時統制

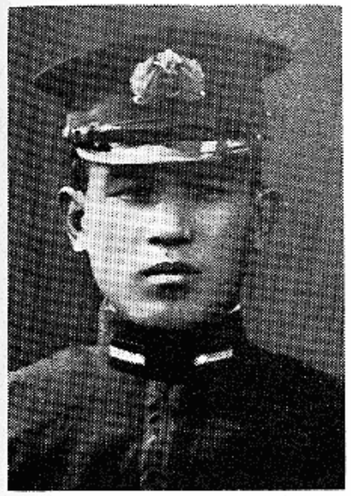
昭和十六年十二月八日早朝、米・英・蘭・支の四国に対し戦いを宣せられた。これより前、米英諸国の中華民国に対する軍事援助根絶の目的で十五年九月には仏領印度支那に進駐したが、これは十六年八月アメリカの対日石油輸出の禁止をもって報復された。前に述べたように、昭和十四年の西日本・南朝鮮の旱魃によって、わが国の食糧事情は深刻な危機を招いていたが、いままた数年の石油備蓄を有するに過ぎないのに、米英等と戦端をひらくという、まことに冒険とも無謀ともいうべき措置であった。しかし十年来の相次ぐ戦火は、食糧や石油などのエネルギー資源だけでなく、あらゆる物資の不足を招いており、この開戦は九死に一生を得んとするあがきに外ならなかったのである。

したがって戦争は、最短期決戦を絶対としたわけであるが、中国一国に対しても十年余を費してなお単に点と線をようやく維持するにすぎず、短期決戦を呼号してもそのような条件は微塵も存しないことはおよそ良識のある者にとっては余りに明らかであった。しかしすでに述べたように議会政治を形骸化し、社会主義運動はもとより民主主義的言論さえも弾圧されている状態において、国民は「身を捨ててこそ浮ぶ瀬もあれ」式の軍部の行動にただ従うより外はなかったのである。

十二月八日早朝（ハワイ時間七日午前七時四十九分）に行なわれた真珠湾の奇襲攻撃は、わが海軍が練りに練った海空からの魚雷攻撃を軸とするもので、戦艦アリゾナ外四隻を撃沈し、三隻を大破、その他多数の艦艇を撃沈または撃破し、航空機一八八機を失わせ、二九一機を使用不能におちいらせるという空前の大戦果をあげて世界の耳目を驚かせた。そのとき、わが空軍とともに二人乗りの小型特殊潜航艇五隻が湾内深く侵入して、一発必中の魚雷を発射したがこの五隻はついに還らなかった。還らぬことを前提としての特殊潜航艇であったのである。

この五隻のうち伊二四号は坐礁して漂流したため塔乗の酒巻少尉のみは捕えられて捕虜第一号となったが、他の九人は九軍神としてあがめられることとなった。その一人に村田町出身の広尾彰大尉がある。

このように純粋無垢、一死報国の念に燃えた青年はいかなる時代においても敬仰すべきであろう。しかるにガダルカナル島攻防に失敗して戦局の帰趨がようやく明確になると、軍部は作戦の失敗をただこれら純粋な青年の必死的動員（特攻隊）と一般国民の耐乏という犠牲によって償おうとするのみであった。海軍は（山本五十六司令長官）開戦にあたって「二年間は暴れてみせるがそれ以後は保証できない」といっていたが(1)、その二年を過ぎた十九年になると戦局は益々苛烈になり、敗色はようやく濃くなってきた。当初から無謀であったこの戦争の責任者・軍部はも早何らの展望ももち得ず、ただ純粋な青年の愛国心と国民の耐乏を鼓舞激励するのみであった。こうして戦局非なるにしたがい、軍部自身が腐敗し、次第に国民の怨嗟の府と化すようになった。鳥栖高射砲守備隊の末期の隊長某なども、身は住民と常に接触する立場にありながら、その生活態度、徴募された老年兵への訓練態度など住民の指弾の的と



写真ⅩⅧ—9
“九軍神”の一人、村田町出身の広尾彰大尉



ドシで十四日の閣議刷の發明に　し、恭は世との新を約得してゐる
ようでも明であるの見解の下に　ると傳へられる

價格停止令

愈よ二十日から實施

（東京）價格等統制令は十八日附官報で公布二十日より實施されるが開令の大要は左の如し

價格等統制令

第一條　國家總動員法第十九條の規定に基き價格等又は賃料、保管料損害保險料、價貸料又は加工賃（以下價格等と稱す）につき必要なる命令をなすは別に定むるところによる

第二條　價格等は昭和十四年九月十八日（以下指定期日と稱す）における價格等又は之を超えて之を契約し支拂又は受領することを得ず但し勅令の定むるところにより價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合其の他勅令の定むる場合に存する契約にしてその價格等の額左の各號の一に該當する

ものについてはその限りに非ず

一、注文生產品の價格につき生產着手したるもの

二、その他の契約につき當事者その他の價格につき當事者その他の支拂者が目的物の引渡を受けたるもの

三、運送賃又は價格につき運送人又は加工者が目的物の引渡を受けたる者

四、保管料、損害保險料又は賃貸料につき支拂若は開行爲に係るもの

前項の指定期日における價格等が受領者の特について受領者の別に定めるものとし指定期日にしたる契約その他の指定期日になしたる契約なり

写真ⅩⅧ—10　価格停止令を報じた佐賀新聞

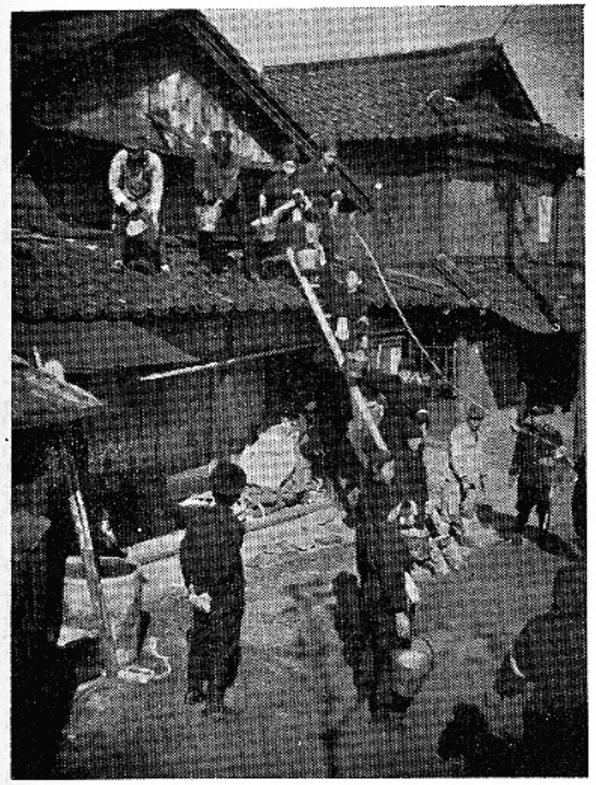
なっていた。(2)沖縄における一部「皇軍」の所業などはその代表的な事例である。

こうして昭和二十年八月十五日正午、ポッタム宣言の無条件受諾の「玉音放送」、九月二日東京湾におけるミズリー艦上の降伏文書の署名となるのであるが、以上のような戦局・政治の経過の下で、地域住民の生業はどのように推移したか、その概要を跡づけることとする。

すでに統制派が陸軍の指導権を握っていた昭和十三年三月の第七二帝国議会において、「国家総動員法」が成立した。これは、「本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム）ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様人的及物的資源ヲ運用スルヲ謂フ」（第一条）に始まる法律であってその前年に成立していた前述の「臨時資金調整法」「輸出入品等臨時措置法」「軍需工業動員法」等々の経済統制を乗りこえて、あらゆる物資、資金、物価、労働力などすべての経済分野にわたって戦争経済に直結せしめる目的であり、ひいては言論の統制、労働争議の禁止さえも可能であるとした。したがって明治憲法の精神さえも踏みにじり、政府に独裁権限を与えるという文字どおりのファッショ的法律であった。もっともこの時点では法律が制定されただけで現実に発動されたわけではない。

しかし翌年十月十八日には早くもこの法律に基づいて「物価等

統制令」が施行された。これは一カ月さかのぼって九月十八日の時点で、あらゆる物価、賃銀、地代・家賃等の賃貸料をいちおう据えおきとするもので、俗に九・一八ストップ令と称された。いうまでもなく膨脹する軍事費によって経済は果しない軍事インフレの傾向をみせていたから、いちおうここで物価、賃銀、諸賃貸料にストップをかけ、それから統制経済のバランスをとっていこうという意図であった。だが、経済は生きものであって一片の法令でもって、いかに愛国心の掛け声を加えたとしても、その本来の動きをとどめることはできない。ここにはじめて「ヤミ」現象が始まることになった。経済統制が激化するなかで、鳥栖地方では前述のようにマルハン（日の本）石鹸KKの日本油脂KKへの吸収が行なわれた。これが経済統制過程における中企業の運命を端的にしめすものであった。この地方における代表的な巨大工業である片倉製糸と日清製粉はむしろ他の中小工場を吸収合併する側にまわった。そこでは原料、資材の優先割当が確保され、工員の補充も行なわれた。したがって戦争の末期に原料生産の絶対的欠乏になるまでは操業を行ない、利潤の蓄積が可能であったわけである。



写真XVIII—11　隣保班による防空演習
（篠原米一郎氏蔵）

注（1）中央公論社『日本の歴史』（第二五巻）二三五頁
（2）鳥栖空襲を語る座談会（筆者司会）による。

(2)　売薬業における統制

鳥栖地方における代表的な中小企業はいうまでもなく、古い伝統のある売薬業である。これはマルハン石鹸が孤立した中企業であったのに対し、群小の企業が行商人をも含めてこの地域一帯に広く部厚い層をなしていることはいうまでもない。このような業種に対して、経済統制はいかに行なわれたかを明らかにしよう。

戦争直前の田代売薬業の状態を述べると、前に述べた印紙税撤廃を主目的としていた三養基売薬同盟会に代わって、肥前売薬業組合を設立し、その下でのべ膏薬の創製をテコとして販売網を全国に、さらに満鮮、台湾、フィリッピンなどアジア各地へと拡大しつつあった。もっともそれはこの売薬業が好調であったのではなく、事実はまったく反対であった。すなわち、恐慌の影響で副業的にこれを始めるものが各地にあらわれ、とくに奈良、滋賀等が伸びてきて、富山、肥前の販売圏を侵すようになってきたし、同じ三養基郡下でも業者間の競争が熾烈になり、配置薬には景品をつけたり、値引き競争が行なわれるようになっていた。それればかりではなく、ひきつづく不況のために代金の回収が困難をきわめ、行商の経費さえも賄ない得ない状態となった。その窮余の一策としての外地への進出であったわけである。

政府は昭和七年に中小企業に対する恐慌対策として、商業組合法を制定したが、肥前売薬業組合はこれに基づいて肥前売薬業商業組合に再編成される。この組合は、土産物の共同購入の外、印刷の共同発注、一部薬種の共同購入などを行なってその手数料をもって経費に充てるという合理化をはかるものであった。

戦争が起こり、それが長期化するに従い、日常生活に必要な物資の欠乏が現われ始め、かつ、ものによっては戦力増

強のための傾斜生産に回される。田代売薬でも、まず、膏薬原料の鉛丹の供給が窮屈となり、政府は昭和十四年、鉛丹を統制物資として配給する品目のなかに加える。田代売薬では膏薬製造業者が、鹿島の膏薬業者とともに、工業組合法にもとづく、佐賀県一円を区域とする佐賀県膏薬工業組合を設立して、主として膏薬原料たる鉛丹の配給にあたる。さらに十五年には、油類（植物性のものも）其の他製薬原料品の配給統制の強化に対処するため全製薬業者を一丸とする佐賀県売薬製造工業組合を設立、膏薬工業組合は解散して、組合員の全員がこれに加入する。いずれの場合にもその組合長以下の幹部には田代売薬の業者が就任して組合を牛耳ることになる。

一方、肥前売薬商業組合は、統制の強化にともない、昭和十七年九月、佐賀県全域を区域とする佐賀県配置売薬商業組合に合流する。しかるに、昭和十八年になると商工組合法が制定され、この法律によって、県は配置売薬商業組合を解散して、十九年四月、同法にもとづく佐賀県家庭薬配置統制組合を設立、組合長には前配置売薬商業組合の組合長緒方浩四郎を任命する。これ以後、配置売薬は法律用語としても「売薬」の名称を廃して家庭薬の名称を用いることとなる。

これとは別に、県は勅令にもとづく佐賀県売薬整備委員会を設置し、製薬会社の統合を強行することとなる。委員には佐賀県売薬製造工業組合（配置売薬）および本舗売薬よりそれぞれの代表者を任命する。県の提示した配置売薬の製薬会社を一つに、本舗製薬会社を二つの会社にそれぞれ統合する案に対し、委員長を出した配置売薬の側から、配置売薬関係の製薬会社を二つにするという強硬な意見が出て、決定が長びいたため、県は十九年末、遂に委員長を交迭して、原案を押し通すことになる。

この整備計画によって、前に述べた鳥栖製剤合資会社、九州製薬株式会社、田代製剤株式会社、田代製薬株式会社、西海製剤合資会社などいわゆる田代売薬五社のほか鳥栖町の橋本製薬株式会社、橋本合名会社、門司仁弘堂などの個

人会社および鹿島の鹿島製薬合資会社を合同して、配置売薬の県における統合会社として、従業員一九三名を使用する佐賀県製薬株式会社を鳥栖町に設立する。この統合した五社の中の田代製剤株式会社、田代製薬株式会社および九州製薬株式会社の株式三社は、緒方浩四郎が株を買収して、昭和十八年には既に企業合同を行なっていたものである。さて、このように、県の強制的措置によって統合会社に合同した諸会社は、一時その機能を停止したとはいえ、会社そのものは解散の手続きをせぬまま終戦を迎える。

一方、本舗売薬（家庭薬）は、区域を三養基一郡および神埼郡以西の二市七郡に二分し、三養基郡は久光兄弟会社（サロンパス本舗）を中心に、大石膏盛堂、高島静浪堂、古賀熊造薬舗など万金膏本舗および三養基郡内の本舗売薬が合同して三養基製薬株式会社を設立する。

この製薬業の統合が実施されるにさきだち、政府は配置家庭薬の配置得意の整理およびそれにともなう配置家庭薬業者への配置得意の割当てを強行する。当時、全国的配置家庭薬に実績をもつ県として、富山、奈良、佐賀、滋賀、愛知、東京、大阪、熊本、岡山、徳島の十県、その県内のみに配置の実績を有する県として島根、鳥取、香川、広島、埼玉の諸県が厚生省によって指定された。政府はそれらの実績にもとづいて、昭和十九年、配置家庭薬の受持区域を県に割当てる。同年十月県は、佐賀県家庭薬配置統制組合を通じて、各家庭薬配置業者にその実績に按分してその配置得意を割当てる。このため一戸一袋の配置区域が確定し、無統制乱売によって生じた家庭薬業（配置売薬業）の危機は回避されることになる。

一方、本舗家庭薬の製薬業としての三養基製薬株式会社は、その統合前の製薬実績によって、サロンパスおよび万金膏製造の指定を受ける。そしてその製品は、主として各道府県の統制機関を通じて各薬店にこれも実績に按分して配給されることとなったのは、終戦にいたる一年足らずの前のことである。

(3) 農業における統制

前に述べたように、昭和十四年の西日本・南朝鮮にわたる大旱魃は、わが国の食糧事情に決定的な打撃を与えた。それまでは年々一千万石近くを洪水のように内地に移出し、内地の米供給に甚大な影響を与えていた朝鮮米が、昭和十五年二月以来は移出皆無になった。そのため昭和十五米穀年度（十一月より翌十月）においては、もし外国米八百万石の輸入がなければ、年間需給において三六〇万石の不足という状況であった。(1) このような外国米依存の実態において昭和十六年十二月八日の宣戦布告が行なわれるのである。その後、国民が食糧について塗炭の苦しみを味わうのは当然のなりゆきであったろう。

これに対し政府は、昭和十四年には米穀配給統制法を制定して、それまで長くわが国の米価形成の機能を果たしてきた各地の米穀取引所を廃止せしめ、日本米穀販売株式会社に一元化したり、あるいは米穀管理規則を定めて政府米の買付を容易にしたり、あるいは米穀配給統制規則を定めて成人一人当たり一日二合三勺の配給を割りあて、その配給ルートを統制したり、各種の措置を行なうのであるが、いずれも急場しのぎの応急措置にすぎない。そこでついに、昭和十七年二月二十一日食糧管理法の制定公布を行ない、ここに主要食糧を生産する者は自家用（種子用を含む）を差引いた残りすべては政府に売渡さねばならず、消費者もまた、政府払下げ以外のものは買ってはならないという、政府の一元的食糧統制機構が成立したのである。もっともこれは上からの統制機構であって、決して実情にそったものではない。成人一日当たり二合三勺も平時の消費量から割り出したのであって、副食が充分であることを前提としている。ところが副食が充分でないのであるから足りるわけはなく、ここに「ヤミ」が発生せざるを得ない。

しかしいずれにせよ、それは流通機構の整備にすぎない。問題は生産であり、供給の事情である。供給が充分でなければ、単に流通機構を整備してもほとんど意味はなくなる。そこで当時の主食（米麦）の生産事情をかえりみてみよう。表XVIII—3はこれをしめす。

表は昭和九年ないし十三年の平均収穫量を一〇〇として、指数化によって昭和十四年以降二十年までの推移をみたものである。まず米において昭和十四年は旱魃であったにもかかわらず、全国的には一〇七をしめしているのは、旱魃の影響でわが国の穀倉である東北・北陸の作柄がよかったためである。この全国指数に対し佐賀県は八八の減収であり、三養基郡は九五という成績をしめしている。ところがそれ以後は、昭和十七年に同じ理由で全国指数が一〇〇をこえた以外は、毎年一〇〇を割っているが、これはとくに佐賀県の場合に顕著である。三養基郡は全国と佐賀県の中間的傾向である。米どころ佐賀県の減収率が高いのは、この標準年次である昭和九～十三年がいわゆる「佐賀段階」

表XVIII—3

戦時中における主要食糧収穫量の推移（前5年を100とする指数）

	全国				佐賀県			三養基郡		
	米(注)	麦類	(内小麦)	甘藷	米	麦類	(内小麦)	米	麦顔	(内小麦)
昭和14年	107.4	120.4	128.8	97.2	88.0	134.8	143.5	95.1	140.8	145.2
〃 15年	94.8	121.6	139.2	98.2	79.3	139.4	149.7	78.2	129.5	134.0
〃 16年	85.8	108.2	113.4	111.6	88.7	133.6	119.1	90.8	115.4	112.5
〃 17年	104.0	106.2	107.5	104.8	92.2	129.9	116.9	92.5	110.5	104.2
〃 18年	98.0	83.9	84.9	126.1	91.9	100.1	90.2	94.7	93.0	88.7
〃 19年	91.2	108.0	107.5	109.7	77.9	131.2	121.5	83.0	118.1	111.9
〃 20年	61.0	77.0	73.3	108.2	52.1	91.3	83.3	47.4	83.7	78.8

注 (1) 佐賀県農林部（昭和26年5月）編，佐賀県食糧行政要覧に集録せる統計資料によって計算，作成したものである。

(2) 昭和9年より13年に至る5ヵ年平均収量を100とする指数。

(3) 全国の米の指数に限り9年を除き、10年より13年の4ヵ年平均を100とする指数をとる。昭和9年は後述するように甚しい減収の年であるから，これを入れて5ヵ年平均をとれば平均値（平年作）が不当に低くなり，これを基準とする指数は逆に不当に高いものとなるからである。

と称せられるほど、佐賀県の米反収が全国最高に伸びきった時期であって、肥料その他これを支えた条件が急速に失なわれたためである。

麦類の場合は全国では昭和十五年を最高として漸次低下するが、標準値よりおおむね高い。これに対し佐賀県も、昭和十五年を最高とすることは同様であるが、標準値をオーバーする程度が全国よりもかなり高い。これは昭和九年ないし十三年までの平均値が佐賀県ではかなり低かった（二毛作率が低い）結果とも考えられる。この場合も三養基郡は全国と佐賀県との中間的傾向をしめしている。

いずれにしても終戦時の昭和二十年を除いては、日本農業の生産力の低下が顕著でないことに注意を要する。いいかえればわが国農業の担い手である農民の根強いネバリをうかがうことができるのであるが、ここにいたるまでには関係者の涙ぐましい努力があったことを見逃すことができない。

農業生産の確保を目ざして、政府は昭和十六年二月に前記国家総動員法に基づき、農地等管理令を公布、市町村農会に対し、農地潰廃の制限、耕作の強制・作付の調整などについての権限を付与するとともに、同年十月には農地作付統制規則を定めて、不急作物の作付を抑制し、食糧農産物の作付増加を図る。この規則にもとづき、県では、同年十一月細則を制定、昭和十五年九月一日以降、食糧農産物（稲・米類・大豆・藷類）を作付けた農地には以後食糧以外の作物の作付けを原則的に禁止し、不急作物（桑・茶・薄荷、煙草・果樹・花卉等）の食糧作物への作付転換を命ずることになる。

ついで、その年の十二月、米・英への戦端開始とともに、さらに国家総動員法に基づき、農業生産統制令を発令、翌十七年一月十日を期してこれを実施する。この生産統制令は、さきの農地作付統制規則などを統合強化したもので、町村農会はこの統制令によって、「其ノ地区内ニ於テ生産セラルヘキ農産物ノ種類・数量又ハ作付面積及ビ其ノ

生産ニ必要ナル農業労力・農機具・役畜ナドニ関シ農業生産計画」を立てる。その計画は地方長官（知事）に届出なければならないことになっているが、地方長官は「必要アリト認ムルトキハ市町村農会ニ対シ前項ノ計画ノ樹立又ハ変更ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコト」が出来るのである（第三条）。この場合、市町村農会は直接地方官の指示命令を受けるのであるから、事実上は国家機関に編入されたものとみるべきであろう。市町村農会は、さらに「計画ニ定メラレタル事項ノ実現ヲ期スル為必要アリト認ムルトキハ」共同作業・役畜や機械の共同利用などについての指示、あるいは農業者に対する離農の抑制を行なうことができるようになった。

すなわち、農家はその農業経営および農作業の方法などについて、国家機関による統制支配を受けるとともに、明治維新政府によって認められた職業および居住選択の自由の権利をも制限されるのである。ただ、離農については、「農会ハ農業者ガ正当ノ事由ニ因リ承認ヲ求メタルトキハ其ノ承認ヲ拒ムコト」ができない。このことは一面では、農業要員として県に登録されたものは、陸海軍による徴集または召集あるいは総動員法にもとづく徴用からも免かれることになっている。

このようにして、生産統制令を根拠として県がとくに力を注いだ稲作技術の地域による統制も、それを裏づけるための農業資材の配給が、戦争の拡大にともなって減少し、肥料の使用量では、ことに加里肥料の供給の減少が既に昭和十六年で十一年度の七〇㌫に落ちている。この分は、ほぼ自給肥料で補給されるが、その後は金肥の配給が次第に減少して終戦時の二十年には成分にして窒素一五㌫、燐酸三㌫、加里四㌫にまで減少する。さらに、農具は考慮外としても、石油の配給も昭和十一年の使用量を一〇〇とする指数は、十六年で八〇、二十年には四〇に落ちる。なお、当時の官庁技術（農事試験場技術）では天候の異変による災害を克服することも、病害虫の異常発生に対処することも充分ではなかった。しかるに本県の場合さきにみたように

(2)

（表ⅩⅧ—1）昭和九年から十三年にいたる五カ年平均収量を一〇〇とする米の収量の指数は、昭和十九年までは八〇台を維持していることに注意すべきである。肥料資材の不足、相つぐ軍隊の召集、軍事工業への徴用による労働力のひきぬき、天候の不良という悪条件にかかわらず、農業生産の減収をこの程度にとどめ得たのは、農村に残った老幼婦女の農業をまもる涙ぐましい努力があってのことである。だから日本の農民は決して戦争には負けていないといえよう。戦争に負けたのは軍部であり、年々五、六百万石の輸入が必要という条件で戦争を開始した犯罪性を看過すべきでない。本県における食糧供出状況は、表ⅩⅧ—4および5に示すとおりである。これによると、戦況の悪化とともに、食糧の供出割当てがいかに強化され、さらに県当局がその割当完遂のためにいかに狂奔したかがうかがえる。十八年以後の供出割当てに対する供出量の割合の急上昇、それは一〇〇㌫を突破しているが、これは「部落責任供出制度」の採用と対応するもので、この制度が農家を搾り上げるのにいかに効果的であったかを物語るものである。

このような生産—供出重点的農業政策の中で、昭和十四年には「農地調整法」が制定され、微弱ながらも初めて小作人が地主に対して耕作権を主張することを認めた。さらに小作料の引き上げを禁じ、代金納を強制した（昭和十五年小作料統制令）。代金納の基礎となる米の生産者価格は、以後きわめて低く公定され、実際の生産者には生産奨励金が加算された。すなわち、昭和十九年産米でいえば、小作料一石に対し地主の収納する代金は四七円であるのに、小作人が政府に売渡す場合は一五円五〇銭の奨励金が加算されて六二円五〇銭となった。この間にインフレの昂進が甚しかったため、奨励金がアップされ地主は二〇年産米では一石につき五五円、小作人は三〇〇円の手取りとなり、農村における地主の経済的実力はとみに低下せざるをえなくなった。(3)

一方、農業生産に対する統制をさらに強化するため、昭和十八年三月農業団体法の実施をみ、産業組合、農会をは

表ⅩⅧ—4

戦時中佐賀県における主要食糧の供出状況 (1)　（単位　千石・千貫）

		昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
米	生産量	千石 1,259	万石 1,309	千石 1,305	千石 1,106	千石 741
	供出割当	910	987	989	850	650*
	供出量	855	856	999	866	406
麦類	生産量	千石 550	千石 535	千石 412	千石 540	千石 376
	供出割当	368	309	144	283	231
	供出量	257	250	178	247	191
甘藷	生産量	千貫 7,901	千貫 7,445	千貫 10,224	千貫 10,055	千貫 11,147
	供出割当	5,510	7,000	4,000	7,000	7,500
	(供出量	3,781	2,625	2,219	4,407	3,834
馬鈴薯	生産量	千貫 2,031	千貫 2,104	千貫 2,961	千貫 3,232	千貫 3,079
	供出割当	—	522	750	190	3,020
	供出量	—	290	357	1,049	1,103

注　佐賀県食糧行政要覧による。　千石（千貫）以下4捨5入。
　　＊印には未利用資源2,803石を含む。

表ⅩⅧ—5

戦時中佐賀県における主要食糧の供出状況 (2)　（百分率）

	生産量に対する供出量の割合				供出割当に対する供出量の割合			
	米	麦類	甘藷	馬鈴薯	米	麦類	甘藷	馬鈴薯
昭和16年	67.9	46.6	47.9	—	94.0	69.5	68.6	—
〃 17年	65.4	46.7	35.3	13.8	86.8	80.9	37.5	55.6
〃 18年	76.5	43.3	21.7	12.1	101.0	123.5	65.5	47.6
〃 19年	78.2	45.8	43.8	32.5	101.8	87.5	63.0	55.2
〃 20年	54.8	50.8	34.4	35.8	63.7*	80.8	51.1	36.5

注　佐賀県食糧行政要覧（前掲）による。
　　＊印には未利用資源を含む。

じめあらゆる農業団体を一元化して農業会とし、市町村にた。佐賀県においては十九年三月にいたって全市町村農業会の設立を完了した。(4)

注（1）近藤康男『日本農業論』下巻　四五一頁
（2）鎌形　勲『佐賀農業の展開過程』
（3）阪本楠彦『日本農業の経済法則』
（4）佐賀県農協中央会『佐賀県農業団体史』一一四頁

(4) 国民生活の荒廃

戦争は総力戦であり、国民経済をあげて戦争完遂にささげられねばならぬ性質のものであった。戦線が広大にわたり、輸送距離がのびるにつれ、敵の航空機や潜水艦による攻撃が益々加重された。そのためわが軍需生産の資材は欠乏の度を加えるとともに、一般民需物資は軍需優先のためいっそう窮迫するにいたった。

その最たるものは食糧である。元来、佐賀県は熊本県と並んで西日本では県外移出米量が最も多く、したがって食糧事情は比較的良好な条件をもっていた。しかるに前にみたように、高い供出率で米の供出への協力を果たしていたから、食糧事情の窮迫は決して例外ではなかった。そのため「代用食」が奨励され、例えば小麦粉三〇㌫にワラ粉末五〇㌫、海草二〇㌫という「瑞穂パン」(1)、モミ殻粉末にそら豆の粉末とを混ぜた「モミ殻パン」などという代用食が製造され、(2)あらゆる空地には南瓜や甘藷が植えられた。

衣料品の不足はもとよりである。そのため衣料配給切符制度がとられたが、後には切符があっても現品がないという事態さえも生れた。当時の国民生活の一斑をうかがうために、そのころの鳥栖高女生徒の回想を次にかかげよう。(3)

昭和十六年十二月八日朝、外はまだうす暗かったが、りんとして張りつめた寒気は真白におりている霜のせいであろう。女学校四年生二学期末の定期考査が始まる日であった。いつもながら間に合ない準備が少々私を不気嫌にしていたが、あきらめて登校の準備をしていた私は不意にラジオの雑音の中に、勇壮な軍艦マーチを聞いた。「大本営発表、我が帝国陸海軍は本八日未明、南太平洋に於て、米英両軍と戦闘状態に入れり……」私はセーラ服の紺のネクタイがしきりに頬をなぶるのに焦立ちながら北風に真むかって、学校へ急いだ。

アメリカ、イギリス、アメリカ、イギリスくり返し私はその二つの国を地図の中に於て考えた。今までも私たちはいかにこの二つの大国が日本の進出を拒み、横暴であるかということを教えられて来た。満州国の建国や中国との戦争は日本にとって正義のために止むに止まれぬことであり国際連盟やアメリカやイギリスがどんなに悪らつな方法で日本を苦しめるかという悲壮な感情が、私たち子どもにまで浸透していた。ドイツ、イタリアは友達だが、アメリカ、イギリスは憎むべき相手として教えられて来たが、この二つの国を敵にまわして、日本は勝つことが出来るだろうか。チャンコロ、チャンチャンボウズと子どもたちでも、あざけりの言葉にしていた、あの中国を相手にした支那事変さえ、私たちが小学生のとき始まって、まだ解決していないというのに、私は不安になった。ＡＢＣＤ包囲線というのが、私たちの地図帳に赤鉛筆で記入された。アメリカ、イギリス、中国、オランダによる日本封じこみ作戦で、あらゆる輸入品は杜絶されたということである。私たちの生活は支那事変ひとつでさえ、どんなに窮乏したことだろう。ケシゴムがない、靴下がない、靴がない、服がない、チョコレートがない、



写真ⅩⅧ—12　衣　料　切　符
衣料の売買は厳重な統制下にあった——このほか砂糖、塩、酒、煙草、石けん、農機具、傘なども切符が必要であった（多久図書館蔵）

バナナがない、自由に買えるものは何ひとつなかった。私たちは、梅干の種を口にいれて、頬べたをふくらませ、友だちにはさも、あめ玉をしゃぶっているように見せる他愛ないジェスチァも遊びになった。そして私たちは、学校でのんびり勉強していることは罪悪であるかのような観念があった。「この非常時に……」とどれほど叱られたことだろう。お下髪の長さが短かいとひっぱられたり、朝のたびに物指しをもってスカートの長さやひだの数を調べられ、紙やハンカチをたたんで、掌の上にのせて直立していた私たち。私はその度に「ジェーン・エア」や「制服の処女」の修道院附属の孤児院の部分の文章を思い出して、ふるえるほど恐怖にとらわれたものだった。そればかりではなかった。農繁期は勤労奉仕に出かけた。馴れない手で田植をし、泥にまみれて帰って来た。手にあまる麦や稲を刈り、腰の痛さに畦道に倒れるように寝ころぶと、空はまばゆく、白い雲が浮かんでいた。割り当てられた家は、みんな働き手が出征し、年老いた母ひとりの所が多かった。老人と少女たちに出来る仕事の量は、どんなにがんばってもしれたものであった。養蚕の手伝いにも出かけた。毛虫の小さいものでさえとび上るほどこわい私は、目をつぶって覚悟をきめて、冷たい蚕を桑の葉に移したものだった。授業中にも出征兵士が身につける千人針がまわって来た。赤い糸をくるくるとまいて、小さい点点を一つ縫っては次の人にまわす。虎年生れの人が年の数だけ縫えるのがどんなに羨しかったことか、——こんな毎日がいつまで続くのか。支那事変ひとつでも見当がつかなかったのにまた、今「米英を鬼畜と呼べ」といわれて不安にならずにおられるだろうか。

二階の教室では、みんなが、今朝のラジオニュースに、号外に興奮していた。（後略）

（鳥栖高校四十周年記念誌）

明らかなように、これは昭和十六年開戦当時の追憶である。この純真な女学生の回顧がそれ以後急激に加速された国民生活の窮迫を充分に想像させるであろう。

ところで、大正十四年に郡役所が廃止されて以来、地域住民に直接に関連する地方自治制は、戦時下にどのように変化したか。この点については昭和四年に地方制度全般について改正が行なわれたが、この改正は地方分権の強化を共通の基調としており、デモクラシーを普及する基本線にそうものであった。例えば、府県に対して府県条例、規則の制定権を認め、市町村への国政事務の委任を制限し、市町村会議員に発案権を与える等である。

しかしながら統制経済が強化され、軍事関係事務が殺到してくると、次第に実質的に執行機関の権限が前面に出てくる。とくに昭和十五年十月に翼賛会が全国的に結成され、同会推薦の議員が帝国議会の絶対多数を占めるところのいわゆる「翼賛選挙」（十七年四月）の後には、立法機関の独立性は完全に失なわれた。帝国議会がこのとおりであるから、県議会、町村議会はいっそう翼賛的性格に変わりつつあった。のみならず、町村行政事務を地域住民に下達するためには、町村の下部機構として隣組、町内会、部落会などの組織化を必要とした。そこで前に昭和十五年九月より内務大臣訓令をもって全国的に隣組が設置されていたのであるが、昭和十八年三月には地方制度全般にわたる「逆行的改正」が行なわれ[4]、町内会、部落会を法制的に確認する措置をした。これによって隣組は町内会の下部機構としての位置が定まるとともに、生活物資の配給、強制貯金（戦時債券引受）、防空訓練や待避訓練等の単位となるとともに、「非国民」に対する相互監察の単位ともなったものである。これをあえて「逆行的改正」というのは、明治十七年に五人組制度の復活が立案されたけれども、時の内務卿山県有朋によって葬りさられたという経緯にてらし、隣組の制度は約六〇年を逆行し、五人組制度に類似した組織の中に国民をかかえこんだわけである。

こうして国民は日常生活物資の欠乏に悩むだけではなく、日夜、防空訓練や勤労奉仕に隣組を単位として駆り立てられることになった。しかし強制はさらに精神面にもおよんだ。その一例としては中等学校における英語教育の廃止である。鳥栖高等女学校では、昭和十七年一学期をかぎりに英語が廃止され、体操と修身に変更された。当時の校長石居三郎は英語の担任であったが、その最後の英語の授業で「どんな非常時の世の中になっても勉強は続けなければならぬ。国民は『鬼畜米英』などと口ぐせのように言っているが、やはり相手国を理解しようとする態度がなければならぬ。今日のような教育を続けていたら、日本もそのうち大変なことになってしまうだろう。英語はきっと必要な時期がやってくる」と、「当時ではとても大きな声では言えぬようなことを生徒に向かって自分の本心を訴えた」と

いうことである。(5) こうして戦争ニッポンはすでに理性をも喪失しつつあった。

十九年七月、サイパン陥落後はわが国の制空権は完全に敵に掌握され、白昼敵艦載機が農村にも来襲し農作業中の住民を機銃掃射するようになっていた。十一月にはB29の東京初空襲をみたが、昭和二十年になると、敵機の本土来襲は日を追ってはげしくなり、東京、大阪をはじめとして主要都市には爆撃がくりかえされ、もはや日本全土が戦場と化してきた。七月にはいると謀略ビラが鳥栖地方にもまかれるようになった。「日本よい国神(紙)の国　七月八月灰の国」などというビラの文句は、地域住民に精神的動揺を与えるには充分であった。

鳥栖町はいうまでもなく交通の要衝であり、軍事輸送の大きな役割をうけもっていた。それに戦争末期では片倉製糸や日清製粉は軍需工場として直接に軍需品の製造をなしていた。そのためしきりに敵機のねらうところとなった。二十年四月十八日には早くも鳥栖倉庫が爆撃によって火災を起こし、七月二十七日には第二回の爆撃をうけた。また、歳上では折柄通行中の町民が機銃掃射によって死亡した。



写真XVIII—13
戦死・戦災死者をまつる慰霊碑
(藤木町　宝満宮境内)

こうして、鳥栖町は次第に戦場化する風雲であったが、八月六日には広島に最初の原子爆弾が投下され、九日には長崎が第二の原子爆弾に見舞われた。その甚大な惨害の状態が次第に伝わって来た十一日の朝、すでに暑い日ざしが栄養不良の住民を照りつけるころ、鳥栖町はロッキードP38爆撃機の編隊によって本格的な空襲をこうむった。

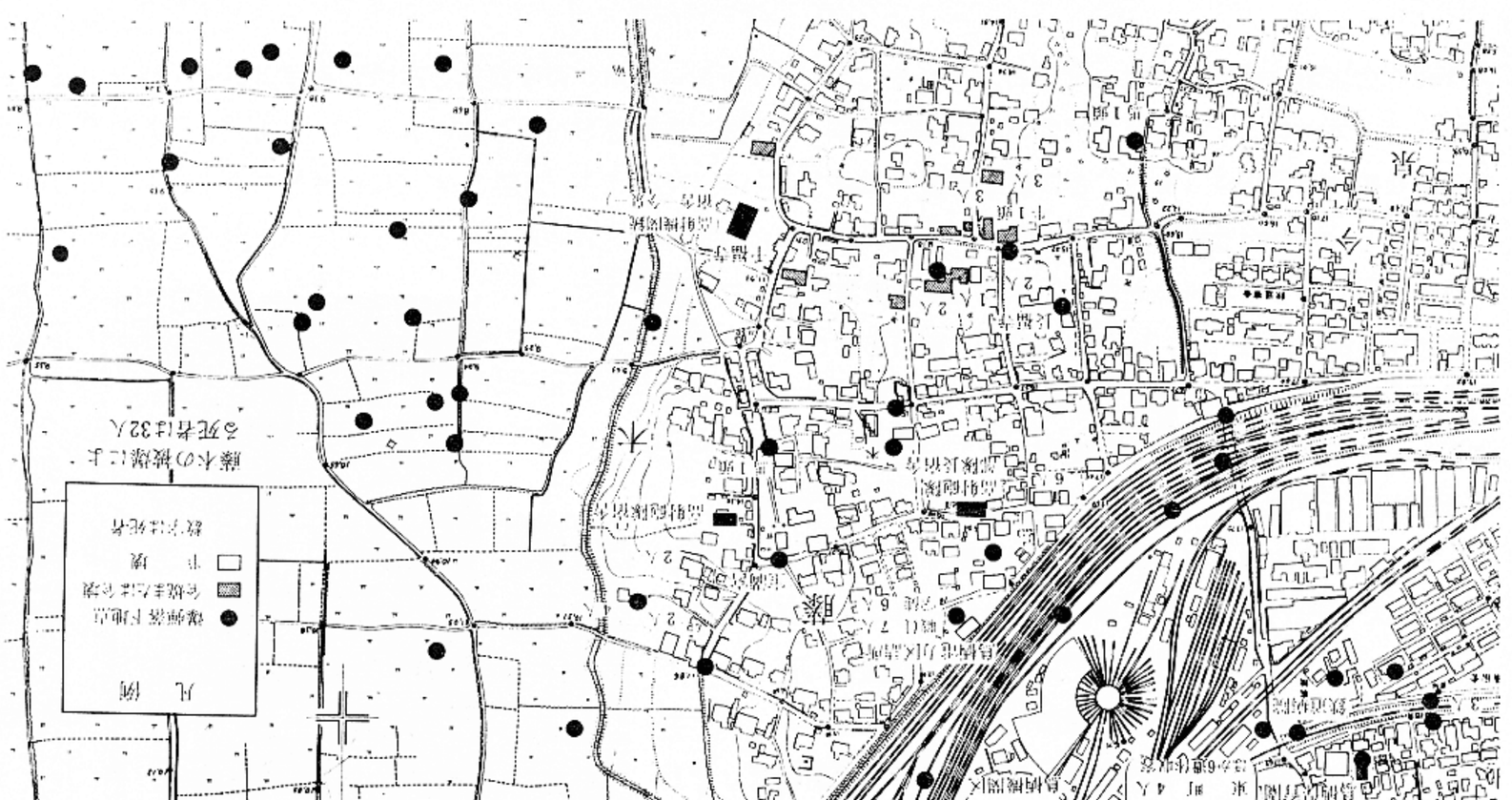


写真XVIII—14
藤木町の水田に残る“バクダン池”
(昭和31年撮影)

目標は鳥栖駅と、藤木にあった高射砲陣地であったらしく、高射砲陣地に命中してまだ若い長谷川少尉以下一箇中隊の軍人は即死した。日頃の生活態度や部下訓練の残酷さからかねて悪名の高かった部隊長は防空壕にいて無事であり、本隊に報告にいくと称して、久留米に行ったまま終戦にいたるまで遂に鳥栖にはかえらなかった。(6) 軍関係だけでも四一名が戦死した。

爆弾は駅構内をやや離れた鹿児島本線にそって落下し、レールが飛んで東町の民家を損壊した。東町ではこの外に直撃弾によって数戸破壊し、さらに曽根崎にも甚大な被害を与え、三養基中学校の生徒が動員されていた日清製粉の工場(鳥栖倉庫)は、四月以来第三回目の爆撃をうけて炎上し、動員生徒には相当の死傷者が出た。この日の空襲で民間の死者三二名、焼失家屋は三五戸に達した。機銃掃射によって死んだ者も含まれている。防空壕に入ったまま直撃弾で死んだ人もいた。このようにして炎熱のなかの白日夢のような空襲が去ったのである。

この日、八月十一日の東京は、その前日(十日)の午前二時三十分、御前会議においてポッダム宣言受諾が決定され、六時にはスエーデンとスイスを通じてこの旨が米・英・ソ・華四国に伝えられていた。(7) 十一日はそれを知った陸軍中堅を中心とする抗戦派が最後の抵抗をなしている最中であった。そして八月十五日正午、終戦の放送が行なわれたのである。


空爆被害復元図
昭和20年8月11日
高射砲陣地
（1箇中隊定員）
N
凡　例
爆弾落下地点
全焼または全壊
半　壊
数字は死者
藤木の被爆による
3死者は32人
高射砲陣地
高射砲隊
高射砲隊
高射砲隊

XIX

鳥栖市の成立と発展

1 鳥栖市の誕生

(1) 戦後の民主主義的改革

昭和二十年八月十五日、去る十一日の空襲で四十名以上の死者を出し、さらに多数の家を焼かれた鳥栖の人々の前に、突然に戦争終結の勅語放送が聞こえてきた。そしてこの月の三十日には、連合軍総司令官マックアーサーが厚木飛行場に到着し、九月二日には東京湾に浮かぶ戦艦ミズリー号上において無条件降伏の調印がなされ、こうしてわが国は有史以来はじめて異国軍隊による完全な占領下に入った。

占領軍はわが国の戦時中極端に高められた軍事的、独裁的、封建的諸関係を解体することにもっぱら意を注ぎ、次ぎ次ぎに民主的改革を指令した。例えば十月十一日には民主化五大改革を要求した。それは、

一、婦人参政権による日本女性の解放
二、労働組合の結成奨励
三、学校教育の自由化
四、秘密訊問ならびに民権を制限する制度の撤廃
五、経済諸機関の民主化

である。(1)

これらの改革指令にあたって、占領軍は少なくとも表面的にはわが国民に自主的にその改革を実行せしめる形式をとっていた。しかもわが国ではすでに述べたように、大正期からすでにデモクラシーの思想はかなり滲透しており、労働組合や農民組合も一定の発達をしめし、昭和になってからはむしろ反動的に抑圧される傾向にあり、とくに戦時中は「聖戦完遂」の名の下に基本的人権が侵害されていた状態であったから、これらの改革指令は一部の旧支配者を除いた一般国民にとっては、むしろ「前向き」の解放とうけとられたのであった。そこでこれらの改革の進行過程において、暴動とか表面化したトラブルとかが、ほとんどみられなかったのである。そのことは有史以来はじめて敗戦を迎え、外国軍隊の支配に入ったわが国民が権力や武力に対してとくに従順であったというのではなく、改革の内容が歴史の進歩にそっていたからに外ならないのである。このことは後に述べるように、講和成立後、日米安全保障条約に入ってから、反権力闘争がはげしくなったことでも裏書きされるであろう。そこで以下、これらの主要な改革について概略を述べておこう。

第一の婦人参政権については、選挙法の改正が行なわれ、昭和二十一年四月十日戦後最初の衆議院議員総選挙が行なわれた。全国で四六四名の当選者のうち、婦人議員が三九名誕生した。佐賀県からは婦人の当選者はなかったが、五名の当選者のうち有力な既成政治家を押さえて、中学校教員が第一位を占めるなどの番狂わせを生じたのも新しく参政した婦人の力によるものであったろう。

第二の労働組合については、二十年十二月に労働組合法が公布され、翌年三月一日より施行されたが、これによって正に雨後の筍のように大小の労働組合が続々と誕生した。鳥栖では国有鉄道労働組合鳥栖支部連合会（現在、国鉄労働組合門司地方本部鳥栖支部）が二十一年三月に早くも結成されたのを初め、昭和二十二年十二月には佐賀県教職員組合



写真XIX—1　婦人の投票風景

三養基支部、二十四年八月には全専売労働組合福岡支部鳥栖分会が結成されるなど、官公労関係の労働組合や、民間としては全日通などが有力で、その後も鳥栖地方の政治経済文化の諸運動に大きな影響をもたらすことになる。また、大正末期から根強い闘争をくりかえしてきた農民組合も、旧福佐連合会の地盤が中心となり、昭和二十一年五月十六日には日本農民組合佐賀県協議会を結成し、農地改革、米価、税金、供出などの問題を通じて活動を始めた。

第三の教育制度の自由化はまず天皇制教育、忠君愛国主義の教育が終戦と同時に問われたことはいうまでもない。それは終戦直後小中学校の新しい教科書が間に合わなかったため、従来の教科書のこれに関する要所要所が墨によって黒く消されていたり、切りとられたりしていたことで端的にあらわされている。

それは教師や父兄にしても新しい教育理念を把握することができず、混迷の状態にあったことの証拠でもあろう。それが昭和二十二年三月にいたり、教育基本法の公布によって新しい教育の理念と方向がしめされることになった。この法律は、その前年に制定されこの年の五月三日に施行された日本国憲法に対応するもので、「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」などの前文をおき、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び

社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第一条）と教育の目的を明らかにし、学問の自由の尊重、教育の機会均等、義務教育九年制、男女共学、学校教員の身分の尊重がうたわれている。

そして、この男女共学と義務教育九年制に基づいて、いわゆる六・三・三・四年制の新しい教育制度が出発した。このうち新制中学の発足は、各地とも建物・資材・教材が甚だ欠乏している時代であったから「ないないづくしの中学校」といわれるほど、困難をきわめた。鳥栖地方では、それでも旧鳥栖町の実業青年学校校舎を利用して鳥栖中学校、麓・旭両村ではそれぞれ小学校の一部を利用して中学校として発足した。基里・田代の両中学校も小学校の一部や公民館を利用するなどして二十二年五月には開校することができた。

三年制の新制高等学校は学制の都合により翌二十三年四月から開設され、旧制の中等学校と数年共存することになる。この地方で最も歴史の古い鳥栖高等女学校は鳥栖高等学校に、戦時中に開校された鳥栖工業学校は鳥栖工業高等学校へと改編された。もちろん、いずれも男女共学である。

このように昭和二十二年からは物資には乏しいけれども、平和教育を理念とした新しい息吹きが聞こえはじめていた。この改革を推進した教育行政においても、従来



写真XIX－2
新円切換えで証紙をはられた十円紙幣
（朝日長弥氏蔵）

の県学務部は廃されて「教育委員会法」に基づく教育委員会がこれにあたることになった。この委員会を構成する県の教育委員は公選によって選ばれるのが、民主的な特徴であった。佐賀県では昭和二十三年七月、六名の委員が当選し、松信定雄が初代の委員長となった。

次いで改革指令で第四項の秘密訊問等については、戦前から戦時にかけて猛威を振るっていた特高警察は、占領軍の進駐とほとんど同時に解体されており、ここでは一般の警察制度の改革が主内容になるが、それにふれる前にもっと根本的な地方自治制度の改革について一言しておく必要がある。

地方自治制度の改革は占領政治の下でも数回改正が行なわれることになるが、それらを詳述する余裕はないのでその要点だけを摘記するにとどめる。

その改革の基本線は地方自治といっても中央集権的性格の強かった戦前の制度に、最大限に地方分権的性格を強化し、地域住民の自治への参加への途を開いたことである。まず、府県知事、市町村長、各教育委員を住民の直接選挙に改めた。そのばあい、従来は納税などによって公民と住民とを差別していたのを廃して、地域に居住する者をすべて住民とし、もちろん男女も平等に選挙に参加する権利を認めた。

また直接民主主義の方式を加味した改革が行なわれ、条例の制定改廃を請求し、自治体の事務監査を請求し、議会の解散を請求し、首長、議員などのいわゆるリコール権が認められた。同じく議会の権限が大幅に拡充されて、自治体におけるその意義がきわめて強化され、同時に選挙管理委員会、監査委員会、前述の教育委員会、次に述べる公安委員会が自治体の直接行政事務とは別に独立して設置され、自治の本質に近づくことになったのである。

警察制度の改革はこの新自治制の基本線にしたがい、且つ昭和二十二年十二月内務省の解体の後をうけて、警察行政を国家地方警察と自治体警察とに分離し、人口五千以上の自治体にはそれぞれ独立した警察をおくことにしたので

ある。これは二十三年二月十一日より試行し、三月七日から本格的に実施されたものである。佐賀市の佐賀警察署の場合は、国家地方警察佐賀県本部と佐賀市警察署とが仲良く同居し、留置場も共同使用であったが、市警の場合は『背広着た署長さん』があらわれた。(2)

鳥栖町でも鳥栖町警察署（署長谷口袈裟六）が誕生し、鳥栖町と基山町を除く三養基郡全域は国家地方警察三養基地区の管轄となった。これに対し前記の公安委員会が警察を監督するわけで、鳥栖町では町議会の承認を得て商業中園典三郎（四七才）、養鶏業八坂雅雄（七二才）、農会長橋本栄次（六〇才）が選任された。(3)

この警察の二本建は公安の維持、犯罪の捜査など警察本来の職務執行に際して、両者の連絡不充分などの惧れがあると論ぜられたりしたが、一面「町のお巡りさん」という民衆警察の性格が評価されたことも事実である。昭和二十三年二月二十六日の佐賀新聞は『民衆警察と民衆』と題する社説をかかげ、今回の改正により従来の官僚警察から民衆警察に変わった意義を指摘し、それは民衆のための民衆自らの警察であり、その警察官は真に民衆道義の代表でなくてはならないし、民衆もまた自らの警察にいっそう協力しなければならないと説いている。

最後に改革指令第五の経済諸機関の民主化について述べると、直接には財閥解体、独占禁止法にかかわることであるが、鳥栖地方にとくに関係の深いのは農地改革および農業協同組合の設立と組織化である。

昭和六年の満洲事変以来、中国大陸から東南アジアにかけて荒れ狂った日本軍国主義の社会的地盤が半封建的地主制にあることは、すでに先進国ではよく知られていた。(4)そこで占領軍がわが国に進駐してから、まず手をつけたのは憲兵・特高組織の解体であったのは当然としても、最も注目したのはわが国自体が民主化・半封建的農村構造の解体のために自らどのような計画をしめすかということであった。

そこで連合軍最高司令官は昭和二十年十二月九日に早くも「農地改革についての覚書」を発して「数世紀にわたる

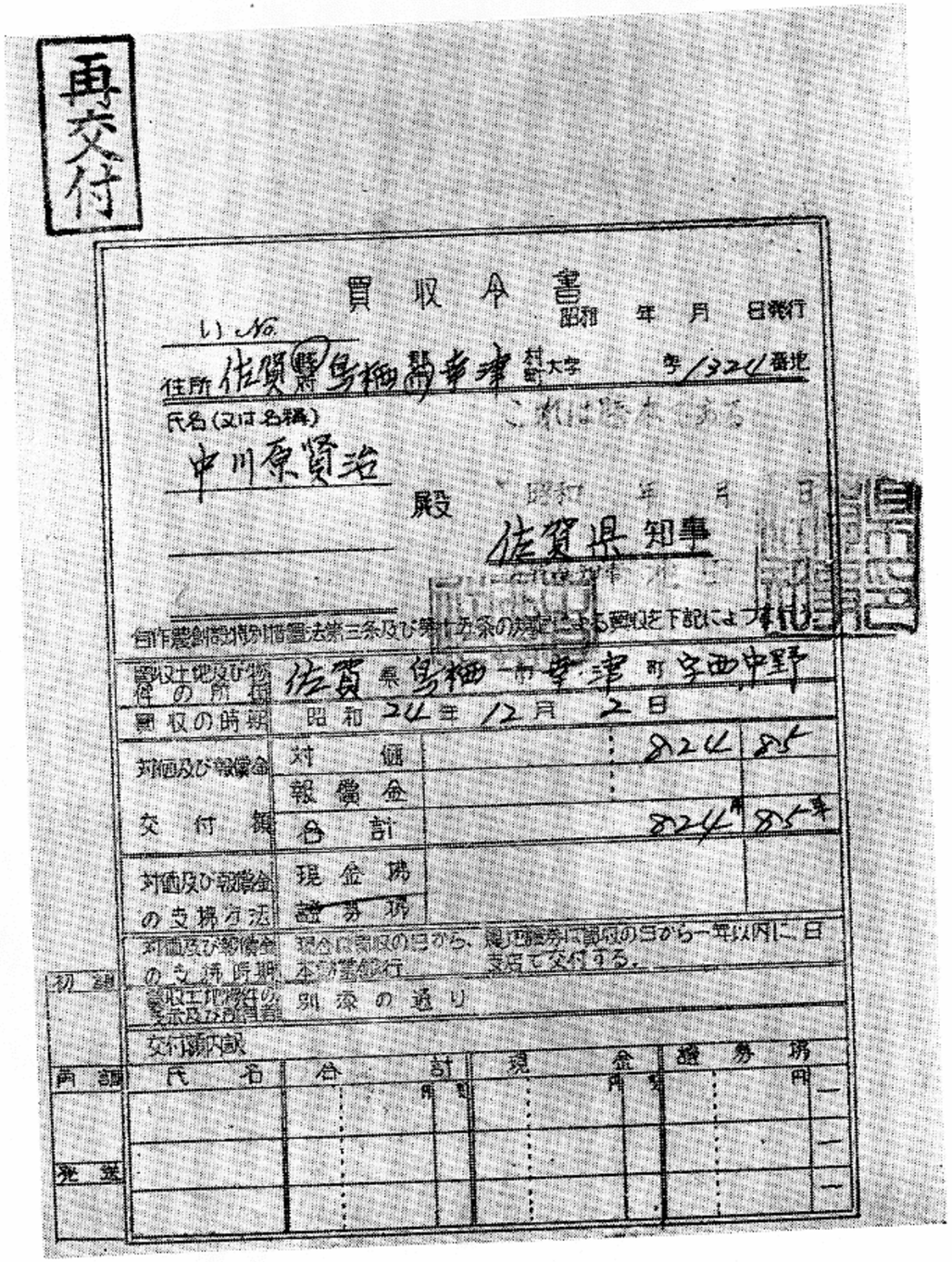
封建的圧制の下、日本農民を奴隷化して来た経済的桎梏を打破するため、日本帝国政府はその耕作農民に対しその労働の成果を享受させるため、現状より以上の均等の機会を保証すべきことを」指令し、不在地主の否定、不耕作者より農地買取り制、小作農の年賦償還による農地買取り制、自作農化した小作農に対する自作地維持制などの具体案を作るよう命令した。(5)

ところが終戦直後のわが政府・国会には地主層の利害を代表する者が多いため、この覚書の趣旨に即してようやくまとめた農地改革案（第一次）はきわめて微温的で申訳的なものであった。

そこで占領軍対日理事会はこれを不満として、自らイギリス案を骨子として原案のモデルを作成し、提示されたのが第二次改革の原案であった。議会もこれをほとんどそのまま成立させたのであるが、その内容としては、不在地主の土地は全部、在村地主の場合は一町歩を超える部分をすべて政府に売渡さねばならず、これを買取った政府は当該小作人に年賦償還で買取らせ自作農とすることにあった。この場合の政府買収価格は水田で賃借価格の四〇倍、畑で四八倍であり、当時のヤミ米の価格に比してもきわめて安いものであった。それで小作人の買取価格も年賦でなく一時払いで支払うものが多い状態であった。

この事業は実質的には二十一年秋から開始され、二十五年七月には完了したのであったが、それを推進したのは市町村に設けられた農地委員会であって、地主三人、自作二人、小作人五人で各階層ごとに選出された。この委員会では小作人が積極的に発言し、とくに従来農民組合が活動していた地域では会議を主導することが多かったのである。

鳥栖地方におけるこの改革による農地の開放実績およびその結果である自小作農の構成は表XIX・1および2にしめすとおりである。


再交付

買収令書

昭和　年　月　日発行

住所 佐賀県鳥栖市 [illegible] 大字 [illegible] 番地

氏名(又は名称) 中川原賢治

殿

昭和　年　月　日

佐賀県知事

自作農創設特別措置法第三条及び第十五条の規定による買収を下記によつて

買収土地及び物件の所在	佐賀県鳥栖市 [illegible] 町字西中野		
買収の時期	昭和24年12月2日		
対価及び報償金	対価	824	85
	報償金		
交付額	合計	824円	85銭
対価及び報償金の支拂方法	現金拂		
	證券拂		
対価及び報償金の支拂期日	現金は買収の日から、現地證券は買収の日から一箇月以内に日本勧業銀行 支店で交付する。		
買収土地等の表示及び内容	別添の通り		

交付順序

	氏名	合計	現金	證券拂
再調		円	円	円
				一
発送				一
				一

写真XIX－3

農地解放により地主に対して出された買収令書

表XIX-1　農地開放実績（昭和25年8月1日現在）

（単位　町・人）

		鳥栖町	田代町	基里村	麓村	旭村	計
昭和20年11月23日現在農地面積	自作地 (1)	275	173	255	274	221	1,200
	小作地 (2)	353	289	262	266	258	1,432
	(1)＋(2) (3)	629	463	518	541	480	2,632
買収済面積 (4)		224	223	187	185	181	1,001
所管換済面積 (5)		51	15	15	18	9	110
(4)＋(5) (6)		275	238	203	203	190	1,111
売渡済面積 (7)		223	236	202	202	187	1,051
昭和25年8月1日現在　農地面積	自作地 (8)	531	394	430	475	411	2,243
	小作地 (9)	87	68	75	65	66	364
	その他 (10)	—	—	—	—	—	—
	(8)＋(9)＋(10) (11)	619	463	505	540	478	2,607
		人	人	人	人	人	人
農地を買収された地主の戸数	個人地主 在村 (12)	164	134	95	193	115	801
	個人地主 不在村 (13)	244	117	131	183	250	925
	法人団体 在村 (14)	109	81	96	132	91	509
	法人団体 不在村 (15)	22	8	17	—	1	48
売渡を受けた戸数 (16)		777	793	685	606	617	3,478

佐賀県農地改革史下巻　391頁より
ただし反以下は切捨て、そのため合計が一致せぬことがある。

表XIX-2　改革による純自作　純小作農の変化

（全農家戸数に対する構成比の変化）

		烏栖	田代	基里	麓	旭	平均
純自作	改革前	22.5%	17.0%	20.0%	16.4%	28.7%	20.6%
	改革後	59.0	54.5	53.6	67.5	61.1	59.0
純小作	改革前	48.2	51.6	37.2	30.5	31.5	39.8
	改革後	8.3	7.5	3.5	3.1	4.6	5.7

注　改革前（昭和14年、佐賀県統計書）
　　改革後（昭和25年、佐賀県農地改革史下巻）による。

このようにして、多年わが国農村を支配し、半封建的・軍事的資本主義を支えた地主制は、ほとんど全面的に崩壊した。ただしそれは農地にかぎってのことで、山林にはふれることがなかった。その意味で残された問題があったのであるが、地主制が決定的な解体をうけたことは明らかである。

そして多年、農村で公式な発言がしにくかった小作農層から農地委員はもとより、次に述べる農業協同組合理事が選出され、さらには町村議員、県会議員あるいは町村首長（例えば麓村村長古川金太郎）などに当選する者がふえて農村の民主化が進められていった。

同じくこの農村の民主化と農業生産力の発展を目的として、農業協同組合法が昭和二十二年十二月に制定施行された。これも前記の「農地改革についての覚書」にこたえるものであったが、戦争時に統合されていた農業会が解体し、同時に鳥栖地方五町村でもそれぞれ農業協同組合が組織され、その後の経済活動の中心としての体制を整えたのである。(6)

ところで戦後四、五年の間にアジアの情勢は大きく変わった。それはいうまでもなく中国大陸において毛沢東の率いる中国共産党が蔣介石の国民党政府を次第に圧迫し、ついに昭和二十四年十月一日には北京において中華人民共和国の成立を宣言した。これに対し終始アメリカの支援をうけていた蔣介石の国民党政府は台湾に逃れてようやく余命を保つにすぎない状態となった。

一方、これよりわずかに早く同年の九月にはソ連邦が原子爆弾の保有を宣言し翌二十五年一月には中ソ友好同盟相互援助条約が結ばれ、社会主義国一枚岩の団結を誇示した。南においてはホー・チ・ミンが、ベトナム民主共和国がベトナムの唯一の合法政権であることを声明し、中国、ソ連が相ついでこれを承認した。一方、旧宗主国であるフランスをアメリカが支援してバオダイ政権をサイゴンに押し立てており、第一次インドシナ戦争が次第に本格化しようとしていた。

このようなアジア情勢のなかで、わが国ではその前年から下山事件、三鷹事件、松川事件などの為体（えたい）の知れぬ鉄道関係の不祥事が相ついで起こり、いずれも特定の政党関係と目される多数の人物が容疑者として検挙された。これらはいずれも二〇年に近い裁判の結果、「砂上の楼閣」として検察側の主張が退けられたことは周知のところである。ただひとつ、下山事件のみは最初から迷宮入りである。また他の事件も真犯人は未だに明らかでない。占領政治の下であるとはいえ、当時、国民の多くはこのような謎の事件の続発にただならぬ疑惑を感じていた。

そして昭和二十五年六月十五日、朝鮮戦争が勃発した。南の韓国側に対してアメリカを中心として国連軍の甚大な支援があったにもかかわらず、中国義勇軍の援助をうけた三八度線を最終的に抜くことができず二十七年から休戦に入り今日にいたっている。

広い国際情勢にやや立ち入りすぎた感があるが、実はこの朝鮮戦争がその後のわが国民に大きな影響を与え、鳥栖市民の生活もまたその例外にはないからである。というのは、朝鮮戦争が勃発すると、マックアーサーは直ちに日本共産党中央委員を追放し、公務員からレッド・パージ（日共系追放）を行なわしめ、他方では兵器をもつ警察予備隊の設置を指令し、同時に旧職業軍人や戦争犯罪人の追放を解除した。すなわち、これまで民主化・軍国主義解体の路線をたどってきたのに、わが国の政治方向が急角度に右より、反動化をしめすようになった。

その頂点が翌二十六年九月八日、サンフランシスコにおける対日講和条約の調印となった。連合国との講和条約といっても、ソ連およびソ連圏の関係国は参加せず、ネールの率いたインドも独自の立場から不参加であった。また中国も事実上大陸を支配していた中華人民共和国は参加せず、台湾の中華民国が参加するという片肺飛行的な講和であって、その後に問題を残すことになった。

というのは、同時に日米安全保障条約が締結されたことである。アメリカがわが国の安全を保障する代わりに、アメリカ軍に基地その他を優先的に提供し諸般の便宜を供与するというのである。その結果、占領軍が駐留軍と名をかえただけで依然、外国軍隊が国内の要所に基地をかまえ、且つ行動することになった。わが国はこの時から韓国・台湾・フィリッピン・サイゴンとともに、アメリカの中国封じこめ政策の前線としてくみこまれ、東アジア十億の人民にはっきりと背を向けるようになったのである。

片面講和とはいえ、わが国はいちおう完全な独立国として自由な政治が行なえるようになったわけであるが、これから次第に占領下で改革された諸制度に後戻りの修正が施されるようになるとともに、警察予備隊は自衛隊に昇格し、防衛庁が設立されるなど事実上の軍備充実が進むのである。

それをまず地方自治制についてみると、「それまでは（占領中）もっぱら分権化と民主化の道を進んできた改正が、これ（講和）を境として能率化と経済化を目標として行なわれることとなった」[7]（括孤内は筆者注）。この「能率化と経済化」をその実体に即していえば、集権化と統制化と表現する方が前段の「分権化と民主化」と対照して正しいであろう。いいかえれば「能率化」という名目で中央集権的再編成が行なわれ、「経済化」という名目で政府財政を挺子（てこ）としたコントロールが行なわれるようになった。後者の代表としては町村合併促進法（二十九年）、地方財政平衡交付金法（二十九年）、地方財政再建促進特別措置法（三十年）等が相ついで制定された。これらについては次節以下で詳しくとり上げられる。

そこで前者、すなわち能率化・集権化の著例として警察制度・教育制度の推移をたどってみよう。前述のとおり、占領下において警察は国家警察と自治体警察の二本建となったが、講和条約調印の翌二十六年六月に警察法改正が行なわれ、自治体警察は住民投票でその存廃をきめることができるようになった。その理由は自治体警察の非能率と自治体財政への負担過重の傾向があるためであった。

佐賀県でもこれに関する住民投票が各地で行なわれたが、鳥栖町は最も紛糾した自治体であって、町議会は自治体警察の存続を決議したが、町民有志はこれに反対して署名運動に乗り出すなど県下の注目を集めていた[8]。九月二十九日住民投票の結果は、投票率六七％で廃止賛成三、九九四票、反対（存続）一、三八二票、無効一〇〇票という結果で、廃止派の勝利となった。その結果、佐賀県では佐賀・唐津の両市署、有田町署が残るだけで、他はすべて国家警察に入った[9]。しかもこれも昭和三十一年の再改正によって、すべて国家警察に統合一体化し、中央集権化が完結したのである。

教育関係では制度の問題よりも、教職員の「政治活動」が問題とされた。それは独立後のわが国が前述のようにアジアに背を向けてアメリカの中国封じこめの軍事的一翼を担う動きに対し、「平和国家の形成者」として小国民を教育するという教育基本法の精神にてらすとき、自覚した教職員が反対するのはむしろ職責に忠実なゆえんでもある。しかし、いろいろな選挙の時に反対行動をとることは「政治活動」であるという理由で一定の活動に制限をうけるようになった。昭和二十九年五月のいわゆる教育二法がそれである。

そのほか教科書検定、教員の勤務評定、学力テストなど、教育をめぐってのトラブルは非常に多かったが、三十一年には教育委員会の制度が公選制から任命による教育委員会が設けられることになったのである。このようにして教育における集権化・統制化は進んでいる。

以上のように昭和二十五年朝鮮戦争以後のわが国の政治動向は大きく変わった。それを占領下の行きすぎ是正と考えても逆コースであることには変わりはない。したがって占領下での民主化を志向する諸改革に対しきわめて平穏にこれをうけ入れた国民大衆も、この逆コース的改正には一部ではあるがはげしい実力を伴った抵抗をみせた。昭和二

十六年血のメーデー事件、内灘（石川県）・砂川（埼玉県）の基地反対闘争がそれであり、また国会でも教育二法・警察法改正の二十九年五、六月には二回に及ぶ乱闘さえみられたのである。

佐賀県では三十二年いわゆる佐教組事件が起こったのは有名であるが、鳥栖地方の労働組合関係の争議として最もはげしく闘われたのは占領中、いわゆる政令二〇一号（公務員の争議権禁止）反対・機関助手二人乗り廃止反対闘争で、鳥栖機関区機関助手約一〇〇名がサボタージュに入り、基山町などに立てこもった事件である（二十三年七月）。占領軍以外の全列車が混乱し、組合員数名が免職の対象となった。

注（1）中央公論社『日本の歴史』二六巻（よみがえる日本）
（2）佐賀新聞（昭和二十三年二月十二日）
（3）同　（同年一月二十五日）
（4）ノーマン『日本における兵士と農民』
（5）佐賀県の農地改革については『佐賀県農地改革史下巻』『佐賀県農業史』『佐賀県史下巻』に詳述されている。
（6）久保山千里『佐賀県農業団体史』
（7）亀卦川浩『地方制度小史』二〇一頁。
（8）佐賀新聞（昭和二十六年九月二十八日）
（9）同　（同年十月一日）

(2)　鳥栖市の成立過程

a　五カ町村合併の過程

昭和二十五年の朝鮮戦争を契機として、日本の鉱工業生産は戦前水準を回復したが、二十八年には戦後二度目の不況がやってきた。この不況は地方財政に大きな影響を与え、史上最大の赤字問題をもたらし、とくに西日本ではこの年六月末の豪雨による大水害で財政上、危機的様相を呈するにいたったところが多い。明治二十二年の大合併に匹敵するといわれる町村合併は、こうした背景の中で行なわれることになった。

戦後、新憲法体制の一環として地方自治法が成立し、明治以来の制度を近代化し民主化したが、昭和二十年代の戦災復旧・教育制度の改革・災害復旧・占領軍行政費など、甚だしいインフレ進行下で行政需要が増大し、また一方、占領政策の方針も、民主化によって日本の統制機構を解体することから、やがて日本の経済復興と日米協調という方向に転換していったので、すでに述べたように次第に地方自治法による民主化は形式化され、かえって地方に対する国家統制がいろいろな形で実行されるようになった。

こうして、形の上で地方制度は民主化されたが、財政赤字の慢性化と国の地方統制方針とは、行財政を通じて強く影響を及ぼすようになる。町村合併はその行政面でのあらわれであり、地方財政再建促進特別措置法（三十一年）はその財政面でのあらわれとみられる。そしてこの促進法第六条は、合併町村が「新町村建設計画」を定めなければならないことを規定している。戦後地方行財政に、全国的なスケールで実質的に「計画」要因が登場してくるのは、おそらくこれがはじめてであり、昭和三十年代の高度成長の前提条件の一つが、ここに規定されたものとみられる。

このような内容をもつ促進法は、また交付税、補助金、起債などについて、赤字団体化していた市町村が喜んでとびつくような手段を用意し、合併すれば地方財政が豊かになり、住民の要求はみたされるという形で進められることになった。こうした広域行政の構想は、現在「道州制」が財界によって強く提唱されているのと同じく、その当時においても、昭和二十五年の国土総合開発法によって進められていた国家資金の直接投資で立ちなおった資本（財界）が、発電・運輸・用水といった間接投資を必要とする段階になり、そのための総合開発を進めるさいの阻害条件となる小規模な地方行政、多元的存在を整理するという機能を目ざしている。そのため一方では町村の統合と、他方では地方自治体の系列化とが要求され、そこからすでにみたような合併の論理が生じた。

したがって全国的にみても、一つは府県地方課のリーダーシップが強かったこと、二つは合併過程が驚くほど急速であったことが目立つ。本来、「市町村の廃置分合、境界変更は、関係市町村の申請に基き、知事が県議会の議決をへてこれを定め」（地方自治法七条）て、できることになっているが、促進法は逆に国・県の強力な指導下で、しかも短期間のうちに、全国市町村の数を約三分の一に減らすという大手術をやってのけたわけである。

鳥栖市の場合、昭和二十九年一月十日、三養基郡の地方事務所長より、各町村役場あてに「町村合併先進地視察について」という文書が届いたのが、合併問題の具体的なはじまりであった。すなわち合併過程は、まず県の主導という形で第一歩を踏み出している。

これより前、昭和二十八年十一月一日には委員一一名をもって佐賀県町村合併審議会が発足した。これは合併計画の審議、調査、啓発、宣伝、勧奨、あっせんなどを受けもち、ここで県の合併原案がねられたが、それによれば現在



写真XIX—4　五カ町村の合併調印式

の鳥栖市域に基山町を加えた旧六カ町村の合併が構想されていた。審議会は「再建日本は町村の合併から、町村の発展は先ず合併から」をスローガンとして活動し、政府方針を忠実に履行していった。

元来、交通の町として生まれ、成長してきた鳥栖町にとって、周辺の町村と合併すれば、有形無形の利益が大きいことは当然予測されるから、たとえばすでに大正十三年末にはじめて鳥栖町で町民大会が開かれたさいにも、大鳥栖市建設のためには隣村との合併が必要であることを決議として町当局に手交したといわれる（「鳥栖市報」38・7・1号掲載、座談会「町村合併のころ」における元助役久保伴作の発言）。このように地の利を背景とする鳥栖町は、最も積極的に合併過程をリードしていった。県案にそって合併が実現すれば、どの面からみても鳥栖町が中心となることは、誰がみても明らかであったので、合併過程における鳥栖町の役割は、慎重・円満・忍耐ということばで規定されるものであった。

合併過程は二月六日の第一回合併促進協議会開催によって、前後に大きく二分される。前段階での最大の問題は、基山町が脱落したことであった。

他の五カ町村の首脳部を集めた「三養基郡東部地区町村合併促進協議会」は、こうして二月六日、第一回会合にこぎつけたが、以来三月十二日第九回の協議会までにすべての問題が解決し、同十六日の調印式を迎えることとなる。

b　各町村の動向

五カ町村のうち、鳥栖・麓は当初から合併の方針を確認し共同歩調をとっていたが、田代・基里・旭は必ずしも内部が一致していたわけではなかった。田代町の場合には、一つには対馬藩の代官所がおかれていた準城下町として県東部地域の本家を自認する意識があり、事実、行政上も歴史上も基山・基里との協同関係が強い。また二つにはいわゆる田代売薬の発祥地としてサロンパスを中心に田代の名称に対する既得権益をもち、さらに三つには三〇〇町歩に達する町有林を合併によって失うことへの抵抗が大きかった。しかし本家意識は公然と主張すべき大義名分を欠くため、新市名の決定に条件をつける形をとったように思われる。こうして新市名問題と町村有財産の処分問題が焦点となった。

また旭村の場合には、筑後川をはさんで久留米市に隣接しており、とくにその南部地区たる江島・三島・下野等の部落は水利関係において北部とは異なり、久留米市との関係は緊密なものがあった。BSゴルフ場やBS自転車工場も旭村にあり、旭村南部は全く久留米市の通勤圏に含まれていた。久留米市としても旭村を県境をこえて編入させる意図をもち、積極的にはたらきかけたため、旭村の内部の動向はほぼ南北に二分され、とくに当時の池尻村長が久留米合併に関心をもっていたこともあり、最後まで予断を許さぬ形勢となった。

また基里村の場合には、村内に二つの政治勢力があって対立し、その対立が合併問題をもまきこんでしまったため最後には住民投票という極限形態のなかでしか問題を解決できなかった。合併反対派は、旭村の場合と同様に、県境をこえて福岡県小郡町との合併を唱えていた。一体、この県東部地域は国鉄・国道をはさんで福岡県に接し、福岡・久留米両市との関係はきわめて深く、人的交流においても福岡県との関係が濃い。したがって「田代町でも、当時貧弱な佐賀県と合併するよりも、福岡県の小郡あたりと合併した方がよかったのではなかか。いっそ三養基郡全部福岡県に合併したらどうか。という意見もだいぶ出たもんな」（前掲座談会における宮原門次郎氏の発言）ということになる。このように県境をこえた合併を、容易に発想する傾向は、この地域の特殊性をものがたっているといえよう。

このような問題はどう解決されていったか。まず町有財産のうち山林については、協議書のとおり各町村自由処分ということに落ちついたが、鳥栖町だけは、約四〇町歩の山林を新市に持ち込み、他町村では「自由処分」した。田代町は合併前に急拠公民館を新築したほか、町有林は管理委員会を作り、部落有林に変更した上、結局全部売却した。麓村は村有林を解体して各部落ごとに森林組合をつくり、そこに処分権を与えるという形になった。

また基里村は同じく管理委員会が売却し、一部は鳥栖が買入れ、新市の中学校や公民館の建設にさいして低利で融資するなど、積極的な態度を示したといわれる。当時、鳥栖町は国鉄の町といってもよく、廃止された鳥栖運輸事務所や保線事務所にかわって国鉄管理局、および競輪場を誘致しようとして、合併時まで運動していたため、周囲が



図XIX—1
合併促進につかわれたチラシのいろいろ

鳥栖の財政事情を危惧したということもあるであろうが、しかし合併時に概してこのような財産処分問題がクローズ・アップされることは、むしろ通例である。

旭村の動向はとくに注目された。さきに述べたような背景から、久留米市がかなり積極的に動いた。旭村南部の三島部落は久留米市の飛地長門石と隣接しており、北は朝日山にさえぎられていて、南との交通路の確保は重要な問題であった。前掲の座談会（昭和三十八年）でも池尻旭村長は、筑後川に架橋して久留米との連絡をつけるよう、数回にわたって発言している。久留米市はこの架橋と朝日山公園化などを条件として働きかけたわけである。このため一応促進協議会に参加はしたものの、村内意見が二分してまとまらず、協議会への出席状況も、第一回四名（五名中）、第二回四名、第三回二名、第四回一名、第五回二名、第六回全員欠席、第七回全員欠席、という状態が続いた。その間旭村では二分された意見調整のため、連日、部落懇談会などを重ねていたのであるが、ついに調整に至らなかった。二月二十二日、建設計画案を自治庁に提出する当日、協議会より事情調査に出向いた折も鳥栖説と久留米説が対立し紛糾していたが、翌日、議長から正式加入の申入れに接したが、まだ完全に解決したわけではなく、二十五日夜、鳥栖町長、旭村長、地方事務所長が久留米市長と談合し、翌朝三時半にいたり四者間では、鳥栖地区への参加同意がえられた。しかしなお合併反対はおさまらず、焦点は町村合併促進法と地方自治法との関係において、県境の変更を含む町村合併が促進法の適用をうけるか否かの法律論となって再燃し、佐賀県はそれに否定的解釈を下したため、旭村長らは地方事務所長とともに三月九日福岡県を訪れて再確認を試みた結果、佐賀県と同じ結論をえたため、問題はようやく最終段階にさしかかり、十日にいたって紛争は下火となった。

つぎに旭村とは若干異なる背景をもつ基里村の場合は、結局五カ町村合併に参加する意見と、田代町に合併する意見とに集約され、この二案について村内世論調査が行なわれ、二一九票の少差で五カ町村合併にふみ切ることになったのが三月三日である。基里村は田代町と歴史的にも社会的にも関連が深いが、県はその田代町を通じて基里村を誘導したといわれる。このようにして一応大勢はきまったものの、派閥抗争がからんでいただけに最後まで対立の形が続いた。各町村は三月十四日より十五日にかけて、合併に関する議案を上程した。この日は審議の末、午後六時半休会となり、翌十五日十時再会し、多くの論議ののち、全員挙手をもって合併に賛成した。時に午後三時四〇分であった。

ところで、さらに新市名をどうするかが、七回目の協議会でやっと決った。

事務局は一月末現在の世帯数を調査し、印刷した公募用紙を各町村に配布した。その投票結果をもとに三月十二日の第九回協議会にさきだち、関係町村長が事前に打合わせ、協議会でも正式に鳥栖市と決定した。市名の決定は、引きつづき、新市域内の行政区画や名称をどうするかという問題に尾をひくことになるが、それはさらに後に触れよう。ここで二月十日の西日本新聞佐賀版の記事を掲げておく。見出しは「鳥栖市が絶対多数・三養基東部地区の新市名の投票」とあり、

三養基郡東部地区鳥栖・田代・基里・麓・旭の五ケ町村の新設合併によって生まれる新市名は、関係五ケ町村七千百九十三世帯から公募し、投票結果を九日整理した結果、新市名は百七十五にのぼり、このうち鳥栖市とするものが二千八百九十三票の絶対多数を占めた。これによって鳥栖ブロック町村合併促進協議会では十日総務小委員会で新市名の名称を内定し、十二日の全体会議で鳥栖市と決定される模様である。

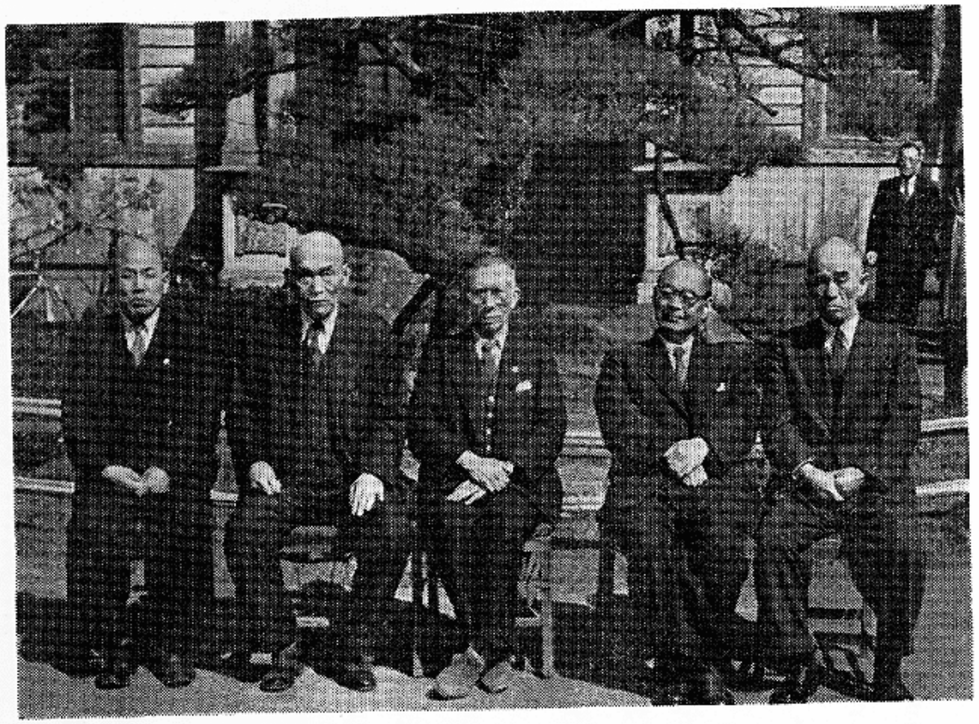
鳥栖市と命名した投票の内訳は、鳥栖町二千二百七十六票、基里村三百五票、麓村二百一票、田代町九十票、旭村二十一票、計二千八百九十三票である。鳥栖市につぐのは三養基市とするもの百八十六票、田代市七十九票、旭市二十四票、鳥田市二十二票の順である。

このようにして協議会でいつも白熱した論議の的であった新市名は、文句なしにあっさり鳥栖市ときまった。十二日の協議会は、満場一致でこれを承認している。なお、「町村合併に関する申請書」によれば、鳥栖市という票は、

投票総数の八〇㌫をこえたという。

その申請書は各町村長の署名のもとに、県知事あて「三養基郡鳥栖町、田代町、基里村、麓村、旭村を廃してその区域をもって新たに鳥栖市を置き、昭和二十九年四月一日から施行したいから必要書類を添え関係町村長連署をもって申請致します」というものであるが、大要は前掲の「協議書」にもられたものといえる。ここで協議会の一つの中心主題であった「新市建設計画書」の内容について、簡単にふれておくことにしよう。

計画書は総論にあたる「基本方針」と、その具体策をのべた各論部分とからなる簡単なものである。基本方針は、まず新市の性格を交通都市・産業都市（売薬の伝統を含む）・観光都市という三つの要因によって規定し、そうした「交通上の有利な地理的環境を生かす為に五カ町村を一体とした強力な態勢と財政力の活用により綜合的都市計画をなし工場誘致、観光、文教施設等の整備を計り、この地方の発展は勿論関係住民の永遠の福利増進を期するために市制施行が絶対に必要であり、なお、多年に亘る住民の願望と併せてここに五カ町村合併して新市を建設する」と述べている。この基本方針は現在の状態にも適合しているように、鳥栖市は合併後、いよいよ交通工業都市としての性格を強めていくが、同時にその地理的位置からして県境をこえた福岡・久留米との関係が緊密となり、それだけに工業化にともなう村落部の社会変化は大きなものがある。基本方針のなかに農業問題について全く触れられていないことは、その意味できわめて特徴的である。昭和三十年代は全国的に地方自治体が工業化に狂奔した時期であるが、鳥栖市もまたその一つの典型的な事例であり、その基点はすでに基本方針にあらわれていたといえる。もっとも四月十三日の西日本新聞には「新規事業は殆ど無理、鳥栖、早くも財政難に直面」の見出しで、市の金庫は空っぽになり、とりあえず四月から六月までの暫定予算を組むこととしているため、計画にもられた新規事業は当分行なわれないと報じており、事実、数年間の財政危機が続く。したがって計画書の具体案は、その間ほとんど無効であったと考えられる。



写真XIX-5　鳥栖市発足までの旧町村長
（右から高島正雄基里村長、松本義人鳥栖町長、原正人麓村長、池尻勝三郎旭村長、宮原門次郎田代町長）

しかし一応その具体案について述べれば、構想としては都心部を開発し（新庁舎建設、中央に高度の公民館、図書館をつくる）、旧町村間のいわゆる域内交通を活潑にし（環状線道路建設、市営バス事業）、あわせて、域外との交通をはかる（国道三号、三十四号の整備、旭村と久留米市間の架橋など）のが、都市形態面での構想であり、それを軸として、学校・病院・衛生施設・土地改良その他の案を〃配置しているというのが〃全体の編成である。各論による限り、まだ工業用地造成や用水など基盤整備に傾斜した工業化政策はあらわれておらず、各町村の要求をつきあわせた現状補修計画という性格が強い。財政危機の中の合併という当面の課題をかかえていた段階では、それはむしろ当然の事態であったろう。

こうして懸案はすべて決着をみ、十四日から十五日にかけて各町村それぞれに合併案件を可決したので、三月十六日午後九時、合併申請書調印式

のための緊急協議会が開かれることとなった。

申請は十八日の佐賀県議会で可決され、県係官が直ちに自治庁に手続きをとり、二十日上京中の県職員から「四月一日告示（市制施行の内閣告示）きまった」旨の電報が松本鳥栖町長にとどいた。こうして四月一日の新市発足をめざして、急速に準備が整えられていくのである。

その準備としては、新市長決定までの市長職務執行者の選任（原正人麓村長）、助役収入役の退職および新市への受入れ、町村長の処遇、職員給与の調整、新市の行政機構および人事、旧町村役場の閉庁式および開庁式、役場の移転、行政区の下部名称の決定、市制施行祝賀行事、市庁舎の改造などの問題があった。このうち、行政区の下部名称の問題は、三月二十四日の協議会で、通称としては鳥栖市の下に鳥栖町以外の旧町村名を町として入れ、例えば「鳥栖市基里町曽根崎」とか「鳥栖市麓町牛原」などのように呼ぶことを承認した。もちろん、法的には旧町村名は消えるので、鳥栖市大字曽根崎とか大字牛原という形になる。一応、このような通称を経過措置的に決定したが、のち二年後、改めて行政区域の改編が全国的に問題とされ、昭和三十四年にいたって現在の形に落着くのである。

というのは、行政区域審議委員会で合併後の各行政区域の再検討が進められた。昭和三十一年にその審議を開始したが、執行部案は　一、旧町村名の廃止　二、大字小字の廃止　三、一区世帯数を一〇〇ないし三〇〇とし　四、不合理とみられる地域の行政区変更等であった。

このうち旧町村名の廃止で、田代町の場合がとくに問題となった。田代町は対馬藩代官所の在所として歴史があり、また「肥前田代売薬」の名が広く知られていることもあり、「田代」という名前に対する執着は非常に強かった。しかし結局、旧町村名廃止という原則を貫き、しかも田代の名を、旧町村名としてではなく、旧田代町大字田代五町についてのみ、売薬関係の既得権益を守る立場から残すことで合意に達した。これは佐賀県公報昭和三十四年四月十



写真XIX－6
鳥栖市制施行を祝ってくり出した曽根崎町の獅子舞　（昭和29年、鳥栖高校で）

三日号に、告示第一五〇号として出ている。それによると田代町大字田代を廃し、田代昌町、田代新町、田代上町、田代大官町、田代外町、田代本町を設けることとされた。

こうした経緯ののち、新市は財政危機を脱出し、工業化への展望をきりひらいていくこととなるが、合併の功罪は工業化とその結果を検討して語られるべきものであろう。

一方、市制施行祝賀行事は、関係町村長、議会議長を準備委員として計画を進め、四月一、二、三の三日間にわたり、鳥栖駅前、市庁舎、各支所前にアーチや万国旗、提灯、プラカードを掲げ、鳥栖町内三カ所の演舞場での芸能大会、生徒の旗行列、花自動車、花火、駅伝競争、各戸国旗掲揚など多彩な祭典が続けられ、三月三十日の各町村役場閉庁式につづき四月一日新市開庁式があり、名実ともに鳥栖市が誕生した。

2　鳥栖市政の発展

(1)　新市発展の基礎づくり

—第一期市政—

五月に入り、初代市長選挙が行なわれた。いかなる人物が初代市長の座を占めるかは、その後の鳥栖市の発展の方向を左右するという意味で、極めて重要であった。五月三日の告示で、海口守三（五十三才）、堤政雄（四十七才）、原正人（七十一才）の三人が立候補した。このうち、政党の公認を受けていたのは、社会党からの海口候補のみである。当時、社会党は左右両派に分かれていたが、これが一本化することに成功したのである。

これに対して、保守陣営は、町村合併後の混乱のなかにあり、統一候補にまで絞ることができず、元鎧村村長の原正人（合併後の市長代理）と元県会議員の堤政雄の二人が出馬した。

五月十八日、投票がなされ、結果は次のとおりであった。

当選　海口守三　八、二二五票　次点　原　正人　七、七六九票　堤　政雄　二、六五九票

こうして、初代市長選挙は海口候補が当選し、佐賀県下初の革新市長が誕生することになった。海口候補の勝利は保守陣営の内部対立に助けられたこともあるが、何よりも地区労を中心とする五千の組織票の結束と、旧町時代の



写真 XIX-7
初代市長　海口守三

保守鳥栖町政への住民の批判が革新市長への期待となってあらわれたこと、などであった。

合併直後には、何といっても旧町村意識の残存がぬきがたいものがあり、これをいかに早く払拭するか——これが、海口市長の当面した課題であったといえよう。市長就任後の第一声で「総親和で理想郷へ！」と述べたのも、このような背景においてであった。その最初の着手が、市役所の機構整備であった。幸い合併促進協の申し合せに助けられ、人事設けるというところに、いかにも近代的な感覚があらわれているといってよいであろう。

合併後の一年間、市議会は、旧町村議員の横すべりにより百名の議員をかかえた状態で運営されていた。この状態は、翌昭和三十年三月二十七日に行なわれた第一回市議会議員選挙によって解消され三十名に減少することになる。第一回市議選挙は、旧町村を一区とする小選挙区で行なわれた。

以下各区の当選者名を挙げよう。

鳥栖地区（十二名）　投票率　八七・九八㌫

年令	職業	所属	
西山栄造	五九	接客業	無再
伊東光次	五四	農協長	無新
時津政吉	四六	商業	無新
高尾保巳	三八	専売公社職員	左社再

水田安市	五五	会社代表	無新
大石正人	六五	会社社長	無再
安原俊雄	四六	会社社長	無再
久保伴作	六二	酒類小売商	無新
篠原新次	三五	国鉄職員	左社再
松田安市	四五	農業	無再
高口由松	四八	国鉄職員	無再
岩見尚文	四二	国鉄職員	無新

（立候補者数　二五名）

田代地区（五名）　投票率　九二・七三㌫

中冨正義	四九	会社社長	無再
松田弘道	三五	農業	無再
本村松次	四二	農協専務	無新
佐々木彦市	五七	農業	無新
成富清	四五	農業	無新

（立候補者数　十一名）

基里地区（五名）　投票率　八八・七〇㌫

高島正雄	五七	会社社長	無新

この結果で注目されるのは、新人の台頭が目覚ましかったことである。すなわち、三十名中十五名が新人で占められ、「新しい革袋には新しい酒を」という、新市に対する鳥栖市民の期待が、この結果をもたらしたものといえよう。

重松松次	六一	農業	無新
前問安	六〇	農業	無再
大塚政吉	五六	農業	無新
古賀政太郎	七二	無職	無再

（立候補者数　八名）

麓地区（四名）　投票率　九一・〇〇㌫

楠勇	四七	農業	無新
横尾貞美	四七	農業	無再
天本義人	二九	国鉄職員	無再
内田虎雄	五八	農協長	無新

（立候補者数　九名）

旭地区（四名）　投票率　九一・五〇㌫

立石芳蔵	五〇	無職	無新
豊増文夫	三九	農業	無新
岡美喜男	四五	農業	無再
寺崎八郎	四七	国鉄職員	無新

（立候補者数　九名）

それは、「鳥栖公民」第五号（昭和三十年三月二十日）のアンケート「私はこんな人を選ぶ」のなかに、「合併前のような我田引水的な議員でなく、大局的な魅力ある方で、市政面に明るい人」という意見や「保守革新といわず新人を望む」という声がみられることにも、裏書きされていよう。また、年令的にも、三十代五名、五十才以下が過半数を超えているのも、新市の議員にふさわしく、若い息吹きが感じられる。

党派別でみると、鳥栖地区より選出された左派社会党の二名（国鉄労組と専売公社労組の出身）を除いて、ほとんどが無所属であった。

ところで当初、町村合併は、合併当初年度に消費的経費が大幅に節減できるとみられ、建設計画に盛られた諸事業の達成が期待されたのであるが、現実は、そのように甘いものではなかった。合併初年度の昭和二十九年（一九五四）度は、新規事業に手がつけられぬ程に、極めて窮迫した状態におかれ、年度末決算では二、六五八万円の赤字となった。その原因は、(1)合併自治体に優先的に起債もしくは、国庫補助を優先的に行なうという政府の約束が、必ずしも充分に実現しなかったこと（市債は、予算現額の五七㌫、地方交付税は、六四㌫、国庫支出金は、八四㌫にとどまっている）、(2)歳出面で、旧町村吏員の給与や議会費報酬等の鳥栖ベースの調整、(3)旧町村の短期起債の年間負担五〇〇万円を背負いこんだこと(2)(3)は「毎日新聞」昭和二十九年（一九五四）六月十六日号による）などにあった。

さらに、昭和三十年（一九五五）度には前年度に進捗しなかった、道路橋梁の新設改良、鳥栖小学校の増改築、災害復旧、消防施設の整備などの事業が山積したので、またも二、一九八万円の赤字を生んだのである。

このような地方財政の窮迫は、ただ単に鳥栖市のみの問題ではなくて、他の地方自治体も全国的に経験していたものであった。前にも述べたように、昭和二十八年（一九五三）十月の「町村合併促進法」の成立自体が、町村合併による地方財政の合理化を企図したものであったのである。町村合併によっても地方自治体の財政が好転するきざしを

見せなかったので、政府はさらに、昭和三十年（一九五五）十二月「地方財政再建促進特別措置法」を成立させた。この法律は、自治庁長官の認める財政再建計画を誠実に実行することを条件として、適用自治体に赤字棚上げのための再建債の発行を認め、おおよそ八年以内に収支のバランスを回復させることを目的としたものであった。この財政再建団体の適用を受けた市は、全国で実に一七〇市の多きに達し、この数字は、三十年度に赤字を出した市の五四%を占めたのである。

では、鳥栖市はいかなる態度で、財政再建に取組んだのであろうか。鳥栖市も、昭和二十九年度と昭和三十年度と二年連続で赤字を生じさせていたので、財政再建団体の適用を受けようとすれば、勿論可能であったに相違ない。しかし海口市長はそのコースを選ばず、自主的に市財政の建直しをはかるという方針でのぞむことにした。こうして、昭和三十一年（一九五六）四月に「鳥栖市財政再建計画案」の策定に乗り出し、同年九月定例市議会に議案第一号として提案し、市議会の同意を得て、県知事の確認を得たのであった。

こうして、自主再建の道を歩むことになったのであるが、海口市政はなぜ再建団体の適用を受けずに自主再建の道を選択したのであろうか。その理由は、もしも適用を受けた場合、予算作成に対して国や県からの強い規制をうけなければならず、鳥栖市自体の自主的な行政が行なわれにくくなるという判断が、海口氏を中心とする執行部にあったからである。海口市長は、三月定例市議会の施政方針演説において「この法律の適用を受けると、国の融資、負担金などについては有利な点も出てくるが、一方、市の財政面に著しい規制を受け、弾力性のある自主的な運営が困難となることが考えられる」（「鳥栖公民」第十三号）（予算現額に対する決算額の比率）と説明している。

これに対する具体的な財政再建方策としては、いわゆる予算令達方式――ひらたくいえば、予算としては計上していても実際には冗費節約をモットーとしてなるべくつかわないというやり方――によってであった。こうして、当初

表XIX-3　合併後の財政再建

年度別	歳入	歳出	赤字額	黒字額
29	201,757,895円	228,338,794円	26,580,899円	
30	254,010,226	275,991,075	21,980,849	
31	218,451,130	235,189,530	16,738,400	
32	247,234,790	254,937,521	7,702,731	
33	239,010,094	238,146,757		863,337円

表XIX-4　予算の執行状況

	執行率	不用額
	%	万円
昭和31年度	92.30	約 1,962
昭和32年度	93.66	約 1,719
昭和33年度	92,81	約 1,833

昭和三十一年（一九五六）から昭和三十五年（一九六〇）までの五カ年間で赤字を解消するという計画であったが、特に消費的経費の徹底的な節約を中心に、表XIX―3にみられるように、約七七〇万円に赤字額は減少し、ついに昭和三十三年度には、八六万円の黒字さえ生むことになったのである。こうして五カ年間の予定を二年繰り上げて、三カ年間で財政の健全化をなしとげたのであるが、ちなみに自主再建の実施された三年間の予算の執行率（予算現額に対する決算額の比率）と不用額を挙げると、表XIX―4の様になる。

なお、昭和三十二年（一九五七）二月には市道補修用の切込み確保のため市営採石場が設置されたが、これは、その後の財政の収入源として大きな貢献を果たしているのである。

鳥栖市は、昭和三十年代において、田園工業都市へと急速に変貌していくが、工業化政策の萌芽は、前節でみたように、「町村合併に関する申請書」のなかの「鳥栖市建設計画書」に述べられている「交通上の有利な地理的環境を生かすために五カ町村を一体とした強力な地勢と財政力の活用により綜合的都市計画をなし工場誘致・観光・文教施設等の整備を計り……」という基本方針においてすでにみられるのである。この方針は、早くも昭和二十九年（一九五四）六月九日の市議会において「鳥栖

市工場・事業場等の設置奨励に関する条例」として具体化された。このいわゆる工場誘致条例はその後、昭和三十三年（一九五八）昭和三十四年、昭和三十八年（一九六三）昭和四十三年（一九六八）と、四回にわたって改正されているが、大綱は、つぎのような内容のものである。

まず、鳥栖市に進出する工場に対し、「(1)工場、事業場等の設置に必要な資料を作成提供すること (2)敷地の獲得、労務の充足、資材資金の調達、輸送施設の整備、紛争の解決、その他工場、事業場等の設置に必要な事項につき援助協力又は斡旋をすること」という進出企業に対する便宜の供与である（なお、右の内容は、現行の条例文による）。さらに、「市が最初に課すべきこととなる年度から三カ年内における固定資産税についての減免」を、一定条件を充足させれば、奨励措置として行なうというものである。

地方自治体による工場誘致運動は、工場がくれば、固定資産税などの税収の増加によって自治体の財政が豊かになるという予想のもとに、全国的に展開されたものである。時期的にみれば、昭和二十五年（一九五〇）頃から開始され、地方財政の不健全化の深まりとともに次第に活発となり、昭和三十一年（一九五六）のいわゆる神武景気以来、まさに最高潮に達し、今日まで続いているものである。鳥栖市の場合、昭和二十九年（一九五四）の時点で、どちらかといえば早期に条例化されていること、しかも町村合併後の海口市長就任直後に条例化されていることに注目したい。このとき、工業化政策の礎石が置かれたといってよいであろう。

工場誘致の第一号は、日本エタニットパイプ株式会社であった。ただ、この工場の場合には、町村合併以前に佐賀県と旧基里町の努力により旧基里村に進出することが内定していたのであるが、新市になって、鳥栖市エタニットパイプ建設委員会を構成し、敷地買収の斡旋を行ない進出を決定せしめたものである。これは昭和三十三年一月より操業した。さらに、昭和三十二年（一九五七）には、誘致第二号として、オリエンタルコンクリートが進出することになり、翌三十三年十月から操業を開始したのである。

(2) 工業化への前進

—第二期・第三期海口市政—

a 鳥栖市建設十カ年計画

昭和三十三年（一九五八）四月二十二日、海口市長の任期終了に伴い、第二回目の市長選挙が行なわれた。海口前市長は、再び社会党公認で立候補したが、自民党鳥栖支部は、今度こそ市長のポストを奪回しようとして自民党公認候補として、大島英一（初代市議会議長・前県議）を出馬させた。こうして、今回は、保守、革新の一騎打ちとなり、激しい双方の運動の結果、海口候補が再選された。

海　口　守　三（社前）　一一、〇六〇票
大　島　英　一（自新）　九、一七九票

また、市議会議員選挙も、任期満了に伴い翌昭和三十四年（一九五九）三月二十七日に行なわれた。今度は、前回の小選挙区制ではなくて、全市一区でなされ、四十名が立候補した。この市議選挙の結果、(1)社会党が前回の二議席から六議席に躍進したこと、他方、今回はじめて自民党公認の市議が二名誕生したこと (2)再選議員一四名、元議員の返り咲き三名に対し、新人は一三名であり、前回に比べて新人の数が減少したとはいえ、かなりの新陳代謝が行なわれたこと (3)しかし年令的には、四十代以下一〇名、五十代一四名、六十代六名であり、前回よりも平均年令が高く

なったこと。これが今回の市議選挙の特徴であったといえよう。なお、市議改選後、初の臨時市議会が四月十七日開かれ、議長に楠　勇、副議長に高口由松（社）が選出された。以下、当選者名を得票順に列挙しよう。

	年令	職業	出身地				
中冨正義	(五三)	会社社長	田代大官町	無再	西山栄造	(五八)	旅館業	本鳥栖町	自元
名和長昇	(四〇)	専売職員	桜町	無新	伊東光次	(五八)	農協長	轟木町	社再
山下瀧次郎	(六四)	農業	河内町	無元	本村松次	(四六)	農業	田代本町	無再
緒方浩四郎	(五一)	会社社長	田代新町	無新	宮本二三男	(三一)	国鉄職員	鎗田町	社新
門司貞男	(五八)	歯科医	田代上町	自新	大石正人	(六九)	会社社長	秋葉町	無再
築地喜久次	(四七)	日通職員	大正町	社元	寺崎八郎	(五一)	国鉄職員	村田町	無再
小田一男	(三四)	国鉄職員	儀徳町	無新	寺門益造	(五六)	農業	酒井西町	無新
久保伴作	(六六)	酒販業	秋葉町	無再	時津政吉	(五〇)	無職	本通町	無再
楠　勇	(五一)	農業	蔵上町	無再	重松愛三郎	(六六)	農業	原古賀町	無新
豊増文夫	(四三)	農業	幸津町	無再	篠原新次	(三九)	会社社員	鎗田町	社再
松本勝市	(五六)	幼稚園長	神辺町	無新	高口由松	(五二)	国鉄職員	大正町	社再
高尾保巳	(四二)	専売職員	東町	社再	伊東竹次郎	(五六)	会社社長	本町	無新
西依　広	(三二)	薬剤師	田代新町	無新	寺崎泰行	(四一)	農業	江島町	無新
笠井定雄	(六六)	会社社長	大正町	無新	山岸仁三郎	(五六)	旅館業	本鳥栖町	無再
原　正人	(七六)	医師	宿町	無新	横尾貞美	(五一)	農業	山浦町	無再

（投票率　九二・九三㌫）

このようにして、第一期に合併直後の基礎づくりに専念していた海口市政は、第二期（昭和三十三年以後）に入り、いよいよ本格的に鳥栖市の建設に取組むことになる。こうして、昭和三十三年（一九五八）十月ごろから、市企画室

が中心となって「鳥栖市建設計画」の策定を進め始めた。さらに、昭和三十四年度には、自治庁から「新市町村建設促進法」の規定による計画調整の団体指定を受けている。昭和三十五年（一九六〇）に入るや、一月二十二日から市議事堂内に合同作業室を設置し、担当の企画室に加えて、各課から係長級二二人の助力を得て原案を作成し、建設審議会（会長　楠　勇）の審議を受け、五月の臨時市議会の議決を経たのち、自治庁の承認を得て策定された。

この「鳥栖市建設計画」（通称建設十カ年計画）は、昭和四十三年を目標とする向こう十カ年間の施政目標を樹立したもので、(1)基礎調査(2)基本計画(3)実施計画という三段構えのものであった。鳥栖市は、すでに昭和二十九年（一九五四）四月、新市発足に際して旧五カ町村の協議で「鳥栖市建設計画」を策定していたが、この計画は、合併のための短期的な希望を盛るために早急に作成されたもので、基礎調査も行なわれていない、きわめて簡略なものであった。これに対して、今回の十カ年計画は、「基礎調査によって市の現況を科学的に調査分析して、地域の特質、現況における問題点および将来における建設経営の方向を明らかにし、昭和三十四年度を初年度として、おおむね十カ年を目標にした基本計画を策定し、さらに重点かつ効果的に実施してゆくため昭和三十八年度までの年度実施計画を策定した」（海口市長「建設計画の策定にあたって」より『鳥栖市報』第六三号）ものであった。このうち基礎調査は、その一、その二、その三の三巻よりなり、また、基本計画と実施計画は、上・下巻あわせて二、三三〇頁におよぶものであった。

基本計画は、(1)産業基盤の整備計画(2)産業振興計画(3)人的質の向上計画(4)風土病対策計画(5)財政・金融計画(6)合理化計画というように市政全般にわたる大掛りなものである。このなかで最も実行に移されたものは(2)産業振興計画のうち工業計画であった。工業計画については、工場立地基盤の整備を計画し、新しい工場の誘致に努力することを謳っている。そのために、工業用水確保の必要から地下水ボーリング調査などが計画されている。

つぎに、実施計画の目ぼしいものを拾っていくと、昭和三十五年度（一九六〇）には、市民集会所を建設、昭和三十

六年度には、駅前都市計画を着手し二年後に完成、昭和三十七年（一九六二）には、久留米直通予定線（坂口↓新浜間）の道路の改良、昭和三十八年（一九六三）には、新市庁舎用地買収を開始する、といったようなものである。

もっとも、その後の市政がこの実施計画通りに行なわれていったかといえば、必ずしもそうではない。このうちで、計画年度に実行されたのは、昭和三十五年（一九六〇）三月に完成した中央公民館に併設された市民集会所だけであった。けれども、少なくとも計画性を伴った都市づくりのオリエンテーションを行なったという意味で、十カ年計画は大きな役割を果たしたといわねばならない。

b　工場誘致の積極的推進

鳥栖市が昭和三十五年以後企業誘致に成功した理由の一つに、新国道三十四号線（永吉―轟木間）の改良開通があった。永吉―轟木間の開通式は、昭和三十五年（一九六〇）十一月二十五日に行なわれた。

鳥栖市は、新たな都市計画を樹立するための空間を大きく拡大できることになり、また工場誘致の立地条件が、大幅に改善されることになった。元来、鳥栖市は、鉄道輸送ならびに陸上交通の要衝として発展した街であるが、なかんずく国道三号線と国道三十四号線を軸として、工業用地が建設されてくる。

すでに、建設十カ年計画の基礎調査で、新三十四号線を念頭において工場予定地として三候補地を選定している。すなわち、第一候補地（曽根崎団地）はともかくとして、第二候補地（永吉団地）は、国道三号線と国



写真XIX―8
旧国道34号線、秋葉町付近の車の離合

道三十四号線の分岐点に位置する地点を選定し、さらに第三候補地（轟木団地）は改良後の国道三十四号線沿いに選定している。

また、誘致された企業の側からみると、市街地の外側を通る新国道三十四号線の完成により、(1)小運送がきくようになったこと(2)既設工場にとって、新線開通以前の立地条件と比較して、生産計画を倍増することが可能となるなどプラス面は多いのである。

旧三十四号線は、右折左折の急カーブや踏切が多く、道路の幅も四～五メートルしかなく、交通量の増加に伴い、次第に支障をきたしつつあったので、新線の開通が待望されていたのは勿論のことであった。しかし、新線の開通までには、色々な困難が伴ったのである。建設省が、国道三十四号線のうち市内永吉町から轟木町を経て中原町に至る約八㌔のつけ替え工事を計画し、着工の準備をすすめたのは、昭和三十年（一九五五）のことであった。

当初、建設省道路局では、朝日山―麓線を予定していたが、鳥栖市側が、国鉄鳥栖駅および市街地に接近した予定線の構想を要望したため、朝日山・麓線を御破算にして、それよりも南側でSカーブして鹿児島本線に接近した路線に決定したのである。だが、予定線上にあたる幸津町・村田町・宿町が反対した。三町は、それぞれ路線変更を望む陳情書・反対書・請願書を、市当局へ提出した。

各町の反対意見は、(1)先祖伝来の良田を失う（幸津・宿）(2)地形上、洪水のさいの被害が大きくなる（轟木）(3)新案より旧案の方が家屋の移転が少なくてすむ（村田）(4)BS旭工場の広大な敷地が遊んでいるのを利用せずに、我々の少ない畑を取りあげる（幸津）(5)部落の湧水がなくなるなど、であった（「西日本新聞」昭和三十年十月十八日号）。

これらの反対の動きに対して、市議会は、十三名からなる三十四号線促進委員会をつくって地元側の要望を個々に解決しつつ、市の将来の発展のためにという見解で地元民の説得につとめたのである。ともあれ、昭和三十一年（一

九五六）から工事が開始され工費約三億二千百八十万円をかけて、昭和三十五年（一九六〇）十一月二十五日に開通式をすませたのである。

さて、第二期海口市政の工場誘致の特徴は、第一期が工業化の礎石を置いた時期であるのに対して、工場誘致の積極的推進の時期であったといってよいであろう。

この時期の誘致企業は、次のとおりである。

大和ハウス工業株式会社九州工場（昭和四十七年十二月、鞍手町へ移転）
聯合紙器株式会社鳥栖工場
九州三共株式会社鳥栖工場
九州亜鉛鉄工株式会社鳥栖工場（のち、西日本電気鉄工株式会社鳥栖工場と改称）
太田種鶏場株式会社
キューピー株式会社九州工場
ニッカウキスキー株式会社鳥栖工場

この時期の誘致政策の特徴は、(1)全国的な経済の高度成長を背景としながらも、誘致は鳥栖市主導型のものであったこと(2)従って、一般的な工場誘致対策費、工業団地造成費、各個別工場への誘致費（報償費、奨励金をはじめ、工事請負費、原材料費、施設費、補償金および補填金などを含む）など、誘致工場に対する市側からの手厚い奨励策に裏づけられたものが多かったこと（その財政的保障は、次に述べる特別会計地方振興費で賄われた）、(4)田園工業都市（のちに「西日本都市診断」でもあるべき姿とされた）にふさわしく、農業関連の工場（マヨネーズのキューピー、養鶏の太田種鶏場、農薬の九州三共など）が目立つことであった。

この積極的推進期の工業化政策の中心的役割を担ったのは、特別会計地方振興費の工場誘致対策への活用であった。地方振興費が特別会計のなかに新たに設定されたのは、昭和三十二年度（一九五七）であった。しかし、当初はその年次の予算（国道三十四号線費四五〇万円、駅前都市計画費四一〇万円、専売公社用地買収費九三〇万円、工場誘致費三〇〇万円）にみられるように、工場誘致費が主役を演じていた訳では、必ずしもなかったのである。しかも昭和三十二年度に実際に支出されたのは、国道三十四号線費の二三六万円のみであった。この特別会計「地方振興費」が、工場誘致のために大きな役割を果すようになるのは、昭和三十四年（一九五九）四月、課制の改正により財政係が財政課に昇格してからであった。以下に、地方振興費のなかで占める工場誘致費の割合の年度別推移を示してみよう。

表XIX—5
地方振興費と工場誘致費の推移
(A)地方振興費＜うち(B)工場誘致費＞

昭和33年度	(A) 5,226,532円 (B) 0円	(B)/(A)		0%
昭和34年度	(A) 21,793,927円 (B) 2,751,560円	〃		12.6%
昭和35年度	(A) 43,500,144円 (B) 24,804,811円	〃		57.0%
昭和36年度	(A) 83,855,663円 (B) 70,777,037円	〃		84.4%

表XIX—6
特別会計地方振興費（歳入）の年度別動向
(A)歳入総額＜うち(B)の市債額＞

昭和32年度	(A) 3,761,804円 (B) 0円	(B)/(A)		0%
昭和33年度	(A) 12,032,410円 (B) 5,226,532円	〃		43.4%
昭和34年度	(A) 22,866,162円 (B) 15,579,667円	〃		68.1%
昭和35年度	(A) 50,732,068円 (B) 38,000,000円	〃		74.9%
昭和36年度	(A)134,120,469円 (B)110,000,000円	〃		82.0%

これでわかるように、第二期海口市政が、いかに工場誘致に積極的に取組んでいったかが、数的に裏付けされるであろう。まず、地方振興費の額自体が年々倍増されているし、しかもそのなかに占める工場誘致費の割合も、急ピッチで増大しているのである。とくに、昭和三十七年度（一九六二）には、実に八四・四%に達し、異常な程の熱心さが感じられるといえよう。

いま、各年度別の特別会計の市債の額と歳入総額とを追ってみよう。

市債は、昭和三十三年（一九五八）年度から開始され、次第に増加していき、特に昭和三十六年度には一挙に一億一千万円と飛躍的に膨脹している。また歳入総額に占める市債の割合も、年々増加していったことが示されている。この時期に、いかに市当局が工場誘致を積極的に推進するために市債を発行していったかが、よく理解されるであろう。

このような工業化の推進に対し、次に視野を広げて全国的な動向を眺めてみよう。日本経済は、昭和三十年（一九五五）頃から昭和三十六年（一九六一）にかけて、いわゆる高度成長を経験しつつあった。高度成長は、地域的にみると、太平洋ベルト地帯（京浜葉、中京、京阪神、瀬戸内）を重化学工業化しながら、人口の過密化が進行した反面、東北、裏日本、九州等では過疎化を進行させていた。昭和三十五年（一九六〇）秋に、岸内閣退陣のあとに登場した池田内閣は、「所得倍増計画」を立案したが、その地域版が、昭和三十七年（一九六二）十月に策定された「全国総合開発計画」であった。全国総合開発計画の目的は、一方で高度成長の持続をはかりながら、他方で太平洋ベルト地帯の過密状態を解決し、所得の地域格差の是正をはかることであった。すなわち、その重点課題は、(1)過大都市の防止(2)地域格差の是正、(3)工業立地の整備の三点にあり、日本全国を、地域開発政策の対象別に (a)過密地域 (b)整備地域 (c)開発地域の三つに分類して、それぞれに対策を講じようとするものであった。

さて、鳥栖市を含む佐賀県は、この三つのなかでは、(c)の開発地域に該当していた。そして県自体も「企業誘致対策本部」「企業誘致協議会」などを発足させ、東京、大阪、名古屋、福岡などで懇談会を開いて企業誘致に乗り出した。政府は、(c)の開発地域に対しては、全国総合開発計画に先立って、昭和三十六年（一九六一）十一月に「低開発地域工業開発促進法」を制定していた。これは、低開発地域のうち、ある程度工業立地条件の備わっている地域を選

んで、比較的小規模の工業開発をねらったものであった。

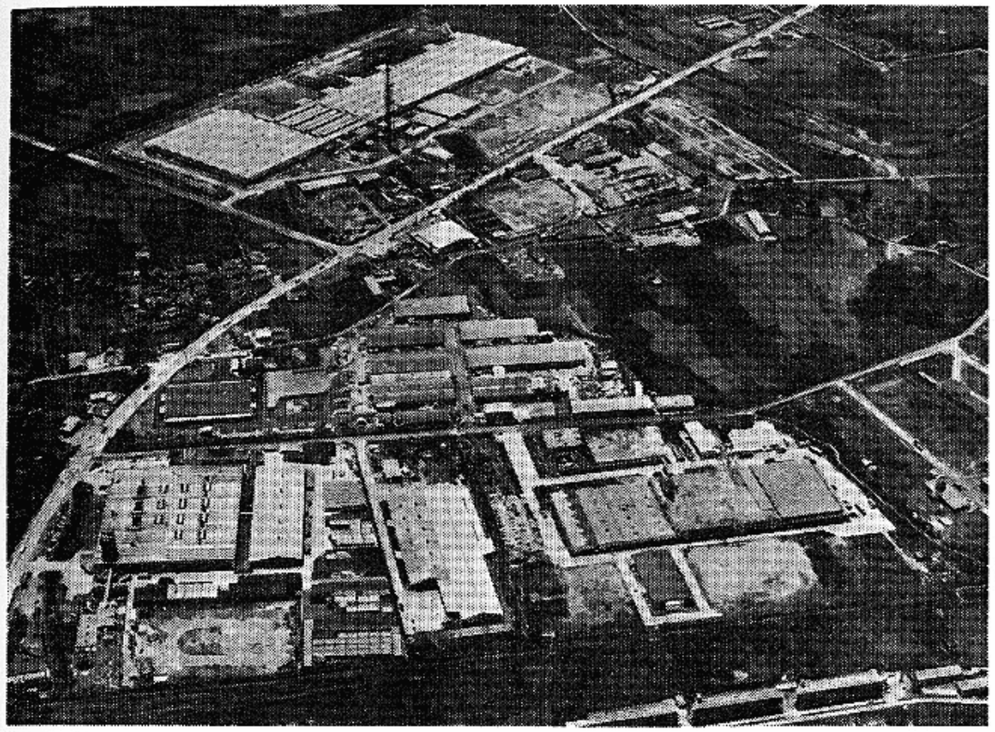
このような背景のなかで、経済企画庁は、昭和三十七年（一九六二）八月八日、佐賀県内では佐賀東部（鳥栖市、基山町、中原村、北茂安村、上峰村、三田川村）と唐津の二地区を「低開発地域工業開発地域」に指定することに内定した。さきほど、第二期海口市政の工場誘致の特徴を、鳥栖市主導型と性格づけたが、この時期は、政府の施策の遅れを鳥栖市が先行的にカバーしていたといいかえてもよいのである。政府や県の施策がキャッチ・アップしてくるのは、昭和三十七年（一九六二）からであるといってよい。こうして、鳥栖市は、「低開発地域工業開発地域」に指定されることにより、設備投資一千万円、従業員二十人以上の工場を誘致する場合に適用される、国からの資金の斡旋や地方税減免に対する交付税補助の特典を受けることになったのである。また、政府は昭和三十八年（一九六三）以後は、地域開発事業債を縁故債として認可するようになったといわれる。

c　工場誘致のブーム

折しも、昭和三十七年（一九六二）四月が近づき、海口市長の二期目の任期が終了しようとしていた。第二期海口市政は、工場誘致が着々と進展し、しかも国や県の姿勢が海口市政を支援する方向に向かいつつあったので、海口市長は工場誘致にますます深い自信を得たようである。

このようななかで、第三回市長選挙を迎えることになった。だが、今回は、保守系から海口氏に対抗しうる候補者が現われず、また社会党・地区労を中心とする革新陣営も、海口氏の意見をいれて、無所属で出馬させ、四月十七日の投票を待たず、四月十二日の立候補届け出の締切りとともに無投票当選が決定した。

無投票三選を果した海口市長は、政府の低開発地域工業開発促進法や、佐賀県の工場誘致の本格化という潮流のなかで、それまで着々と進めてきた工業化政策を、一層精密に展開していくことになる。



写真XIX—9　空からみた轟木工場団地

それは、昭和三十七年(一九六二)四月に都市計画課を新設するという形で、具体化されている。翌昭和三十八年(一九六三)十一月、鳥栖市計画用途地域指定(および都市計画街路変更)を作成した。それは、市の各地を工業地域、準工業地域、住宅地域、商業地域に色分けした本格的な都市計画であった。それまでは、このような用途地域の指定がなく、もしもそれがなかったら同一地域に住宅、工場、飲食街が混在し、そのために住宅が工場の騒音や汚染になやまされるという状況が生れる可能性があったであろう。なお工場地域は、東北部の永吉工業団地、南東部の藤木工業団地、西南部の轟木工業団地が指定されているが、この地域は昭和三十五年(一九六〇)の「鳥栖市建設計画」の基礎調査のなかで、原案ができていたものであった。

昭和三十八年(一九六三)四月三十日、市議会議員の任期切れにともない、今回は四〇名の立候補者があり、第三回市議会議員選挙が行なわれた。競争率は前回と同率であったが、(1)党派別では、自民党が前回同様二名

にとどまったのに対し、社会党が六名から十名に躍進したこと(2)市議会議員選挙も回を重ねて三回ともなれば、新人の登場が次第に困難になってきたこと(前回には、新人が十三名もいたのに対し今回は七名)(3)さらに、三選のベテラン議員が十二名も選出され、再選者は八名、元議員の返り咲き三名と、市議会の構成がやや固定化する傾向が見えたこと、などが、今回の特徴であった。議長には、前回同様、楠勇(市政同志会)が、副議長には、伊東光次(社会クラブ)が選出された。以下当選者名(得票順)を挙げよう。

	年令	職業	出身地	
楠　勇	(五五)	農業	蔵上町	無前
江頭クニエ	(五〇)	幼稚園長	曽根崎町	無新
松田弘道	(五〇)	農業	今町	無元
大石克巳	(四〇)	国鉄職員	元町	社新
草野　勲	(五八)	県体育指導委連副会長	桜町	無新
本村松次	(五〇)	市酪農協長	田代本町	無前
中冨正義	(五七)	久光兄弟KK社長	田代大官町	自前
宮本二三男	(三五)	国鉄職員	神辺町	社前
西依太七	(五八)	基里農協理事	曽根崎町	無前
高尾保巳	(四六)	専売職員	東町	社前
天本義人	(三七)	国鉄職員	牛原町	社元
笠井定雄	(七一)	鳥栖倉庫KK社長	大正町	無前
西山栄造	(六七)	旅館業	本鳥栖町	無前
時津政吉	(五四)	漁業組合長	本通町	無前
横尾貞美	(五五)	米穀飼料販売	山浦町	無前
伊東光次	(六二)	鳥栖農協長	轟木町	社前
築地喜久次	(五二)	日通職員	大正町	社前
西依　広	(三六)	薬品販売	田代新町	社前
篠原米一郎	(六一)	農業	藤木町	無新
松隈安美	(五〇)	千歳建設取締役	水屋町	無新
大石正人	(七三)	医薬品販売	秋葉町	無前
松本勝市	(六〇)	幼稚園長	神辺町	無前
重松愛三郎	(七〇)	農業	原古賀町	無前
立石清治	(五九)	農業	下野町	無新
小田一男	(三八)	国鉄職員	儀徳町	社前
緒方浩四郎	(五五)	大化製薬社長	田代新町	自前
陶山秀義	(三九)	農業	幸津町	無新
伊東竹次郎	(六一)	鳥栖製薬社長	本町	無前
寺崎八郎	(五五)	国鉄職員	村田町	社前
高口由松	(五六)	元国鉄職員	大正町	社前

(投票率　九二・二九%)

昭和三十七年（一九六二）年以後の第三期海口市政の工業化政策は、どのように特徴づけられるであろうか。結論を先取りしていえば、第二期を「積極推進期」と名付けたのに対して、第三期は、「ブーム期」とでも呼ぶのが適当であるように思われる。すなわち、(1)「積極推進期」では、県の援助を受けつつも基本的には鳥栖市主導型であったのに対して、第三期に入ると、先に述べたように、佐賀県も本格的に工業化政策に乗り出し、直接的な工場誘致運動のみでなく、東部工業地帯の開発政策を推進するようになったこと、(2)低開発地域指定による特典や、それまでの誘致工場の実績が、いわゆる「呼び水」となって、鳥栖市の工場立地条件の優秀性が、産業界に認識されるようになって、それ程多くの誘致対策費をかけなくても企業の側から積極的に進出するムードが生れてきたこと、(3)とはいっても、市当局は工場誘致の立地条件（工場団地の取得造成）の先行投資のために巨額の市債を発行し、その返済額のピーク時と、昭和四十年（一九六五）の大型不況とが重なったために、誘致政策を転換させねばならなくなること、などがその内容である。

まず、第三期「ブーム期」の特徴(1)について述べよう。産業基盤の三大要素は、(1)土地 (2)水 (3)道路といわれる。このうち(3)の道路については、すでに新国道三十四号線の完成によって、解決済みであったといってよい。残るは、(1)土地と(2)水である。先に述べたように、佐賀県は、低開発地域工業開発促進法の指定を受けてのち、早速、県東部内陸工業地帯の造成計画を樹立した。(1)の土地については、鳥栖市内に思いきった先行投資をして工業用地を確保する方針でのぞみ、また(2)の水については、後述するように、東部工業用水道計画を立案した。特に、県東部内陸工業地帯に誘致する中心的な企業として、県と市が、懸命の誘致運動を展開したのは、麒麟麦酒株式会社であったのである。昭和三十七年の新年のあいさつで、海口市長も、麒麟麦酒誘致を決めたいという決意を披瀝していた。それまで鳥栖に進出した企業が、あまり多量の水を必要とせず、地下水で充分供給しえたのに対し、麒麟麦酒の場合は、一日

三万㌧の水を使用し、従業員四百名、年間生産額七十億円という大型企業であった。「県は、誘致条件として、(1)用地の提供とその整備、工場建設費の半分を県と鳥栖市で受け持つなど、最大限のサービスを申し出て」佐賀東部の工業用水道計画で送水予定をしていたのである（「西日本新聞」昭和三十七年三月十四日号）。しかし、三月十二日、麒麟麦酒は、福岡県甘木市に進出を決定し、県市一体の鳥栖への誘致運動は失敗したのであった。市は、麒麟麦酒進出予定地として、轟木工業団地十八万四千八百平方㍍を約百五十名の地主と用地買収の交渉をし、交付公債による手つけまで進めていたのであるが、県が、その用地を肩代わりして、買収することになった。

なお、轟木工業団地には、翌昭和三十八年（一九六三）に、フランスベッド、サンウェーブ、九州積水等の進出が決定した。フランスベッドの誘致決定は、県の努力が実ったものであった。すなわち、昭和三十八年に佐賀県が催した「東京の〝企業誘致〟懇談会で鳥栖の話を聞いた池田社長は、その足で鳥栖に飛んだ。池田知事と海口市長が適地とみられるところを執念にも似た心情でくまなく見せて回った。フランスベッドといえば、家庭向きの新しいベッドをつくる新興会社。業績の伸びも著しい。九州進出をねらって適地を探していただけに、鳥栖がよい……とわかれば、進出を決めるのも早かった」（「佐賀新聞」昭和三十九年二月五日号）という。

このように、第三期海口市政時代の工場誘致は、鳥栖主導型から県市一体型へと、変化してきている。以下、この時期に誘致された企業を列挙してみよう。

九州積水工業株式会社
フランスベッド株式会社九州工場
サンウェーブ株式会社

九州松下電器株式会社佐賀工場
菱光コンクリート工業株式会社鳥栖工場

d　海口市政の終焉

前に述べたように第三期海口市政の工業化政策は、昭和四十年にいたってつまづくのであるが、その前に特別会計（地方振興費）の不健全化について述べよう。

まず、歳出面から、(A)地方振興費の実額と(B)工場誘致費（委託事業費および地方振興関連諸費のなかの工場誘致関連費を含む）について眺めよう。

これでわかるように、地方振興費の額、そのなかの工場誘致費、さらにその割合も第二期（昭和三十三年度～昭和三十六年度）と第三期（昭和三十七年度～昭和三十九年度）を通じて、昭和三十八年度がピークとなっている。まさに「ブーム期」と呼ばれる所以である。昭和三十九年度に、地方振興費に対する工場誘致費（その関連費も含む）の割合が、低下しているのは、市庁舎用地買収費が地方振興費のなかに入っているからである。

つぎに、歳入の面から総額と(B)市債額、およびその割合を眺めてみよう。

第二期に比較して、第三期は、歳入総額自体

表XIX－7
地方振興費と工場誘致費の推移

昭和37年度	(A) 109,339,650円 (B) 103,279,923円	(B)/(A)	94.4%
昭和38年度	(A) 120,526,697円 (B) 120,526,697円	(B)/(A)	100%
昭和39年度	(A) 48,528,317円 (B) 39,403,184円	(B)/(A)	81.1%

注　(A)地方振興費　(B)工場誘致費

表XIX－8
歳入と市債の推移

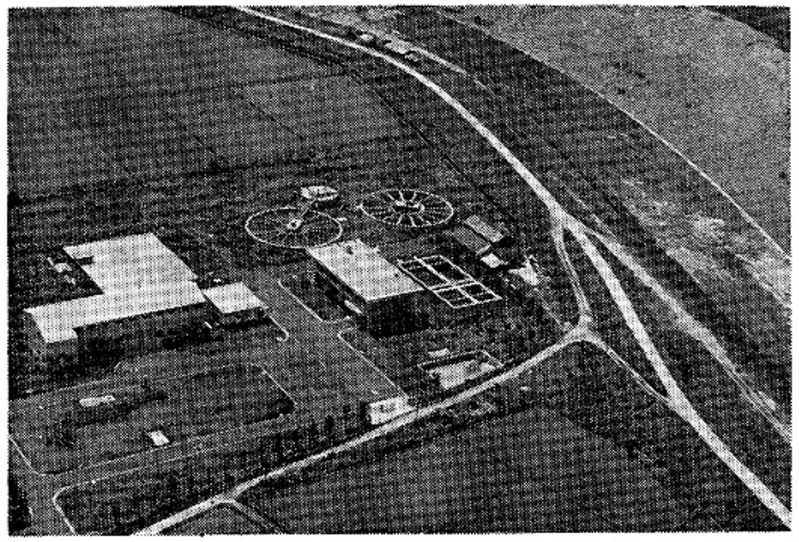
昭和37年度	(A) 155,863,394円 (B) 40,000,000円	(B)/(A)	25.7%
昭和38年度	(A) 203,898,774円 (B) 130,000,000円	(B)/(A)	63.7%
昭和39年度	(A) 109,765,354円 (B) 30,000,000円	(B)/(A)	27.3%

注　(A)歳入　(B)市債

が、昭和三十七年度、昭和三十八年度と膨脹し続けていること、市債額については、第二期に比べて額自体は決して減少しているのではなく、昭和三十八年度には、再び一億三千万円の巨額に達している（もっとも、市債の歳入総額に占める割合は、第二期に比較して、第三期は相対的に低くなっているが）。だが、実は、昭和三十八年度をピークとして、昭和三十九年度から昭和四十年度にかけて、工業化政策は、転換を余儀なくされてくる。それは、外的条件としては、日本経済が戦後最大の不況局面に入り始めたこと、その動向に逆らうが如く、市債の返還額のピークが昭和四十年に来つつあることによって、鳥栖市の財政が苦境に陥り始めていたのである。

いまここで、第三期の背景をなす日本経済の動向について、振りかえってみよう。昭和三十七年（一九六二）末に金融引締めが解除され、企業の設備投資は拡大に向かったといわれる。しかし、政府が、再び昭和三十八年（一九六三）末に金融引締めに転じると、中小企業分野では、倒産―恐慌の現象がみられるようになり、昭和三十八年（一九六三）に一、七三八件であった企業倒産件数は、昭和三十九年度には、一挙に四、二一二件にはねあがることになった。その年の末には、早くも引締めは解除され、さらに昭和四十年度には六月までに三度にわたる公定歩合の引下げがなされたにもかかわらず、中小企業のみならず、大企業の経営も悪化してきた。それは、さらに株価の暴落、証券市場の危機をも生んで、戦後最大の不況となった。この不況を転機として、日本経済は「転換期」をむかえたといわれる。

この昭和四十年不況は、工場誘致に全力を注いできた鳥栖市にどのような影響をもたらしたであろうか。昭和三十八年（一九六三）に進出を決定した各企業のうち、九州積水がその年の十一月に、サンウェーブと九州松下電器が昭和三十九年（一九六四）六月に、操業を開始したのち、工場誘致の話は途絶えることになった。当時の模様を、西日



写真XIX—10
宝満川（右端）と佐賀県東部工業用水道

本新聞（昭和四十年六月三日号）は、次のように述べている。

「轟木工業団地に山村ガラスが進出予定だった三万三千平方㍍、三喜鉄工が買収した二万平方㍍には雑草が生い茂り、土地を提供した農民からは〝市発展のためというから、安い価格で売り渡したのに、工場はいつ建つのだ〟と批判の声もあがっている。このほか、同市が買収した轟木町五万六千平方㍍、永吉町二万六千平方㍍の工場地帯も経済界の回復待ち、東部工業地帯からパッタリ工場建設のツチ音が消えた。

また、佐賀県が筑後川の水を鳥栖市内の工業団地に給水する事業として昭和四十一年（一九六六）一月に完成した東部工業用水道の第一期工事は、工業用水の需要者がみつからないために、第二期工事が中止となったのも、この四十年不況によるものであった。

このような昭和四十年（一九六五）不況とそのための工場誘致の不振に相前後して、地方振興関係特別会計の不健全化が、進行してきた。すなわち、さきにのべた巨額の起債の償還の額が増大し始めるのである。いま、昭和三十七年以降の歳出について、(A)歳出総額、(B)元利償還金を主とする公債費の額、その割合 (B)/(A) をみてみよう。

次表のように、元利償還金を主とする公債費の歳出総額に占める割合は急速に増大し、なかんづく昭和四十年度に

表XIX—9
地方振興関係特別会計の不健全化

昭和37年度	(A) 134,432,539円 (B) 5,589,689円	(B)/(A)	4.1%
昭和38年度	(A) 171,202,408円 (B) 16,675,711円	(B)/(A)	9.7%
昭和39年度	(A) 76,967,716円 (B) 28,439,399円	(B)/(A)	36.9%
昭和40年度	(A) 178,658,000円 (B) 168,717,895円	(B)/(A)	94.4%

注　(A)歳出額　(B)公債費

は、九四・四㌫まで占めるにいたり、財政は悪化しつつあったのである。

それでは、昭和四十年の時点で、鳥栖市の工場誘致は、いかに評価されていたであろうか。当時の佐賀新聞（昭和四十年七月十四日号）の論説は、次のように論じている。地方振興関係の市債累計額は、三億五千四百九十五万円、未償還額三億五千百五十五万円、さらに償還年度までの利子二億一千二百余万円を残していた。それは、鳥栖市の昭和四十年度の一般会計予算規模六億三千九百九十三万五千円とほぼ同額である。さらに、(A)市（と県）が鳥栖に進出した十七企業に対して行なった、誘致条例の適用による奨励金の交付や用地の提供などの財政支出と、(B)わずかながら増加する、進出企業が納める市税の額、この(A)と(B)のバランスをみると、昭和三十八年度末現在で、(A)の支出面は、奨励金千二百万円、用地提供補助金七千万円、公共施設雑費二千四百万円、起債利子千八百万円、合計一億二千四百万円となる。他方、(B)の市税収入は六千六百万円となる。(A)から(B)を差し引くと、五千八百万円の赤字となる。したがって「鳥栖地区の工業都市形成は、市財政との関連、また現時点でみる限り、〝高くついた企業誘致〟といわざるをえない」と評価している。もちろん、長期の展望に立ち、さらに広い視野からみた場合、「企業の伸長には波があり、その機会を捕えることが先決で、そのためには集中的な先行投資もやむをえないことは当然である」が、「同市の財政を苦境に追いこんだ最大の原因は、景気後退が予想以上に長びいていることである」と論じた。

しかし、工場誘致がもたらしたプラス面も、もちろん指摘することができるのであり、(1)工場団地造成によって就業構造が大きく変わり、地元での雇用が著しく増大したこと、(2)誘致企業の収める市税も年々増加していく傾向にあ

ること、(3)地価についても、通産省の工業用地造成調査地区に指定され、政府の助成策が期待されていること、(4)二百五十万平方㍍におよぶ工業適地をようして、広域的、計画的地域開発の夢が残されていることが指摘されうるし、将来に希望を見出すことも、充分可能なことであると論じている。

このような状況のなかで、海口市長は昭和四十年（一九六五）三月の定例市議会において、キリンビール誘致運動のための株の取得とその暴落などによって発覚した地方振興特別会計の運用の不手際を、追及されることになる。これに対して海口市長は、残り一年の任期を残していさぎよく退陣を決意し、海口市政は、ここに終焉することになった。

こうして、最後につまづきがあったとはいえ、昭和二十九年（一九五四）五月、初代市長に就任して以来三期間、豊かな経験と卓抜した手腕で、近代的な田園工業都市づくりに邁進してきた海口市政は、終焉の幕を閉じることになったのである。一般市民のなかには、辞任を惜しむ声が根強かったといわれている。

(3) 調整期を迎えた工業化政策

a 長期財政計画の設定

海口前市長の退任に伴い、第四回市長選挙が昭和四十年（一九六五）四月七日に告示された。同日中に三人の立候補がなされた。社会党は佐賀県下で唯一の党員市長のポストを守るべく、当時県議会議員であっただけに市長のポストを守るべく、当時県議会議員であり、鳥栖市土地改良区理事長として農民層にもなじまれていた安原謙市（轟木町）を地区労支援のもとに立候補させた。これに対し、自民党は市長のポストを革新陣営から奪回する絶好のチャンスとして、県歯科医師会長で元市議・

元自民党鳥栖支部幹事長の門司貞男（田代上町）を候補者に推した。このほか、はじめて共産党が松本省司（京町）を立候補させ、三ッ巴で争われることになった。

四月十七日に投票日を迎え、開票の結果、次のとおり安原候補が当選した。

安原謙市	（社新）	一二、三四四票
門司貞男	（自新）	九、一五三票
松本省司	（共新）	三九四票

なお同時に行なわれた市会議員補欠選挙（大石正人死去による）も社会党、自民党、共産党で争われた結果、社会党の山本保が当選した。

社会党の圧勝は海口前市長への同情も一因とされているが、基本的には社会党、地区労が強い組織と団結で一糸乱れぬ選挙戦を続けたこと、自民党が若い支持層をつかみきれず、伸び悩みどころか停滞気味の選挙戦を行なったことなどが指摘されている（「佐賀新聞」昭和四十年四月十九日号）。



写真XIX—11
二代市長　安原謙市

安原市政をとりまく状況は、約三億五千万円の負債解消のために、いかに対処するかという厳しいものであった。この課題に対し、安原市政は(1)行政機構の合理化(2)財政の建て直しという二つの側面からとりくむことになる。五月八日、原忠実前商工課長を助役に任命し安原市政は本格的にスタートした。

安原市政が最初に手がけた仕事は、八月一日実施となった行政機構の合理化＝縮小化である。その目的は市民への窓口サービス・事務能率の

向上と冗費節約である。具体的には、従来の一一課、一所、一室、三七係を、一一課、一所、三三係に縮小したもので、重要な変更をあげると、(1)市民課の新設、(2)企画室の廃止、(3)都市計画課の廃止、(4)市長直轄の公営企業として水道課の新設等である。

この機構改革のなかに、(1)小規模都市ながら企画室をもち、(2)工業団地形成を主眼としつつ都市計画を進めるという海口市政から、窓口サービス改善のために市民課を設け、いよいよ上水道建設に本腰を入れ始め、民生・福祉面に力点をおこうとする安原市政への転換がよみとれるであろう。なお機構改革については昭和四十二年四月に、総務課・税務課・建設課において同じ基本線にそって係の廃合が行なわれた。

このような姿勢で出発した安原市政が、まず本格的な財政再建にとりくむこととなったのは当然であろう。それが「鳥栖市長期財政計画書」としてまとめられ、九月定例市議会に提出された。計画策定の趣旨は、次のように説明されている。

「昭和三十六年度より国の高度経済成長政策の波に乗って、本市も内陸工業都市への転換努力がなされたが、その成果は、深刻な経済界の不況によって予定されていた誘致工場の新増設がなされず、内陸土地造成事業として融資を受けた三億五千万円の元利償還が、本市の財政運営をますます圧迫するので、単年度収支を保たれない現状である」と工業化政策の不況による挫折とそれに伴う財政圧迫を指摘し、「地方税財政制度の変転に伴う財源的制約が強化され、又人件費等の事務的経費の増嵩によって、財政運営の弾力性は、著しく喪失しつつあり、他面、国立工業試験場設置負担金、河内ダム負担金及び市庁舎建設並びに上水道施設等主要案件が山積している」と財政圧迫の具体的内容を説明し、「従って行政水準の主体をなす公共的投資事業の充実を阻害し先進都市との格差を益々大きくしているのが現状である。このような市政の現況下においては、更に行政と財政が共に表裏一体となった施策の

推進が必要である。そのために、特に財政構造の健全化を計画的に促進することと相俟って地域住民の福祉を促進するための諸施策の増大を図る必要があり、この計画を策定した」

また、長期財政計画の期間は、昭和四十年度から昭和四十六年度までの七年間であり、その間「(1)各会計とも健全財政を堅持し、借入金の早期返済を図ることを目的とする。(2)特別会計については、独立採算制を原則として財政構造の適正化を図るものとする。」という基本方針で臨み、歳入については、(1)市税の増収確保、滞納の徴収、(2)不用の財産は早急に整理するとし、歳出については、(1)物件費の冗費節減を図る、(2)補助費、貸付金等の内容の再検討による整理、(3)公債費の一時借入金の抑制などの他、特に(4)「人件費については、適正な職員の配置に努め、行政事務の合理化を図り、人件費の節減に努める」という厳しい合理化案を策定したのであった。

このような長期にわたる財政再建を前提とした安原市政は、海口市政からの継続事業（河内ダム・上水道・市庁舎建設）を推進しなければならず、灰色の苦しい緊縮財政を強いられたのである。こうして、赤字解消には異例ともいえる積極的態度でのぞんだが、その反面に、全般的な市政運営が、当然のことながら消極的とならざるをえない状態となり、市民の間から八月～九月の頃になると補助金、寄付金、サービスなどの面で、不満の声が出始めてきたといわれる。

前節で述べたように、膨大な市債のための元利償還金がピークに達した昭和四十年（一九六五）には、元利償還金を主とする公債費の歳出総額に占める割合は、実に九四・四%に達したのであるが、しかもこの年一億二千八百八十万円の市債による歳入があるがこれは、起債返還のための起債（つまり借金を返すために借金をする）であった。昭和

表XIX—10　公債費の推移

昭和41年度	(A)歳入総額	44,447,452円
	(B)公債費	上に同じ
昭和42年度	(A)	78,542,803円
	(B)	上に同じ
昭和43年度	(A)	61,260,237円
	(B)	上に同じ

四十一年（一九六六）から昭和四十三年（一九六八）までの地方振興特別会計の歳出をみると、すべて一〇〇㌫公債費（そのほとんどが元利償還である）に充てられており、新規の事業には、地方振興費からは一円も支出されていない。昭和四十三年には、再び二千万円の借替債を発行している。いかに市債が膨大であり、そしていかに厳しい財政再建が断行されたかがわかるであろう。

そして、そのための歳入は、先にのべた借替債のほか、一般会計からの繰入金、財産売払収入（もっともそのなかには誘致工場に用地を売払っている部分もある）などによって賄われている。これでは、特別会計の設定によって一般会計を圧迫しないで、色々な地方振興の事業をなすという本来の趣旨が、まったく本末転倒した姿となっているといわねばならない。

b　民生、福祉面の強化

安原市政は、このような厳しい財政の枠のなかから、革新市政らしいいくつかの民生、福祉政策の強化を実行している。例えば、(1)上水道の敷設　(2)老人福祉センターの建設　(3)敬老年金の受給対象者の拡大　(4)児童手当の支給　(5)市立図書館の発足などである。

佐賀県下七つの市のなかで、他市にあって鳥栖市にないものとして、(1)上水道　(2)市立図書館　(3)中央公民館の三つが、かねがね指摘されてきたが、このうち中央公民館は、昭和三十五年（一九六〇）四月に完成していたが、残る二つは、安原市政の期間中に完成が持ち越されていた。

まず(1)上水道の敷設については、当初昭和三十九年度から着工する予定で昭和三十八年（一九六三）に測量設計を急いでいたが、一年遅れて昭和四十年（一九六五）に着工し、工費四億三千万円をかけて建設、昭和四十三年（一九六八）十月に第一期工事が一段落した。幸津町に、敷地約七千三百平方㍍の浄水場があり、配水管の長さは、五十

六㌔㍍あった。給水は、昭和四十二年（一九六七）七月から開始されたが、昭和四十三年（一九六八）現在で加入者は、約一万三千人（約三千三百戸）であった。水源は筑後川から宝満川を経由して揚水される県東部工業用水道である。

なお、それ以前の鳥栖市の水道は、大部分が新しい住宅団地に設置された簡易水道で、僅か十地区七五三世帯に給水したにすぎなかった。そこでこの上水道の完成は、鳥栖市民待望のものであり、非常に大きな恩恵を与えたものであるといってよいであろう。さらに鳥栖市は、昭和四十七年七月に至り、宝満川から一日四万五百トンの取水権の取得に成功するが、この陰には、昭和初期前後、鳥栖町の日山清司の奔走が要因となったことを忘れてはなるまい。

次に、(2)の老人福祉センターは昭和四十二年五月三日、落成式を行なった。総工費一千四百二十六万五千円のうち、国民年金融資五百万円、残りを市費で賄った。老人福祉センターの建設は、佐賀県内では唐津市についで二番目である。

老人向けの福祉対策としては、このほか、(3)敬老年金条例の改正を昭和四十四年度中に行ない、従来満八十六才以上の老人に支給されていた敬老年金を、対象者の範囲を広げて満八十才以上に改めると同時に、金額も、満八十才～八十六才の老人に年額三千円、満八十才以上の老人には年額四千円に改めた。

民生福祉面の強化策の第四は、児童手当の支給開始である。これは中学生以下の児童四人以上の家庭に四人目から一人当たり月千円を支給することとなった。

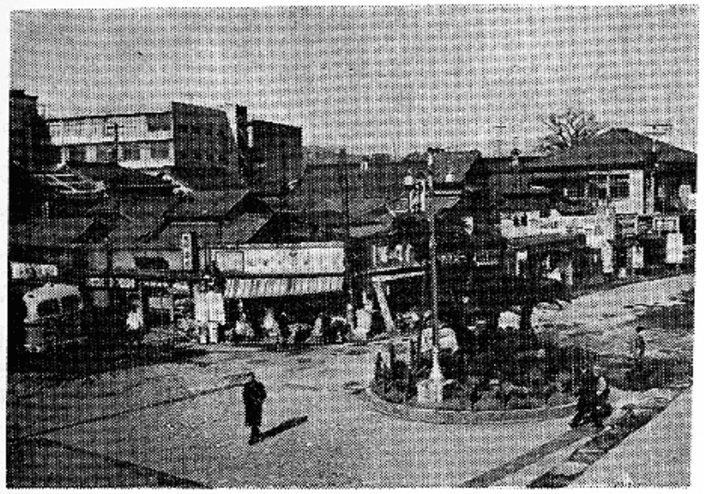
第五に、かねて計画されていた市立図書館が市民集会所の一部を利用して、やっと昭和四十三年（一九六八年）四月二十六日に開館のはこびとなった。文化の灯が、一つともされることになったといえよう。

c　都市計画事業の推進

鳥栖市の表玄関としてあまりに狭すぎる鳥栖駅前に広場を造成して、さらには県の表玄関にふさわしい姿にしよう

という事業は、旧鳥栖町時代からの懸案であった。新市になってからも昭和三十四年以来、毎年のようにとりくまれていたが、土地買収・建物移転・補償などで折り合いがつかず流産していた。

そこで、駅前広場予定地の立ち退き交渉は、昭和三十九年（一九六四）四月から、県が引き継ぐことになった。県都市計画課の青写真では、総工費一億百万円で昭和三十九年度から四カ年計画で行ない、当初の駅前広場一、〇七八平方㍍を三、六三四平方㍍にひろげ、ロータリーを中心とした緑地帯、駐車場を設け、工業都市として脚光をあびた新進都市にふさわしい立派な玄関口にしようとするものであった。



写真XIX—12
拡張前の鳥栖駅前（昭和39年ごろ）

他方、市も独自の立場で北側の市有地四三〇平方㍍を利用し、立ち退き業者を優先的に収容するビル（鳥栖ビル）建設の計画を進めていた。県は、造成予定地内に存在していた十三戸の家屋移転交渉を、昭和四十年（一九六五）七月から開始し、難航の末、昭和四十二年（一九六七）末までに十二戸が立ち退き、残る一軒も、ついに翌年十一月にやっと移転先が決定し、駅前広場造成が軌道に乗ることになった。

以上の経過ののち、昭和四十四年（一九六九）五月から鳥栖土木事務所が、一般駐車場となっていた立ち退き跡の空地を、工費百万円をかけて舗装し、九月に完成させた。

駅前広場造成に拍車をかけたのは、鳥栖駅に向かって左側に完成した「鳥栖ビル」である。鳥栖ビルは、鳥栖倉庫株式会社（笠井定雄社長）が建設したもので、昭和四十年六月落成。地下一階地上七階で、地下

一階には、前述の駅前広場造成のために立ち退いた商店が入居し、地上の七階は、スーパー・ストア、名店街、貸事務所、高級アパートなどより成る広壮なものである。鳥栖駅前は、長らく変化のないまま市の発展から取残された一角であったが、鳥栖ビルの完成、駅前広場の造成などによって、大きく動き始めたのである。

また、鳥栖市の市庁舎建築も企画され、総工費二億八千七百五十万円をかけて、宿町一一一八番地に完成、昭和四十二年（一九六七）十二月十日に落成式を行なった。こうして、明治中期に郡役所として建ち、古くて狭い旧庁舎（その他、各事務局、四支所など九ヵ所に分散していた）にかわって、全体を一カ所に統合し、各課および職員を効率的に配置した、近代的で機能的な新庁舎が完成したのである。さらに、同年八月一日には、市債の償還だけの制度となった地方振興特別会計に代わるものとして、財団法人鳥栖市開発公社（48・6、鳥栖市土地開発公社に改組）が設置され、都市計画街路と公共施設に必要な用地の先買いに積極的に立向かうことになる。

d　安原市長の退陣

安原市政はその当初から多額の市債償還のために窮乏財政を強いられ、その対策として長期財政計画をうち出していたことは前述のとおりである。しかしその実行にあたってはかなり無理な合理化をあえてしなければならなかったので、いろいろな面で市職員組合などともトラブルを起こしていた。さらに昭和四十三年にいたり、佐賀競馬場の鳥栖市村田町への移転をめぐって深刻な問題を生じたのである。それは第一には、市が穏密裡に佐賀県東部開発公社の資金を運用して、競馬場移転敷地を買収していたこと、第二には安原市長の属する社会党が公営競馬に反対する方針であったことから複雑になったものである。

このような事態の進行する過程で、革新団体や市民運動としての反対行動があいつぎ、ついに社会党は安原市長の政治姿勢に問題があるとして除名するにいたった。以後、同市長は無所属となるわけであるが、つづいて昭和四十四年四月、市長の任期終了によって行なわれた第五回市長選挙で安原氏は自民党の推薦をうけて立候補した。これに対

し社会党は立候補を見送り、共産党からは久保山六郎候補が出馬し、保守系無所属として桑原泰一候補も加わった。しかるに今回の選挙はきわめて低調で、市の選挙管理委員会は棄権防止の呼びかけに大わらわであった。投票の結果は投票率五六・三五㌫という最低であったが、下馬評どおり安原謙市前市長が一一、八〇二票で悠々と当選し、久保山候補三、一六六票、桑原候補四七五票であった。

安原新市長は再選にあたって次の五つの目標を設定した。

第一に、社会福祉の増進、とくに児童と老人の福祉の実現をはかる。

第二に、教育の振興と文化の向上をはかる。

第三に、産業基盤を整備し、農業と商工業の均衡のとれた進展をはかる。

第四に、都市開発事業を推進して、明るい公害のない都市をつくる。

第五に、市民へのサービスを向上し、不平と不満のない市政を打ち立てる。

ところが、安原市政第二期の出発後、間もなく水道建設事業に関する汚職が表面にあらわれてきた。それは鳥栖市が四十年から四カ年継続事業として行なった上水道建設のうち、エタニット建設に発注した配水管敷設工事にからんだものであった。はじめは水道課員や業者にかぎられていたが、やがて主管課長にも司直の手が伸び、ついに安原市長自身もエタニット建設から七〇万円をうけとったことを認めるにいたった。

ただ安原市長はあくまで収賄ではなく、政治献金であると一貫して主張し、そのため市議会や市民の間で多くの論議がなされたが、九月四日検察当局が起訴の方針を明らかにしたので、市議会も十月十七日にいたり「市長不信任案」を賛成二四、反対五で可決するという事態になった。

これに対し、市長はあくまで強気で市長権限によって市議会を解散した。そのための市議会議員選挙は十一月二十日に公示されたが、三三名の立候補者があった。これは、従来の市議会議員選挙に比べ最低の競争率となった。

選挙の結果は次のようになった。投票率は市長選の五六㌫に比べ、八六・七五㌫という高さを示し、市民の関心の深いことを充分にうかがわせるものであった。

氏名	年令	職業	出身地
本村松次	五九	市酪農協長	田代本町
山本保一	五一	団体職員	曽根崎町
平塚元三	九	専売公社職員	宿町
藤田寅夫	四八	国鉄職員	柚比町
豊増忠夫	五〇	農業	幸津町
久保山六郎	五九	団体職員	秋葉町一丁目
門司睦夫	五四	教材文具商	本町一丁目
藤井良雄	三二	会社員	桜町
井上吉治	四一	農業	蔵上町
緒方寅吉	六〇	会社員	田代大官町
坂井哲夫	六四	会社社長	本町三丁目
福永勝二	六一	農業	姫方町
大石克巳	四九	国鉄職員	元町
江頭クニヱ	五九	幼稚園々長	曽根崎町
宮原久三	三三	会社役員	神辺町
犬丸一衛	五三	農業	江島町
伊東哲夫	六〇	農業	平田町
近藤繁雄	六二	農協理事	今泉町
松隈清吾	六四	農業	高田町
大野竣一	六一	会社社長	宿町
小田一男	四七	国鉄職員	儀徳町
宮本二三男	四四	国鉄職員	神辺町
西依広	四五	薬剤師	田代新町
天本義人	四六	国鉄職員	牛原町
築地喜久次	六〇	製陶業	大正町
松田弘道	五二	農業	今町
西依太七	六七	日通嘱託	曽根崎町
草野勲	六七	保育園々長	桜町
時津政吉	六三	団体役員	本通町二丁目
篠原米一郎	七〇	農業	藤木町

すなわち、革新勢力の伸びと自民系の大きな後退が注目される。社会党は十議席をそのまま確保した上、地区労すいせんの無所属一名を加えて一一議席となり、共産党は初議席を獲得した。公明党も一名ふやして二議席となった。これに対し保守系は一六名であるが大部分は不信任派であった。

このように四面楚歌の情勢におちいった安原市長は十二月六日辞表を提出し、「市民に迷惑をかけた」と述べて市役所を去っていった。

(4) 総合計画への道

安原市長失脚後の新しい市長を選ぶ選挙は、昭和四十五年一月十五日に告示され、同月二十五日に投票が行なわれた。前助役原忠實他三名の立候補があり、その結果は投票率八〇・九九%で次のとおりの順位であった。

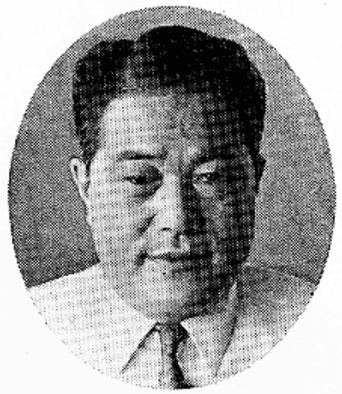
当選　原　忠實（無所属）一〇、二三四　次点　村上義光（社会党）七、三九一
　　橋本八男（無所属）六、四一四　江口子午三（共産党）六〇六

原忠実新市長は就任後はじめて招集した昭和四十五年三月定例市議会において、次の五大公約を市政の方針として打ち出した。(1)

1　公平無私の姿勢で市政にのぞむ。
2　対話の姿勢で市政にのぞむ。
3　諸事冗費を省き経費の効率化につとめる。
4　市政執行に先立ち基本計画の策定に重点をおく。
5　市民生活の身近かな小さな問題処理に留意する。

すなわち、前市長の退陣をめぐっての市民各界の動揺に対して、公平無私、対話、冗費節約、苦情処理の姿勢をしめし、同時に市の将来の発展のための基本計画の策定を約束しているのである。

事実、鳥栖市としては内外から市のかなり長期的展望に立った基本的・総合的発展計画をたてる必要に迫られて



写真XIX—13
3代市長　原　忠實

いた。この四十五年においても、四月には福岡県那珂川町に通ずる峰越林道が開通したし、六月には灌漑防災用多目的の河内ダムが完成した。他方九州縦断・横断の高速自動車道が鳥栖市で交差することはすでに確定していたし、そのインター・チェンジも市内永吉に設けられることになっていた。鳥栖市は九州で鉄道の外に新たな交通の要衝になろうとしていた。

あたかも七月一日には、同法の施行とともに都市計画課を新設し、同時に都市計画審議会の設置を決定した。これは新都市計画法にもとづいて設置されたもので、楠勇、築地喜久次など計一六名で構成されていた。そして同計画法にもとづく「市街化区域と市街化調整区域の設定について」という市民にとってきわめて重大な事項について市長の諮問をうけたのであった。同時に市はその重大性にかんがみ、この審議会と並行して、八月二十四日には部内に中島一六助役を会長とし、一二名の部課長をもって構成する鳥栖市総合開発計画委員会を発足させて、これに協力態勢をとった。

こえて四十六年になると原市長は要旨次のような年頭の辞を述べている。

九州縦断・横断高速自動車道、日本一のインター・チェンジ、鳥栖—筑紫野有料バイパス等の開発により、鳥栖市に潜在する『位置のエネルギー』は数倍も加わるが、しかし本市が単なる通過交通の要衝として取り残されないよう進展する環境に相応した都市づくりが呼応して進められねばならない。それには、鳥栖・基山あるいは久留米とも連携したマスター・プラン、公害・住宅対策や都市計画・農業振興計画等を盛りこんだ総合開発計画の策定が必要である。そして、これから先、伸びゆく鳥栖市がいかような近代都市に移行しようとも、当初からの鳥栖市建設の命題で

ある『文化的田園工業都市』はぜひ守り通さねばならない。(2)

すなわち、『位置のエネルギー』にふりまわされぬよう、環境条件を利用して鳥栖市成立の初心である『文化的田園工業都市』に向かっての総合開発計画の策定をうち出しているのである。

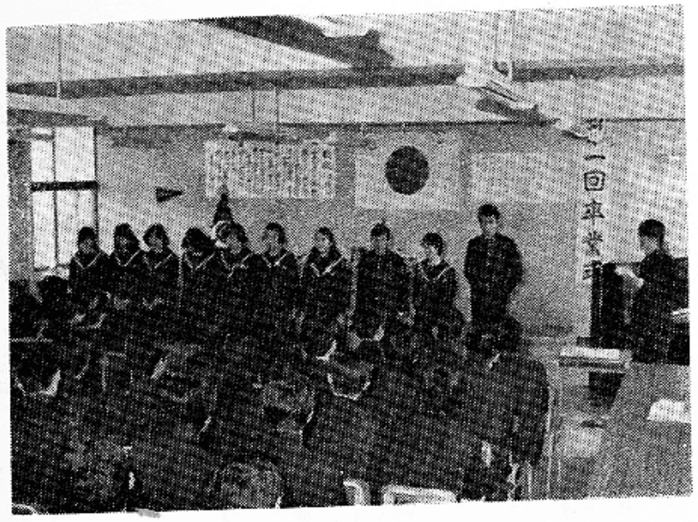
そこで「位置のエネルギー」にふりまわされないためには、鳥栖市の内部に盛り上がる「発展のエネルギー」がそれをうけとめねばならない。両者がかみあって初めて相乗効果を盛り上げるのである。この「発展のエネルギー」の最も中核であるべき産業については次章においてやや詳しく観察される。ここではむしろそれらの基盤となるべき諸施設、諸制度の四十五年から四十七年にかけての整備状況をみることとする。

インター・チェンジ、バイパス等は重複するので省略すれば、交通関係としては宝満川の新浜橋の架設と県道の開通、これにより久留米市との交流がきわめて密接になった。懸案になっていた今泉・田代線の藤木地下道の竣工をはじめ、中央通りなど市街地の都市計画街路の整備が進んだ。治水関係では前述の河内ダムの外、蓮原水門に排水機二台が据えつけられ、蓮原川水系の水害防止にそなえ、また秋光川改修工事が着手された。

他方、農業関係では柚比農道一、三八三㍍が整備された外、東部水田地帯三四六㌶に圃場整備事業が行なわれた。これは市内水田面積の約六分の一にあたるもので、いちおうこれが鳥栖農業の新しい出発点の一となる意味をもっており、鳥栖基山農業協同組合もかなりのてこ入れを行なっている。これについては次章で関説する。

観光娯楽関係では朝日山の公園化がほぼ完成した外、村田・江島地区に佐賀競馬場が開設された。これは前市長時代から種々論議を呼んだものであるが、鳥栖市は佐賀県と共同で一部事務組合「佐賀県競馬組合」を設立することになったのである（四十七年三月臨時市議会）。

次に教育関係では四十六年四月から鳥栖商業高等学校（定員六七五人・一五学級）が発足した。これはそれまで鳥栖



写真XIX—14
県立鳥栖商業高校の第1回卒業式（昭和47年）

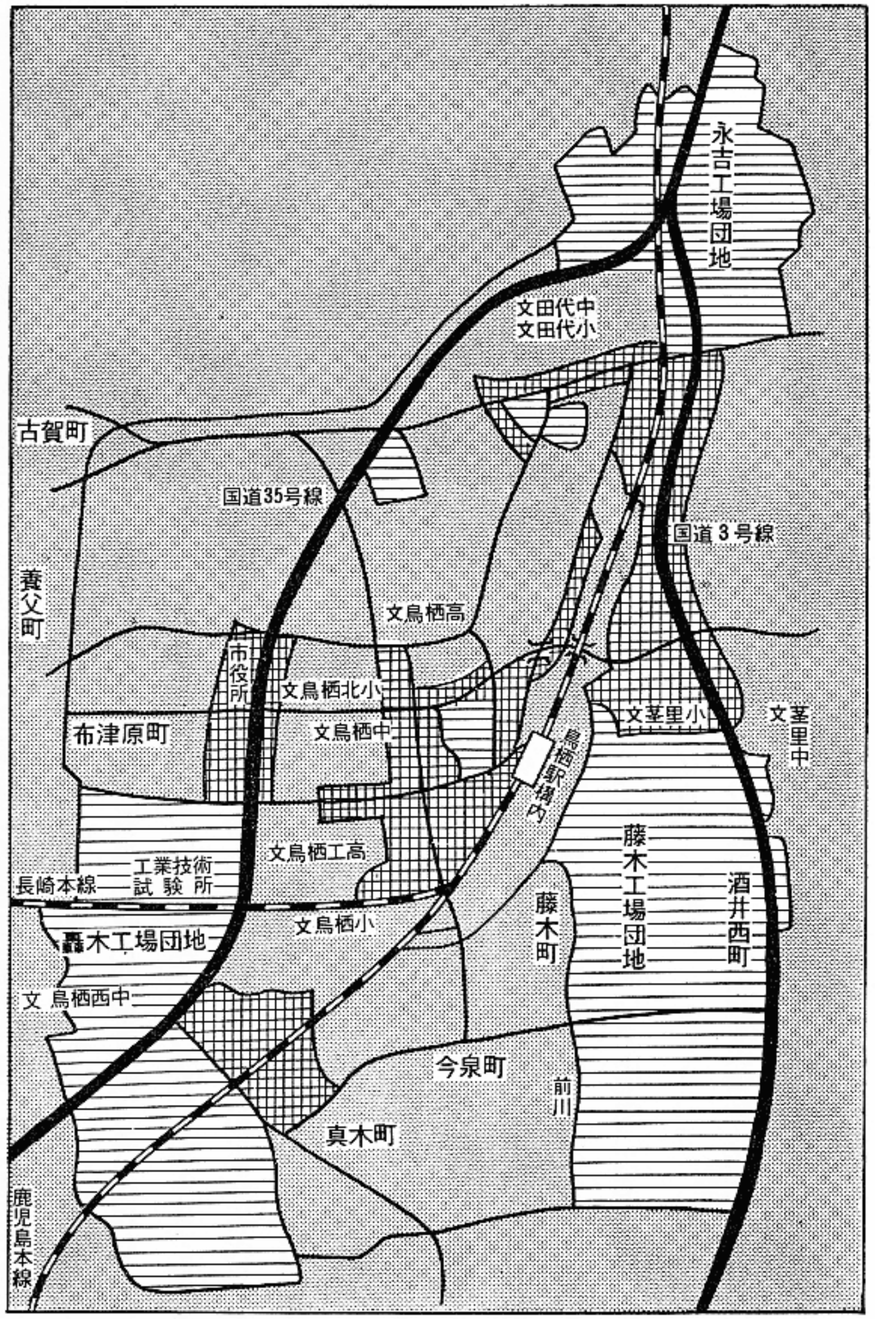
高等学校に属していた商業科が分離独立したもので、すでに述べたとおり大正後期に実業補習教育が始まって以来、商業の町、鳥栖・田代はいろいろな形で商業教育の努力をしてきたのであるが、それがようやく独立した商業教育機関をもち得たことになった。

これに対して同じ四月二日に生徒数が七人に減少した河内小学校が閉校した。明治十二年田代小学校分校として発足して以来九一年、同じ市内でありながら過疎化の波に抗しきれず、思い出多い校門を閉じたのである。

この鳥栖商業高等学校の開校と河内小学校の閉校という明暗の対照は、現在の鳥栖市の発展に対する象徴的な意味をもっている。発展と衰退、過密と過疎がそれである。その矛盾の一般的な表現である公害問題について、鳥栖市は四十六年一月にまず別図のように騒音規制区域を設けた。ただし図において国道の両側二〇〇㍍以内は住宅密集地区を除き第三種（商業・準工業地区）の扱いをうけることになっている。

ついで二月十六日には鳥栖市はブリヂストンタイヤKK鳥栖工場との間で公害防止協定を結んだ。その内容は、水質汚濁の防止、大気汚染の防止、騒音発生の防止について技術的細目を定めるとともに、必要な場合の立入検査や被害補償に関して文書によって協定をなしたものである。

さらに四十七年の六月定例市議会ではいわゆる工場誘致条例（鳥栖市工場および事業場の設置に関する条例）が新しく



区　分	6時～8時 19時～23時	8時～19時	23時～6時
第２種(住宅)区域	50ホン以下	60ホン以下	50ホン以下
第３種(商業・準工業)区域	65ホン以下	65ホン以下	55ホン以下
第４種(工業)区域	70ホン以下	70ホン以下	65ホン以下

図XIX-2　工場騒音の規制地図
注　鳥栖市報（No. 201）（46. 2. 15）より引用

制定された。これはすでに述べたように昭和二十九年制定の「鳥栖市工場、事業場等の設置奨励に関する条例」において、一定資本規模以上の誘致工場に対し固定資産税免除などの優遇措置をとってきたのであるが、今回の新条例では優遇措置をうける誘致工場の資本規模を五千万円から二億円に格上げするとともに、市内の中小工場で工業地域または準工業地域に移転するものに対しては、同じ優遇措置を与えることとした。そしてこれらの措置にあずかった工場は、いずれの場合も公害防止、地元労働力の雇用促進の義務を負わせることにしている。

昭和四十五年から四十七年にかけて鳥栖市の内部では以上のような動きがあったが、一方、外部からも大きな働きかけがみられた。もちろん、前述の新都市計画法の施行もその代表的なものである。この計画が実施されると、市内が市街化区域と調整区域に分けられることになり、それぞれ土地利用について制限をうけることになる。それは前にみた過密と過疎の問題、農地のスプロール現象とからみあって複雑な思惑・利害関係を生ずるため、県・市のいわば天下り的原案に対し審議会内部でも容易にまとまらず、公聴会を重ねたり、市民の反対運動が展開されたりした揚句、ようやく四十八年中に地域指定の目途にこぎつけることができた。

一方、自治庁の関係からは広域市町村圏の制度が設けられ、鳥栖市は鳥栖地区広域市町村圏（鳥栖市・三養基郡基山町・中原町・北茂安町・三根町・上峰村および神埼郡三田川町・東脊振村）一市五町二村の中心として協議会を結成（四十六年四月）し、交通、水道、防災、保健衛生等に共同ないし連絡の体制を整えようとしている。

また四十七年五月になると、九州山口経済連合会は鳥栖市の交通地位に着目して、「久留米・鳥栖都市圏」なる構想を発表した。これは九州山口の有力な財界人・経済団体で構成する同連合会が北九州市、福岡市の肥大化に対応して、内陸工業・流通センターとして久留米市とともに鳥栖市を包みこもうという構想で、マンモス化する北九州経済活動のなかに鳥栖市の「位置のエネルギー」を吸い上げる役割をも果たすことになる。



写真XIX—15
総合計画審議会（昭和47年5月）

この独自の総合計画策定がついに日程に上り、四十七年三月六日、楠勇、中富正義など一八名の委員によって構成される鳥栖市総合計画審議会が発足した。この審議会は市長の諮問に答えて、総合計画の原案を作成答申するもので、鳥栖市において過去に実施されていた諸調査、例えば西日本新聞社「西日本都市診断」（三十八年）、都市計画協会「鳥栖基山地区総合都市計画立案書」（四十三年）、鳥栖基山農業協同組合「鳥栖基山地区農業診断と今後の方向」（四十六年）および前記九州山口経済連合会「鳥栖久留米都市圏づくり基本構想案」（四十七年）等を踏まえるのはもとより、計画審議中に鳥栖市から委嘱した奥地開発道路協会「鳥栖市開発整備構想」、日本コンサルタント・グループ「鳥栖市の将来のあるべき姿について」等の調査結果を参考としながら慎重審議の上、四十七年十二月二日ようやく原案の答申を終えた。市長はこれを十二月定例市議会に付議し、議会も特別委員会を設けて充分に検討した上、翌四十八年三月定例市議会において次のような三本建より成る総合計画が確定したのである。

この計画は昭和六十年を目標年次とした「基本構想」、その根幹的事業を明らかにする中期の「基本計画」から成り、さらに当初の三年を目途とする「実施計画」を別に策定することになっている。そのうち「基本構想」が鳥栖市

・鳥栖市民のとりくむべき発展の基本的な考え方であるから、次章の結びにおいて具体的にとり上げることにする。

注（1）とす市報四十五年四月一日号
（2）同四十六年一月一日号

XX

鳥栖市発展の現状と課題

1　農業発展の諸問題

(1)　農地改革と農業展開の諸条件

農地改革は前に述べたように、一挙に多数の自作農を創出した。そのことはそれまでの高率小作料から農業者を解放し、生活水準の向上と農事資金蓄積によって農業生産力の発展を約束するものであった。しかし戦後の実情は強制供出、農業への重税等によって必ずしも戦時の荒廃から立ちなおるのは容易ではなかった。だが、昭和二十五年にはわが国全体としては農業生産は戦前水準をオーバーするまでになっていた。

しかるに前述の朝鮮戦争、日米安保条約によって事態は一変した。農業の復活よりも重化学工業の復活が至上命令的に優先的に扱われるようになった。農業にはＭＳＡ小麦（軍事協定にもとづくアメリカ余剰小麦輸入の特別措置）が押しつけられたばかりでなく、労力・土地までも収奪されるようになり、こうして発達した重化学工業の製品は、農業者がそれまで農閑期労働消化のため従事していた多くの副業（わら工品など）を解体させ、労働力を直接に兼業の形で販売せざるを得ないように追いこんでいく。

ところで、鳥栖市の農業は地理的には福岡県の都市に近接し、新しい商業的農業開発の刺戟を県下でも、最も受けやすい地域でありながら、後に述べる土地条件の劣悪さと農業資金蓄積の貧しさから、新しい農具の導入や果樹・酪

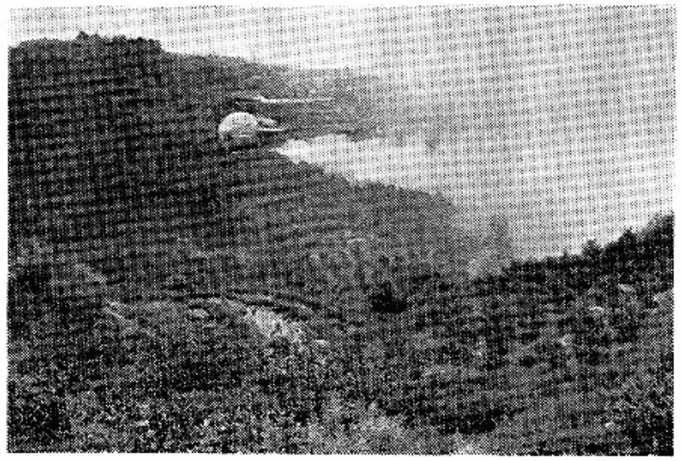
農などの導入に対しても、県下全般からみて、むしろおくれをとっていた。県内農家の四割をこえる農家をもつこの地域で、昭和三十五年当時、県下には一万台に近い動力耕耘機の普及をみていたにかかわらず、この地域ではわずかに二三四台（二・四割）が導入されているに過ぎない。なお戦後の農業において脚光を浴びていたみかん栽培、酪農の導入などでも、県下全般からみても出おくれていたことをまぬがれない。

鳥栖市の成立とともに、市当局はこのような農業の停滞を打開するために、麓地区（現鳥栖商業高等学校敷地）に実験農場を設けて、酪農その他、花木・果樹など新しい農業の導入助成につとめていたが、前に述べた経済高度成長の波に洗われて、余りその効果をみないで廃止された。

一面、このような農業の停滞的傾向は、この地域が九州における交通の要衝に当たるという有利な条件にあるにかかわらず、他地域に比して、むしろ安い価格で土地が農家の手から売り離されるという条件を創り出していた。このことは、この地域の農家の勤勉な伝統的性格とともに、産業資本にとっては、交通の要衝であることとあいまって、まことに魅力あるものであったと思われる。市の工場誘致条例の制定を契機に、産業資本の工場の進出がはじまり、ここに鳥栖市は工業都市へと変貌しはじめる。工場の進出およびそれにともなう鳥栖市の全般的変貌についてはこの章の次節に詳述されている。

(2) 農地の変化

農地改革後の約二十年間に、農業生産の基盤としての農地に現われた変化は、明治初年の地租改正から農地改革までに至る七十余年の間に起こった変化をはるかに上回るほどのものである。この変化に大きな役割を演ずる農地の潰



写真ＸＸ－1
立石みかん園の空中防除（昭和42年５月）

廃は、鳥栖市の成立後、工場の進出にともない急速にたかまる。すなわち市成立の昭和二十九年から昭和二十九年までに一三七・九㌶、四十一年から四十五年までに一八四・四㌶、合計三六五・九㌶の農地が転用されている。このなかで工場および公共用地と宅地への転用がおのおの三八㌶ほど、その他は道路、水路用地およびその他への転用である。

一方、新しい農地の造成については、水田では田代地区・麓地区・旭地区で合計約二五㌶の水田が造成される。畑地としては、市の成立前後における麓地区立石の国有林払下げによるみかん園の造成を皮切りに、みかん園造成を主として三十五年までに七二・五㌶、三十六年から四十年までに六九・九㌶、四十一年から四十三年までに一四・二㌶が開発される。これらの樹園地の造成は麓地区および旭地区に集中的に行なわれ、鳥栖・基里両地区ではほとんど見られない。

以上のような農地の潰廃―転用と、一方における造成の結果は表ＸＸ・1にみるように、水田およびことに普通畑の大幅な減少（水田約一二㌶、普通畑約五五㌶）となり、農地改革前には殆んどみられなかった果樹園（みかん園）が新たに現われる。だが、その面積は普通畑の減少を補い得ず、農地全体としては、二十五年から四十五年までの二十年間に二八八㌶すなわち一二㌶の減少となる。田畑だけでは一七㌶の減である。この耕地の減少はなおつづくのみでなく、当分の間はむしろ、ますます加速されるだろう。すでに九州縦貫および横断高速道路ならびにそのインターチェンジ

の建設予定地として一二〇㌶以上の潰地が予定されている。さらにその完成とともに都市化はその速度を増すに違いない。

一方、土地改良ことに水田の基盤整備は、土地改良区の手によって、昭和三十四年以後、市南部の平坦部水田一帯にわたって進められる。まず鳥栖地区のうち、藤木の一部・今泉・轟木の一部においては三十四年より三十八年にかけ区画整理の名をもって、また藤木の一部から真木・高田・安楽寺一帯にかけては、三十八年から四十年にかけ圃場整備の名で全面的に改修が進められ、鳥栖市に初めて整然たる方形の六〇㍍区画の水田が実現する。その面積は三百㌶を越え、鳥栖地区（旧鳥栖町）水田面積の九〇㌫近い面積である。さらに四十年から四十五年にかけては旭地区の儀徳・下野・三島のほとんど全水田が、圃場整備の名のもとに改修される。これに同時に行なわれた暗渠排水面積（一五㌫）を加えれば総面積六〇〇㌶を越え、延長三一㌔におよぶ用水路、同じく六八㌔を越える排水路、同じく七六㌔を越える農道が設置される。これらの工事に投ぜられた工事費総額は約六億円におよんでいる。

なお、旧地区の、山麓・丘陵地帯を除く、ほとんど全域を水浸しにした昭和二十八年の水害、安良川堤防欠潰の惨事を契機として、

XX—1 農用地の推移

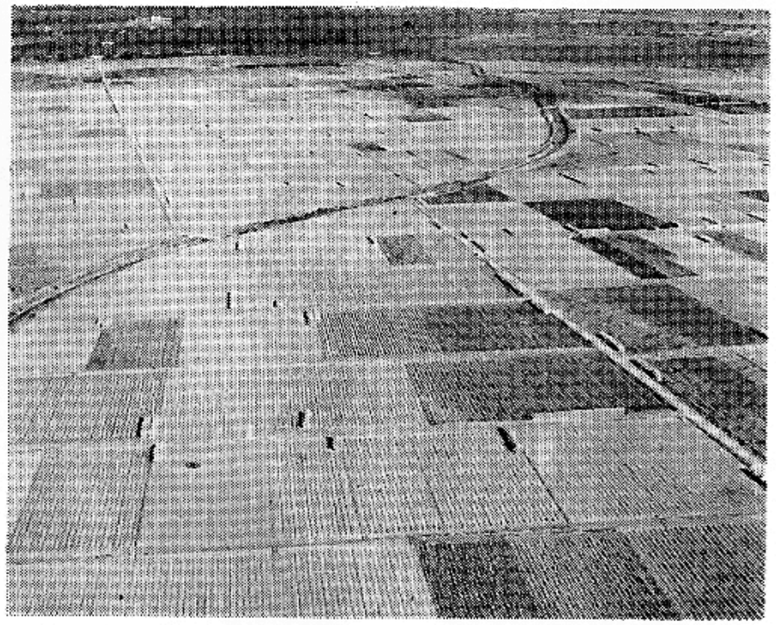
	田	畑	果樹園	その他の園地	耕地総計	農家一戸当り耕地
	ha	ha	ha	ha	ha	アール
昭和25年	2,079.0	302.0	9.0	13.0	2,403.0	70
〃 35年	2,041.4	263.7	70.4	2.3	2,320.8	72
〃 40年	1,913.0	185.1	106,7	1.8	2,206.6	73
〃 45年	1,833.6	135.0	144.8	1.6	2,115.1	73
鳥栖	354.7	14.2	2.0	0	371.0	63
田代	307.1	42.8	26.8	0.8	377.5	65
基里	370.0	22.2	2.6	0.1	395.0	72
麓	364.6	33.6	68.1	0.7	466.9	74
旭	437.4	22.1	45.2	0	504.8	89

注 農業センサス（各年度）による
地区別は45年度による。

河川改修が急速に進められ、ことに轟木川河口門扉の改造—三個の電動式大型門扉および全出力一千馬力の電動排水ポンプの設置—が農林省の筑後川改修工事の一環として昭和四十四年三月完成したことにより、この地域一帯ははじめて常習滞水から開放され、生産力の高い佐賀平坦のむしろその佐賀平坦部の中でも、大型農具の導入可能な先進地帯の一つとなる。

さらに、田代地区の永吉から基里地区の水屋にいたる、国道三号線と秋光川に狭まれた永吉・幡崎・姫方・飯田および酒井西・酒井東など延長六㌔、三八五㌶におよぶ水田は、秋光川の改修工事をかねて、昭和四十二年以後五ヵ年計画をもって、佐賀県営圃場整備事業として工事が進められている。圃場の規模は一区画六〇㍍ないし一㌶、この工事の完成をみれば、鳥栖市の水田は、その平坦地域のほとんど全域にわたって、大型農具使用可能な水田として生まれかわることとなる。

このように鳥栖市の農地は、一面では農業近代化の基盤として整備を進めながら、他の一面では激しい産業資本の侵蝕と都市化のもとにその領域を急速にせばめてゆく。この二つの相克する動きは、いうまでもなく、市の農民と産業資本のそれぞれの意図（志向）の反映である。この二つの意向は必ずしも両立するものではない。両者の間に対立矛盾の起こることはむしろ



写真XX-2 ほ場整備成った市南部地域

必然である。ことに昭和四十五年秋、新都市計画法にもとづいて提示された都市計画の線引案に対して示された農民の反応は、大正十四年の小作争議以来の農民パワーの発現といわれたほど激しいものであった。それは国家独占資本と農民との土地を通じての対立矛盾を表現したものにほかならぬ。

(3) 農機具の発展

農業の生産力を基本的に規定する農機具の、鳥栖市における発展を明らかにしよう。まず、畜力農具より動力農具への全面的転換は表XX—2にしめす役畜の減少と動力耕耘機の普及で象徴的に表現される。

戦前および戦時中を通じて、軍馬補充の役割りを果たしていた農馬は次第に減少して、昭和四十年代にはほとんど姿を消すことになる。この農馬の減少を補充し、これにとって代わるのは動力耕耘機である。そのことは、馬の減少と動力耕耘機の増加の相互関係をみれば明らかである。

だが、動力耕耘機の普及は、昭和三十五年頃までは役牛を駆逐するまでには至っていない。当時までの畜牛は専ら役畜としての飼養であるが、役牛の絶対数は多少減少しているとはいえ、それは農家の減少にともなうもので、飼養農家の比率は四二・三㌫から四二・六㌫へと、わずかながら増加している。役畜は単に耕耘に使用されるだけでなく運搬にも使用されるのである。テーラー型耕耘機の出現普及と農道の改修新設によって、動力耕耘機は完全に役畜に代わる役割りを果たす。昭和三十年代の後半以後、主として専業農家の間に動力耕耘機が全面的に普及し、役牛を駆逐する。さらに四十年代に入ってからは、兼業農家の間にも普及して七四㌫の農家が自動耕耘機を所有し、一部の山間部の農家を除き、ほとんど全農家が自ら、または請負作業に委託して自動耕耘機による耕耘に転換することとなる。

表XX—2　役畜および耕耘機とトラック普及の推移

	役畜		耕耘機・トラクター			トラック	(付)
	農馬	役牛	10馬力以下	10馬力以上	計	オート三輪	乗用車
	頭	頭	台	台	台	台	台
昭和25年	645 (18.9)	1,448 (42.3)	17	—	17 (0.5)	—	—
〃 35年	330 (10.1)	1,382 (42.6)	234	—	234 (7.2)	29 (0.9)	—
〃 40年	126 (4.2)	1,004 (33.2)	1,141	20	1,161 (38.4)	97 (3.2)	—
〃 45年	—	155 (5.3)	1,895 (65.0)	262 (0.9)	2,157 (74.0)	336 (11.5)	1,027 (35.3)
鳥栖	—	14	374	50 (8.5)	424 (72.5)	37	203 (34.7)
田代	—	54 (9.3)	393	23	416 (71.4)	90 (15.4)	247 (42.3)
基里	—	10	381	74 (13.5)	455 (81.4)	38	189 (34.6)
麓	—	69 (10.9)	447	27	474 (75.0)	94 (14.9)	184 (29.1)
旭	—	8	300	88 (15.5)	388 (68.4)	77 (13.6)	204 (36.0)

注　○ 農業センサス（各年度）による。
○ 役牛中には子とり用および肥育牛は含まない。
○ （ ）内は総農家数に対する割合（農家100戸当たり台数）

表XX—3　動力用農具（耕耘機、輸送車を除く）の普及状況

	噴霧機	散布機	刈取機	コンバイン	米麦乾燥機
	台	台	台	台	台
昭和30年	17	6	—	—	—
〃 35年	103	46	—	—	—
〃 40年	85	21	—	—	—
〃 45年	349	1,102	248	154	1,691
鳥栖	11	132	58	33	309
田代	85	248	32	20	321
基里	17	217	48	44	396
麓	158	259	32	8	401
旭	77	246	78	49	264

注　昭和35年以下は農業センサスによる。
昭和30年は鳥栖市の農業（昭和46年３月15日鳥栖市農林課編）による。
この外45年には田植機４台（１台田代、３台麓）がある。

昭和四十年代に入ってからは、一〇馬力以上のトラクターが旭・基里・鳥栖などの平坦部を中心に普及しはじめる。その普及率は、旭地区では一五・五㌫、基里地区では一三・五㌫の農家がこれを導入しているが、ことに旭地区の三島では二九㌫の農家が一〇馬力以上のトラクターを所有している。この大型のトラクターの導入は、前項で述べた農地の基盤整備に対応するもので、また表XX—3に示す動力用農具のうち、刈取機（バインダー）・コンバインの導入とも関連をもつものである。これらの大型耕耘機、動力用収穫機の普及は、ほとんど四十年代以後にみられるのであるが、農地基盤整備事業の進展とともにその普及はさらにつづくものと予測される。だが一面、昭和四十四年三月、基山町農業協同組合までを含めて、市内五つの農業協同組合を統合して結成した鳥栖基山農業協同組合は、昭和四十五年の農協法の改正にともない、より大型の農機具を入れて、四十六年の稲作から農協直営の請負耕作をはじめている。



写真XX-3　のどかな田植風景
（昭和45年6月、藤木町で）

直接の圃場作業ではないが、米麦乾燥機もまた家庭用火力乾燥機の出現によるもので、これによって従来のムシロによる日乾法は姿を消し、農家の庭先きは干し庭としての機能が消滅する。

このような動力用農具の普及は、いずれの場合も、著しく農業の労働を省力化し、生産力をたかめることに役立っている。稲作期間中、労働のピークを形づくり、常に雇用労働を必要とし、最も省力が必要とされている田植えについては、そのメカニズム克服の困難性から機械化が最も立遅れているが、四十年代に入ってからはすでに幾種かの田植機械が

出現し、この地域にも統計には表わされていないが、既に何台かが入っているようである。だが田植機については、移植の機械化を図るという方向とは別に、移植そのものを省略する水稲直播栽培法というのが、すでに本県でも、白石地方を中心に約三千㌶におよぶ普及をはじめている。鳥栖市農業では、今のところそのいずれの方向へも踏み出していない。だが、市の水稲栽培も、やがてこの二つの道のうちいずれかの道を選ぶこととなろう。

農業、ことに稲作の生産力をたかめること—いわゆる省力化—に役立ったものとしては、動力用農機具のほか、とくに除草剤の普及をあげることができる。ことに三十年代の後半から普及をはじめたPCPの出現は、水稲作農具の中から逆に除草機を一掃することとなった。

(4)　農業生産の動向

鳥栖市の農業生産の中心となるものは、前記の地目構成からみて、果樹をのぞけば水稲と水田裏作物が主であることはいうまでもない。そこでまず、水稲反収の動向からうかがってみることにしよう。（表XX—4参照。）

鳥栖市域の米の反収（単位面積当たり収量）が県の平均収量をはるかに下廻っていたことはすでにみてきたとおりである。このような状態は戦後までつづく。それが表XX—4でみるように昭和三十五年頃から県平均に接近し、四十二年では県平均を超過するに至るのである。

佐賀県が昭和四十年、一〇㌃当たり五〇〇㌔を突破したときまでは、鳥栖市はなお四〇〇㌔台に留まってはいたが極めて五〇〇㌔に接近している。それが四十一年では五三八㌔という高い収量に達するのである。このような収量の飛躍は、鳥栖市の場合、その平坦部の常習水害からの脱出などの特殊事情に負うことも見逃がせない。だが、基本的

表XX-4　米　反　収　の　推　移

	昭和33年	35年	38年	39年	40年	41年	42年	44年	45年
	kg								
鳥栖市	339	419	441	464	496	538	550	509	—
佐賀県	431	429	469	464	511	542	540	518	—

注　10アール当たり九州農政局佐賀統計調査事務所農林統計による。

には、佐賀県が全国一の反収をあげ得た稲作技術上の画期的改変とその技術の普及によるものである。すなわち、非倒伏性短稈品種の「ほうよく」「しらぬい」など新品種の分離とその品種の普及にともなう施肥方法の改変、多肥料・多農薬技術の普及によってこのような反収の飛躍が実現したのである。この肥料および農薬の使用量は県の場合（県経済連および農薬工業会調）も、鳥栖市域の場合（鳥栖基山農協業務報告書）も、金額にすれば肥料・農薬ほぼ同額の反当約五千円に達している。ことに、その農薬使用量では、アメリカの七倍という世界一の農薬消費国の日本の中で、全国平均の二倍の使用量である。このことは、四十五年の秋以来農薬公害の問題が大きく取上げられているなかで、将来に尾を引くものと思われる。

つぎに、水田裏作を主とする冬作物であるが、全体としては昭和四十五年では二十五年の約四三㌫にまで作付けが減少している。このなかで、最も作付けが多く、二十五年当時冬作物の約七二㌫を占めていた小麦は、四十五年にはその冬作物に占める割合は九二㌫にまでたかまっているが、その絶対面積は五五㌫以下に低下している。これは輸入小麦の圧迫によるもので、小麦の生産によって得られる一日当たり家族労働報酬は、四十四年度の佐賀県平均で、米の三、八八八円に対し、わずかに一二九円にとどまるにもかかわらず、その生産がまだ五〇㌫以上もなされているのは、空閑地に家族の遊休労働（アイドル・レーバー）をただ利用しているにすぎない。

ただ一つ、作付けが飛躍的な伸びを見せたのはビール麦である。ことにその三十五年以後五年間の伸びは著しい。これはキリンビールの太刀洗進出に刺戟されたものである。だが、その

表XX—5　主要作物収穫面積の推移

単位　ヘクタール

	水稲	小麦	大麦	ビール麦	そら豆等	なたね	冬作物計
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
昭和25年	2,000.2	1,324.5	324.9	2.4	82.7	110.8	1,458.3
〃 35年	2,039.0 (102.0)	1,297.9 (98.0)	217.9 (67.0)	13.7 (570.8)	46.8 (56.6)	147.0 (132.7)	1,723.3 (93.4)
〃 40年	1,907.5 (95.4)	1,012.0 (76.5)	51.9 (16.0)	42.2 (1,758.3)	33.6 (40.6)	133.5 (120.5)	1,273.2 (69.0)
〃 45年	1,812.2 (90.6)	723.9 (54.7)	10.6 (3.3)	28.9 (1,204.2)	2.0 (2.4)	25.1 (22.7)	790.5 (42.8)

注　農業センサス（各年度）による。
（　）内は昭和25年度を100とする比率を示す。
大麦中には稞麦を含む。
そら豆などの中には大豆・小豆・野菜豆類を除くその他の豆類を含む。

面積は五〇㌫にも達せず、しかもその後減少の動きをみせている。

次に重要な果樹園のなかで、その大部分（一三八㌫）を占めるミカンについては、四十五年現在なお幼木園が多く、収量は一、八〇〇㌧、一〇㌃当たり一・四㌧にも達していない。主な集団地は立石・平田の五四㌫のほか山浦（一五㌫）・江島（一四㌫）・三島（一五㌫）・村田（一二㌫）などがある。

なお、その他の農作物としては、野菜で高田地区の促成カボチャ、河内地区の抑制キュウリなどがあるがいずれもその集団は小さく、前者で一・二㌫、後者は七〇㌫に過ぎない。また、組合員八九名よりなる花木組合が組織されていて、温室部会・植木部会・委託部会（ツツジ・南京ハゼ等）に分れている。いずれにしても特産地を形成するまでには程遠い状態である。

以上は耕種作物の状態であるが、次に家畜の飼育状況について見よう。表XX—6に示すように、豚を除き、乳牛・肉用牛・採卵鶏・ブロイラーのいずれもが大きくのびている。

乳牛は、とくに、昭和三十二年十一月、市酪農協が設立され、組合による牛乳の処理・販売が開始されて以来順調なのびを示しはじめ、四十年には三〇〇頭を越すまでに成長する。だがその後、大乳業資本の圧迫

表ＸＸ—6　家畜・ニワトリ飼育状況

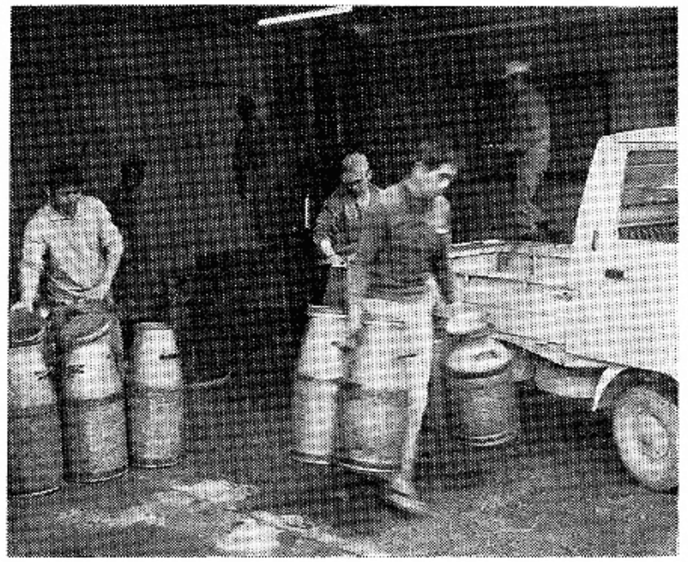
	乳牛		採卵鶏		ブロイラー		肉用牛（牛とり肥育子牛）	豚
	飼育戸数	総頭数	飼育戸数	総羽数	飼育戸数	総羽数		
	戸	頭	戸	羽	戸	羽	頭	頭
昭和25年	22	34	2,691	10,836	—	—	—	274
〃 35年	100	171	1,668	34,993	21	12,307	24	629
〃 40年	81	321	741	49,624	27	17,657	28	653
〃 45年	45	360	160	100,472	24	85,350	300	268
鳥栖	3	29	16	3,099	4	4,920	91	39
田代	11	73※	22	80,065◎	5	12,430	88	52
基里	13	58	72	3,913	2	4,500	23	21
麓	16	179※	34	5,270	11	54,500	81	105
旭	4	21	16	8,125	2	9,000	17	51

注　農業センサス（各年度）による。

※　乳牛田代の頭数には全酪連飼養の12頭を含む。
　　なお、麓の頭数には市酪農場の60頭を含む。

◎　田代採卵鶏羽数には太田種鶏場の３万羽および共栄養鶏の２万羽を含む。40年のそれでは共栄養鶏の約１万５千羽が除外されているものと思われる。

と、飼料の値上がりなどで、主として兼業農家の小規模酪農が経営不振に陥って脱落、飼養頭数ののびも停滞する。その主要な飼養地は、市酪農場を持つ麓地区の山浦および平田である。採卵鶏は、昭和三十八年、太田種鶏場が田代地区の永吉に進出して以



写真ＸＸ-４　市酪農協の牛乳処理場

来、その付近に共栄養鶏場の設立を見るが、市域全般に普及する見通しはない。ブロイラーは主として麓地区に集中的に飼育されている。なお肉用牛については、農協幹部はその普及に期待を寄せているようである。

鳥栖市農業は、終戦後商業的農業への意欲を見せながら多様化への道を探りつつあることは明らかである。今の時点では米作主体の農業からの脱出の見通しはないがら、米の過剰という名目の下に稲作の二〇㌃以上を他作物へ転換させることを強行しようとしている。米の生産調整自体には補償制度のあるかぎり、兼業農家がこれをうけとめるであろうが、水田農業の発展へとつらなる転作への道は前述のように深く閉ざされているようである。さらに都市化による農地の潰廃、分断・農薬公害など市の農業の行方は決してバラ色ではない。

注（1）佐賀県統計書、昭和四十四年県平均

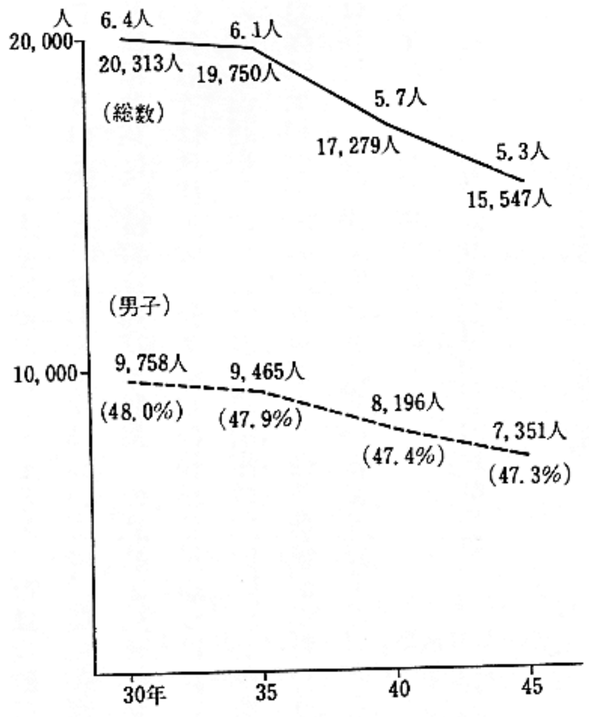
(5)　農家の変貌

前節に述べたような農業生産の変化は、農業に従事する農家そのものの変貌とは相互規制的に働くのである。

鳥栖市域の農家は昭和二十五年の三、四二〇戸から四十五年の二、九一四戸と、この二〇年間に減少した数は五〇七戸（約一五㌫）におよんでいる（表ＸＸ—8参照）。減少の最も激しいのは三十五年から四十年に至る期間で、その後、減少の速度は半減する。だが、図ＸＸ—1の「農家人口の推移」について見ればわかるように、この間に農家の家族構成が、一般都市家族に準じて、同居家族から核家族へと転換をはじめ、構成人員を減少する傾向がある。したがっ

て、農家人口の減少は戸数のそれを上回り、とくに男子人口の減少が目立っている。

以上に見た農家の減少を、農家の経営する耕地の広狭によって分けた階層別にこれを見れば、下の表ＸＸ—7に示すように、その動向は甚だ複雑である。すなわち、一・五㌶未満の農家は昭和二十五年に比し四十年までは例外なく減少する。なかでも、三〇㌃未満の零細農家の減少はと



図ＸＸ—1　農家人口の推移

注「農業センサス」各年による。総数の上の数字は1戸当たり男女数、男子数の下の%は総数に占める男子の割合でともに傾向線とは関係ない。

表ＸＸ-7　農家階層の動向

	30 a 未満	30 a ～ 50 a	50 a ～ 1 ha	1 ha～ 1.5ha	1.5ha～ 2 ha	2 ha～ 3 ha	3 ha以上
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
昭和 25 年	782 (22.9)	625 (18.3)	1.170 (34.2)	619 (18.1)	181 (5.3)	40 (1.2)	2 (0)
〃 35 年	680 (21.1)	616 (19.1)	1,081 (33.4)	587 (18.2)	210 (6.5)	52 (1.6)	3 (0.1)
〃 40 年	615 (20.6)	619 (20.5)	1,009 (33.4)	496 (16.4)	195 (6.4)	77 (2.5)	7 (0.2)
〃 45 年	645 (22.1)	617 (21.2)	934 (32.0)	427 (14.7)	179 (6.1)	93 (3.3)	18 (0.6)

注　農業センサス（各年度）による。
この外昭和25年1戸、35年16戸、40年8戸の各例外農家がある。
（　）内は各年度総農家数に対する割合。

くに著しく、この期間に二〇㌃以上の減少をみるのであるが、三〇—五〇㌃階層はほとんど停滞的で、むしろ一—一・五㌶層の農家の減少（一八㌫）が著しい。ところで、四十年以後になると減少の停滞は三〇㌃未満の零細農層にも移って、五〇㌃—一㌶未満の農家の減少は全面的に停止し、むしろ増加の傾向を示すのである。だが、五〇㌃—一㌶および一—一・五㌶層すなわち五〇㌃—一・五㌶層の農家は四十年以後も、依然減少をつづける。これは後に述べる農家の兼業化の進行と対応するものである。

つぎに、一・五㌶—二㌶層の農家は、二十五年から三十五年までは、むしろ増加を示すが三十五年以後は減少に向かう。それが、二㌶—三㌶および三㌶以上の層では例外なく増加をつづける。この減少する階層と増加する階層を分かつ経営の規模を階層分解の基軸と称する。この階層分解の基軸は、全国的に上昇の傾向にある。ただ、この地域の分解基準は、当初より甚だ高いように思われる。例えば同じ筑後川流域平野の農業地帯である八女市郡一円では、昭和四十年当時、分解の基準は明らかに一㌶となっている。だが、この地域では二十五年—三十五年ですでに一・五㌶、四十年頃では二㌶の線に上昇している。

ところで前節に述べたような農業における生産力のたかまりは、自営農民としての農家に対して、その企業家としての立場では経営の合理化に役立ち、多少の利潤を約束することになるにしても、同時に労働者である農家および世帯員からその就労の時間を奪うことになる。だから全体としての農業所得はむしろ減少する。農家がこれに対処するためには他に兼業を求めるか農地の拡大または家畜などの導入で経営規模を拡大するほかはない。すなわち、一部農家の規模拡大は、今のところ、資本主義的農業への志向でなく、きわめて困難な環境条件にもかかわらず、兼業農家への転落から自らを守り、専業農家としての立場を貫くための、一つの手段としての現象であると考えられる。他の一方における三〇㌃未満の農家の減少（脱農）の停滞は、後述する兼業農家（ことに第二種兼業農家）の定着によるもの

表XX-8　農家戸数の動向

	昭和25年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	25年:35年	35年:40年	40年:45年
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
総農家数	3,420	3,245	3,026	2,914	−175	−219	−112
専業農家	956 (28.0)	683 (21.0)	343 (11.3)	247 (8.5)	−273	−340	− 96
一種兼業	1,305 (38.1)	1,063 (32.8)	878 (29.0)	829 (28.4)	−242	−185	− 49
二種兼業	1,159 (33.9)	1,499 (46.2)	1,805 (59.7)	1,838 (63.1)	+340	+306	+ 33

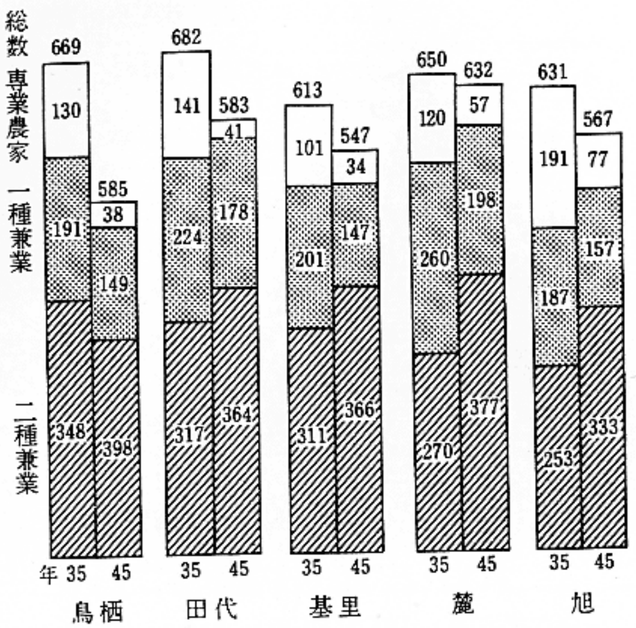
注　農業センサス（各年度）による。
（ ）内は総農家数に対する割合。

と思われる。

次に専業・兼業別に検討する。全国的にみて、昭和三十五年に三四・五㌫であった専業農家は、二一・五㌫、一五・三㌫と五年おきに確実に減少し、遂に兼業農家は三十五年の六五・七㌫から、七八・五㌫、八四・七㌫と激増し、農政評論家の間ではオール兼業化という見通しが強まる。ことに都市近郊の兼業化はこれより一歩先を進んで激しく現われる。

鳥栖市域の農家は上の表XX—8でみるように、全国平均に比して、五年ないし十年これに先行する兼業化の進行状態を示している。四十年代に入ってからは、階層分化の基軸の定着と相まって、その速度は著しく落ちる。これを図XX—2によって地区別にみれば、鳥栖・田代・基里は脱農および兼業化が早期に進み、麓および旭では、三十五年以後になって兼業化が急に進んでいる。ことに旭では専業農家の減少が目立ち、麓では第一種兼業から第二種兼業への移行が多い。

鳥栖市域の農家の兼業化が、全国平均に比して激しいのは、市への産業資本の工場進出に促進されたためであることはいうまでもないが、もともと、ことに鳥栖地区を中心とする農家の子弟の国鉄従業員への進出、田代地区を中心とする売薬業など、農家の世帯主または世帯員の兼業が多かったことは前に述べたとおりである。そのほか、ことに未婚女子の久留米市の軽工業（ことに足袋工場）



図XX-2　地区別専・兼業農家の動向
注　昭和45年2月1日現在「農業センサス」による

このように、鳥栖市の農家は、今や農業所得の点ではもとより、農外所得の点でも全国平均に比して高い所得を得ている。そのことと、直接の関連があるかどうかは明らかでないが、三十五年から四十年にかけては嵐のような兼業化にさらされた鳥栖農家は四十年以後は著しくその兼業化の速度をゆるめている。それは専業より第一種兼業への移行と同様、第一種兼業より第二種兼業への移行についてもいえるのである。同時に脱農（農家世帯数の減少）の点でもその速度は半減する。

だが、このような兼業化傾向の一見定着的現象も、表XX—9によってみれば、甚だ不安定な要素をもっていることへの通勤はこの地域の一般農家の兼業率を高いものとしていた。それが戦後ことに市の成立後における工場の進出がますますこれを助長している。

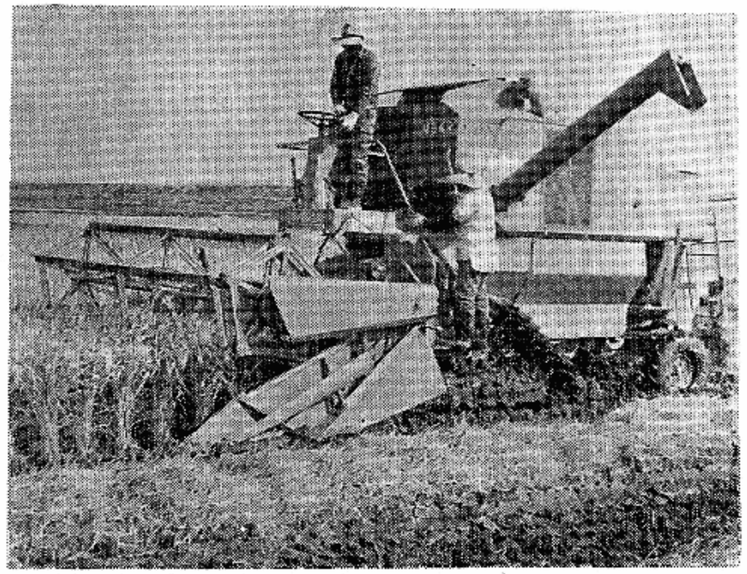
このような農家の兼業化、ことに第二種兼業農家の比率の全国平均を遙かに越える六三㌫という高率にもかかわらず、昭和四十四年の農業所得は全国平均（約五三万円）を遙かに越える七八万円で、それは佐賀県平均（七三万余円）をも越えている。農外所得はもとより全国平均より高く、その七二万円に対し七九万円で、佐賀県（平均五七万円）のなかではすぐれて高い。したがって、農家一戸平均の所得は一五七万円で、全国平均に比して約二六㌫、佐賀県平均に比しても二〇㌫以上高い。

表ＸＸ-9　就業状況世帯員数とその比率

		16才以上の世帯員数	自家農業だけに従事した人		自家農業とその他仕事に従事した人		その他の仕事だけに従事した人	
			実数	比率	実数	比率	実数	比率
		人	人	%	人	%	人	%
総農家	男	5,410	1,443	26.7	2,877	53.2	1,090	20.1
	女	6,380	3,192	50.0	1,567	24.6	1,621	25.4
	計	11,790	4,635	39.3	4,444	37.7	2,711	23.0
主農業をする農家	男	1,669	909	54.5	248	14.8	512	30.7
	女	2,336	1,498	64.1	223	9.6	615	26.3
	計	4,005	2,407	60.1	471	11.8	1,127	28.1
副農業をする農家	男	3,741	534	14.3	2,629	70.3	578	15.4
	女	4,044	1,694	41.9	1,344	33.2	1,006	24.9
	計	7,785	2,228	28.6	3,973	51.0	1,584	20.4

がわかる。すなわち、十六才以上の農家の世帯員の就業状況について見れば、農業を主とする農家（専業農家および第一種兼業農家）にあっても、男子の三〇㌫以上が農業以外の仕事に従事しており、約一五・四㌫に過ぎず、農業を主とする農家の場合とは逆にその半分以下である。その七〇㌫以上が自家農業とその他の仕事の両方に従事しているというのである。ということは、農業を副とする農家すなわち第二種兼業農家では七〇㌫以上の男子が二兎を追うか或いは二重の労働に従事しているということである。このような事情は、一面では、市の農業および一般企業の双方の近代化の障害となり、他の一面では男子のみならず農家世帯員全員の過労の原因をつくることになろう。

このような鳥栖市農業の内部における矛盾の発展とは別に、資本主義―独占―と農業との間における矛盾が、鳥栖市農業をより一層の激動に投げ込み、農家の脱農―プロレタリアまたは土地持ち労働者への転落―、資本の完全農業支配へ―という道を辿らせることになるであろうことが予想される。全般的には米価の据置政策、米の



写真ＸＸ―５　稼動する大型コンバイン
（昭和47年10月、水屋町で）

生産調整のための減反政策など、特殊的には都市計画法の実施による半強制的農地の転換、ことにさきに述べた九州縦断および横断高速道路とそのインターチェンジの地域内建設、それにともなう都市化の一層の進展など、市域農業の縮小への道がすでに日程に上っている。と同時に、他の一方では、平坦水田の基盤整備が進み、米作の大型農具による一貫機械化―いわゆる米作農業の装置化さらにはシステム化―への道を開いている。鳥栖基山農協は大型農具を装備し、農協法改正によって開かれた請負耕作を企図し、農民の組織による農業の装置化・システム化の道へ踏み出しているが、畜産部門では、南九州・東北などを拠点に巨大資本の農業進出が既に始まっている。鳥栖市農業も、技術のより一層の進歩によって農協の手によるか、資本主義的企業の手によるか、いずれにせよ再編への道を辿るであろう。縮小か再編か？そのいずれの側により傾くか、農民の自主的組織による再編か？資本の完全農業支配か？それは国・自治体の政治姿勢との微妙な関連のなかに展開されてゆくであろう。

2　商工業の発展と課題

(1)　部門別工業発展の様相

昭和四十五年（一九七〇）に、鳥栖市は佐賀市を抜いて工業製品出荷額では県下七市のなかでトップに立った。そこで昭和二十九年（一九四四）以降、鳥栖市の工業生産の変化を事業所数、従業者数、製造出荷額についてみると、図XX—3のようである。鳥栖市の製造額がとくに高まるのは、ほぼ三十七年ごろからである。すなわち従業者数、出荷額の昭和二十九年を基準にした伸び率は、いずれも県平均を上回っている。

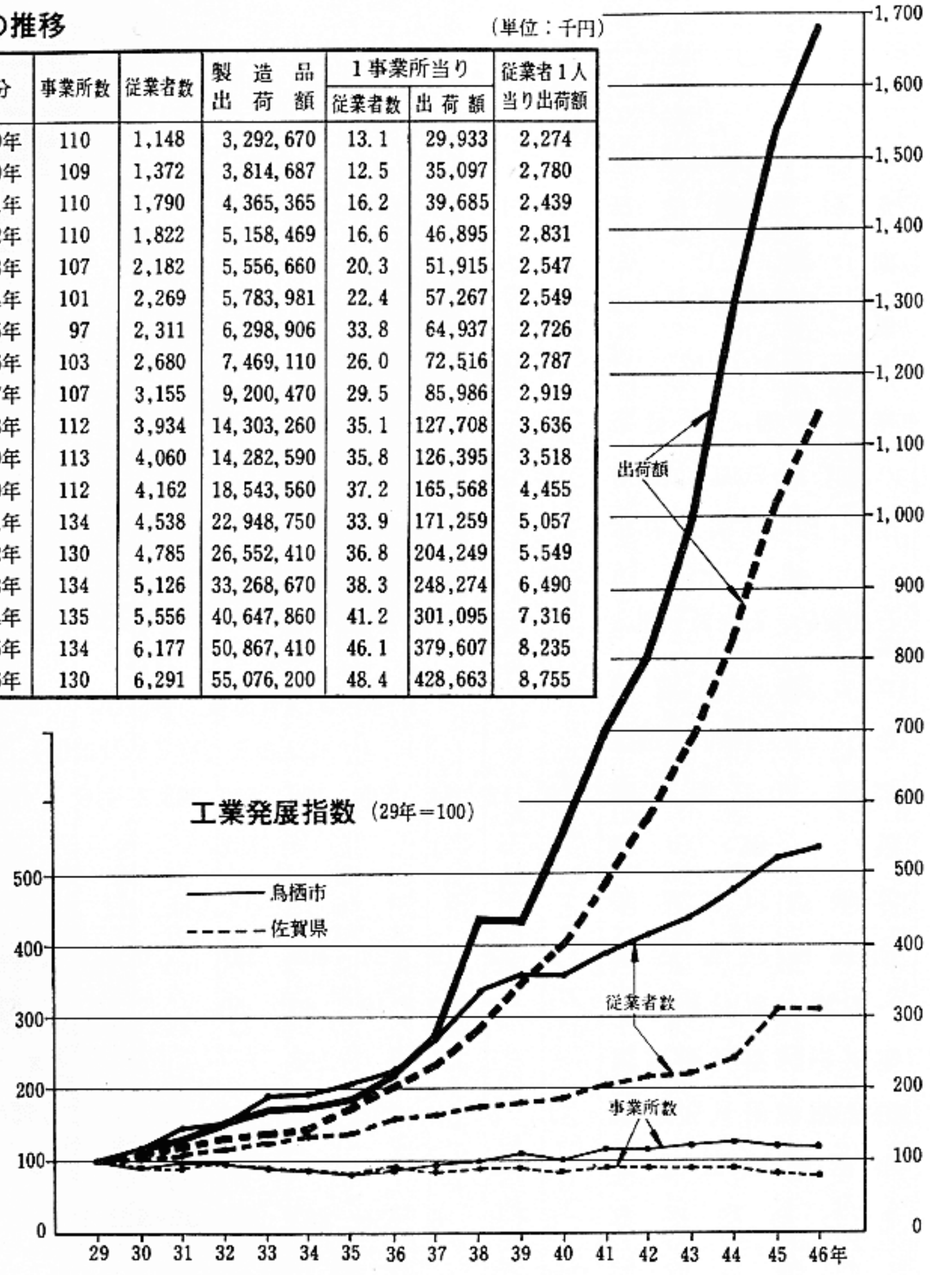
この工業生産の高まりの様子を産業部門別にみれば表XX—10のようである。

事業所別では金属製品製造業がかなりふえ、三十三年（一九五八）では五事業所であったのが一七となり、この期間にふえた全事業所の半ばを占めている。また就業従業者別でも金属製品製造業の増加率が最も高い部類に属し、同期間中に一三・五倍もふえている。鳥栖市全体の従業者はこの期間に二倍ほど多くなっているのでその発展度はきわめて大きい。事業所の数は三倍から八倍にふえたに過ぎないが、従業者が最も増加したのが家具装備製造業の部門である。ここでは同期間中に二一名から四一九名になり二〇倍も多くなっている。これほどでないにしても従業者が二倍以上になった部門は以上の外にパルプ・紙・紙加工製造業、化学工業、窯業、土石製造業、一般機械器具製造業、

工場の推移

（単位：千円）

区　分	事業所数	従業者数	製造品出荷額	1事業所当り 従業者数	1事業所当り 出荷額	従業者1人当り出荷額
昭和29年	110	1,148	3,292,670	13.1	29,933	2,274
30年	109	1,372	3,814,687	12.5	35,097	2,780
31年	110	1,790	4,365,365	16.2	39,685	2,439
32年	110	1,822	5,158,469	16.6	46,895	2,831
33年	107	2,182	5,556,660	20.3	51,915	2,547
34年	101	2,269	5,783,981	22.4	57,267	2,549
35年	97	2,311	6,298,906	33.8	64,937	2,726
36年	103	2,680	7,469,110	26.0	72,516	2,787
37年	107	3,155	9,200,470	29.5	85,986	2,919
38年	112	3,934	14,303,260	35.1	127,708	3,636
39年	113	4,060	14,282,590	35.8	126,395	3,518
40年	112	4,162	18,543,560	37.2	165,568	4,455
41年	134	4,538	22,948,750	33.9	171,259	5,057
42年	130	4,785	26,552,410	36.8	204,249	5,549
43年	134	5,126	33,268,670	38.3	248,274	6,490
44年	135	5,556	40,647,860	41.2	301,095	7,316
45年	134	6,177	50,867,410	46.1	379,607	8,235
46年	130	6,291	55,076,200	48.4	428,663	8,755



注　（工業統計調査）「市勢要覧」'73年版

図 XX-3　　鳥栖市工業生産の発達

表XX-10　工業生産部門別変化

	事業所数			従業者数			出荷額			
	33年	42年	44年	33年	42年	44年	31年	構成比	41年	構成比
							百万円	%		%
食料品製造業	47	42	41	602	942	982	3,074	47.8	7,995	44.0
繊維工業		1			9				x	
衣服その他繊維製品製造業	1			9						
木材・木製品製造業	16	12	14	102	169	161	74	1.2	377	1.3
家具装備品製造業	3	9	7	21	401	419	7.9	0.2	1,664	8.6
パルプ・紙・紙加工製造業	3	5	6	47	201	189	42.5	0.7	902	3.5
出版・印刷同関連事業	4	5	5	35	37	38	14.9	0.3	44	0.1
化学工業	12	9	10	644	1,005	1,218	1,538.6	24.0	5,941	22.3
石油製品、石炭製品製造業	1			9			4.8			
ゴム製品製造業		2	3		8	68			x	0.5
なめしかわ手間製造業										
窯業・土石製造業	9	12	14	293	466	540	305.3	4.6	1,492	4.8
鉄鋼業			1							
非鉄金属製造業										
金属製品製造業	5	22	19	24	405	327	7.0	0.1	1,051	2.2
一般機械器具製造業	1	2	2	19	60	59			87	0.3
電気機械器具製造業		1	1		168				x	
輸送機械器具製造業	1	3	3	292	613	681			1,958	7.5
精密機械製造業		1	2		19	45			x	0.3
その他製造業	5	4	6	556	282	378	1,359.5	21.1	1,083	4.5
計	108	130	134	2,653	4,785	5,556	6,428.5	100	22,949	100

注1　「鳥栖市建設計画書」、「市勢要覧」
2　41年出荷額欄のxは統計法により公表をはばかったもので、実数だけでは合計額と一致しない
3　図XX—3と表XX—10の31年・33年には不一致がある

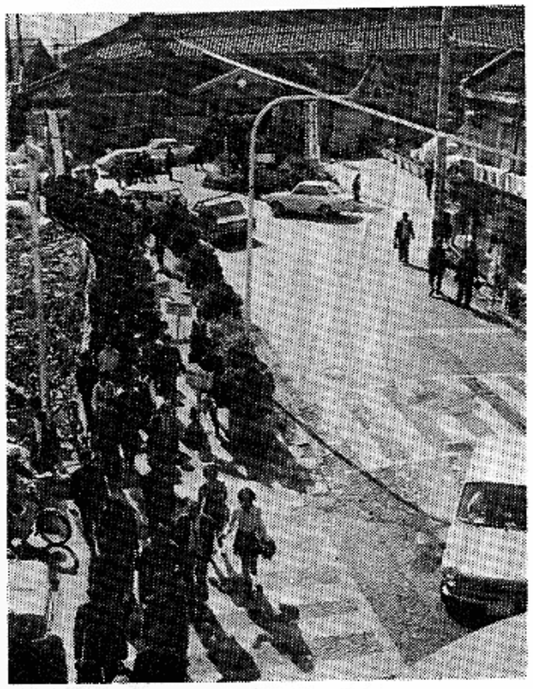


写真　XX-6
市内への通勤、通学者もふえた
（昭和48年5月、鳥栖駅前で）

輸送機械器具製造業などであり、従来鳥栖市工業就業人口で大きな比重を占めていた食料品製造業の部門では一・五倍ほどの増加でしかなく、相対的に従業者ののびが高くなかった。このように三十三年から鳥栖地域は化学、金属製品、機械器具の製造部門の発展が大きかったが、これはいうまでもなく主に工場誘致によって進出した企業によるものであった。この結果、四十五年（一九七〇）には、鳥栖市工業の構造も三十三年に比べるとかなり変化した。三十三年段階では化学工業、食料品製造業、精密機械製造業の部門での従業者が全従業者の二〇㌫ほどをそれぞれが占めていて、この三つが鳥栖地域では多くの従業者がいた部門であった。これが四十五年になると化学工業での従業者が二倍にふえながらも全従業者の二〇㌫ほども以前の比率とあまり変わらない状況にあるだけで、食料品製造業、精密機械製造業では六・八㌫、食料品製造業で一七㌫、精密機械製造業における従業者の全従業者に対する比率は下がり、の比重しか占めなくなっている。このような中で輸送機械器具製造業、窯業土石製造業、家具装備品製造業の従業者は全体の一〇㌫前後の比重を占めるようになっており、この部門での発展がかなり高かったことを示している。

従業者からみた状況は以上のようであるが、これを製造品出荷額からみると三十三年の時と同じように依然として食料品の出荷額の占める比率四四㌫と高かったのに対し、四十四年にも依然として全体の四三㌫を占めており、その出荷額における比重は殆

んど変わっていない。これについで化学工業製品生産部門は全出荷額の二二㌫を占めている。この両部門で全出荷額の六〇㌫を占めているが、この他では家具装備品、輸送機械の製造部門が八㌫前後の出荷率であり、またパルプ・紙・紙加工部門でも三㌫、金属製品製造部門で二㌫の率である。これらは三十三年段階ではいずれも全出荷額のなかでは一㌫以下の比率しか占めていなかった部門であるだけに、この一〇年余の間にこれらの生産部門が発展してきた様相がうかがえる。そして、これらの部門の出荷額が高まったことはやはり誘致企業の生産に負うところが大きい。家具装備品部門ではフランスベッドＫＫ九州工場、輸送機械器具部門ではブリヂストンタイヤＫＫ鳥栖工場、パルプ・紙・紙加工部門では聯合紙器ＫＫ鳥栖工場と金属製品製造部門では西日本電機ＫＫ鳥栖工場といったように、誘致企業の生産がその部門での出荷額の高まりをもたらしている。しかも、生産設備からして、これらの部門での出荷額は今後も更に高まって行くことが見込まれている。

(2) 在来企業と誘致企業

ところで誘致企業における問題点を以下若干検討しておこう。

在来企業と誘致企業との従業者数、一人当たり年間生産額などを四十六年の状況について対比すると表ＸＸ—11のようである。従業者数では在来企業での従業者四、六四七名であり、これに対して誘致企業では三、二二六名とまだ在来企業での就業者が多いが、それでも誘致企業での従業者数は全体の四一㌫におよんでいる。ところが、これを市内と市外との居住別での従業者構成をみると在来企業では約七〇㌫が市内居住者となっている。これに対して誘致企業においては、市内、市外との構成比ではむしろ市外が多い。つまり誘致企業では在来企業のそれと比べると、市外からの通勤者は一〇㌫多い。従って雇傭の面では市内の労働力を吸収するということにおいて相対的には大きな役割を果たしていない。この点は更に誘致企業は在来産業に比べて生産性が高いために労働者を雇傭する点においても企業規模に対して相対的には少ないということによって一層つよめられている。すなわち、一人当たり従業者の四十七年現在の年間生産額を前表によって、在来産業と誘致企業についてみると、誘致企業の場合は一、一四七万円であるのに対して、在来産業においては五六六万円であり、誘致企業の従業者一人当たり年間生産額の方

表ＸＸ-11　在来企業と誘致企業の従業者、生産額対比

	会社数	従業者数 市内	従業者数 市外	従業者数 計	敷地面積	年間生産額	従業者1人当り 敷地面積	従業者1人当り 年間生産額
		人	人	人	㎡	百万円	㎡	万円
在来企業	64	3,059	1,588	4,647	636,486	26,308	137	566.1
誘致企業	20	1,478	1,748	3,226	847,264	37,024	263	1147.7
計	84	4,537	3,336	7,873	1,483,750	63,332	448	8.044

注「鳥栖市商工課調」　　47.4.1現在

表ＸＸ-12　地域別企業立地状況

所在町	在来企業 社数	在来企業 従業者数	在来企業 敷地面積	在来企業 年間生産額	誘致企業 社数	誘致企業 従業者数	誘致企業 敷地面積	誘致企業 年間生産額
		人	ha	百万円		人	ha	百万円
轟木、真木	7	542	7.7	1,074	9	1,937	46.4	21,265
本町、京町、東町、秋葉大正町、本鳥栖、古野	13	1,167	12.4	6,996				
田代外町、同大官町、同上町、桜町、今町、柚比、神辺	12	1,279	7.5	7,908	1	205	4.2	3,700
幸津、村田、江島	7	404	14.8	5,325	5	370	18.3	4,683
山浦、宿、養父	18	432	12.5	2,020	3	182	8.7	3,186
永吉、原、姫方	4	556	6.3	898	2	532	7.1	4,190
水屋、曽根崎、酒井西、松原	3	267	2.4	2,086				
計	64	4,647	63.6	26,307	20	3,226	84.7	37,024

（鳥栖市商工課調）

が倍以上も多い。明らかに誘致企業における生産性は高い。この点よりしても労働者を雇う割合は相対的には大きく伸びていないのがうかがえる。

地域別状況を在来企業と誘致企業別にみると表XX—12のようである。在来企業は本町・京町・東町・大正町・本鳥栖町などに一三社一、一六七人が、また田代外町・田代大官町・桜町・今町などに一二社一、二七九人が就業し、いわゆる鳥栖市の中心地域に五三㌫が集中している。これに対して、誘致企業では轟木町中心に九社一、九三七人が就業し、誘致企業従業者の約六〇㌫が同町に集まっている。これは企業誘致政策の一環として同地域に工場団地が造成された結果によるものである。これによって在来・誘致両者を合せた従業者のなかで轟木町に三一㌫が就業し、表で示した地域別構成のなかでは最も多くの従業者が存在するようになった。

(3) 商業発展の特徴

以上のように、工業生産は企業進出によって大きく発展し、佐賀県における内陸工業都市としての機能を強めつつあるが、この工業生産に対して商業部門の発展状況はどのようであったろうか。商業部門の変化をみると表XX—13のようである。昭和三十三年（一九五八）と昭和四十五年とを対比すると商店数では七三四店から八〇八店と二七㌫増加し、従業者数では一、八一四人から三、〇四一人と六八㌫ふえている。商店数の増加率よりも従業者のそれが上回っていることは、商店の経営規模の比較的大きなものが出現したことによる。卸売業と小売業とではやはり小売業の占める割合が高い。また小売業の内部において飲食料品小売業と飲食店が昭和三十三年では主要なものであったが、この状況は四十五年においても変わっていない。むしろ商店数の増加ではこの業種が増加した商店総数の七〇㌫を占め

ており、その比重は一層高まってきている。

ところで、このような商業の変化のなかで市民の四十五年の商品別購買状況をみると表XX—14・XX—15のようである。市民が購入する商品のなかで地元商店、スーパー、農協から八〇㌫ほど買い入れ、残り二〇㌫を市外で調達している。衣料品、身辺雑貨、贈答品の三〇㌫以上は市外で購入している。そして市外のなかでは久留米で買う者が殆んどで、同市が鳥栖市民の物品調達の主要な都市となっている。

さきに誘致企業の就業構成では市内・市外からの通勤者がそれぞれ半分ずつであり、在来企業と比べて市外通勤者の占める割合が相対的には多いということをみたが、それは市内の商業部門にも影響し、誘致企業の従業者の商品購入によって市内の商店などが潤うという結果には必ずしもなっていない。誘致企業の従業者は若年齢者が多く、賃金収入がまだ少ないということおよび市外通勤者が過半数を占めるという状況からそれはきている。

昭和三十三年の鳥栖市内商業部門での商品販売額は約二六億円であったが、四十三年には約八三億円になり、三倍

表XX-13　商店・商品販売額の変化

	昭和33年		昭和45年	
	商店数	従業者数	商店数	従業者数
卸売業	48	216	56	435
卸売業	40	202	53	432
代理商・仲立業	8	14	3	3
小売業	587	1,598	752	2,606
各種商品小売業	1	58	1	2
織物衣服身のまわり品	59	156	62	289
飲食料品小売業	248	646	301	850
飲食店	73	233	147	515
自転車荷車小売業	15	36	31	139
家具・建具・什器小売業	55	139	55	213
その他の小売業	136	330	155	598
計	635	1,814	808	3,041

注　「市勢要覧」



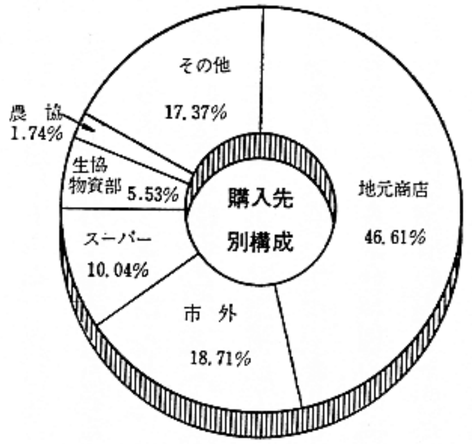
写真ＸＸ－７
本通筋商店街の一部

ふえている。これに対して工業製品出荷額は三十三年の五五億円から四十三年には三三二億円と六倍に伸びている。商品販売額の伸びは工業製品出荷額の伸びの半分である。工業生産の発展の割には商業部門は発展していない。

表ＸＸ-16　所　得　の　変　化

	生産所得額		41年／31年	個人所得額		41年／31年
	昭和31年	昭和41年		昭和31年	昭和41年	
	百万円	百万円	倍	百万円	百万円	倍
1. 第一次産業	453.1	1,200.7	2.65			
農業	438.9	1,174.3	2.68	577.9	995.5	1.7
林業	14.2	26.4	1.86	2.3	5.3	2.3
2. 第二次産業	1,197.3	9,886.2	8.26			
鉱業	2.1	10.7	5.1	7.3	8.7	1.9
建設業	79.8	1,538.3	19.3	178.9	440.2	2.4
製造業	1,115.4	8,337.2	7.5	443.3	2,348.6	5.3
3. 第三次産業	1,924.7	5,614.9	2.92			
卸売・小売業	555.4	1,147.5	2.06	522.7	1,140.7	2.2
金融・保険・不動産業	71.5	314.8	4.42	38.5	202.5	5.2
運輸通信業	781.4	2,201.2	2.82	643.8	1,876.7	2.9
電気・ガス・水道業	—	228.6		—	46.7	—
サービス業	365.5	1,255.6	3.44	383.2	1,277.9	3.3
公務	150.9	467.2	3.11	123.0	521.4	4.2
計	3,575.1	16,701.8	4.68	2,920.9	8,864.2	3.0

注「鳥栖の所得」（昭和41年市民所得・鳥栖市総務課）



図ＸＸ－４　どこで買うか
（鳥栖商工会議所調）

表ＸＸ-14　商品別購買状況

○調査の対象＝市内中学２年生の家庭
○調査期間＝昭和45年９月１日～15日
○回答率＝85.8%　　（単位＝%）

区分	地元商店	市外	農協	生協物資部	スーパー	その他
衣料品	40.55	29.92	0.73	5.13	10.99	12.68
身辺雑貨	31.64	27.14	0.83	8.95	14.74	16.70
文化品	60.35	14.52	0.97	2.37	1.70	20.09
日用雑貨	53.34	11.51	0.99	4.15	6.43	23.58
食料品	61.60	2.47	5.46	5.39	15.37	9.71
贈答品	19.02	36.23	5.98	8.15	13.41	17.21
購買先別割合	46.61	18.71	1.74	5.53	10.04	17.37

（鳥栖商工会議所調）

表ＸＸ-15　都市別購買状況　　単位%

区分	久留米	福岡	小郡	佐賀	その他
衣料品	89.53	6.45	2.04	0.61	1.37
身辺雑貨	85.55	9.15	2.83	1.61	0.86
文化品	65.25	12.17	2.50	3.99	16.09
日用雑貨	75.36	6.82	5.16	1.19	11.47
食料品	66.03	2.78	31.19	0	0
贈答品	75.06	15.48	2.38	3.57	3.51
市外購買先別割合	77.59	7.85	7.12	1.51	5.93

（鳥栖商工会議所調）

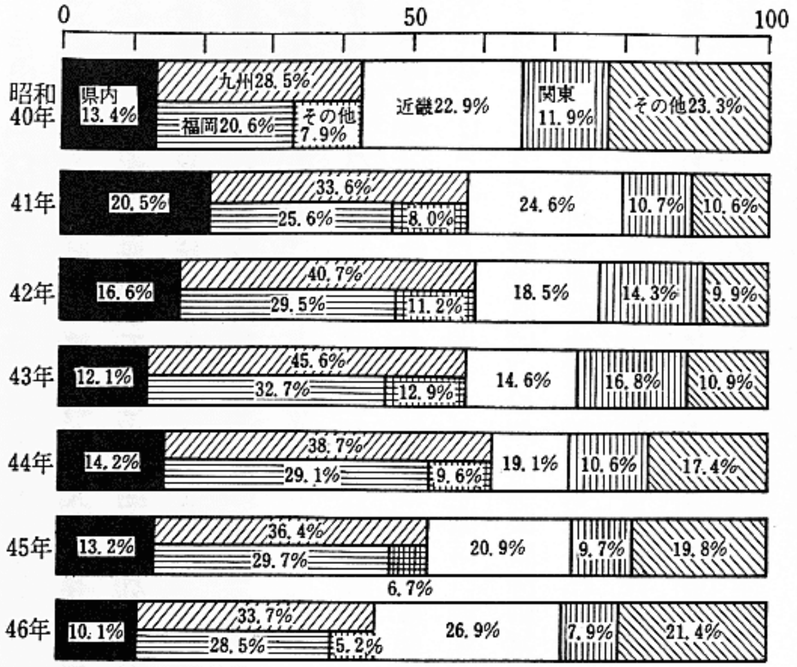
所得の面からみても商業部門の発展度は低い。第一次産業、第二次産業、第三次産業のそれぞれの所得額の変化を昭和三十一年と四十一年についてみれば表XX—16のようである。

三十一年からの一〇年間において総生産所得は三五億円から一六七億円と四・七倍ふえている。これに対して第一次産業は二・七倍、第二次産業は八・二倍、第三次産業は二・九倍となっていて、第一次産業、第三次産業は鳥栖市内生産所得総額の伸びより低い。換言すれば第二次産業部門での伸びがかなり上回っているということである。更にもう少し細かくみると全体で最も所得がふえたのは建設業部門であり一九・三倍も大きくなっている。最も低いのが卸売りおよび小売業であって二倍程度の所得増加にしかなっていない。このように卸売りおよび小売業の所得の増加度合は鳥栖市内では最も少ないのである。建設業や製造業における所得増加と卸売りおよび小売業とのそれが相応していないことは明らかである。

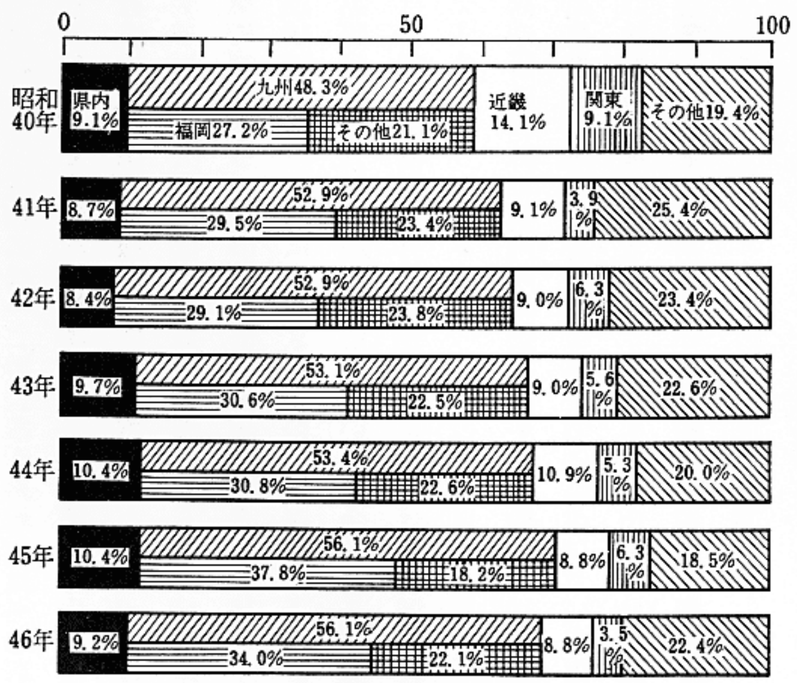
(4) 商工業発展の課題

以上は生産所得よりみた場合であるが、個人所得の変化からみてもほぼ同じ状況にある。産業別に勤労および個人業主所得の三十一年と四十一年との額は前表のようになる。三十一年の個人所得総額は三二億円であったが、四十一年には一〇〇億円と三・一倍の増加となっている。産業別では、同期間における個人所得の伸びは農業で一・七倍、建設業二・五倍、製造業五・三倍、卸売りおよび小売業二・二倍などとなっていて、やはり製造業における所得の伸びと卸売りおよび小売業とのそれが相応していない。また農業部門での所得もあまり伸びていない。このように工業生産の発展が鳥栖地域の全体的な発展と相応していないことは、工業生産の高まりのみでは市の発展度を考えることが

出来ないことを示している。しかも製造業のあり方が雇傭面を除いては、市民に所得をもたらすような形態ではないことに一層深刻な問題がある。この点は製造業における原材料の購入先と製造品出荷先の最近五カ年の地域別変化からみても明らかである。図5・6においては、年によってかなり差があるが、傾向的にいえば原材料の購入において



図XX-5　原材料の購入先



注　（工業製品等流通統計調査）

図XX-6　製造品の出荷先

（「市勢要覧」'73年版）

は県内は一〇㌫台であり、しかも四十一年が二〇㌫であったのに四十三年には一二㌫、四十六年には一〇㌫と低下している。要するに県内に原材料の購入を依存する割合はむしろ減っている。それにくらべて福岡に対しては四十年の二〇㌫から確実に増加しているのが注意される。残りを近畿地域と関東地域が食いあう関係であるが、その中では関東地域がやや押し気味である。このように、県内で購入する割合が次第に低下していることからみて、製造業の原材料購入における県内の結びつきは薄い。もっともこれは単に割合をしめすのであるから、実額としてはもちろん増加しているであろう。この点は製造品の出荷先においてもほぼ同じで、県内に出荷されるのは製造品の一〇㌫程度にすぎない。それに対して福岡へは三〇㌫、近畿に一〇㌫、福岡以外の九州地域に二〇㌫という割合である。原料輸入では福岡以外のこの地域は一〇㌫内外であったから、鳥栖市の工業は福岡以外の九州地域にいわば工業国的性格を強めているわけである。

鳥栖市における製造業は、このように原材料、製品出荷の面において県内への依存度が出荷額の増加に比べて伸びていない。原材料を別の地域で調達し、それを加工、製品化するという生産形態であり、この点においては主に雇傭の面でしか工業生産のもつ有効性が市民には還元されていないことになっている。しかも鳥栖市における工業生産の高まりが誘致企業の生産によるところが大きいだけに製造業の発展と市民生活という問題では複雑な事情を内在化している。

このことは戦前の状態をふりかえればよくわかる。

大正期にも片倉製糸、日清製粉などの企業進出があったが、このときは地域経済と結びついた面がつよかった。片倉製糸は養蚕業、日清製粉は小麦生産という具合であり、それが片倉製糸における特約体制における農家の収奪的購繭制がとられたにせよ、直接的な影響が鳥栖地域にみられた。ところが、戦後における企業進出は、この点において

は殆んど密接な結びつきがみられない。つまり原材料は福岡や近畿、関東より調達し、地元に依存することは少ないというように工業生産の高まりは地域的には、ますます福岡の経済圏内に包摂される形態になっており、また市民の消費構造においては食料品などの日常生活品以外は主に久留米で購入するというように、消費の面では久留米市場圏に包みこまれてきているのであり、工業生産高の増加に即応した形で、市民生活や地域社会が豊かになってきていない。昭和三十五年の農業就業人口は五、七〇六人であったのが四十年には四、八九九人と千人余も減少した。しかも農家の専兼業別区分では三十五年の事業率は二一㌫であったのが、四十五年には八・五㌫にすぎなくなっていて、著しい兼業化が進行している。しかし、この脱農業化した労働力が誘致企業に用いられる割合は低く、市外への出稼ぎまたは非常勤的業務への就労という形で流出している。脱農化または兼業化した層が中高年齢層が多いということからくるものであるが、農業部門における就業人口の減少や兼業の著しい進展自体は鳥栖市のみでは対応できにくい問題であるとしても、それらの問題の若干の緩和に誘致企業が役割を果たしているかといえば必ずしも予期通りには進行していないのである。この点は更に法人の所得と勤労所得の変化からみてもうかがえるところである。

昭和三十五年を基準にすれば、鳥栖市における勤労所得は二八億円から四十一年には七三億一二五万円と約二・六倍に増加した。これに対して法人所得は二億五、六四二万円から一一億八、二二〇万円へと約四・七倍もふえている。法人所得ののびは勤労所得の倍近いふえかたである。工業生産の高まりが法人所得の増加をもたらしているが、このうち誘致企業の役割が高く、四十六年六月には年間総生産額五八〇億円のうち誘致企業は三五三億円の生産をし、総生産額の六〇㌫を占めている。しかし、誘致企業における法人所得は市の税収とならない。それは誘致企業はいずれも分工場のためである。法人市民税はその企業の法人所得に対して当該工場の従業員のその企業に対する割合で課税されるため、従業員の占める割合が低い場合には、それだけ法人市民税は少ない。鳥栖市の場合、さきにみたように

誘致企業の生産性は在来企業に対して高く、その企業の鳥栖分工場従業員の寄与率は相対的にはあまり大きくない。それゆえ法人市民税の大きな伸びは見込めない。

企業が市民税収入に対してかなりの比重をもつのに固定資産税がある。この固定資産税のなかで大きな割合を占めるのが原価償却税である。もし企業の新規設備投資がない場合は原価償却税は減少していく性質のものである。そのため大規模な設備投資がない限り固定資産税の収入増加は期待できない。誘致企業による直接的税収入の変化をみれば表XX—17のようである。四十三年は七、四七五万円であったのが四十五年には一億二七万円と二年間ほどに二、五〇〇万円ほどふえている。これは誘致企業の固定資産税に対する減免期間が大部分の誘致企業において終了したことによるものである。

誘致企業の直接的税収の四十五年鳥栖市一般会計歳入に対する割合は、同年の一般会計歳入が一六億九、五五四万円余であるので約六㌫程度である。企業誘致用に造成した工場団地にはほぼ企業進出が完了したので、当面大規模な企業進出は見込まれない。とすれば企業誘致による市税の充足ということはあまり期待できず、むしろ原価償却のあり方などからして市税に占める誘致企業の税額の比重は低下していくとみなされる。

以上のようにみると、過去に企業誘致に力を入れた市政の時期があったが、その効果は予期通り進行していないとみなさざるをえない。今後は、鳥栖市民全体の福祉につながる政策の実施が望まれる。

表XX-17　企業誘致による直接的税収入　（単位万円）

	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
市税収入	921	1,264	1,252	2,132	3,678	4,594	4,773	5,484	7,475	8,558	10,027

（市税務課調）

3　結び・『みどりの産業都市』

鳥栖市に市制がしかれて以来、ほとんど二〇年、その間の市政の展開と、産業の発達をみてきたのであるが、最後にこれからの展望をするにあたり、同じ目的で書かれた先人の考察をふりかえることはきわめて意義のあることである。それは戦前、昭和十一年のころ、当時の鳥栖町について述べられたもので、つぎは松尾禎作著による『鳥栖町案内』の結論にあたる部分の一節である。

鳥栖町の将来を考ふるには先づ過去を知らねばならぬ。又周囲との関係に注意を要する。此の意味においてこれまで述べて来た事も、限られた地域の単なる現状の平面的描写でなく、そこに空間的連鎖と時間的推移を考慮に入れた積りである。

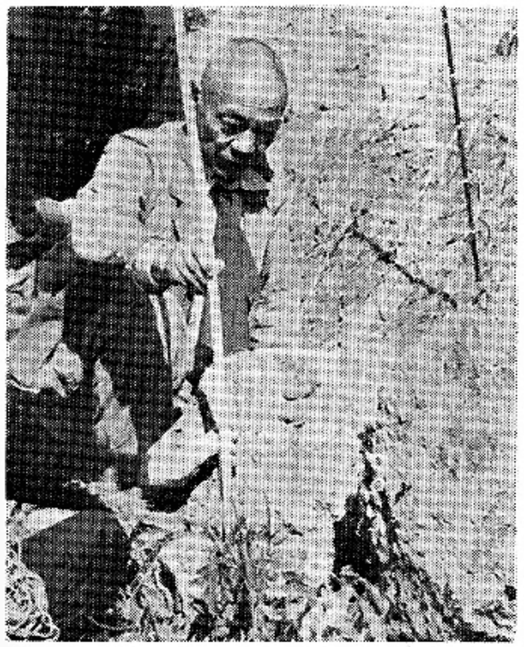
将来の展望をなすためには正にそのような準備が必要である。本書もI章以下そのような考え方で努力したつもりである。右の引用で「これまで述べて来た事も」といっているのは、本書の前章までにあたるのである。ところで、当時鳥栖町の地域では広さからいえば、東部の旧田代領がかなり広かったが、西部の轟木は古くは佐賀領の宿場があり、明治以後も郡役所以下がかなり集中し、この対称はいうまでもなく旧藩政時代の領域にも相当し、両者の言語風俗人情といったようなものは、「相当久しい間劃然たる対立を示し、交際婚姻等も容易に結ばれない」といった状態であった。

然るに鉄道が開通して鳥栖町が交通都市となり、更に工業都市として面目を改めるにつれて、移住者の新勢力と従来土着の二大勢力とが交錯して此処に三大勢力の渦巻を呈した。これが明治の末葉から大正にかけての有様である。昭和の時代に入って学校教育の効と社会的事情の推移と、町民の自覚により次第にこの三大勢力が綜合止揚されて新なる鳥栖町精神が打立てられつつあるように思われる。

戦前のこの状態は、以上各章において古くから鳥栖市域の発展過程をたどってきたことを顧みれば、容易に想像され理解できるであろう。しかし、戦後の民主主義的諸改革、二町三村より成る鳥栖市の成立、教育の普及と交通網の発達、ならびに誘致企業の進出による「移住勢力」の著増は、右のような戦前の社会的空気を一変させ、大鳥栖市としての渾然融和した市民層を形成しつつあることは明らかである。

さらに同書は右のような現状把握に立って、鳥栖町の産業の将来を次のように展望する。

将来は現状の基礎の上に築かれて行くであろうが本町は将来商工業の発展を見るであろう。しかしそこには郷土人の努力を要することは申す迄もない。即ち益々交通の便を計り顧客を誘致し、確実に己の事業の発展を計り、工場の誘致等に努めねばならぬ。現に完成せる鳥栖田代間の五間幅道路、又鳥栖麓間の道路等は郷土人の努力の一面であって、それ等の本町商工業の発展におよぼす影響は決して少くないであろう。



写真XX—8
古墳をしらべる松尾禎作
（昭和32年、柚比で）

本町商工業地帯の発展は五間幅道路に沿う田代方面および曽根崎方面が最も有望であり麓村宿方面がこれに次ぎ西に向っても可能性はあるがそれは余程後の事であろう。

藤ノ木今泉以南の低地は住宅地としての発展が主であろう。本町の農業も将来有望の一面であろう。鉄道以北の耕地がよし商工地帯と化しても藤ノ木今泉以南鹿児島本線以南の耕地は容易に人家の発展を許さない。それは十米以下の低地であり、筑後川に面して洪水の恐れもあり、鳥栖町の交通機関の利用については余程不利である。そこでこの地域は相当永く農業地域を保つであろう。故にこの地域の農業の将来は消費地を近くに控え、肥料その他必需品を求むるに便である処から商工業の発展に比例して有利である。但し時代に適応した経営を計画し農民精神を失わぬことは極めて大切な事である。

まず、商工業についてはかなりの努力（交通の確保、工場の誘致）を要するとしながらも、明るい展望をもっている。ただしそれはあくまで当時の交通機関、資本、技術等の発展速度を基準とした傾向線（トレンド）を延長したものであって、もちろん国道三四号線、大型トラック、轟木工場団地などは夢にも考えられていない。したがって商工業地帯の拡張は、もっぱら田代・曽根崎方面を想定している。このような発展速度のケタが違っていることを別とすれば、交通機関の整備と誘致工場を中心とする発展のコースには誤りはなかったとしなければならない。むしろ、発展の速度の異常なまでの速さが、前(2)節に指摘されたような誘致企業と地元経済の原料・製品の流通、労働力の地元雇傭、地元商業との不整合な関係をもたらしてもいるといえなくはない。鳥栖市のばあい、誘致企業の業種が比較的公害のおそれが少ないこと、また公害防止協定への関心が届いていることが、矛盾の激化を救っていると考えられる。しかし鳥栖市としては一般の公害以外に後に述べる交通公害という新しい重要な問題をかかえていることに注意すべきである。

また、『鳥栖町案内』の展望している農業の将来に関しては、工業や交通以上にケタ違いの発展現象がみられる。

すなわち、成富兵庫以来のこの平坦地域の悩みの種であった水害は新宝満川以下関係河川の治水工事がほぼ完成したばかりでなく、大規模な圃場整備が続々となされつつある。そのように改良された水田の上に夏は大型トラクターが唸りを上げ、秋はコンバインが華々しく駆動している。だが、いうまでもなくこれは表面的現象であって、(1)節で指摘されているように鳥栖・久留米・福岡の工業発展につれて農業労働力は流出し、農地のスプロール現象が促進され、折角改良された水田の土地利用率は低下しつつあり、米の反収さえも一時の上昇から減退の気配をみせている。

このようにわが国経済の高度成長に推進された鳥栖市の「位置のエネルギー」は、工業製品出荷額佐賀県一という発展をしめしたが、鳥栖市域に古くから育ってきた農業にはきわめて厳しい、複雑な問題を投げている。そればかりではない。誘致企業を軸とする商工業の発達は、急激な人口の社会的増加（『移住勢力の著増』）をもたらし、住宅問題、上下水道の問題、教育文化施設の問題、すなわちいわゆる都市問題を新しく提起するようになった。

原市長が就任第一声で総合的都市計画の必要を表明したのは、正にかような現実に直面してのことである。もとより都市計画の構想は海口市長以来、常に唱えられてきたといってよいが、そのころの構想は理想ないし希望的要素で色どられていたのに対し、今日のそれは当時の構想が部分的に実現しつつある時点において、その積極面と消極面をふまえて現実性の濃い構想でなければならない。

昭和四十八年三月に市議会が樹立した「総合計画」は、以上のような意味をもっているが、それは前述のように昭和六十年を目途とした「基本構想」とそれに至る中期的な「基本計画」とから成っている。そこでその内容としての「基本構想」の骨子を紹介して本書『鳥栖市史本篇』の結びとしよう。

「基本構想」では鳥栖市のめざす未来の都市像を「みどりの産業都市」と規定する。その具体的な将来像は三本の柱より成るが、要約すれば次のとおりである。

一、秩序ある都市

無秩序な市街化を抑制し、公害の未然防止と計画的な都市づくりにより公共施設の完備をめざす。

二、花とみどりがあふれる都市

九千部山を中心とする自然環境を保護し、学校や工場の緑化を推進する。

三、交通拠点を生かした産業都市

全国的な交通上の優位性を生かし、適正な産業配置により内陸工業の集積、第三次産業の振興および都市近郊型農業の共存をはかる。こうした産業の振興によって市民の生活水準と福祉の向上をはかる。

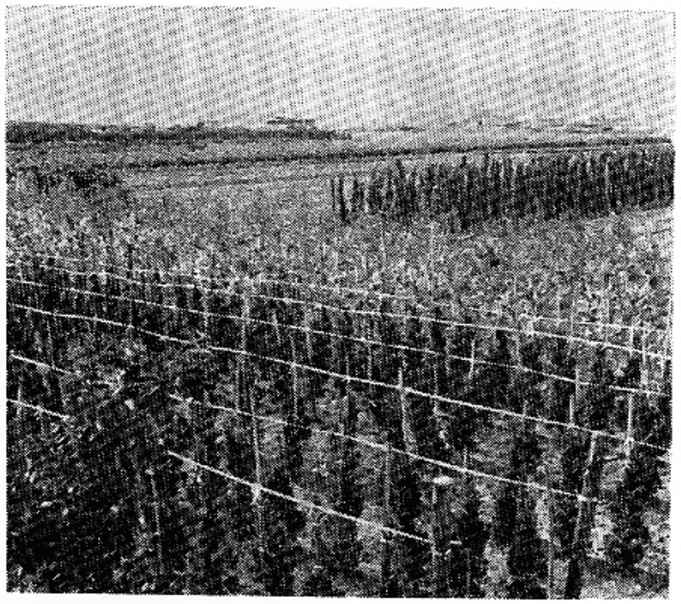
というのである。そしてこの三本柱の将来像を実現するために、次のような基本姿勢でことにあたるという。

一、市民生活優先の立場から、社会資本（教育文化福祉施設、道路公園、上下水道、住宅等）の充実をはかる。

二、健全な経済の成長を（はかり、その成果を）生活水準の向上にむすびつける。

三、新しい交通拠点性を活用し、地方中核都市としての機能（内陸工業ならびに流通業務）を整備充実する。

このような姿勢・方針でもって前記の将来像に近づこうというのである。そこで以下この点について多少の吟味を試みよう。



写真ＸＸ—９
休耕田を利用した花木団地（安楽寺町で）

本書ではとくにX章以後、明治以降の展開において一貫してとり上げた問題がある。地方自治、教育、交通、在来産業（農業、売薬業、製蠟業、織物業、製粉業、製糸業等）についてである。

現在の「基本構想」はそれらの諸問題の展開の上に誘致企業、それに伴う人口増加の問題をかなりのウェイトでつけ加えた形であり、それ自体はむしろ正しいといわねばならぬ。とくに産業に関していえば、右の基本姿勢においても「健全な経済の成長」というのは、正にこの在来産業と誘致企業との調和・補完的な成長を意味すると思われ、具体的には「基本計画」なり、それぞれの部門別の計画なりにおいて積極的な推進がはかられるであろう。したがって産業関係についてはこれ以上ふれないこととする。

ただ、交通に関しては交通の要衝ということに力点がおかれ、そのマイナス面、すなわち、公害の面が一般公害の中に包含・解消されている感がある。交通公害は人身事故を筆頭として、騒音、排気ガス、住民の通行難等がある。「基本計画」には個別的には対策が盛られているが、それらは総括して「交通公害」として把握する姿勢でなければ「交通の要衝」の一面的強調となってしまう。鳥栖市の住民的立場からは常にこれを二面的に把握しておくべきであろう。

そこで最後に結論としたいのは地方自治と教育の問題である。明治維新政府が封建制解体後、地方の村々に自治を認め、これを制度化したことはすでに詳述したとおりである。しかし、初期には名ばかりの自治であって、実態は政府、その下部機関としての県の監督にあり、富国強兵の基盤になされていた。けれども経済の発展、文化の進歩につれて次第に中央集権的方式が緩和され、とくに大正末期の普通選挙以後、昭和初期にはいちじるしく地方分権的、すなわち実質的に自治が認められるようになった。

ところが太平洋戦争の過程において、皇国主義的観念や国民総動員法の下に、地方自治は無惨にも圧殺され、末期

には軍部の一元的支配に編入されてしまった。終戦後は占領軍の管理下にあったとはいえ、前章に述べたように地方自治には分権的、民主主義的方式が導入された。経済的にはインフレに悩まされ、窮乏の底にあえいでいたものの地域住民の権利は拡張されていたのである。しかるに朝鮮戦争後は「能率化と経済化」のために集権的制度が着々と整備され、自治体の行動と意思は実際問題としては次第に束縛される傾向にある。したがって各県、各市において総合計画、マスタープランの類が策定されるのがむしろ一般的であるが（それも自治省はじめ中央の指導によるものが多い）、その計画の実施にあたっては必ずしも円滑に進んではいない。

それには財政的、法制的に逆行した地方自治制そのものに根本的問題がある。「能率化・経済化」が先行して「住民の福祉」がおき去りにされているからである。

したがって、鳥栖市の基本姿勢の第一に「市民生活優先の立場」を謳っているのは至当であり、推賞すべきであるが、右の現状にかんがみ、この立場をつらぬくことは決して容易ではない。

そこで教育の問題が登場する。明治以来、教育制度の発達が地方自治制とほとんど同じ軌道、同じ歩調をとってきたことは前に明らかにしたところである。普通選挙直後においては公民教育が始まり、鳥栖公民学校は佐賀県でも最も早く独立した公民教育の機関であった。今日において地方自治を正しく支えるのは地域住民であり、この地域住民が単なる地域エゴでなく地域の問題を将来に即して判断し得るためには、この公民教育の復活が必要である。もちろん情報化時代、レジャー時代に、かっての公民教育、とくに軍国主義的ないし天下り的公民教育そのままの復活は到底考えられない。それを教育と称してよいか否かも疑問である。新しい公民教育は、市当局、市議会、農業協同組合、商工会議所、諸学校青年団等の機関を含めた相互研修というべきかも分からない。要するに公民館活動ないし社会教育の拡充であり、徹底である。

鳥栖市の「位置のエネルギー」は「産業のエネルギー」によって支えられねばならぬ。「産業のエネルギー」は、「市民のエネルギー」によって調整されねばならぬ。この「市民のエネルギー」の源は公民教育にまたねばならぬ。そのエネルギーが充実してくれば、「能率化と経済化」の地方自治制も次第に本来の、文字どおりの住民的立場へと変質することが可能であろう。

前章までの鳥栖市の発展をたどるに際して、農業にかなりの頁を割いたのは当時の地域産業として当然であった。しかもその中でとくに一章を設けて農民運動の過程を詳説したのは、当時としてこれがいわばこの住民教育のひとつの型であったからである。もちろん、この運動の対象となった地主制を常に非とするわけではない。確立期における地主制はむしろ農業の先頭に立っており、土地改良に、技術改善にその功績は大である。しかしその歴史的任務を果たしたのちはいわゆる反動的性格となり、その結果は衰退せざるを得ない。農地改革は占領軍の農民解放指令一本でなされたのでは決してないことはすでに明らかにしたとおりである。

今日において鳥栖市の工業発展はいちおう順調であり、またその関連部門への波及効果も大きい。しかしそのために農業へのマイナス効果も甚だ大きい。しかし大事なことは、それだからといって農業サイドが常に被害者意識に駆られるだけでは発展性はない。農地改革は農業者に自主性という責任を負わしたことを忘れてはならないだろう。

今後の公民教育は商工業の経営者にも、ホワイトカラー、ブルーカラーにも、農業者にもOLにも主婦にも、地域住民としての自主性をいかに培うかの問題であろう。それが総合計画の構想を実りあるものにするか否かの分かれ目になると思われる。

鳥栖市史年表

—慶応3年まで—